

スーダン国  
貿易・投資促進のための  
基礎情報収集・確認調査  
ファイナル・レポート

平成24年7月  
(2012年)

独立行政法人  
国際協力機構 (JICA)

ユニコ インターナショナル株式会社

スー事
JR
12-001





Map No. 4458 UNITED NATIONS  
October 2011

Department of Field Support  
Cartographic Section

- |         |                                      |
|---------|--------------------------------------|
| 1954年   | スーダン自治政府の発足                          |
| 1955年   | 第一次南北内戦の勃発                           |
| 1956年1月 | エジプトとイギリスより独立(スーダン共和国)               |
| 1972年3月 | アディスアベバ合意 1955年より17年間続いた第一次内戦の終結     |
| 1983年5月 | 第二次南北内戦の勃発                           |
| 2005年1月 | 南北包括和平合意(CPA) 1983年より22年間続いた第二次内戦の終結 |
| 2011年7月 | 南部スーダンの分離独立                          |
| 2012年1月 | 3か年緊急プログラム開始                         |

## スーダン共和国



# 目 次

## 序論

## 最終報告書の要旨

## 第 1 章 スーダンの社会・経済概況

---

1.1 一般概況 .....	1-1
1.1.1 今日のスーダン .....	1-1
1.1.2 国の行政組織 .....	1-2
1.2 経済・社会情勢 .....	1-4
1.2.1 マクロ経済の推移 .....	1-4
1.2.2 産業構造の推移 .....	1-7
1.2.3 労働人口と社会開発 .....	1-8
1.3 マクロ経済指標に見る課題 .....	1-12

## 第 2 章 経済・産業政策

---

2.1 国家経済開発計画 .....	2-1
2.1.1 25 か年国家戦略(2007～2031 年) .....	2-1
2.1.2 5 か年開発計画(2012～2016 年) .....	2-3
2.1.3 3 か年緊急プログラム(2011～2013 年) .....	2-4
2.2 国家財政・予算 .....	2-7
2.2.1 南北分離前・後の財政、予算構造の比較分析 .....	2-7
2.2.2 予算配分システム .....	2-12
2.2.3 歳入増のための工夫、見通し .....	2-13
2.3 行政組織と産業政策 .....	2-19
2.3.1 産業政策体系 .....	2-19
2.3.2 連邦政府と州政府の役割分担 .....	2-20
2.4 経済連携協定の現況 .....	2-22
2.4.1 WTO への加盟 .....	2-22
2.4.2 COMESA と GAFTA .....	2-23
2.4.3 2 国間経済連携協定 .....	2-24

## 第 3 章 スーダン貿易の概況

---

3.1 貿易動向 .....	3-1
3.1.1 輸出動向 .....	3-1

3.1.2	輸入動向	3-2
3.1.3	貿易相手国動向	3-3
3.2	貿易振興政策と制度	3-5
3.2.1	政策・制度と手順	3-5
3.2.2	貿易振興体制	3-8
3.3	振興体制と人材	3-10

#### 第4章 スーダン投資の概況

4.1	投資動向	4-1
4.1.1	スーダンの投資動向	4-1
4.1.2	ハルツーム州の投資動向	4-3
4.2	投資促進政策と投資環境比較	4-4
4.2.1	投資促進政策と投資手順	4-4
4.2.2	投資環境評価	4-7
4.3	投資促進体制と人材	4-10
4.3.1	投資促進体制	4-10
4.3.2	投資促進に係る人材	4-12
4.3.3	投資促進策に見る特徴	4-14

#### 第5章 産業セクター別概況

5.1	農業セクター	5.1-1
5.1.1	農業セクターの現状と課題	5.1-1
5.1.2	農業振興政策	5.1-14
5.1.3	農産品・畜産品加工の現状と課題	5.1-15
5.1.4	農業分野と投資	5.1-21
5.2	鉱業セクター	5.2-1
5.2.1	鉱業セクターの概況	5.2-1
5.2.2	鉱業セクターの輸出入概況	5.2-10
5.2.3	スーダン政府の鉱物輸出目標量	5.2-11
5.3	工業セクター	5.3-1
5.3.1	工業セクターの概況	5.3-1
5.3.2	工業セクター輸出入の概況	5.3-7
5.3.3	その他の工業製品	5.3-9
5.3.4	スーダン政府の工業政策と主要製品の目標生産(輸出)量	5.3-12
5.3.5	工業セクターでの投資有望分野	5.3-15
5.4	金融セクター	5.4-1
5.4.1	金融市場の現状と課題	5.4-1

5.4.2	国の金融セクター育成方針.....	5.4-28
5.4.3	金融機関の比較優位とボトルネック.....	5.4-33
5.5	民間セクター動向 再委託調査結果の分析.....	5.5-21
5.5.1	企業アンケート調査結果概要.....	5.5-1
5.5.2	回答企業の概要.....	5.5-1
5.5.3	外国貿易取引の状況.....	5.5-3
5.5.4	事業開始時の資金調達と活用した支援策.....	5.5-10
5.5.5	企業の成長.....	5.5-11
5.5.6	考察.....	5.5-15
5.6	観光セクター.....	5.6-21
5.6.1	スーダン観光セクターの位置づけ.....	5.6-1
5.6.2	スーダン観光開発の可能性.....	5.6-2
5.6.3	カッサラ州観光開発の可能性.....	5.6-3

## 第6章 インフラ整備の概況

6.1	インフラ整備の現状と課題.....	6-1
6.1.1	インフラ整備とGDP.....	6-1
6.1.2	各インフラ分野の現状と課題.....	6-2

## 第7章 スーダン貿易・投資促進に係る提言

7.1	スーダン産業の成長機会.....	7-1
7.1.1	課題の整理.....	7-1
7.1.2	貿易・投資促進の方向性.....	7-5
7.1.3	輸出成長力が高い業種・産品.....	7-7
7.1.4	投資有望分野.....	7-9
7.2	貿易・投資促進に係るインフラ整備のあり方.....	7-11
7.2.1	インフラの現状から言える主な課題.....	7-11
7.2.2	貿易・投資促進のためのインフラ整備のあり方.....	7-11
7.2.3	ドナーとの連携のあり方.....	7-12
7.3	貿易・投資促進のための提言.....	7-13
7.3.1	課題改善のための支援分野.....	7-13
7.3.2	貿易・投資促進に向けた支援分野.....	7-14
7.3.3	提言プロジェクト案の構成.....	7-15

## 別添

---

- i 民間企業アンケート調査票
- ii 3 か国投資環境比較(スーダン、エジプト、ケニア)
- iii Investment Encouragement Act 1999 (amended 2007)
- iv 3 か年緊急プログラム(2012-2014)要約版
- v 調査訪問先リスト

## 参考文献

## 図表リスト

### 第 1 章 スーダンの社会・経済概況

---

図 1-1	スーダン州・郡区分図.....	1-3
表 1-1	スーダン一般社会指標 (2012) .....	1-1
表 1-2	スーダン経済概況 (2007-2013) .....	1-5
表 1-3	スーダン貿易収支 (2006-2010) .....	1-6
表 1-4	スーダンの産業構造比較.....	1-8
表 1-5	業種別就業者比率.....	1-10
表 1-6	主要 MDGs 指標と地域格差.....	1-12

### 第 2 章 経済・産業政策

---

表 2-1	3 か年緊急プログラムにおけるマクロ経済指標.....	2-5
表 2-2	一般予算関連.....	2-7
表 2-3	開発関連予算.....	2-8
表 2-4	財政支出状況 (2009-2010) .....	2-8
表 2-5	政府予算の推移.....	2-10
表 2-6	スーダン中央銀行財務状況 (1999-2011) .....	2-11
表 2-7	3 か年緊急プログラム財政管理目標.....	2-11
表 2-8	3 か年緊急プログラムにおける歳入・歳出目標.....	2-14
表 2-9	スーダン対外債務一覧.....	2-18

### 第 3 章 スーダン貿易の概況

---

表 3-1	スーダン主要輸出品目 (2009-2010) .....	3-1
表 3-2	スーダン主要輸入品目 (2009-2010) .....	3-2
表 3-3	主要輸出仕向け国.....	3-3
表 3-4	主要輸入国.....	3-3
表 3-5	スーダン・日本間貿易額の推移.....	3-4

### 第 4 章 スーダン投資の概況

---

表 4-1	外国投資件数 (農業・産業・サービス分野) 2000-2010 .....	4-1
表 4-2	投資分野 2000-2010.....	4-1
表 4-3	ハルツーム州 IEC 投資認可件数 (2011) .....	4-3
表 4-4	ポートスーダン港湾概要.....	4-8

## 第5章 産業セクター別概況

### 5.1 農業セクター

図 5.1-1	スーダン国内の主要な農産物の栽培地域.....	5.1-4
図 5.1-2	ゴマの国別輸出量(2008～2009年).....	5.1-8
図 5.1-3	ガムアラビックの流通経路.....	5.1-10
図 5.1-4	ガムアラビック輸出価格の推移.....	5.1-11
図 5.1-5	食用油の加工プロセス.....	5.1-16
表 5.1-1	主要8農産品の収量・生産量(2006/07-2010/11).....	5.1-2
表 5.1-2	3か年緊急プログラムでの品目別生産計画値(農産品).....	5.1-2
表 5.1-3	家畜飼養数(2010年).....	5.1-5
表 5.1-4	3か年緊急プログラムでの品目別輸出計画値(家畜).....	5.1-6
表 5.1-5	輸出農産物統計(2009～2010年).....	5.1-6
表 5.1-6	農産物別輸出先(2009年).....	5.1-7
表 5.1-7	綿花生産量(2000/2001年～2010/2011年).....	5.1-9
表 5.1-8	ガムアラビック国・地域別輸出量統計(2000～2006年).....	5.1-9
表 5.1-9	輸出畜産物統計(2009～2010年).....	5.1-12
表 5.1-10	農業再活性化計画の流通政策まとめ表.....	5.1-14
表 5.1-11	農産加工品の生産量(2005～2009年).....	5.1-16
表 5.1-12	ガムアラビックの応用分野.....	5.1-20

### 5.2 鉱業セクター

図 5.2-1	鉱物資源の分布.....	5.2-3
図 5.2-2	金を含有する玄武岩および緑色岩帯の所在地.....	5.2-4
図 5.2-3	代表的なベースメタル埋蔵地域.....	5.2-5
図 5.2-4	鉄鉱石埋蔵地域.....	5.2-6
図 5.2-5	金および鉄の鉱区.....	5.2-7
表 5.2-1	鉱山開発方針.....	5.2-1
表 5.2-2	鉱物資源生産量.....	5.2-2
表 5.2-3	採掘中および採掘開始予定の企業(金・鉄).....	5.2-8
表 5.2-4	鉱山運営企業と採掘能力(金・鉄を除く).....	5.2-9
表 5.2-5	UN Comtrade:HS7108(金)およびHS26(鉱石、スラグ及び灰)の輸出入実績.....	5.2-10

### 5.3 工業セクター

表 5.3-1	事業所および付加価値額の分布(2001年).....	5.3-1
表 5.3-2	ISIC 4 桁分類による付加価値額が上位の業種(2001年).....	5.3-4
表 5.3-3	スーダン工業会議所連合登録企業の業種分布.....	5.3-5

表 5.3-4	中央銀行年次報告書における主要工業製品リスト.....	5.3-6
表 5.3-5	州別企業数分布(2001 年).....	5.3-6
表 5.3-6	輸出実績のあった製造業種.....	5.3-7
表 5.3-7	原皮及び革および革製品の輸出入実績.....	5.3-8
表 5.3-8	砂糖および植物油の輸出入実績(2008-2009 年).....	5.3-9
表 5.3-9	モラセス輸出入実績.....	5.3-9
表 5.3-10	工業省の工業開発戦略目標.....	5.3-12
表 5.3-11	工業省:2012 年目標.....	5.3-12
表 5.3-12	2010 年および 2011 年の生産実績および 3 か年緊急プログラム生産目標.....	5.3-14
表 5.3-13	皮革品の輸出実績と中期計画目標輸出量.....	5.3-15
表 5.3-14	原皮の推定年間生産枚数.....	5.3-16
表 5.3-15	機械化された製革所数.....	5.3-16
表 5.3-16	機械化された製革所の所数と所在地.....	5.3-17
表 5.3-17	輸出皮の内訳.....	5.3-17
表 5.3-18	加工費の内訳.....	5.3-17
表 5.3-19	輸出皮の参考価格.....	5.3-18
表 5.3-20	皮革セクターの課題と関係機関の活動.....	5.3-21
表 5.3-21	製糖工場生産能力.....	5.3-22
表 5.3-22	砂糖需給推移.....	5.3-22
表 5.3-23	既存工場拡張および新規工場建設計画(1).....	5.3-24
表 5.3-24	既存工場拡張および新規工場建設計画(2).....	5.3-25

#### 5.4 金融セクター

表 5.4-1	金融機関の預金・資本金・総資産・総貸出の推移.....	5.4-1
表 5.4-2	金融機関の業務動向.....	5.4-2
表 5.4-3	スーダン銀行一覧.....	5.4-2
表 5.4-4	スーダンの銀行の活動状況比較一覧.....	5.4-4
表 5.4-5	Number of Banks.....	5.4-11
表 5.4-6	現金流通状況.....	5.4-13
表 5.4-7	SDG 建て及び外貨建てセクター別貸出残高推移.....	5.4-14
表 5.4-8	SDG 建て貸出残高と貸出額(フロー)のセクター別シェア一年次比較.....	5.4-15
表 5.4-9	中銀の銀行行政上の区分け.....	5.4-20
表 5.4-10	商業銀行の地域別支店数(2009 年-2010 年).....	5.4-21
表 5.4-11	商業銀行の ATM 設置台数推移(2006-2009 年).....	5.4-21
表 5.4-12	公式の外貨両替所数.....	5.4-22
表 5.4-13	公社債の発行残高.....	5.4-22
表 5.4-14	Bank Deposit Security Fund の残高と拠出者比率.....	5.4-22

表 5.4-15	Khartoum 証券取引所への上場銘柄と取引実績 .....	5.4-23
表 5.4-16	保険会社の保険金収入と保険支払額 .....	5.4-23
表 5.4-17	National Agency for Insurance and Finance of Export の輸出保険付保及び輸 出金融実績 .....	5.4-23
表 5.4-18	外国及び機関からの無償資金調達実績(2010年) .....	5.4-26
表 5.4-19	外国及び機関からの無償資金と借款返済実績 .....	5.4-27

### 5.5 民間セクター動向 再委託調査結果の分析

図 5.5-1	回答企業の従業員数 .....	5.5-1
図 5.5-2	回答企業の設立年 .....	5.5-2
図 5.5-3	回答企業の商品ライン数 .....	5.5-2
図 5.5-4	回答企業の稼働率 .....	5.5-3
図 5.5-5	原料調達状況 .....	5.5-4
図 5.5-6	輸出入業務の習得方法 .....	5.5-4
図 5.5-7	輸出入取引における決済方法 .....	5.5-5
図 5.5-8	輸出入取引での決済通貨 .....	5.5-5
図 5.5-9	輸出入取引時の障害(課題)(企業数) .....	5.5-8
図 5.5-10	輸出入取引時の障害(課題)(ポイント) .....	5.5-9
図 5.5-11	輸出入通関に要する日数 .....	5.5-10
図 5.5-12	創業資金 .....	5.5-11
図 5.5-13	事業を運営・拡大する上での阻害要因(企業数) .....	5.5-14
図 5.5-14	事業を運営・拡大する上での阻害要因(ポイント) .....	5.5-15
表 5.5-1	輸出入取引時の障害(課題) .....	5.5-7
表 5.5-2	技術革新の手段 .....	5.5-11
表 5.5-3	事業を運営・拡大する上での阻害要因 .....	5.5-12

### 5.6 観光セクター

表 5.6-1	外国人観光客数と消費額(2009-2010) .....	5.6-1
---------	------------------------------	-------

## 第6章 インフラ整備の概況

図 6-1	セクター別 GDP シェア(2010) .....	6-1
図 6-2	道路ネットワーク .....	6-3
図 6-3	鉄道ネットワーク .....	6-6
図 6-4	区間別輸送量(2009) .....	6-8
図 6-5	North Port における取扱量(2002-2011) .....	6-15
図 6-6	North Port における商品別輸出量(2009-2011) .....	6-16
図 6-7	North Port における商品別輸入量(2009-2011) .....	6-16

図 6-8	ポートスーダンへの船の寄港数.....	6-17
図 6-9	コステイ-ジュバ間の主要な河川港.....	6-19
図 6-10	スーダンの発電インフラ.....	6-25
図 6-11	発電タイプ(2011).....	6-26
図 6-12	電力消費のタイプ別シェア.....	6-28
図 6-13	主要アフリカ諸国の電気料金(US cents per KWh).....	6-29
図 6-14	目に見えないコスト.....	6-29
表 6-1	スーダンの道路事情.....	6-3
表 6-2	道路・橋の3か年計画.....	6-4
表 6-3	鉄道の国内輸送シェア.....	6-7
表 6-4	タイプ別輸送量の変化.....	6-7
表 6-5	鉄道による主な輸送品(2011).....	6-8
表 6-6	参入民間セクターの輸送量.....	6-9
表 6-7	旅客列車.....	6-10
表 6-8	鉄道に関する主要指標.....	6-10
表 6-9	鉄道セクターにおける3か年緊急プログラム.....	6-12
表 6-10	ポートスーダンの港の構成.....	6-13
表 6-11	ポートスーダンの実績.....	6-14
表 6-12	河川交通のルート.....	6-20
表 6-13	民間運営の河川船会社.....	6-21
表 6-14	スーダンの主要ダム.....	6-26
表 6-15	実施中のダムプロジェクト.....	6-26
表 6-16	電力関係主要指標.....	6-27
表 6-17	電力料金.....	6-28
表 6-18	電力需要予測.....	6-29
表 6-19	電力接続にかかる難易度.....	6-30
表 6-20	2016年までの優先プロジェクト.....	6-31
表 6-21	通信に関する主要指標.....	6-32
表 6-22	スーダンの通信会社およびカバー率.....	6-33

## 第7章 スーダン貿易・投資促進に係る提言

図 7-1	開発ゴールと提案プロジェクト.....	7-17
-------	---------------------	------

## 略語表

略語	英語	日本語
AGOA	African Growth and Opportunity Act	アメリカ成長機会法
CBS	Central Bureau of Statistics	中央統計局
CBoS	Central Bank of Sudan	スーダン中央銀行
CIF	Cost, Insurance and Freight	運賃保険料込条件
COMESA	Common Market for Eastern and Southern Africa	東部南部アフリカ共同市場
CPA	Comprehensive Peace Agreement	南北包括和平合意
DFID	Department for International Development	英国国際開発省
DPA	Darfur Peace Agreement	ダルフルール和平合意
EAC	East Africa Community	東アフリカ共同体
ECPA	Economic Cooperation Framework Agreement	経済協力枠組み協定
EPA	Economic Partnership Agreement	経済連携協定
EPAR	Executive Programme for Agricultural Revival	農業再活性化計画
ESRF	East Sudanese Rehabilitation Fund	東部スーダン復興基金
ESA	Eastern and Southern Africans	東部・南部アフリカ諸国
EU	European Union	欧州連合
F/S	Feasibility Study	事前調査
FAOSTAT	United Nations Food and Agriculture Organization Statistics	国連食糧農業機関統計
FOB	Free on Board	本船渡し条件
FTA	Free Trade Agreement	自由貿易協定
GAC	Gum Arabic Company	ガムアラビック社
GAFTA	Great Arab Free Trade Area	大アラブ自由貿易圏
GAP	Good Agricultural Practice	農業生産工程管理
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GFS	Government Fund Statistics	政府基金統計
GNP	Gross National Product	国民総生産
GSM	GlobalSystem for Mobile Communication	デジタル携帯電話の一方式
HACCP	Hazard Analysis and Critical Control Point	危険要因分析と重要管理点
HCI	Higher Council of Investment	投資最高評議会
HP	Homepage	ホームページ
HS Code	Harmonized Commodity Description and Coding System	商品の名称および分類についての統一システム
I-PRSP	Interim Poverty Reduction Strategy Paper	暫定貧困削減戦略ペーパー
ICT	Information and communication Technology	情報通信技術
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
ISIC	International Standard Industrial Classification of All Economic Activities	国際標準産業分類
J/V	Joint Venture	ジョイントベンチャー
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
KSC	Kenana Sugar Co., Ltd	ケナナ製糖会社
L/C	Letter of Credit	信用状
L/G	Letter of Guarantee	貨物取引保証状
MDTF	Multi-Donor Trust Fund	マルチドナー復興信託基金
MED	Ministry of Electricity & Dams	電力・ダム省

略語	英語	日本語
MOU	Memorandum of Understanding	覚書
MP	Master Plan	総合計画
MoAI	Ministry of Agriculture and Irrigation	農業灌漑省
Mol	Ministry of Industry	産業省
MoT	Ministry of Trade	通商省
NHA	National Highway Authority	国営ハイウェイ公社
NPL	Non-Performing Loan	不良債権
NTC	National Telecom Corporation	スーダン通信公社
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
OEM	Original Equipment Manufacturing	相手先商標製品製造
OFAC	Office of Foreign Assets Control	米国財務省外国資産管理局
OJT	On the Job Training	実地訓練
OSS	One-stop-service	ワンストップサービス
PPP	Public Private Partnership	官民連携
SADC	Southern African Development Community	南部アフリカ開発共同体
SDG	Sudanese Pond	スーダンポンド
SMP	Staff Monitoring Program	IMF による人員監視プログラム
SPC	Sudan Port Corporation	スーダン港湾公社
SRC	Sudan Railway Corporation	スーダン鉄道公社
SSC	Sudanese Sugar Co., Ltd.	スーダン製糖会社
SSMO	Sudanese Standards and Metrology Organization	スーダン標準測定機構
UAE	United Arab Emirates	アラブ首長国連邦
UN COMTRADE	United Nations Commodity Trade Statistics Database	国連商品貿易統計データベース
UNIDO	United Nations Industrial Development Organization	国連工業開発機構
UNJLC	United Nations Joint Logistics Centre	国連共同ロジスティックセンター
WB	World Bank, Sudan Office	世界銀行スーダン事務所
WTO	World Trade Organization	世界貿易機構

#### 通貨換算率

US\$ 1.0=SDG 2.6778

SDG 1.0=¥ 30.033

(2012年6月23日)

#### 面積単位

1.0 feddan=0.42 ha=4,200m<sup>2</sup>



## 序論

---



## 序 論

### 1. 序

スーダン共和国（以下「スーダン」と称す）は、独立前年となる 1955 年以来、2 度に亘る長期内戦で社会的混乱が続き、あわせて巨額の対外債務、経済制裁による経済援助の停止等により、1990 年代後半まで国の経済は混乱を極めていた。その後、1999 年 8 月からの石油輸出開始と、外国政府支援によるインフラ整備、産業面への投資等により経済は一転して成長に向かい、2003 年から 2008 年にかけての平均経済成長率は年間 8%を記録するまでになっている。しかし 2008 年の世界的な金融危機を引き金とした原油国際価格の暴落は、過度な石油収入依存の財政構造を直撃し、スーダンにとって石油依存経済の危うさを痛感させる出来事となった。加えて、それまで国内石油の 75%を生産していた南部スーダンが 2011 年 7 月に分離独立したことにより、北側に位置するスーダンは国家歳入の大幅な減収が確実となり、これまでの過度の石油依存構造からの脱却、国内産業の多様化が差し迫った経済開発課題となった。

スーダンにおいて石油以外に開発資源がないのかと言えば、けっしてそうではなく、金やクロムなどの鉱業セクター、肥沃なナイル河周辺の農地を耕地とした綿花、野菜・果樹、あるいは牧畜などの農業セクターなどは、開発次第では大きな輸出可能性を秘めている分野と見られている。しかし現状では、輸出のための資源開発や加工技術、そのための資金調達などがボトルネックとなり、いまだ主力輸出品目には金を除いてなり得ていない状況にある。

一方、投資促進のための取組みとして、政府は 1990 年代より外国投資促進のための法制度改革を行い、1999 年には投資促進法（Investment Encouragement Act）を制定している。しかしながらそこには、産業インフラの未整備、能力ある人材の不足、外貨不足による原材料、資本財、補修部品等の入手困難など、さまざまな投資阻害要因が存在している。加えて、外資誘致を図るための投資促進体制が未整備であり、投資促進に係る人材面も含めたキャパシティビルディングが課題となっている。

かかる状況下、貿易振興・投資促進のための政策・制度の改善や、関連する行政機関のキャパシティ強化、また貿易振興・投資促進のための具体的方策の実施体制強化は、スーダンの緊急課題である非石油セクターの活性化、石油依存産業形態からの脱却、ひいては国内の貧困削減や食料安全保障につながる重要課題であるとの認識が高まっている。このため、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」と称す）は今般、スーダンの貿易・投資促進及び関連する分野の情報を整理し概況を把握すると共に、貿易・投資促進に係る課題・ボトルネック、関連機関のキャパシティなどにつき、最新データに基づいた現状分析をし、これを踏まえた開発ニーズ分析を行うことを目的として、基礎情報収集・確認調査を実施するものとなった。本報告書は、約 2 か月半に亘る現地調査を踏まえ、これらの現状分析と開発の方向性を示したものである。

## 2. 本調査の目的

本調査は、スーダン共和国の経済、財政、産業、金融、貿易振興、投資促進に係る情報収集、及び課題・ボトルネック分析を行うことにより、当該分野の一般概況を把握することを第一義的な目的とし、あわせて、関連機関のキャパシティアセスメントを行った上で当該分野における支援ニーズを分析し、今後の協力の可能性について JICA に対し提言を行うことを目的としている。

## 3. 調査の範囲

本調査は、JICA 及びスーダン側関係機関等と十分な意見交換を行いながら、上記調査目的を達成するために、以下の調査項目につき調査を行い、これらの調査結果を踏まえて提言を含む報告書を提出するまでが調査範囲とされる。

- (1) マクロ経済概況の把握・分析
  - 1) マクロ経済指標分析
  - 2) 既存の国家開発計画のレビュー
  - 3) 国家の予算配分システムの確認
- (2) スーダンにおける金融セクター概況の把握・分析
  - 1) 金融市場の規模、成長率、動向、国内外の資金の移動状況、金融商品の種類と特徴分析
  - 2) 金融政策、監督体制、担当官庁の能力及び人材育成状況
  - 3) 金融セクターの主要プレイヤーのマッピング及び動向、能力の現状把握・分析
  - 4) 金融セクターにおける国際機関やドナーの活動状況の確認
  - 5) 金融セクターの今後の成長予測とリスク分析
- (3) スーダンにおける産業セクター別概況把握・分析  
(農畜水産業、鉱業・エネルギー、インフラ開発、工業、サービス業などにおける)
  - 1) 統計データ分析
  - 2) 産業育成策分析
  - 3) 産業育成に係る行政機関の役割・機能の分析
  - 4) 各産業セクターにおける民間セクターの現状把握・分析と動向の確認
  - 5) 各産業セクターにおけるドナー活動の確認
  - 6) 各産業の比較優位/ボトルネックの分析及び今後の成長予測
- (4) スーダンにおける貿易概況把握・分析
  - 1) 貿易に関する統計データ
  - 2) 貿易政策分析
  - 3) 自由貿易協定 (FTA) の概要と進捗、スーダンの位置づけ、課題分析、COMESA の域内国/域外国とスーダンの経済関係

- 4) 経済連携協定（EPA）の概要と進捗、スーダンの位置づけ、課題分析
  - 5) 貿易に関する制度分析
  - 6) 貿易省及び関連する行政機関の役割・機能の現状把握・分析
  - 7) 貿易に関する民間セクターの現状把握・分析と動向の確認
  - 8) 貿易に関するドナー活動の確認
- (5) スーダンにおける投資概況把握・分析
- 1) 対内/対外直接投資統計分析
  - 2) 証券投資統計分析
  - 3) 投資政策（投資促進・優遇奨励策など）
  - 4) 投資に関する制度分析
  - 5) 投資省及び関連する行政機関の役割・機能
  - 6) 投資に関する民間セクターの現状把握・分析と動向の確認
  - 7) 投資に関するドナー活動の確認

#### 4. 調査対象地域

調査地域としては、ハルツーム州、カッサラ州および紅海州のポートスーダン（但し、インフラ、貿易関連のみ）を対象とした。この他調査過程において必要性が生じた、ゲジラ州、および北コルドファン州においても農業、農産品加工の可能性調査のための現地調査を実施している。

#### 5. 調査日程

本調査は下記の工程にて実施された。

国内準備作業	2012年3月29日～4月5日
・対処方針会議	2012年4月3日
・英文説明資料提出	2012年4月4日
現地調査	2012年4月7日～7月5日
・着手報告書提出	2012年4月20日
・中間報告概要提出	2012年5月22日
・中間報告会	2012年5月24日
・調査結果概要提出・報告	2012年6月28日
・最終報告書（案）の提出	2012年7月11日
帰国後国内作業	2012年7月10日～7月15日
・帰国報告会	2012年7月17日
・最終報告書（F/R）の提出	2012年7月下旬

## 6. 本報告書の構成

本報告書の構成は次のとおりである。

序論

最終報告書の要旨

第1章 スーダンの社会・経済概況

第2章 経済・産業政策

第3章 スーダン貿易の概況

第4章 スーダン投資の概況

第5章 産業セクター別概況

第6章 インフラ整備の概況

第7章 スーダン貿易・投資促進に係る提言

別添 i 民間企業アンケート調査票

ii 3か国投資環境比較（スーダン、エジプト、ケニア）

iii Investment Encouragement Act 1999 (amended 2007)

iv 3か年緊急プログラム（2012-2014）要約版

v 調査訪問先リスト

この内、最終報告書の要旨は、各章で報告されている基礎情報の要点と結論・提言内容について簡潔にまとめたものである。また第1章から第6章までは、基礎情報としてテーマごとに調査結果を報告している。最後に第7章において、調査結果を踏まえた開発の方向性、および提言を纏めている。提言部分は、支援のあり方として JICA への提言だけでなく、スーダン側関係者がそれぞれとるべき開発の方向性についても示している。

なお、本報告書の編集にあたっては、日系企業へのスーダン産業に関わる情報提供の一環として、部分的に投資ガイドブックとして活用できることを考慮して編集している。

## 最終報告書の要旨

---



## 最終報告書の要旨

### 1. 現状 (Major findings)

以下、本報告書各章での調査報告内容の要旨である。

#### 第1章 スーダンの社会・経済状況

長期間に亘って続いた内戦による社会的混乱や巨額の対外債務の累積、米国による経済制裁などにより、スーダンの経済は破たん寸前にあったが、1999年8月に石油の輸出が始まると状況は一転し、主要な経済指標は目覚ましい改善を見せた。しかし、2008～09年の世界同時不況により石油価格の下落と共に、スーダン経済の成長も減速し、さらには2011年7月の南部スーダン分離独立により、石油生産の75%を失った。この結果、石油の輸出により外貨を獲得し、国家歳入を確保していたスーダンは、今日、石油に依存した経済構造からの転換を迫られている。

スーダン政府は、南スーダンの分離独立を前提として3か年緊急プログラム (Three-Years Program for Sustainability of Economic Stabilization 2012-2014)、および5か年開発計画 (2012～2016年) を策定し、2012年1月より実施しているが、これらの策定の背景には以下のような経済状況が見られる (開発計画については、第2章要旨参照)。

- (1) 石油売上からの国家歳入減に伴う、対外・内負債の増大
- (2) 輸入品高騰による国内物価の上昇、国民の46%<sup>1</sup>を占めるとされる貧困層の拡大
- (3) 石油輸出の急減により外貨準備高の減少、外貨闇市場 (parallel market) の拡大、外貨調達コストの上昇
- (4) 石油に替わる非石油産業の振興の遅れ、貿易の伸び悩み
- (5) 政府の緊縮財政による開発資金の減少
- (6) 米国経済制裁によるビジネスへの影響、それによる様々な制約

スーダン財務・国家経済省から入手した2013年までの予測経済指標によると、スーダン当局者は南部スーダンの分離独立がスーダン経済に与えるマイナスの影響を思いのほか軽く考えていたようである。しかし、実際のインパクトは想定を超えており、その影響に対応すべく策定された3か年緊急プログラムの実施も順調に進んでいない。政府は現況を“Transition period”として国民に我慢を強いているが、外貨不足→輸入品の高騰→インフレ率の上昇→国民生活への影響、産業再投資への影響といった悪循環が起きており、この流れを断ち切ることが求められている。

近年のスーダンの経済成長は石油セクターによってもたらされたものである。スーダンは

<sup>1</sup>Central Bureau of Statistics. (2011). Sudan National Baseline Household Survey (NBHS) 2009による。

基本的に農業国であり、石油セクターを含めた産業部門やサービス部門の発展はサブサハラ諸国と比較しても遅れている<sup>2</sup>。石油依存の経済構造から脱却するためには、非石油分野の振興が必須であるが、非石油分野の振興には資本と技術が必要であり、また短期に実現できるものではない。従って、当面は石油が主要な外貨獲得源、国家収入の柱とせざるを得ない。まずは早期に石油生産を回復し、南スーダンからの産出分を含めた石油輸出の体制を整備することが必要である。

## 第2章 経済・産業政策

### (1) 国家経済開発計画と3か年緊急プログラムの実施をめぐる現況

現在、スーダンには超長期、長期、中期の国家経済開発計画が存在する。超長期の計画は2006年に策定された25か年国家戦略（2007～2031年）（The Twenty-Five-Year National Strategy 2007-2031）で、長期、中期の計画はそれぞれ前述の5か年開発計画（2012～2016年）（Sudan Five-Year Plan 2012-2016）と3か年緊急プログラムである。南部スーダンの分離独立により大きな変化が起きているが、25か年国家戦略は国家開発の基本方針としてそのまま維持されている。5か年開発計画（2012～2016年）と3か年緊急プログラムは同時に策定され、その方向性は同じであるが、後者は、マクロ経済指標や国家財政、農産品や工業製品の生産量などに関する数値目標を示している。具体的には、「経済政策の根幹として、経済安定の維持・確保を図り、同時に経済の自由化を保障すること」を目的として、下記のような目標を掲げている。また、併せて産業分野、対外貿易分野、民間企業分野を含む9分野における対処項目が明記されている。

- ・ 対外収支の建て直しと経済安定の維持
- ・ 貧困層の生活レベルを悪化させる要素の抑制と、貧困の拡大の防止
- ・ 国家予算の再編と全体的な債務の削減
- ・ 連邦、州レベルでの財政改革、税収増に対する取組み、国家開発プロジェクト及び当面の支出の見直し
- ・ 主要な必需品供給のための生産分野の能力調整、強化
- ・ 人材育成アプローチの見直し
- ・ 失業率の改善
- ・ 外資の誘致奨励

3か年緊急プログラムは、経済に関与する関係省が更に具体的な施策をもとに実施することとなっているが、本年5月の時点で下記のような問題点が指摘されている。

- a) 3か年緊急プログラムとしての目標は細かに設定されているが、そのための戦略が大まかすぎる。また、その施策を担う関係省庁においても足並みが揃っていない。
- b) 緊縮財政として政府支出の削減を謳っているにも拘らず、大臣や顧問の数は増えており（合計100名以上）、公務員の給与削減も見送られる方向にある。これらは目標と

<sup>2</sup>World Bank. (2012). Doing Business 2012.のデータに基づく。

する政府予算の 25%削減に逆行する動きとなっている。

- c) 同様に、ガソリンへの補助金カット、農業への課税なども国会審議で否決されている（注：ガソリンについては、6月末に補助金カットの方針が打ち出されている）。
- d) 外貨収入の急激な落ち込みが続く結果、中央銀行は外貨準備高が不足に陥っている。そのため 3 か年緊急プログラムで予定されていた重点品目への優先外貨配分が難しい状況にある。
- e) 中央銀行の外貨準備急減により、民間企業にとってパラレル市場での外貨調達コストが急上昇している。このことが貿易や投資にも悪影響を与えている。
- f) 友好国からの借款も、今のところカタールから長期国債を通じて 20 億ドルを調達した事実はあるものの、アラブ基金から 8 億ドルの調達や、中国と今後 5 か年債務支払い繰り延べの話については詳細がはっきりしていない。
- g) 2012 年度予算自体、緊急性を持つものであったが、治安維持に係る予算配分が従来通り大きな比率を占めている。さらに 4 月の Heglig 近郊での紛争により、この傾向は続き、そのほかの開発予算へのしわ寄せが出ている。
- h) 3 か年緊急プログラムを実施するための各省レベルでの予算支出の遅れもあり、ほとんどの開発施策が（連邦レベル、州レベルで）実施に移されていない。

3 か年緊急プログラムを実施する上での政府予算配分や、具体的施策の実施が計画通り進んでいないため、3 か年緊急プログラム自体、政府方針（計画）として民間セクターを含め広く産業界でも内容が共有されているものの、実質的な進展はほとんど見られない状況にある。

## (2) 国家財政・予算

スーダン政府の歳入は、南部スーダンの分離独立で多くの石油資源を失ったことにより大幅に減少しているが、それ以前も財政赤字は続いていた<sup>3</sup>。特に、2005 年前後からは歳入が大きく増加したにもかかわらず、それ以上に歳入も増加させて財政赤字を拡大させている。中央銀行は、慢性的な財政赤字となった要因として以下の点を挙げている。

- 1) 2000 年～2006 年の経済安定時期にインフラ整備に力を入れて大きな政府になったが、その一方、産業セクターの強化が看過されたこと
- 2) ダルフール地方、東部地方など、国の東・西での紛争後の地方支援が中央政府の財政負担となっていること
- 3) 2011 年に南部スーダンの独立が現実のものとなり、石油収入が大幅に減ったこと
- 4) 2008 年の世界的な金融危機後、石油価格が下がり、そのためスーダンの経済が停滞した上、スーダンポンド（Sudanese Pond : SDG）も弱くなって、資金が正規ルートから闇市場に逃げたこと

3 か年緊急プログラムには歳入増加や経費削減のための様々な対策が挙げられているものの、抜本的な方策を欠いており、政府機関は予算の編成や執行に関する有効な方針や管理ノウハウを有していない。また、緊縮予算とするため、2012 年の予算では政府支出関連分の 25%削

<sup>3</sup> 国家財政に関する記述は、Central Bank of Sudan. (2011). 50th Annual Report 2010.の政府予算推移表による。

減が目標とされているものの、当初から歳入を上回る歳出が計画されている。対外債務を含む借入と贈与による財政赤字の補てんを見込んでいるが、実際には歳入が見込みどおりには得られていないために、各省のプロジェクト費用となる開発関連の予算がほとんど執行できない状況となっている。

### (3) 行政組織と産業政策

スーダンでは、国家全体の行政を担当する連邦政府と、各州のテリトリー内で行政を担当する州政府（及び郡・村）が、それぞれ産業振興に係る業務を行っている。連邦政府レベルでは、最上位の国家開発長期計画に基づいて関係各省が振興策を策定し、州においても同様に施策が計画されている。2005年に地方分権化政策が打ち出されて以降、州政府の役割が徐々に拡大される方向にあるが、予算のかなりの部分を連邦政府に依存していることもあり、州政府の産業開発における役割と権限範囲は必ずしも明確になっていない。開発関連予算に緊縮財政のしわ寄せがきている状況は州政府においても同様であるため、具体的な施策実施は、連邦政府への依存度が高い州ほど、その状況はより深刻と言える。

### (4) 経済連携協定の現況

スーダンは、東部南部アフリカ共同市場（Common Market for Eastern and Southern Africa : COMESA）と大アラブ自由貿易圏（Great Arab Free Trade Area : GAFTA）の2つの自由貿易圏に加盟している。世界貿易機構（World Trade Organization : WTO）にも1994年に加盟申請を行っているが、WTOでの作業部会が長期間中断されていたため、その手続きは仕切り直しとなっている。スーダン政府としては今後2-3年のうちに加盟の承認を受けたいと考えているが、政治的な問題もあって期待どおりに加盟への手続きが進むとは想定しづらい。これ以外の経済連携についても、多国間、2国間共にあまり進展がない。中国などアジア諸国との協定も経済協力枠組み協定（Economic Cooperation Framework Agreement : ECPA）の段階に留まっており、ECPAを締結している国も18か国にすぎない。2007年には、欧州連合（European Union : EU）がスーダンを含む東部・南部アフリカ諸国（Eastern and Southern Africans: ESA）とEUとの経済連携協定を目指して、スーダンに対するキャパシティ・ビルディング支援を行っている。ただし、地域対地域、つまりEUとESA間での協定を結びたいとの意向から、EUはESAがESAとしての対外共通関税率などについて合意することを求めており、ESA内での交渉が現在も続けられている。ESA内での交渉は難航しているが、EUとの経済連携協定が実現した場合には貿易・投資面での大きな効果が期待されることから、スーダンにとってはこの流れを促進させることが重要である。

## 第3章 スーダン貿易の概況

### (1) 貿易動向

石油の輸出が開始されて以降のスーダンの貿易の特徴は主に、1) 輸出額の9割前後を石油関連製品が占めるという極度の石油依存型構造であること、2) 輸入品目は多岐にわたるが、中でも機械・電子機器類、食品、輸送機器などが輸入額の高い比率を占めること、3) 輸出相

手国が少ないこと、の 3 点にあった<sup>4</sup>。石油製品を輸出品目から除けば、輸出品目構成は、1999 年の石油輸出前とほぼ変わらない。これまでも、輸出品目を多様化して石油に依存する構造から脱却することと、輸入代替を推進することが課題として挙げられていたが、南部スーダンの分離独立によって、石油に依存しない貿易構造への転換、あるいは非石油関連の輸出産業育成の必要性・緊急性は更に高まっている。また、COMESA や GAFTA の市場だけでは大幅な貿易の拡大を望めないことから、貿易市場を広げるための努力、特に経済制裁を発動している米国、及びそれに歩調を合わせている日本や欧州との関係改善も貿易振興においては欠かせない。

## (2) 貿易振興政策と制度

スーダンは、1992 年以降、「自由市場、自由競争」を通商政策の基本としている。すなわちあらゆる規制を排除ないしは緩和し、国際的にも自由経済市場で通商を行える体制を維持して行こうと言うものである。とは言うものの、砂糖、プラスチック製品、家具などを含む HS コード分類で 19 種類、数にして約 400 種類の品目に対しては、その時々状況に応じて輸入規制が敷かれている。そのほか、宗教上、健康上あるいは保安上の理由により通常は輸入が禁止されている品目もある。また、皮革（原皮）に対する輸出税の賦課、金属スクラップの輸出価格下限の設定など、輸出に際して規制が敷かれている品目も存在する。輸出に際して輸出ライセンスは必要とされないが、契約書の写しを通商省に提出して輸出の許可（endorsement）を受けなければならない。

輸出を振興する上での課題として通商省が挙げた項目は次のとおり。

- 1) 原料、1 次産品のままでの輸出が多く、付加価値が低いこと
- 2) 総じてスーダン国内の生産価格が高く、それが輸出価格にも反映されてしまうこと（電力、輸送費、人件費など）
- 3) 海外市場とのつながりが限定的であり、欧米市場とのビジネスチャネルが細いこと

以上の課題は、いずれも貿易振興を図る上で根本的な問題であり、すぐに解決が図られるものでもない。しかしこれら 1 つ 1 つに正面から取り組むことが政府にも民間セクターにも求められている。

輸入関税は 0～40% の間の 5 段階で設定されており、基本的には資本財や備品に 0%、原材料 3%、中間財 10%、半製品 25%、そして最終製品には 40% の関税が課せられている（ただし、例外あり）。スーダンが加盟する 2 つの経済圏内（COMESA と GAFTA）での関税は 0% が基本であるが、これにも例外がある。例えば COMESA の加盟国は 19 か国であるが、関税に関する相互協定により関税が 0% となるのはそのうちの 14 か国間のみであり、他の 5 か国に対しては別途個別の低減税率が設定されている。また、大アラブ自由貿易圏（GAFTA）は、無関税の原則を謳っているものの、ほとんどのメンバー国の輸出品が当該国の原産国認定を受けられないために、実際に適用される原産国に対して設定された関税率が課せられているケースが多い。

<sup>4</sup> Central Bank of Sudan. (2011). 50th Annual Report 2010. の主要輸出入品目表による。

## 第4章 スーダン投資の概況

### (1) 投資動向

世界銀行の推計<sup>5</sup>によれば、2000年～2009年においてスーダンでの外国直接投資は金額ベースで、アフリカで第2位（1位はナイジェリア）、アラブ諸国の中では第4位（1位はサウジアラビア）であった。10年間の投資国としては、件数、金額ともサウジアラビアが最も多く、シリア、ヨルダン、エジプトなどの中東諸国が続く<sup>6</sup>。サウジアラビアは、石油関連から農業、食品加工、サービスまでさまざまな分野で投資を行っている。しかしながら石油資源、鉱物資源分野を含めた投資国としては中国からの投資が金額ベースでは大きく、病院、教育関係からプラスチック、金属加工などの小規模工業まで幅広く投資が行われている。またスーダンの投資案件の80%がハルツーム州に集中している（国内資本投資を含む）。これまでのところ投資における欧米や日本との関係は貿易関係にもまして希薄である。

### (2) 投資促進政策と投資環境比較

スーダンにおける投資促進政策は、これまで連邦政府の投資省によって策定されてきた。これは投資最高評議会（Higher Council of Investment : HCI）が設立された2010年11月以降も変わりなく、投資省による政策内容をHCIが承認し、それを投資省が実施する形であった。しかしながら、投資省は既に解体されており、新たな投資促進機関が連邦政府レベルで設立される予定である（それまで、旧投資省は従来通りの業務を継続することになっている）。同様に、投資促進法（Investment Encouragement Act）、および投資促進規則（Investment Encouragement Regulations）も新たな内容が検討されているが、現時点では2007年改訂Investment Encouragement Actが最新のものとして使用されている（旧投資省の業務継続は、これらの法律が現在でも有効であることが、その根拠となっている）。投資促進法はスーダン投資における法律であり、その規則を定めたものが投資促進規則である。それぞれ何度かの改訂を経て今日に至っており、各州もこれらをベースに独自の投資促進法を策定して投資促進活動を行っている。現在のスーダンの投資促進政策は極めてシンプルで、「あらゆる人がどの分野にでも100%自分の資本で投資が可能」である。その自由度は本報告書添付資料のスーダン、エジプト、ケニアの3か国投資環境比較からも明らかである。

現在、スーダンにおいて投資家（特に外国人投資家）が抱えるであろう問題点としては、次のような点が上げられる。

#### 1) インフラの未整備

これから入居する工業用地については、道路、電力、用水などの整備が十分になされておらず、投資家負担で整備が求められる。これにより初期投資が高くつくことになる。

#### 2) ジョイントベンチャー（Joint Venture : J/V）相手の不在

機械組み立てや金属加工などの工業分野があまり発展していない。また、長期的視点で採算を考える産業資本家が少ない。その結果、外国人投資家にとっては、工業分野におい

<sup>5</sup> World Bank. (2010). Sudan Investment Climate Assessment.

<sup>6</sup> 国別の投資状況については旧連邦投資省から入手した資料による。

て J/V 相手となるパートナーを見つけることが難しい。

### 3) 税金や課徴金の多さ、不透明さ

事業を行う上で、様々な税金や課徴金、サービス費用などが多い。また課税基準が不透明なものもある。国内外を問わず投資家にとってはコストアップ要因となる。

### 4) スーダンポンドの価値下落と外貨交換に伴う問題

2012 年に入り、スーダンポンドの価値下落と外貨交換に伴う問題がより深刻となっている。これまでは米国経済制裁の影響で、民間企業において米国系の金融機関を通じた外貨送金や L/C の発行などが困難であった。さらにこれに加え、スーダン自体の外貨不足から、外貨の取り扱いに対する規制が厳しくなっている。

### 5) 投資促進体制の未整備

連邦政府レベルにおける投資促進体制、地方政府との役割分担などが明らかとなっていない。スーダンの外資誘致においては、この体制づくりがまずは急がれる。外国人投資家にとっては、本当の意味での情報・相談の one window 化がなされていない。

## 第 5 章 産業別セクター概況

### (1) 農業セクター

スーダンにおける農業セクターは食糧の安定供給の面からも国の重要開発課題として取り組まれている。国内の可耕地は国土面積の 3 分の 1 とされているが、このうち定期的に耕作されているのは 15% 程度と見られる。農業形態は、灌漑農業（面積割合 4.5%）、機械化天水農業（同 35.0%）、伝統的天水農業（同 60.5%）の 3 つに分類され、灌漑化、機械化が遅れている。これまで、国の施策として幾度となく農業開発計画が策定されており、3 か年緊急プログラムにおいても主要農産品 8 品目（ソルガム、ミレット、小麦、綿花、落花生、ゴマ、ひまわり、家禽）の目標生産量が設定されている。しかし、生産目標が達成されたことはこれまでになく、農業生産は全般的に長期にわたって停滞している。さらに、主要農産品の作付面積、単収、及び生産量は毎年の変動が大きく、食料の安定供給の面から常に課題となっているだけでなく、農産品を使用する食品加工業者にとっては原料を安定的に確保できないという問題となっている。このほかにも、残留農薬の管理、コールドチェーンシステムの未整備などが農業セクターの課題として挙げられる。主要な輸出産品はゴマ、綿花、ガムアラビックなどで、これらは今後も農産品の輸出を拡大していく上での有望産品でもある。このほか、新しい付加価値輸出産品としては、乾燥野菜・乾燥果物などが挙げられる。

スーダンはアフリカ第 1 位の飼養数を誇る畜産国で<sup>7</sup>、主な飼育方式は広大な自然の土地を利用した通年粗放牧である。畜産業はスーダン GDP (Gross Domestic Product) の 16.9% を占めている。畜産物輸出の中で重要な品目はヒツジで、畜産品輸出総額の 59% を占めている。現在は、生体としての輸出が主体であるが、食肉での輸出増を図っている段階にある。

<sup>7</sup> FAO. FAOSTAT による。

全体として、輸出農産物は、国内市場向けの産品と同じように栽培・収穫・選別するのではなく、いかに、競合他者と差別化を図り、付加価値を見出し、国際的な競争力のある産品をつくりだしていくかである。従来の **Product out** の発想から、輸出仕向け地の消費ニーズに合った産品を作り、出荷する **Market in** への発想転換が求められている。

## (2) 鉱業セクター

スーダンには金、鉄、クロムなどの鉱物が豊富に埋蔵されており、資源開発の潜在性は非常に高いと言われているが、これまでのところ十分な採鉱が行われていない。既に確認されている主な鉱床は紅海州、青ナイル州、南コルドファン州、ダルフルール地方などに所在している。紛争地域も含まれていることから、海外からの投資を呼び込むためには紛争問題の解決が先決となる。

金は石油に代わる主要な輸出品目とみなされており、2009年、2010年にはそれぞれの金の14.9トン、34トンの採掘が確認された。現在3社が金の採掘を行っており、年内には新たに4社が採掘を開始すると見込まれている。スーダン政府は鉱山会社に対して金の採鉱、採掘に関するライセンスを積極的に付与しているが、現時点ではスーダンで採掘される金の大半は小規模人力採鉱によるもので、20万人が採鉱活動に従事していると推定されている。

鉱業セクターからは主に金とクロム精鉱が輸出されてきた。3か年緊急プログラムでは、金、クロムの他、鉄、タルク、マンガン等の輸出も計画されている。

## (3) 工業セクター

スーダンの工業セクターは、GDPに占めるシェアが低く、その主たる業種は食品加工である。エンジニアリング関連、特に機械や電気機器の組み立てなどに従事する企業も増えつつあるが、主要な工業セクターとなるまでには至っていない。中間財を製造する裾野産業である鋳造、鍛造、機械加工、あるいはプラスチック産業に属する企業も少ない。

スーダンの輸出工業品目は限られており、そのうち輸出超過となっているものは皮革製品（原皮および半加工の皮）のみである（砂糖生産の副産物であるモラセスを除く）<sup>8</sup>。砂糖、植物油はスーダンの主要工業製品であるが、輸入超過となっている。第3章でも述べたように、輸入額の大きな比率を機械・機器類、車両、その他製造製品などの工業製品が占めている。紛争が長期間に及び繰り返されるなど、スーダンのビジネス環境はエンジニアリング産業を発展させるには厳しいものであったが、エンジニアリング産業の裾野を広げていくことにより工業製品の輸入依存から脱却することが求められる。

上述の貿易状況を反映して、工業省は輸入に頼っている製品の国内生産を増やすことを目指しており、その目標に「国民が求める工業製品の提供」、「輸入品の自国生産」などを掲げている。また、5か年計画および3か年緊急プログラムにおいては食品、日用品を含む様々な製品の目標生産量が設定されている。2012年の目標生産量と見込み生産量を比較すると、ジャムなど2012年の目標を達成できる見込みである製品もあれば、砂糖のように目標を達成できそうにない製品もある。すでに主要な輸出品目となっている皮革品は、畜産・漁業省が

<sup>8</sup> 2008年、2009年のUN Comtrade 貿易統計による。

2016年までの輸出目標量を定めている。

工業セクターの有望分野としては、輸出品目として原皮を含む皮革製品、砂糖とその副産物を利用して製造されるエタノール、食用油、食肉加工品などが挙げられる。しかし、皮革製品の輸出額を伸ばすためには、皮の品質と回収率の改善、鞣しの加工段階を更に進めてからの輸出等が必要で、そのためには家畜の飼育段階や皮剥ぎ工程での管理や作業手法の改善と、製革所における設備の刷新や鞣し技術の向上などに取り組む必要がある。砂糖とエタノールに関しては、新規工場新設のための資金が不足している。食用油に関しては、原料となるオイルシードの安定確保と搾油率の改善が必要である。食肉加工品の輸出を進めるためにも食肉の安定調達、加工工場における設備の追加や従業員教育、空港など出荷中継地に保冷施設の整備が必要とされる。加えて、投資先としては電子機器、紡績・繊維、建設関連資材、薬品など、国内や周辺諸国での需要が高い、あるいは且つ輸入代替を図れる分野は有望である。このほか、工業セクター全体において言えることであるが、製造現場での整理・整頓など、基本的な生産管理が極めて疎かにされている。

#### (4) 金融セクター

スーダンには 32 の銀行が営業しており、それらは開発金融系、投資銀行系、一般商業銀行系、およびマイクロファイナンス系に類型化できる。スーダンの金融機関の特徴としては次のような点が指摘されている。

- 1) 規模が比較的小さい
- 2) 地理的に集中している
- 3) 市場が競争的でない
- 4) 貸出と預金との金利差が大きい
- 5) 銀行としての体力が弱い

金融市場が今後も成長を続ける上で、最大の課題であり早急に解決すべきすものは、外貨取引の正常化と金融機関を通じた国内資金調達の円滑化、及び国民の金融機関機能への正確な理解と信頼の醸成にある。具体的には、公定レートと闇レート間の為替レート格差の是正、金融当局における外貨準備の増強を通じた外貨取引の正常化、在外スーダン人からの送金奨励、外貨決済システム・ルートの拡大、国内支店網の増数、中長期資金の提供、借入コストの低減化、などである。

#### (5) 民間セクター動向

スーダンの企業が貿易事業をしていく上で直面している問題を把握するため、ハルツーム州において再委託による企業アンケート調査を実施した。67 社の回答企業の企業形態は個人事業主が 9 割を超え、また全体の 8 割以上を中小規模の企業が占めた。8 割を超える企業が自己資本のみで事業を開始しており、開業後においても融資を利用している企業は少ない。さらに、融資を利用した経験があると回答した 11 社のうち、間近の融資における融資期間が 1 年を超える企業は 1 社にすぎない。

回答企業のうち、輸出を行っている企業は 4 社にすぎず、20 社はハルツーム州のみを市場としていた。一方で、49 社は、全ての原材料を輸入に頼っている。決済通貨としては、US ドル、ユーロが主に使用されているが、UAE ディルハム、サウジ・リアルを使用している企業もあった。

輸出入時の障害について質問したところ、輸入に関しては、為替制限、通関（税率、頻繁な変更）、その他税金（税率、頻繁な変更）が多くの企業から障害として挙げられた（輸出時の障害については回答企業が少ない）。事業を運営・拡大する上での阻害要因としては、回答企業の 9 割近くが経済の不確実性を挙げ、税率、規則の不確実性・一貫性の欠如、税金・手数料の頻繁な変更などについても多くの指摘があった。

#### (6) 観光セクター

スーダンでは観光産業が外貨収入源、あるいは雇用創出源となるまでに発展しておらず、同産業は政府が発表する GDP の構成項目としても挙げられていない。観光資源は豊富にあり、文化資源、自然資源、ビーチリゾートなどを有効に活用することにより、観光産業を発展させる可能性は高い。調査団が訪問したカッサラ州も、タカ山（Taka mountain）をはじめとして豊かな自然に恵まれている。しかし、過去 20 年を超える内戦の影響から開発が十分に行われていない。スーダン観光開発の課題としては、次のような点があげられる。

- (1) 道路、電力など、特に地方部におけるインフラの不備
- (2) スーダン観光のイメージ形成の遅れ（観光戦略づくりの遅れとも言える）
- (3) 観光地、レジャースポットとしての開発不足（外国人向け案内板や周遊コースの整備など）
- (4) 外国人向けホテルやレストランなどの施設の不備
- (5) 観光ガイドやホテル従業員など接待技術の訓練不足
- (6) 外国人観光客（入国者）に対する手続き上の問題（外国人で一般旅券所持者に対しては、入国後、外国人登録が求められる。また、地方への移動（ハルツーム州から）においてもスーダン省庁から発行される移動許可証の取得が義務付けられている。これらには数日間の時間と費用がかかる。）

## 第 6 章 インフラ整備の概況

### (1) 道路

現在、国内輸送の 90%以上は道路が占めている。スーダンの道路の総延長は推定 32,425km である。そのうち舗装された道路が 7,210km（舗装率 22.2%）であり、2000 年から比べると約 2.5 倍延長されていることになる。しかし、面積に対する道路密度は東アフリカ諸国や低所得国の中でもいまだ低く、財源不足により既存の道路に対する適切な維持管理がなされていない。

## (2) 鉄道

現在の鉄道路線の全長は 4,181km でアフリカ最長であるが、ほとんどの路線は老朽化が進んでおり、少なくとも 3 分の 1 では鉄道の運行ができていない。また、線路だけでなく車両の状態も悪いことから、時速 10km でしか走れない区間も多くある。スピードの遅さ、信頼性の低さから輸送量は低下の一途を辿っており、国内輸送の中で鉄道が占める割合は 3.82% (2011 年) に過ぎない。線路のゲージ幅が国際標準よりも狭い 1,067mm であるため、国際標準のゲージ幅を採用している近隣諸国とのリンゲージが妨げられている。

## (3) 港湾

主要港であるポートスーダンはコンテナ設備も含め整備中であるが、現在の貨物量からすれば十分な余力がある。一方、チャドや中央アフリカ、エチオピア、エリトリアなどの荷物の輸送出口としてポートスーダンを位置づけさせる戦略はあるが、ポートスーダンに至るまでの体系だったシステムが存在していない。

## (4) 河川交通

主要な河川交通のルートは北部の物資を南スーダンに運ぶコステイージュバ間の経路であり、南北スーダン間の輸送経路として非常に重要な役割を果たしてきた。両国の国境貿易が禁止されてから河川交通は停止しているが、南スーダンは今後貿易相手国として大きな市場潜在性を有している。しかし、河川の維持管理、南北間での運用規制の調整など課題も多い。

## (5) 電力

2011 年時点の発電能力は 2,532MW であり、年間の発電量は 8,863GWh であった。2005 年には発電能力が 801MW のみであったことからすれば、6 年間で発電能力が約 3 倍に増えたことになる。電力供給については改善が見られるが電気料金が周辺国に比較し割高である。

## (6) 通信

スーダンの通信サービスは、2000 年前半には GSM (Global System for Mobile Communication)<sup>9</sup> のカバー率は人口の 60% であったが、2011 年には 87% に拡大している。また、携帯電話の普及率は、2000 年が人口の 0.05% にすぎなかったのが 2011 年には 62% と急激に躍進している。インターネットは、時間帯によってつながりにくい問題があるものの、業務上活用する上で大きな問題はない。

総合的にスーダンの物流インフラにおける課題は、道路輸送規制（国境間の輸送規則（例えば、経路にチェックポイントが多い、他国のナンバープレートを付けたトラックがスムーズに移動できていないなど）、交通インフラ（道路の状態は良いが一車線通行のみ、鉄道はほとんど機能していない）に係る内容が大きい。また、世界銀行は、通関代行及び輸送を行う総合的なロジスティックサービスの会社が育ってないことを課題として指摘している<sup>10</sup>。

<sup>9</sup> デジタル携帯電話の一方式。

<sup>10</sup> World Bank. 2008. Sudan Diagnostic Trade Integration Study (DTIS): Revitalizing Sudan's Non-Oil Exports.

## (7) 制度・手続き

貿易制度について言えば、政府の政策や規則が頻繁に変わることが問題視されている。これは事業を行っている民間セクターからの指摘のみならず、管理する立場の行政機関からも指摘されている点である。例えば、輸入規制品目は 400 以上あるが、ほとんど条件付きのもので、場合によっては輸入をして初めてわかるという事例もある。制度変更に伴う公表システムも確立されていない。特に本年から始まった 3 か年緊急プログラムでも輸出入品目での規制があり、制度変更に係る情報体制は改善が必要と言える。

一方、投資制度について言えば、あらゆる投資手続きの one window 化を図っているとしながら、実際は、様々な窓口との交渉が必要との指摘がある。そのほか、連邦政府レベルでのサービスが一時中断していることもあり、外国人投資家にとって、ほかの国では一般的である投資情報の提供が十分になされていない。また、投資相談や F/S レポートの作成、あるいは投資申請手続き自体を代理人に任せるシステムとなっており、この点でも国内事情に疎い外国人投資家にとっては障害の 1 つとなっている。

## (8) 課税、その他費用

課税や課金の種類が多いこと、課金制度については判断根拠が不明瞭であることなどが、問題点である。今回の調査で面談した複数の食品関係企業では、1 品目で、原料購入段階から市場に出るまでに 16~18 種類の税金や様々な費用が徴収されている。市場利用、貨物保管、道路や橋の通行、そのほか流通過程での費用徴収は、判断基準が時によって違うとの指摘もある。このほかスーダンでは、生産コストが周辺国と比較し割高であることが指摘されている。その要因として、税金やその他費用と共に、電力料金、人件費なども影響していることが指摘できる。

## 2. 課題と提言

### 2.1 課題の整理

#### 2.1.1 貿易・投資振興の前提

まず、今日の貿易・投資促進を考えた場合、次のような点が振興の前提となることに留意しておかねばならない。これはスーダンにおいてもあてはまることであり、この前提を踏まえた上で政府（連邦、州）として、民間セクターとして、あるいは国際ドナー機関として役割を果たしていくことになる。

- (1) 貿易も投資もその実施主体は民間セクターであり、政府の役割は、民間の経済活動の促進や効率性を上げるための環境整備を行うことにある。
- (2) その中で貿易・投資に関わる社会的インフラの整備、社会的阻害要因の除去は政府の役割であり、振興施策の一環として環境整備に取り組まなければならない。
- (3) 国内の状況や自国の置かれた国際経済環境を分析し、自国の貿易・投資をいかに国際協調（グローバル化の流れ）の中で形成していくかを貿易・投資政策策定の出発点とする。

- (4) 同時に、国際競争力の強化と言う視点で活動に取り組む。国際競争力は、企業（製品）としての競争力、産業界としての競争力、そして国としての競争力があり、それぞれのレベルで取り組まなければならない。
- (5) 貿易・投資自由化の方向性の中で、常にタイムリーな行動、支援とは何かを官・民双方が考え、迅速な対応が取れる連携体制を構築する。

### 2.1.2 スーダン貿易・投資における優位点

次に、スーダンの貿易・投資環境における優位点と課題をそれぞれ整理しておく。先ず優位点としては、次のような点が上げられる。これらの点は、特に海外の潜在投資家に対して、もっとアピールされるべきポイントである。

- (1) 自由経済の堅持とオープンマインドの姿勢
- (2) 制約が少ない投資促進法と様々な投資優遇策
- (3) 豊富な産業資源の提供
- (4) アラブ諸国との良好な関係

### 2.1.3 スーダン貿易・投資における課題

一方、貿易・投資促進を図る上で、特に外国人投資家の視点から次のような点が課題としてあげられる。

- (1) 産業インフラストラクチャーの未整備
- (2) 割高な生産コスト
- (3) 産業資材、技術ノウハウ調達の困難性
- (4) J/V パートナー、中間管理職者の不足
- (5) マーケティング、マーチャンダイズ化のノウハウ不足
- (6) 生産性に関する理解不足、取り組み不足
- (7) 制度上の問題とネガティブイメージ

以上は、スーダンの貿易・投資振興を図る上で全体的な課題と言えるが、このほかにも各セクターにおいて次のような点が課題として指摘できる。

- 1) 農業セクター
  - ・ 全般的に低い生産性、（食品加工業者への）供給の不安定性
  - ・ 残留農薬等へのトレーサビリティ・家畜の検疫意識が希薄
  - ・ 保冷、冷凍保管・輸送システムの不備
- 2) 工業セクター
  - ・ 国内原料供給の不安定性と品質の不均質性（農産品、畜産品とも）
  - ・ 工場における環境対策の不備（現在は見逃されている）

- ・ ワーカーレベルの知識・技能不足（訓練不足）
- ・ スーダン工業界全体としての技術ノウハウ不足

### 3) 金融セクター

- ・ 中長期資金の供給不足
- ・ 銀行の資金調達難
- ・ 外国人にとって Islamic banking system のわかり辛さ

## 2.1.4 貿易・投資促進の方向性

スーダンにおける貿易及び投資を振興する上で取り組むべき方向性を以下に示す。ここでは、貿易と投資に区分することなく、相互が連携して非石油産業を発展させるべきとの観点から、6項目を挙げている。

### (1) 国を挙げた生産性向上への取組みを開始する

スーダン産業の根本的問題の1つが生産性の低さである。農業、工業、サービス業だけでなく、政府機関における生産性も決して高いとは言えない。スーダン政府として官・民による国を挙げた生産性向上に取り組む方針を打ち出すべきである。

### (2) 貿易・投資振興を促進する金融改革への取組みをなす

長期貸付制度の不備と外貨資金の不足、および貿易・投資振興を進めるための金融市場の整備において政府、中央銀行として取組むことが求められている。

### (3) より付加価値をつけた輸出製品の開発を目指す

加工したものは加工品としての国際競争があり、それに勝ち残れるのが本来の付加価値である。要は輸出品として国際的なバリューチェーンの中で競争力を持ち得るか否かである。そのためには加工技術だけでなく、マーケティング能力やマーチャンダイズ化の能力が試されることになる。この点を踏まえて製品開発、あるいは投資誘致活動を行うことをスーダンとしては目指さなければならない。

### (4) 工業分野における輸入代替品の国内生産を促進する

しっかりとした事業計画を踏まえ、スーダンとして可能性の高い輸入代替工業製品の国内生産を加速させるべきである。

### (5) 貿易・投資促進における国としての体制を再構築する

スーダンの産品だけではなく、スーダン全体を海外にアピールし、市場を広げていく、またスーダンの通商を活発化させる機関の設置が望まれる。

### (6) 経済連携促進による更なる市場の拡大を目指す

アジアと欧州への市場拡大はスーダンにとって貿易・投資を拡大させる契機となることは

間違いない。これら地域との多国間ないしは 2 国間での経済連携の道を模索し、合意を目指すべきである。

### 2.1.5 輸出成長力が高い業種・産品

今回の調査を通じスーダンからの輸出産品として、今後さらなる伸びが期待されるもの、あるいは新たな付加価値を付けることにより輸出の可能性が高いものとして、次のような産品が上げられる。農産・畜産品、あるいは農産加工品については、いずれも伝統的な輸出産品と言うことになるが、ここでは併せて留意点を記している。また工業製品については、今後、スーダン民間セクターの努力により輸出が見込まれる品目も取り上げている。

#### (1) 農産・畜産品

- ・ガムアラビック： 使用用途が幅広く、新たな市場を開くことは可能である。良質のガムアラビック生産を促進し、世界の No.1 製品としてスーダンブランドを確立することが必要。他国製との品質面での差別化を図る。
- ・ゴマ： 先進国を中心とした健康志向を背景に、世界的に高い需要が見込まれる。世界第 2 位の生産国である中国は輸入国でもある。エチオピアは、国の 2 大輸出産品として国際的な地位確立を目指しており、同国に品質面で負けないだけの工夫を生産段階よりなす必要がある。
- ・綿花： 国際価格に左右されやすいが、国内加工への供給も含め増産を図る。エジプト綿としてではなく、スーダン綿としてのブランド確立を行う。そのためには海外のアパレルメーカーとの連携が必要。
- ・カルカデ： 今後の展開は、健康用飲料としての飲み方を開発できるかどうかである。現在のバルク輸出によるティーバッグ方式では需要は頭打ちである。
- ・生鮮野菜・果実： トマト、オクラ、タマネギ、マンゴー、レモン、グレープフルーツなど、収穫後の損失削減と、輸出先国の市場ニーズを反映させた生産・出荷体制を作る。
- ・羊・ヤギ： サウジアラビア向け食肉用（生体輸出）。輸送の問題をいかに改善するかが事業の採算性のカギを握る。
- ・ラクダ： サウジアラビアへのレース用ラクダ。エジプト、リビアへの食肉用。

#### (2) 農産加工品

- ・食用油： 落花生からの搾油率向上と、精油としての品質を高めること。安定生産は、原料の供給次第。品質を高めることが出来れば競争力も市場もある。
- ・砂糖： 当面は国内市場優先。まずは国内のサトウキビ生産を安定させることが大前提となる。世界的に見てスーダンの競争力は低いため輸出は国際市況の動向によるところが大きい。
- ・牛肉： 食用としての品質の向上。そのためには食用肉として放牧から飼育へ方式を見直す。また、輸出市場が近場である利点を利用し、屠畜後短時間に処理し、出

荷する。食肉の安全管理の徹底。

### (3) 鉱産品

- ・金： 精錬による純度を上げた製品の出荷。

### (4) 工業製品

- ・ジュース類： 果物生産地のそばでの加工が可能となれば、濃縮ジュース、フレーバーとしての加工品輸出の可能性はある。そのためには電力、水、砂糖などの供給を整備する必要あり。
- ・綿糸、綿布： 品質の高い綿花の生産。国内生産設備の最新化を進める。スーダン綿のブランド化を図る。
- ・皮革： 屠畜技術、原皮の保存技術を向上し、まずは品質の高い原皮生産技術を確立することが重要。鞣し技術については外国人の指導を入れる。
- ・鉄筋材： 国内電炉による鉄筋材は周辺国、湾岸諸国でも需要が大きい。COMESA、GAFTA の地域経済連携を活用し市場を広げていく。
- ・水道用パイプ： 公共施設のみならず民間での建設資材としても周辺国を含めた需要は大きい。ストップコック、ジョイントなどを含め、セットとして市場を拡げる。
- ・化粧品、食品、薬など：ガムアラビック、砂糖シロップ、果物フレーバーなどを活用した製品。

## 2.2 貿易・投資促進のための提言

### 2.2.1 課題改善のための支援分野

貿易・投資促進におけるスーダンの課題としては上記に上げたような点が概ね指摘できる。一方、これらの課題に対応するための施策として見た場合、次の3つの分野に大別できる。

- (1) 貿易・投資促進に向けたインフラ基盤の整備
- (2) 貿易・投資促進に向けたビジネス環境の整備
- (3) 貿易・投資促進のためのキャパシティ強化

この内、国際協力機構（JICA）の対スーダン支援の枠組みの中で、道路、鉄道、港湾、電力、通信などの社会資本整備には基本的に円借款の活用が求められるため、現時点において支援スキームとして取り上げることは難しい。しかしながら、将来的には工業団地の開発・運営や、倉庫・運輸などのロジスティック分野において、官・民連携による支援のあり方が日本からも考えられる。但しそのためにはスーダン国内の政治的安定など、まずは条件整備が求められる。

このようなことから本項では、「貿易・投資促進に向けたビジネス環境整備」ないしは「貿易・投資促進のためのキャパシティ強化」の中で、どのような支援ができるかを提言策

定の出発点としている。同時に、上記課題に対し、スーダン側がまず何をなすべきかを想定し、それに対して JICA がどのような支援を行えるかという視点からも検討を加えている。さらには、貿易・投資振興に関わる他のドナー機関がこれまで行った、あるいは現在進行中の支援プログラムについても重複を避ける意味で考慮している。具体的には EU による Sudan EPA Negotiation and Implementation Support (SENIS) と、国連工業開発機構 (UNIDO) による Investment Promotion and Technical Assistance Program (ITAP) である。いずれもキャパシティ強化に関わるものであるが、既に終了しているものもあり、これまでなされてきた支援を踏まえ、さらに相乗効果を生むような支援のあり方を本報告書での提言とした。

さらにスーダン政府は、目下の経済課題に対し、3 か年緊急プログラムの実施に加え、緊急緊縮策を打ち出している。例えば、大臣・顧問数の（省の）削減、ガソリン代補助金のカット、不要不急の外貨支出の見直し（公務員の海外出張制限）、在外スーダン人による外貨送金奨励、マイクロファイナンスの活用促進などである。一方、産業振興の体制強化策としては、投資庁（検討中）や、輸出振興庁の設置（大統領令にて決定済み）、工業省傘下の Industrial Research and Consultancy Center (IRCC) の業務拡大などを進めている。一方で緊急緊縮策により更なる政府予算削減も進められており、施策の実施や体制強化が順調に進んでいるとは言えないが、スーダン政府の全体的な開発方向性についても踏まえた形での提言としている。

## 2.2.2 貿易・投資促進に向けた支援分野

「貿易・投資促進に向けたビジネス環境整備」、及び「貿易・投資促進のためのキャパシティ強化」の 2 つの分野において想定される支援プロジェクトとして、次のような案が考えられる。

### (1) 貿易・投資促進に向けたビジネス環境の整備

- ・貿易手続きの簡素化、円滑化支援
- ・投資手続きの簡素化、円滑化支援
- ・Industrial Research and Consultancy Center (IRCC) を活用した、技術移転支援、輸出競争力強化
- ・主要産品クラスター形成支援
- ・植物・動物検疫の指導支援
- ・農産物認証システム導入支援
- ・工業団地の建設・運営（民間資本の投入による開発）

### (2) 貿易・投資のためのキャパシティ強化

- ・貿易振興専門組織立上げ支援（海外市場情報収集・分析・提供機能、市場調査方法の確立、輸出戦略の立案、市場開拓を行うための企画、海外バイヤーとのマッチング、見本市支援など）
- ・投資促進専門組織立上げ支援（対外的な投資促進活動の立案・実施、投資促進のためのツール作成、投資窓口機能強化、海外投資家とのマッチングなど）

- ・貿易研修センター（貿易研修）
- ・民間セクターの産業人材育成（職業訓練含む）
- ・小・零細企業振興支援（マイクロファイナンスを柱とした経営改善指導）
- ・個人事業主・起業家への能力向上支援
- ・税関システムの近代化
- ・企業や業界団体とのネットワーク構築、在外公館の体制の強化

### 2.2.3 提言プロジェクト案の構成

スーダン貿易・投資の促進にあたり具体的に次のようなプロジェクトの提案を行う。これらは JICA が持つ様々な支援ツールを使って実施されることを前提としている。しかしながら、JICA として対スーダン支援の枠組の中で、現行とり難い支援形態、すなわち円借款事業、大規模な開発調査、長期技術協力プロジェクトなどは、この提案からは除外している。また、より援助効果の高い支援とする観点から、現地スーダンでの改善指導など、現地における技術移転を中心とした提案としている。

ここで上げた開発手段としての提案プロジェクトは、「産業基盤強化」、「輸出振興」、「投資促進」の3分野に大別できる。これらが一体となってスーダンの非石油セクターの活性化、産業の多角化に貢献することを意図している。もちろんこれら提案プロジェクトのみで開発ゴールが達成されるわけではないが、その効果は高いと見ている。このほかにも JICA 支援ツールとして、国別研修や課題別研修を活用することにより、スーダン側のキャパシティビルディング向上に寄与することが期待される。

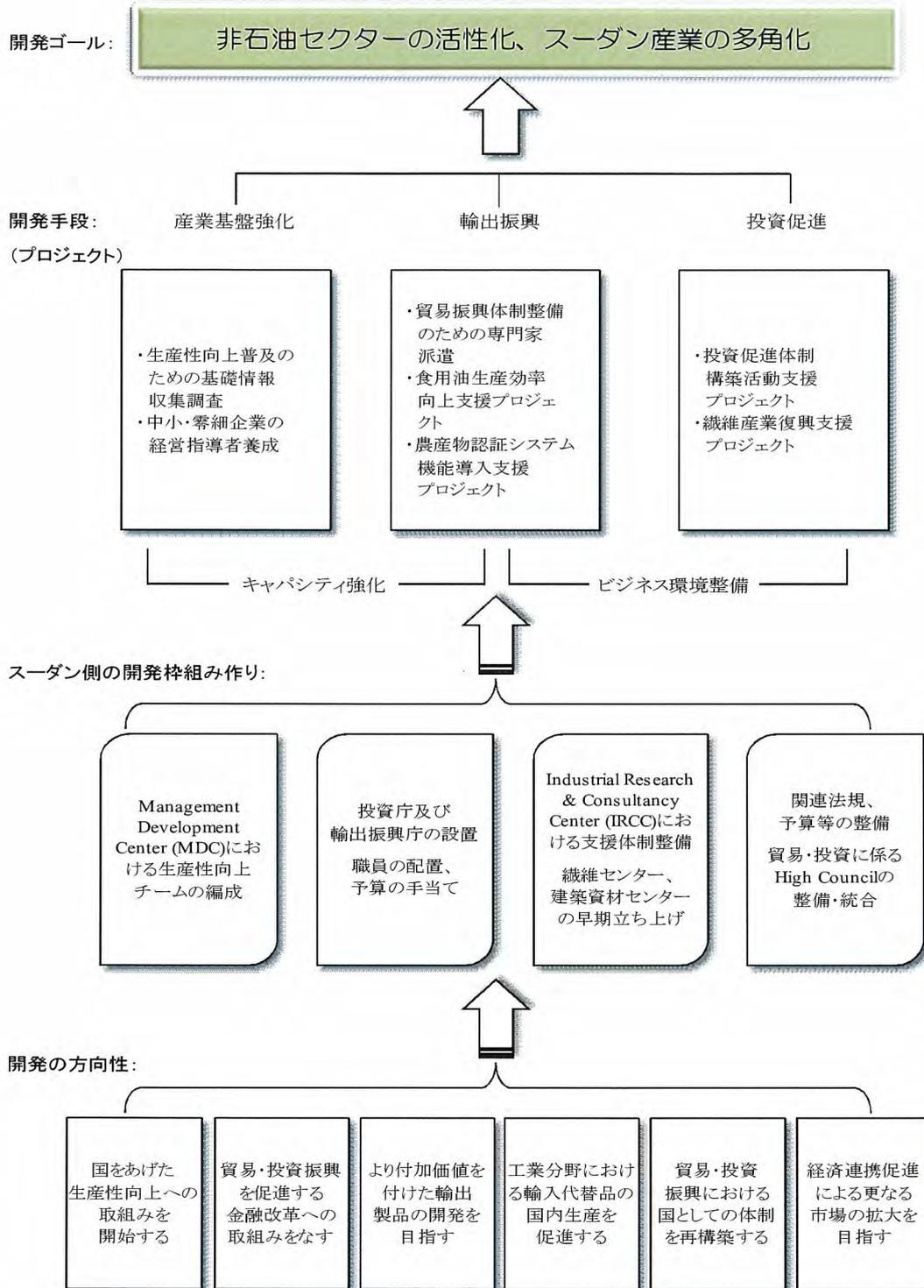
それぞれの提案プロジェクトは、緊急性、かつ効果も高いと思われるが、強いて優先順位をつけるとすれば、これまでの調査結果から、調査団としては、産業基盤強化と体制整備を優先すべきと考えている。産業基盤の強化は、貿易・投資を促進するためだけではなく、国としての競争力を高めるためにも急がれるべき事項である。また、貿易・投資に関連する体制整備は、まさにビジネス環境整備の第一歩とも言える。

なお、これらの提案プロジェクトは調査団の分析に基づくものであり、スーダン政府側の意向や要望については確認を行っていない。

#### 提案プロジェクト名

- No.1 生産性向上普及のための基礎情報収集調査
- No.2 中小・零細企業の経営指導者養成のための専門家派遣
- No.3 貿易振興体制整備のための専門家派遣
- No.4 食用油生産効率向上支援プロジェクト（外務省・途上国への普及事業活用）
- No.5 農産物認証システム機能導入支援に係わるアドバイザー派遣
- No.6 投資促進体制構築・活動支援に係わる専門家派遣
- No.7 繊維産業復興支援プロジェクトのための専門家派遣

次頁に開発ゴールと提案プロジェクトの構図を示す。



出所：調査団作成

開発ゴールと提案プロジェクト



## 第1章 スーダンの社会・経済概況

---



## 第1章 スーダンの社会・経済概況

### 1.1 一般概況

#### 1.1.1 今日のスーダン

スーダンは、アフリカ北東部に位置し、長い歴史を持つ国である。紀元前 2000 年代には、スーダン帝国として繁栄し、高い文明を持っていたことは現存する多くの遺跡からも実証されている。その後、アフリカ大陸の十字路として、相次ぐ他民族の侵入、王朝の興亡など、幾多の歴史の変遷を重ね、独立直前の 1900 年代初めには英国やエジプトの植民地支配を受ける時期もあった。隣国であるエジプトの英国からの独立（1922 年）を機に、スーダン内においても自治と民族自決の機運が高まり、1956 年 1 月、スーダン共和国（The Republic of the Sudan）として独立している。

国内には、アフリカの穀倉地帯とも称される広大な農耕可能地を有し、そのほぼ中央を、赤道直下のビクトリア湖から流れてくる白ナイルと、エチオピアのタナ湖からくる青ナイルが首都ハルツームで合流し、大河となってエジプト、地中海へと流れている。砂漠地帯から大湿原地帯、あるいは草原地帯から山岳地帯と多様性を持つ自然と共に、民族、文化も多様性を持つ国家である。しかし近年は、アフリカ大陸の十字路としての位置づけが、逆にアラブ系遊牧民族対アフリカ系農耕民族、あるいはイスラム教系民族とキリスト教や土着宗教系民族が衝突する最前線となっている面がある。

表 1-1 スーダン一般社会指標（2012）

一般指標	
人口	3,341 万人（人口増加率 2.8% 2011 年）
面積	188 万 km <sup>2</sup> （日本の 5 倍）
MDG（ミレニアム開発目標）	169 位 / 187 か国中
貧困ライン以下の人口比 <sup>*1</sup>	MDG1 46.5%（MDG 目標は、23%）
平均余命	59 歳（2011）
成人識字率	60.9%（2005）

出所：日本国外務省、スーダン情報より抜粋

\*1 数字は Status of MDGs in Sudan 2010 より

独立前年の 1955 年にアラブ系の北部とアフリカ系の南部との間で内戦が勃発し、以後 2005 年までスーダンでは 2 度に亘る長期内戦が続いた。内戦は通算 20 年以上におよび、この間の社会的混乱、蓄積した巨額の対外債務、1997 年以降の米国経済制裁による国際援助の停止等により、1990 年代前半まで国の経済はほぼ破たん状況にあった。この経済状況が一時的に持ち直したのは、偏に次項で記す石油輸出によるものである。その後、2005 年 1 月の南北包括和平合意（CPA）、2006 年 5 月のダルフール和平合意（DPA）、同年 10 月の東部スーダン和平合意、そして 2011 年 7 月の南北分離と、国内における紛争和平プロセスは一見前進しているかのように見えるが、実際は、東部スーダン地域をのぞき、軍事的紛争がダルフール地域

や南北スーダン国境付近で今日まで続いている。首都のハルツームは、それらの紛争地域から遠く離れ、治安も安定しているが、近年の経済悪化から生じる問題は日々の住民の暮らしにも影響を及ぼしており、今日のスーダンにとって政治的、経済的な安定確保が最も急がれる課題となっている<sup>1</sup>。

### 1.1.2 国の行政組織

スーダンは、2011年7月、南部スーダンの分離により国土面積、人口とも減少したが、連邦政府の下、15の州と1つの特別行政区、及び州の下にある郡・村から行政組織が構成されている。なお、2012年1月にダルフル地域は従来の3州体制（北、南、西）から、中央ダルフルと東ダルフルを新たに加えた5州体制とすることが決定されており、近いうちに合計で17州と1特別行政区になる予定である。以下、スーダンの行政組織概要である。

#### 1.1.2.1 連邦政府

スーダンでは、大統領が国家元首（chief of state）であると共に政府の代表（head of government）でもある。連邦制を採用し、連邦政府と共に大統領に直結した州政府がある。連邦政府は、2011年7月の南部スーダンの独立分離を機に、同年12月に省庁の再編がなされ、国防、出入国管理、治安、外交、司法、財務、石油、電力などを中心に33省から構成される。連邦政府の大臣は大統領によって指名され、各省の主務大臣（Competent Minister）のほかに各分野担当の國務大臣（State Minister）が任命されており、さらに大統領府や内閣担当の大臣を加えると、現在、実に大臣の数は100人以上に上る<sup>2</sup>。さらに、大統領府（Presidency of the Republic）での副大統領、大統領補佐官、大統領顧問も合計で20名以上に上り、大臣クラスの数からいけば極めて大きな政府組織となっている。なお、大臣の多くは、Omar al-Bashir 大統領が結成した国民会議党（National Congress Party: NCP）に所属しているが、現在の政権自体は連立政権である。

スーダン政府の基本的な外交姿勢は、アラブ・アフリカ諸国との友好的外交関係の維持を基本とし、非同盟、内政不干渉、アラブ・イスラム諸国との連帯、善隣、相互協力の姿勢を打ち出している。ただ、アラブ・アフリカ諸国との連携を第一優先とするとは言え、貿易・投資促進の面からは、1997年以降続いている米国による経済制裁の早期停止を含む、欧米諸国との関係改善が課題となっている。

<sup>1</sup> 本報告書作成時点（2012年6月下旬）において、スーダン国内の経済状況はさらに悪化し、ガソリン等の物価上昇に対する小規模抗議デモが首都ハルツームのほかカッサラ州などにおいても発生している。

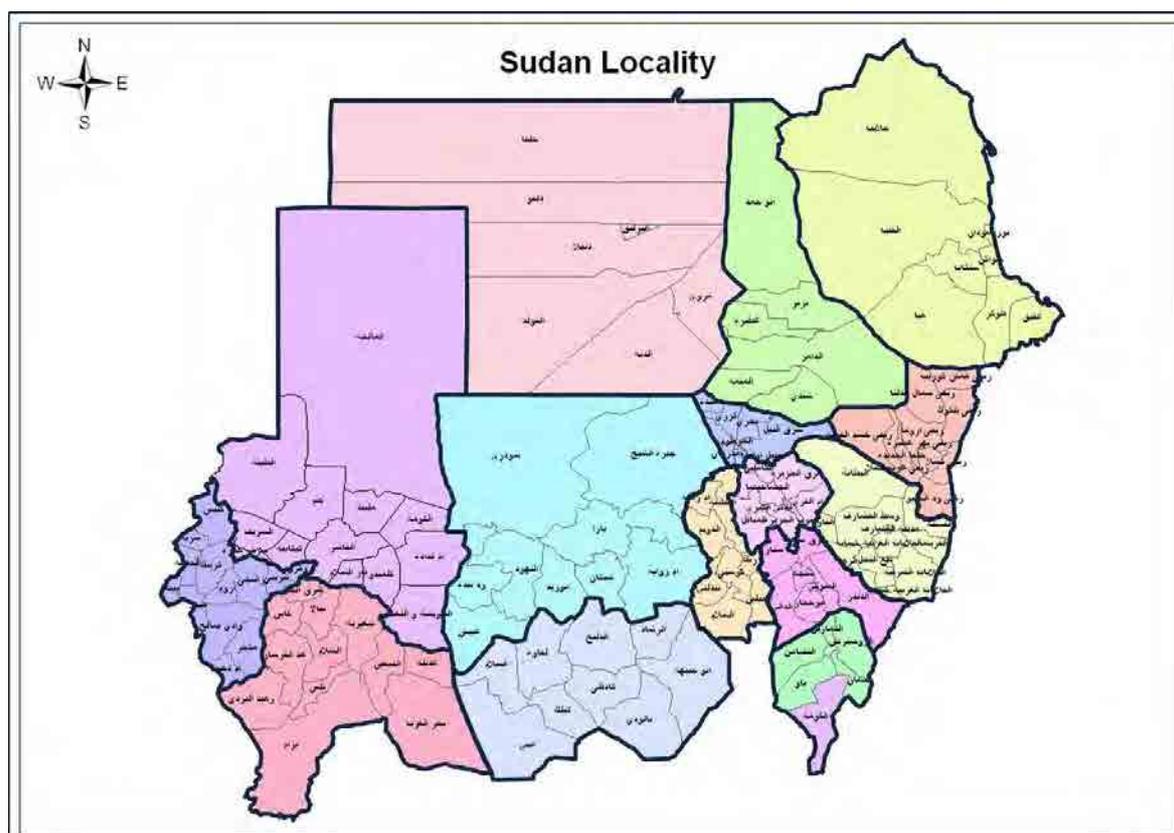
<sup>2</sup> この数字は2012年4月18日付、在スーダン日本国大使館のスーダン政府構成説明資料による。スーダン政府は同年6月末、省の数を減らすことを発表した。7月17日現在、6省が3省に統廃合されている（旧文化省と旧情報省が文化情報省、旧灌漑・水資源省と電力・ダム省が水資源・電力省に、そして旧人材育成省と労働省が人材育成・労働省になっている）。

### 1.1.2.2 州政府

現在の地方自治制度は 1980 年に制定された「地域行政法 (Regional Government Act)」がベースとなっている。当時は、北部スーダンが 5 地域、南部スーダンが 3 地域に分けられていたが、現在は、15 州から構成されている。なお、スーダン政府は、新たに中央ダルフール州と、東ダルフール州の設置を公表しているが、まだ具体化はしていない。また、2005 年に地方分権化政策が打ち出されたことにより、スーダン地方自治制度は、今後より一層強化される方向にある。

各州は自治権をもち、議会の立法と知事、内閣による行政機能が保障されている。各州の長は知事 (governor) で、住民の選挙によって選出される。さらに州政府の大臣は、州大臣 (State Minister) と呼ばれ、知事によって任命される。さらに州議会は、選挙によって選出された議員によって構成される。州の予算のうち 30%~70% は連邦政府から配分されており (東部地域、ダルフール地域などに重点配分されている)、このほかに州政府自体も独自の税収源を持っている。

各州はさらに郡 (locality) と村 (village) の自治組織が存在する。現在全国には 129 の郡があり (図 1-1 参照)、郡の長は長官 (commissioner) と呼ばれ、知事によって任命される。郡の予算は、州政府から配分され、さらに郡独自の税収源を持っている。



出所 : Central Bureau of Statistics

図 1-1 スーダン州・郡区分図

## 1.2 経済・社会情勢

### 1.2.1 マクロ経済の推移

1998年8月に石油輸出が開始されて以降、2000～2009年の10年間にスーダンの主要経済指標はめざましい改善傾向を示している。特に、2003年から2008年にかけての平均経済成長率は年間平均8%を記録し、貿易収支、外貨準備高、あるいは国民1人あたりGDPなど経済指標の主要項目において大幅な改善が見られた。その経済成長の柱となったのが、推定埋蔵量50億バレル（南スーダン含む）とも言われる石油資源である。国家歳入の50～60%を占めるだけでなく、国内の投資や雇用面においても石油産業はこの時期のスーダンにおいて大きな役割を果たしてきた。しかし、2008年の世界金融危機こそ影響は少なかったものの、2008～09年の世界不況に伴う原油国際価格の暴落は、スーダンの過度な石油依存の財政構造を直撃し、国内経済は減速傾向へと向かった。

石油価格自体の下落は一時的なものと考えられており、事実2009年以降上昇傾向にある。しかし、その後スーダン国内で国家体制を揺るがす大きな変化が起こった。2011年7月の南部スーダン分離独立（Secession）である。ある程度予想されていたこととはいえ、これまでスーダンの石油の約75%を生産していた南部地域が南スーダン国として独立することにより、スーダンとしてはそれまでの石油依存経済構造の見直しを迫られることとなった。そのため非石油産業の育成と共に、石油権益に関する2国間取り決めが、両国の経済開発を進める上での課題となっている。しかし、その見直しの前提となる石油権益の分配方法が南北間でいまだ取り決められておらず<sup>3</sup>、さらに北側石油も生産が大幅減少となったことで、国内供給だけで手一杯となり輸出に振り向ける余力がなくなっている。この結果、従来の石油輸出からの収入は急減し、国家予算にも大きな打撃を与え、分離独立以降あらゆる経済指標が悪化に転じることとなった。表1-2は、2007年から2013年までのスーダンの主要経済指標を予測も交え一覧にしたものである。なお、この表はスーダン財務国家経済省から入手した数字を基にしている。

<sup>3</sup> 南スーダンの石油はスーダンの国内パイプラインを使用し、ポートスーダン港より積み出されている。

表 1-2 スーダン経済概況<sup>4</sup> (2007-2013)

	2007	2008	2009	2010 <sup>a</sup>	2011 <sup>a</sup>	2012 <sup>b</sup>	2013 <sup>b</sup>
Population (m)	40.4	41.4	42.3	43.2	44.2	35.6	36.4
Real GDP growth (%)	8.1	7.8	6.2	5.2	3.0	2.1	4.9
Consumer price (end-period %)	8.8	8.1	11.2	13.1	18.3	17.1	15
Exports of goods fob (US\$ bn)	8.9	11.7	8.3	9.66	4.83	2.74	3.14
Imports of goods fob (US\$ bn)	7.7	8.2	8.5	8.37	7.78	6.75	7.78
Current-account balance (US\$ bn)	-3.5	-1.3	-3.0	1.28	-2.95	-4.01	-4.64
External debt (year-end; US\$ bn)	31.2	33.7	35.7	37.6	38.9	40.1	42.1

a: Ministry of Finance and National Economy, Mr. Gamar Eissa Elswar. b: Mr. Gamar's forecasts. c: January-June in 2011 as a united country (Sudan and South Sudan); July-December as Sudan only.

出所: Sudan Central Bureau of Statistics, Ministry of Finance and National Economy

表 1-2 から言えることは、スーダン当局者が南北分離による経済悪化の影響を思いのほか深刻にとらえていない点である。さすがに 2012 年までは、経済成長率やインフレ率でマイナスの影響が残るとするものの、2013 年以降は徐々に反転する予想となっている。輸出面こそ石油輸出の本格化には時間がかかると見てはいるが、その間、金などの代替品が外貨獲得の柱になってくることを前提とした経済予測となっている。しかしながら実際は、本年 4 月の Heglig での紛争や<sup>5</sup>、国内における外貨準備の急減は、経済回復のスピードアップどころか、回復の兆しささえ見いだせない状況にある。すなわち、Heglig での紛争悪化により、石油権益分配の話し合いを含め、石油輸出再開そのものの時期が見えなくなってきている。

また国民生活においては、輸出収入が急減していることから、輸入決済に必要とする外貨準備が大幅に低下し、米国経済制裁による影響や国内通貨（スーダンポンド）の弱体化と相まって、食品をはじめとする物価が高騰している。結果として国内物価上昇率は政府予想に反し、本年 3 月には 22.4%（4 月は 28%）まで上昇しており、とても表 1-2 にあるような 2012 年の 17.1% を達成できる状況にはない。実際、IMF が本年 4 月 17 日に発表した World Economic Outlook によれば、スーダンの 2012 年経済成長率は、マイナス 7.3%、2013 年がマイナス 1.5%、そして 2014 年になってプラス 1.7% と予想している。さらに国内の消費者物価指数については、2012 年に 23.2%、2013 年には 26.0% と、この地域においては最も高い数値を予想している<sup>6</sup>。

このようなスーダン当局と IMF の予測数値の違いはどこからくるものであろうか。スーダン側の予測は、2011 年 7 月の南部スーダン分離独立直後になされている。さすがに本年 5 月期の関係者へのインタビュー調査ではスーダン当局側にも 2012 年の経済予測値については達

<sup>4</sup> 南部スーダンの分離独立は 2011 年 7 月であるため、その年の半期分は従来そのまま南北合わせたスーダンの数値となっている。

<sup>5</sup> Heglig の石油生産は、4 月の紛争前までは約 50,000bpd～60,000bpd であり、スーダン石油生産の約 40% を占めていた。

<sup>6</sup> 本 IMF 予測発表は、Heglig 紛争が始まった 4 月 8 日以降であるが、予測事態はそれ以前になされており、Heglig 紛争の影響は含まれていない。

成の見込みを困難視する意見も多かったが、後述する 3 か年緊急プログラム、あるいは新規 5 か年開発計画が 2012 年 1 月よりスタートしたばかりでもあり、政府としてのマクロ経済の見通しを早々変えられないとの意識が働いているものと思われる。

マクロ経済の最後に、2000～2010 年のスーダン経済を典型的に示す貿易収支統計を見てみる。

表 1-3 スーダン貿易収支（2006-2010）

単位:百万 US ドル

	輸出高 (FOB)	内、 石油関連輸出	石油関連比率	輸入高 (CIF)	貿易収支
2006	5,657	5,087	90.0%	8,073	-2,417
2007	8,879	8,419	94.8%	8,775	104
2008	11,671	11,094	95.0%	9,352	2,319
2009	8,257	7,237	87.6%	9,691	-1,434
2010	11,404	9,692	85.0%	10,045	1,360

出所：Foreign Trade Statistical Digest, Central Bank of Sudan, 2011

表 1-3 はスーダンの最近 5 年間（2006～2010 年）の貿易動向であるが、スーダン貿易の特徴を一言で言えば、輸出の極端な石油依存型構造と、輸入も含め貿易相手国が少ないことである。このことは、輸出入の品目自体が少ないことと同時に、アメリカの経済制裁による影響が貿易面では強く出ているということが出来る。また、石油を含め資源や農産物を輸出し、機械製品を輸入するという、典型的な開発途上国型の貿易構造をなしている。

このようにスーダンの様々なマクロ経済指標を見る限り、複雑な政治事情はあるにしても、経済発展をなす上で石油依存からの脱却が求められていることは間違いない。本稿を執筆した 2012 年 6 月の時点では、南北スーダン間の協議がエチオピアのアジスアベバで始まり、4 月の紛争でダメージを受けた Heglig 油田も 2012 年第三四半期には原状回復できる見込みとの報道がなされている。しかしながら一方で輸入決済や対外債務返済に必要とする外貨収入は急激に悪化し、スーダン中央銀行の外貨準備高も厳しい状況にあることが伝えられている。非石油産業の育成は、スーダン経済開発の方向性として妥当と言えるが、そのためにも石油輸出再開による経済安定化がまずは求められている。

#### 【特記① 米国の対スーダン経済制裁】

1995 年 6 月、エチオピアでのムバラク・エジプト大統領（当時）暗殺未遂事件を受け、米国は、1997 年にスーダンの事件への関与、犯人隠匿を問題視し、経済制裁を発動した。その内容は米国企業のスーダンとの貿易禁止、及びスーダンの 60 企業に対する資産凍結である。さらに、2006～2007 年、ダルフルールにおける人権侵害の激化を受け、スーダン政府関係者の渡航禁止・資産凍結、および 1997 年の 60 企業に加え、新たに 31 企業（および個人 4 名）を制裁の対象に加えた。この中には米国系銀行との直接取引停止、鉱産、石油関連、電力などの基幹産業における投資引上げなどが含まれる。現在制裁対象から外された企業もあるが、対スーダン経済制裁自体は現在も発動中である。もともと政府関連機関・企業を対象としたものであったが、結果的にスーダン民間セクターにおける事業活動に大きな影響を与えている。

同経済制裁は、米国系銀行との取引を停止しているが、これは米国ドルの決済による取引の制限を意味している。通常、国際的な貿易決済の通貨は米国ドルが使われることが多く、日本や欧州の企業もスーダンと

取引をするにあたっては円やユーロではなく米国ドルをそれまでは用いていた。このことは、本調査で行ったハルツーム州内の67社への調査結果からも明らかで、ユーロ決済が政府より奨励されているにも拘らず64%の企業が決済方法はドルによると回答している。しかし、実際にスーダン国内の金融機関でドル口座を開設することが出来る金融機関は現在ハルツーム銀行のみである。しかもそれが可能となったのは2012年になってからである。そのため多くのドル決済は、湾岸諸国のイスラム系金融機関を通して行われている。通常、米国系金融機関との取引が多い日本や欧州の金融機関は、対スーダンとの金融取引において、米国当局との軋轢回避、スーダン金融機関とのコルレス関係が希薄であること、などから、ドルでの送金や決済そのものを扱わない傾向にある。このことが企業レベルにおいてはスーダン企業と交易交渉自体は出来るものの、実際には取引金融機関の消極的対応から、スーダンにおけるビジネスの拡大を難しくしている。特にこの点は、日本の企業、金融機関において顕著である。

一方、物品の輸出入自体は、米国であっても第3国を経由することにより可能となるが、米国系企業の貿易への関与が出来ないため、実質的にスーダン・米国間の貿易は難しい。また、スーダンは原料から資本財までを輸入に依存しており、この面でも米国企業との交易が制限されていることは、スーダン国内の事業においてさまざまな面で影響が出る。これらは米国の経済制裁による直接的な影響と言えるが、経済制裁が発動されていることによりスーダンのWTO加盟や2か国間の経済連携交渉にも間接的に影響を与えている。

### 1.2.2 産業構造の推移

スーダンは、基本的に農業国である。そのことは石油輸出が開始されるまでは、労働人口の65%が農業に従事し、GDPの40%以上を占めていたことから指摘できる（現在これらの比率は、従事者が50%、GDPが33%以下となっている）。アフリカ第3位の国土面積を持つスーダンの3分の1が可耕地とされているものの、実際に耕作に使われている面積は、その15%にすぎない。しかし輸出指向型農業の開発地としてその潜在性は高く、ソルガム、綿花、胡麻、ガムアラビック、さらには牧畜などの動物資源がすでに近隣諸国を中心に輸出されている。また政府も、貿易品目の多様化を図る手段の1つとして牧畜含む農業分野への投資を促進している。

この農業部門を凌いで、2000～2010年の10年間に飛躍的に伸びたのが産業（industry）部門である。その中心は石油製品であり、2009年以降は金などの鉱物資源である。また本来、産業部門の中核であるべき工業分野も建設資材や日用品、食品などを中心に伸びている。この結果、同期間の産業部門はGDPが13%から27%へと倍以上に上がっている。ただ、2011年後半以降は前項で述べたような背景から、石油やそれに伴う関連産業、さらには工業自体の伸びも鈍化し、金産品などの輸出拡大はあるものの、2011年のGDP速報値で、その比率は20%程度までに低下してきている。

サービス産業は、1999年のGDPで38.5%を占め、その後は貿易、運輸、通信関係を中心に緩やかな伸びを示している。2000～2010年の平均伸び率は年間6%であり、これは年間8%の産業部門に次ぐものである。もともと国土が広く、小規模店舗が大半であること、あるいは国境貿易の十分な捕捉が出来ていないこと、などからスーダンでの商業全体の実態把握は難しい点があるが、それでも商業を含むサービス産業のGDPに占める比率はアフリカ諸国と比較しても小さいと見られている。また観光産業は、スーダンの社会的不安定性に加え、観光資源や施設が外国人向けに十分に整備されていないこともあり、2011年でもGDPの3%を占めているに過ぎない。しかしながら、今後、国境貿易や観光産業の振興は、外貨獲得、ある

いはサービス産業の更なる伸びに欠かせないものと言える。

表 1-4 は、スーダン産業構造の変化とサブサハラ諸国との比較を 2000～2010 年代を中心に行ったものである。次第に第 1 次産業から第 3 次産業へと産業構造の変化がスーダンでもおきていることは読み取れるが、同時に上記で述べたスーダン産業構造の特徴が強く出ていることがわかる。

表 1-4 スーダンの産業構造比較

	農業部門	産業部門	サービス部門
1999 年のスーダン	45.2%	16.2%	38.5%
スーダン 2000-2010 平均	35.0%	21.0%	44.0%
サブサハラ諸国平均	13.1%	29.7%	57.2%

出所：Doing Business, Economic Profile: Sudan, 2012, The World Bank

スーダンの産業構造は、農業国としての強みが表れていると見ることもできるが、実態は、サブサハラ諸国と比較しても工業やサービス部門の発展が遅れていることは否めない。また農業部門が大きいにしても、単に従事者数や農地面積、輸出製品の多さではなく、全体の 90%以上と言われている天水農業方式を改善し、生産性を上げることが求められている。産業構造における農業部門の強みとは、その生産性が他の産業部門と同等か、それ以上になって初めて言えることである。同様に産業部門、サービス部門においても、より生産性を上げる方向において部門の拡大が図られる必要がある。

さらにスーダンの産業形成としては、マクロ経済でも指摘したように、石油収入を柱とした外貨獲得で産業基盤を整備し、投資促進により産業の多様化を早急に図って行くことが求められている。具体的には、鉱物資源、農業と関連性の高い農産品加工分野、今後国内でさらに必要とされる建設資材産業、食品、日用品を中心とした輸入代替産業、アラブ・アフリカ地域を視野に入れた通信産業、さらには未整備の観光産業などの振興に注力すべきと言える。

### 1.2.3 労働人口と社会開発

#### 1.2.3.1 労働人口構造

スーダンでは、2008 年に 5 回目となる人口・家庭センサスが実施された。このセンサスの特徴は、全国 10 歳以上の労働人口について調査し、初めて遊牧民についても可能な限り調査している点である。以下、同センサスからスーダン労働人口構造の特徴を見てみる。

##### (1) 労働人口

全国での労働人口は 1,170 万人であり、うち 800 万人が北スーダンである。2008 年の北部スーダンの総人口が約 3,100 万人であることから、全国で 37.7%が労働人口と言える。また性別での就業率では、男性が男性人口の 40%、女性が女性人口の 20.8%となっている。

イスラム教国家として女性の従業比率は、低くもなく、高くもない。

(2) 若年労働者

労働人口の内、10～14歳の就業率は22.6%、15～19歳で30.6%と若年労働者の比率が高い。特に地方部では、それぞれ26.2%、35.3%と比率が上がり、さらに遊牧民だけを見れば、10～14歳が38.7%、15～19歳で44.9%となっている。スーダンでは遊牧風景を方々で目にすることが出来るが、確かに牧童の年齢層は低い。

(3) 業種別

業種別では、農水業が50.2%と圧倒的に大きい。地方での農業従事者はさらに増えて63%を占めている。農水業に次いで比率が高い業種は商業（修理業含む）で10.1%となっている。製造業については3.64%で、運輸業や建設業よりも低い（表1-5参照）。

(4) 失業率

2008年の人口センサスにおける失業率は、全国で190万人（16.8%）であった。男女別では、男性が13.9%、女性が24.7%となっている。前回の人口センサスである1993年の失業率は11.1%であったことから、数値としては大幅に上がっている。この間、石油生産で経済的には大きく飛躍したはずであるが（実際1人あたり所得も向上している）、失業率は下がるどころか上がっていることになる。

表 1-5 業種別就業者比率

	合計			都市部			地方			遊牧民		
	男女 合計	男性	女性									
Agriculture and Forestry and Fishing	50.23	48.65	53.78	11.78	10.35	16.06	62.98	61.99	64.83	86.76	89.81	69.79
Mining and quarrying	0.18	0.22	0.09	0.31	0.37	0.11	0.14	0.16	0.09	0.04	0.05	10.03
Manufacture	3.64	4.61	1.43	7.79	9.45	2.83	2.19	2.82	1.03	0.28	0.18	0.80
Electricity air conditioning supply	0.18	0.23	0.06	0.49	0.59	0.22	0.06	0.08	0.01	0	0	0
Water supply sewerage waste manage meant and remediation activities	0.21	0.26	0.08	0.49	0.55	0.27	0.11	0.15	0.02	0.01	0.02	0.01
Construction	3.71	5.01	0.80	6.78	8.48	1.68	2.76	3.95	0.56	0.21	0.23	0.09
Whole sale and Retail trade repair of motor vehicles and motor cycles	10.13	12.14	5.60	18.42	21.05	10.54	7.19	8.85	4.12	3.90	3.84	4.24
transportation and storage	4.38	6.10	0.60	9.56	12.13	1.88	2.55	3.81	0.22	0.40	0.46	0.12
Accommodation and food service activities	1.06	0.80	1.65	2.24	1.54	4.32	0.64	0.53	0.84	0.21	0.08	0.93
Information and Communication	0.21	0.22	0.19	0.63	0.60	0.73	0.05	0.07	0.03	0	0	0.01
Financial and Insurance	0.21	0.23	0.16	0.63	0.64	0.61	0.05	0.06	0.03	0	0	0
and Real estate	0.01	0.01	0	0.03	0.04	0.01	0	0	0	0	0.02	0
Professional, scientific and technical	0.34	0.35	0.29	0.93	0.89	1.06	0.11	0.14	0.07	0.02	0.23	0.02
Administrative and support service	1.41	1.76	0.58	3.80	4.35	2.16	0.50	0.69	0.11	0.21	0.16	0.06
Public administration and defense ,compulsory social, security	3.23	3.11	3.48	7.47	6.37	10.76	1.72	1.91	1.36	0.16	0.49	0.12
Education	3.66	2.58	6.07	6.61	3.81	15.01	2.71	2.28	3.51	0.58	0.06	1.10
Human health and social work	1.55	1.16	2.44	3.23	2.03	6.85	0.98	0.88	1.17	0.08	0.01	0.22
Arts ,entertainment and recreation	0.10	0.11	0.07	0.26	0.28	0.18	0.04	0.04	0.04	0.01	1.40	0.01
Other service	6.35	7.72	3.27	10.80	11.98	7.28	4.92	6.49	2.00	1.72	2.95	3.51
Activities of house hold as employee and effectuated	8.90	4.40	19.04	7.01	3.80	16.57	10.13	4.92	19.81	5.40	0.01	18.93
Activities of extractor raptorial organic action and bodies	0.31	0.33	0.32	0.74	0.70	0.87	0.17	0.18	0.15	0.01	0	0.01
Total	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

出所：Central Bureau of Statistics, Population and Household Censuses 2008

### 1.2.3.2 社会・人間開発

スーダンはサブサハラアフリカの中では急速な経済成長を遂げ、1人当たりのGDPも1,500米ドル以上となったが、人的資源に関する指標は未だ低く貧困は蔓延している。UNDPによる人間開発指標（2011年）は、ランキングをつけた187か国中、スーダン（全体）は169位と人間開発低位国に位置づけ、スーダンの社会指標はアラブ諸国平均、人間開発低位国平均に比べても全般的に低い値となっている。ただし、2011年段階では社会開発指標が全体的に非常に低い南部スーダンも含まれているためその影響がでていると考えられる<sup>7</sup>。

主要なミレニアム開発目標（MDGs）の指標を表1-6に示したが、1990年代のベースラインデータから比べると初等教育の就学率、乳幼児死亡率や5歳以下のこどもの死亡率などで改善が見られる。しかし、貧困ライン以下の人口は未だスーダン全体で46.5%と人口の約半分が貧困に陥っているということになる。もうひとつスーダンの貧困の特徴は表1-6で示すとおり、その状況が地域によって大きく異なっていることである。首都ハルツーム州では人口の約4分の1が貧困層であるのに対し、北ダルフール州では60%以上の人々が貧困ライン以下の生活をしている。また、貧困の深さを示す貧困ギャップ率<sup>8</sup>によると貧困ラインから25%も乖離がある地域がある。特にダルフール地方や南部との国境にある南コルドファン州や青ナイル州、そして東部など紛争被災地における貧困状況は深刻となっている。例えば5歳未満の幼児のうち体重不足の幼児の割合は、ハルツーム州で6.1%であるのに対し、指標が1番悪い紅海州では32.7%と格差が歴然である。成人識字率は全体で67%であるが、ハルツーム州と北部州の89%に対し、西ダルフール州は44%とその半分である。さらに、紅海州は安全な水のアクセスは27.4%しかない。南ダルフール州、青ナイル州の安全な衛生施設へのアクセス率は1桁台（それぞれ4.3%、5.3%）となっている。このようにスーダンの特徴として地域格差が大きいことが指摘できる。

南スーダン独立後のスーダンの経済状況は厳しく、インフレ率が20%以上になっている。これはマクロ経済への影響とともに貧困層への影響も懸念されている。このような中で2015年の目標値を達成させるのは難しい状況にある。特に貧困削減（MDG1）、乳幼児死亡率の削減（MDG4）、妊産婦の健康改善（MDG5）、安全な水や衛生のアクセス（MDG7）の達成は困難と見られている。

<sup>7</sup> 南部スーダンでは、例えば妊産婦死亡率（2006）は北部が10万人あたり534人だったのに対し、南部は世界最低の1,989人であった。また、初等教育への就学率は北部71.1%、南部48%、識字率は北部77.5%、南部36.7%と大きな乖離があった。

<sup>8</sup> 貧困ライン以下の人々の平均所得が貧困ライン以下を下回っている割合。

表 1-6 主要 MDGs 指標と地域格差

Indicators		Baseline	National	Highest Region	Lowest Region	Target (2015)
MDG 1.1	Proportion of population below poverty line	90	46.5	62.7	26.0	23
MDG 1.2	Poverty gap ratio		16.2	24.6	6.4	-
MDG 1.8	Child malnutrition (Underweight for age; % under 5)		12.6	32.3	6.1	16
MDG 1.5	Employment ratio to population 15 years old and above		41.4	48.5	35.9	-
MDG 2.1	Net enrolment rate in primary education	57	71	85	57	100
MDG 2.3	Literacy rate of 15-24 years olds: Total		67.0	89	44	75
MDG 3.1	Gender parity index (primary school)		1.0	1.1	0.8	-
MDG 4.1	Under 5 mortality rate / 1,000 live birth	123	78.5	-	-	41
MDG 4.2	Infant mortality rate / 1,000 live birth	80	57.0	-	-	53
MDG 4.3	Immunization against measles	50	85			100
MDG 5.1	Maternal mortality rate/ 100,000 live birth	537	215.6	334.9	175.4	134
MDG 6.1	HIV prevalence rate of 15-24 years	-	0.50% (male), 1.24% (female)			
MDG 7.1	Access to improved drinking water	64	60.5	91	27.4	82
MDG 7.2	Access to improved sanitation	33	27.1	73.5	4.9	67

\* Baseline data は 1990-1992 年のもの。"Sudan Millennium Development Goal Progress Report 2010"

出所： Sudan National Baseline Household Survey (NBHS) 2009, Status of MDGs in Sudan in 2012 (UNDP), Bureau of Statistics (2011)

### 1.3 マクロ経済指標に見る課題

スーダン政府は、昨年の南北スーダン分離後、経済環境の悪化に伴い、3 か年緊急プログラムを策定している。また、あわせて 2012 年から始まる 5 か年開発計画も策定し、それらの計画実施の初年度予算として 2012 年予算が 2011 年 12 月 19 日に国会で承認されている。3 か年緊急プログラム、5 か年開発計画の要点は後述するが、その策定に至った背景こそ、スーダンが抱える今日の経済課題と言えるものである。具体的には、次のような項目が上げられる。

- (1) 石油売上からの国家歳入減に伴う、対外・内負債の増大
- (2) 輸入品高騰による物価の上昇、国民の 46% を占めるとされる貧困層の拡大
- (3) 石油輸出の急減による外貨準備高の減少、外貨闇市場 (parallel market) の拡大
- (4) 石油に替わる非石油産業の振興の遅れ、貿易の縮小
- (5) 政府の緊縮財政による開発資金の減少
- (6) 米国経済制裁の継続によるドル資金の調達困難性と、それによる様々な制約

スーダン政府は、国家の財政赤字を埋めるべく、アラブ諸国を中心とした友好国への財政支援を求めているが、これまでのところカタールが 20 億ドル相当のスーダン国債購入を表明したに過ぎない。国内において非石油産業の振興も容易ではなく、金の輸出にしても石油輸出のマイナス分を補うまでにはなり得ない。非石油産業の振興のためには資本と技術が必要であり、短期間になせるものではない。そのための期間を考慮すると、当面、石油が主要な外貨獲得源、国家収入の柱であることには変わりはない。その意味で、Heglig の帰属をめぐる南北間の紛争を早期に解決し、石油輸出を再開できる政治的判断が、今経済復興のために

も求められている。

マクロ経済指標から指摘できる点は、2点である。1つ目は早期に石油生産を回復させ、南側石油を含めた輸出体制を整備することである。2点目は、あらゆる手立てによる外貨獲得を柱にマクロ経済の安定化を図ることである。現在は、外貨不足→輸入品の高騰→インフレ率の上昇→国民生活への影響、産業再投資への影響と、悪循環をもたらしているが、これを断ち切ることが重要であり、そのためにはさらなる経済の自由化推進、構造改革、経済関係省庁の強化と連携が求められる。



## 第2章 経済・産業政策

---



## 第2章 経済・産業政策

### 2.1 国家経済開発計画

現在、スーダンでは国家経済開発計画として超長期、長期、中期の3つの計画がある。すなわち、財務国家経済省を中心に作成された超長期計画（25か年）がまずあり、その期間内に長期計画（5か年）が5年ごとに策定される。さらに同長期計画に基づく具体的な開発施策を各省が所轄分野につき策定する構図となっている。しかしながら現在の超長期計画が策定されたのは、2006年であり、その後スーダンは2011年の南部の分離独立、石油輸出による国家歳入の大幅減など、大きな変化が起きている。このため、2007～2031年の25か年計画は、国家開発の基本方針としてそのまま維持されているものの、新たに2012～2016年の5か年開発計画と、現下の経済状況に対処すべく3か年緊急プログラムが2011年に策定され、現在実施に移されている（注：2012年スーダン国家予算は、これらの計画に基づいた予算編成となっている）。この内、「スーダン3か年緊急プログラム（2012～2014年）」の策定背景と狙いは、まさに本調査とのテーマとも重なり合うもので、スーダンにおける非石油産業の育成に主題が置かれた緊急経済復興計画となっている。まず初めに、現在打ち出されている3つの計画概要を以下に見ておく。

#### 2.1.1 25か年国家戦略（2007～2031年）

##### 2.1.1.1 25か年国家戦略（2007～2031年）の概要

先に25か年超長期計画としたが、実際のタイトルは英文名で「The Twenty-Five-Year National Strategy 2007-2031」、（以下、和文名で「25か年計画」と称す）である。本計画は、2005年の包括和平合意（Comprehensive Peace Agreement, CPA）が結ばれる以前から準備されていたものであるが、和平合意がなされることを前提に草案が練られ、社会平和と安全の維持・確保が計画の基本におかれている。また、文化的にも社会的にも多様性を有するスーダンにとって、多元的共存（pluralism）、連邦制（federalism）、富の分配、社会的共存による予防、法の遵守などを国家建設の基本とすることを謳っている。25か年計画を基に具体的な実行計画として5か年開発計画が策定されることになるが、その総合的な目標（Comprehensive Goals）の部分は、本計画がそのまま反映されている。

25か年計画が策定される以前、スーダンでは1992～2002年までのComprehensive National Strategyや、5か年開発計画（2002～2006年）があり、これらの計画での基本理念、実績評価を踏まえた上で25か年計画の策定となった。それまでの長期計画と違う点は、策定の前提として、石油輸出を主体とした経済成長が続き、南スーダンの分離独立が予想される中での策定となったことである。どちらかと言えばスーダン政府として更なる高度成長を基本路線とした超長期計画と言える。その1つの例として、25か年計画ではカバーする25年間（2007～2031年）の平均経済成長率目標値を7%を下回らないこととしており、草案策定時は、この数値を超える成長を上げていた。しかしながら、マイナス成長が続くここ数年（2011、2012年）

は例外としても、2031年までの平均成長率を7%超とすることについては、南スーダン側の石油権益問題が不透明な段階で、それを補うだけの経済成長を可能とする、かなり強気の見通しであったと言える。

25か年計画の構成は、序文のほか、[1]主権に関わる戦略（Sovereign affairs strategy）、[2]経済戦略（Economic strategy）、[3]制度・コミュニティ開発戦略（Capacity-building and Community development strategy）、及び[4]社会サービス戦略（Social services strategy）の4分野から構成されている。まず序文において、国家ビジョン、及び開発理念とゴールが次のように明記されており、これはほぼ同じ内容が5か年開発計画でも冒頭に謳われている。

#### 国家ビジョン (National Vision)

統一、安定、進歩的で開かれたスーダン人国家の建設を継続する。

(Continue to build a unified, secured, civilized advanced and progressive Sudanese Nation)

#### 開発理念とゴール (Philosophy and Economic Goal)

我々の経済開発が意図するところは、一部のみに富が偏在することなく、浪費、資源の無駄遣いを慎み、貧困への戦い、限りない繁栄を求めるものである。同時にそのことは事業家に対し、市場メカニズムや正当な配分、社会正義に基づく、差別や汚職、不正行為とは無縁の事業の自由を保障するものである。スーダン人1人1人が持つ善意と寛容の精神により、より良き市民によるより良き社会の創造をゴールとして目指すものである。

#### 2.1.1.2 経済開発戦略

25か年計画の戦略4本柱のうち、本調査とかかわりの深い「経済戦略」の章では、貿易、投資、農業・牧畜、工業、エネルギー・鉱物資源、民間企業・起業、観光の7分野について、それぞれ目標や開発の方向性などを示している。25か年の計画期間中の経済成長率が7%を下回らないとする事項のほかにも、インフレ率の1桁台維持や、GNP（Gross National Product）の33%を超える投資の伸びを目標値として掲げている。上記7分野における基本戦略として次のように明記されている。

##### (1) 貿易

牧畜、野菜・果物の輸出商品としての育成。輸出製品の国際水準維持にこだわり、競争力をつけて、アラブ、アフリカなどの自由貿易圏に焦点をあてた輸出の推進。

##### (2) 投資

輸出、及びインフラ整備分野における外資誘致、投資に係る法律、制度の一本化促進。

##### (3) 農業・牧畜

土地、地下水（灌漑水）の最適活用と生産性の向上。

## (4) 工業

工業振興における制約事項、障害の排除、あらゆる面から工業投資環境の醸成促進。

## (5) エネルギー・鉱物資源

エネルギー・鉱物資源における広範囲の探索、開発の推進。新たなエネルギー源による発電の促進。

## (6) 民間企業・起業

社会の安定促進、自由化促進。民間企業が主力となるべく権限の移転。

## (7) 観光

観光文化の普及、データベースの構築、観光セクターへの投資促進。

これらと同様の文脈で7分野の開発計画が5か年開発計画でも述べられている。

## 2.1.2 5か年開発計画（2012～2016年）

## 2.1.2.1 5か年開発計画（2012～2016年）の概要

5か年開発計画（Sudan Five-Year Plan 2012-2016）は、Vision、Message、Challenges、Overall objectives、および Policies によって構成されている。国家開発計画として広範囲にわたるもので、様々な視点から検討されているため目標、あるいはスローガンの羅列となっている感がある。また、次に述べる3か年緊急プログラムとスタート時期が同時であり、5か年開発計画での曖昧な方向性よりも、3か年緊急プログラムのより具体的な数値目標の方が国民にとっては分かり易いとの見方もある。

5か年開発計画の綱領（Mission）：

- (1) 国の統合を通じた政治的安定と継続的和平の達成
- (2) スーダン人として市民意識の涵養
- (3) インフラ整備、農業の近代化、生産性の向上などの継続的開発により、民間セクター主導の経済開発促進
- (4) 地方と都市の格差是正、貧困の削減
- (5) 基本的自由、法、人権と正義の尊重、地方自治の尊重などによる、より良き統治と民主的プロセスの促進
- (6) 組織の変革と市民社会による開発キャパシティの構築
- (7) IT、通信技術の活用による、活動効率や質の向上

インフラの整備、農業の近代化、工業における生産性向上により民間セクターの開発を促し、非石油産業分野の振興と言う点においても3か年緊急プログラムと同様の内容となっている。本5か年開発計画をもとに各省が所管する分野での施策を策定し、開発予算によって実施することになる。

### 2.1.3 3か年緊急プログラム（2011～2013年）

#### 2.1.3.1 スーダン3か年緊急プログラム策定の概要

英語標記によるタイトルは、「Three-Years Program for Sustainability of Economic Stabilization 2012-2014」とされている（本報告書での和文表記は、「3か年緊急プログラム」とする）。本プログラムは、2000年代最初の10年間（2000～2010年）の経済評価を踏まえた上で2011年以降の“新たな事態”に対処すべく緊急計画として策定されたものである。計画策定に至った10年間の経済評価とは、スーダン史上かつてない経済発展が石油輸出によってもたらされ、国民所得も大きく上がったものの、2008年の世界金融危機を発端とした2009年の石油価格の暴落により、石油単品依存の経済構造の危うさに気付かされたことである。また、“新たな事態”とは、南北スーダンの分離によって生じるであろう新たな経済環境を指している。具体的には、1) 南スーダン石油精製・輸送に係る分配金の問題、2) 従来北から南へ出荷されていた主要170品目の停止懸念、及び3) 南北間の和平合意の行方、である。3か年緊急プログラムは、別途策定された5か年開発計画（2012～2016年）の本質的な部分（essential part）とされ、2012年の国家予算編成においても土台（basic platform）をなすものとされている。

#### (1) 3か年緊急プログラム策定の目的・目標

3か年緊急プログラム策定の目的は、「経済政策の根幹として、経済安定の維持・確保を図り、同時に自由経済を保証する」ことにある。

その細目として次のような目標が列記されている。

- ・ 対外収支の建て直しと経済安定の維持
- ・ 貧困層の生活レベルを悪化させる要素の抑制と、貧困の拡大の防止
- ・ 国家予算の再編と全体的な債務の削減
- ・ 連邦、州レベルでの財政改革、税収増に対する取組み、国家開発プロジェクト及び支出の見直し
- ・ 主要な必需品供給のための生産分野の能力調整、強化
- ・ 人材育成アプローチの見直し
- ・ 失業率の改善
- ・ 外資の誘致奨励

#### (2) 3か年緊急プログラムでのマクロ経済指標

3か年緊急プログラムにおいては、次のようなマクロ経済指標の目標値を設定している（注：5月末に当局者側と面談した際、現在の経済環境に鑑み、目標値の見直し作業が行われているとのことであったが、7月初旬時点では、修正版は公表されていない）。

表 2-1 3 か年緊急プログラムにおけるマクロ経済指標

	2012	2013	2014
GDP (million SDG)	177,172.7	203,729.8	241,440.2
Growth rate (%)	1.0	2.0	3.0
Inflation rate (%)	18.4	17.0	15.5
Average rate of exchange against US dollar	3.0	3.2	3.5
Money supply (million SDG)	40,043	44,512	49,244
Rate of growth of money supply (%)	13.13	11.16	10.63
Overall deficit (million SDG)	8,588.6	10,186.5	12,072.0
Ratio of overall deficit to GDP (%)	5.0	5.0	5.0
Debt to the banking system (million SDG)	1,478	1,421	1,300
Ratio of debt to GDP (%)	0.86	0.68	0.54

出所：Emergency Program 2012-2014

### 2.1.3.2 3 か年緊急プログラムの内容

上記目標を達成するため求められる対策として、緊急計画では、9つの分野に分けて対処項目を明記している。その内、本調査テーマと関わりの深い3分野（産業、対外貿易、民間分野）の対処項目は次のとおりである。

#### 1) 産業分野

- ・ 農産品 8 品目（Sorghum、Millet、Poultry、Wheat、Cotton、Groundnut、Sesame、Sunflower）をはじめとする主要品目における国内自給体制の確立
- ・ 未稼働中工場（紡績工場）の再稼働のための特別プログラムの準備
- ・ 金資源をはじめとする鉱物資源への投資促進
- ・ 水力、熱をはじめとする様々なエネルギー源を活用した電力の増産

#### 2) 対外貿易分野

- ・ 贅沢品、不要不急品への高関税の賦課、輸入の削減
- ・ 非石油産品（金、鉱物資源、家畜、野菜、植物油、飼料、および工業製品）振興のための施策の実施
- ・ 外国人居住者の利益送金への規制
- ・ 石油会社を中心とした対外債務のリスケジュールリング
- ・ 戦略品目（砂糖と小麦）の輸入代替促進
- ・ 在外スーダン人による母国送金の奨励
- ・ 国境貿易の組織的関与
- ・ スーダン資本、資金流出防止の組織的関与
- ・ 通信会社の投資保証
- ・ 新規石油採掘の奨励
- ・ 政府の外貨支出の見直し

#### 3) 民間企業分野

- ・ 輸入制限による国内需給のバランスをとるため民間活力の活用（輸入代替促進）

- ・ 民間の資金、人材の活用
- ・ 民間活動を妨げる非戦略政府系企業の排除

#### (1) 3か年緊急プログラム策定の現状

3か年緊急プログラムの実施については経済に関与する関係省が、さらに具体的な施策を基に実施することとなっている。昨年末に国会で承認された2012年度予算は、まさに本3か年緊急プログラムを具体化するためのものであるが、5月時点で3か年緊急プログラムの実施状況につき聞き取りを行った限りでは、すでに次のような点が問題として指摘されている。さらにこれらの問題に加え、本年4月に激化した石油生産地帯の Heglig をめぐる南北スーダン間の紛争は、3か年計画目標達成に対する新たな事態として難問を突きつけており、同計画の目標達成をさらに困難なものとしている。

#### 3か年緊急プログラムの問題点指摘：

- 1) 3か年緊急プログラムとしての目標は細かに設定されているが、そのための戦略が大まかすぎる。また、その施策を担う関係省庁においても足並みが揃っていない。
- 2) 緊縮財政として政府支出の削減を謳っているにも拘らず、大臣や顧問の数は増えており（合計100名以上）、公務員の給与削減も見送られる方向にある。これらは目標とする政府予算の25%削減に逆行する動きである。
- 3) 同様に、ガソリンへの補助金カット、農業への課税なども国会審議で否決されている。
- 4) 2011年より続いている外貨収入の落ち込みが、3か年緊急プログラムで予定されていた重点品目への優先外貨配分を難しくしている。さらに、外貨収入の急激な落ち込みが続く結果、すでに5月時点で、中央銀行の外貨準備高が輸入額の1か月分を切っていると見られている。
- 5) 中央銀行の外貨準備急減により、民間企業にとってパラレル市場<sup>1</sup>での外貨調達コストが急上昇している。このことが貿易や投資にも悪影響を与える。
- 6) 友好国からの借款も、今のところカタールから長期国債を通じて20億ドルを調達した事実はあるものの、アラブ基金から8億ドルの調達や、中国と今後5か年債務支払い繰り延べの話についても詳細は不明である。
- 7) 2012年度予算自体、緊急性を持つものであったが、治安維持に係る予算配分が従来とおり大きな比率を占め、さらに4月のHeglig近郊での紛争により、緊急予算が軍に対し振り向けられる状況にある。
- 8) 3か年緊急プログラムを実施するための各省レベルでの予算支出の遅れもあり、ほとんどの開発施策が実施されていない。

3か年緊急プログラムを実施する上での政府予算配分や、具体的施策の実施が計画どおり進んでいないこともあり、現在のところ3か年緊急プログラムは、政府方針（計画）として民間セクターを含め広く考えが共有されているものの、実質的な進展はほとんど見られない状況にある。そもそも3か年緊急プログラムは単純化すれば、2010年までの石油輸出収入が激

<sup>1</sup> スーダンでは、単なる外貨交換のための闇市場ではなく、金融システムの中で認められた外貨交換市場として広く認識されている。

減し、新たに石油資源に代る金製品をはじめとする輸出品目が出てくるものの、依然として残る石油輸出時代との40億米ドル相当のギャップをいかに埋めるかと言うものである。そのために政府歳出を減らし、民間セクターによる輸入や投資を促進する計画であった。しかし3か年緊急プログラムの実施以降、さらに経済環境に悪影響を与える事態が発生し、その不足分を補う根拠自体危ういものとなってきている。今後スーダン政府にとっては、外貨調達が困難な状況が続く中で、優先分野と開発手順を明確にした上で、厳格な予算管理が求められていると言える。

## 2.2 国家財政・予算

### 2.2.1 南北分離前・後の財政、予算構造の比較分析

#### 2.2.1.1 南北分離前

##### (1) 特徴

スーダンの予算は給与関連、運営経費関連、開発関連の3つのChapterから形成される。以下は、スーダン中央銀行資料からの抜粋である。予定した予算がどの程度実行されたかを2010年で見ると、給与関連と運営経費関連251億SDGの予定に対して242億SDGが実施されており実行率は95.8%である。2009年は、ほぼ実行され96.2%となっている(表2-2参照)。

表 2-2 一般予算関連

unit: Million SDG

	2009			2010		
	Budget Estimates	Budget Performance	% of Total Performance	Budget Estimates	Budget Performance	% of Total Performance
Current Expenditure of the Federal Government	12,422.6	11,345.6	54.0	12,986.1	12,505.8	51.8
Employees Compensation	6,847.4	6,548.7	31.1	7,523.1	7,516.0	31.1
Purchase of Goods and Services	2,458.8	2,451.6	11.7	2,205.1	2,416.8	10.0
Cost of finance	1,596.9	1,270.2	6.0	2,026.5	1,668.8	6.9
Subsidies	285.8	324.0	1.5	75.6	90.5	0.4
Social benefits	257.7	201.6	1.0	274.2	262.2	1.1
Other Expenditure	976.0	549.5	2.6	881.6	551.5	2.3
Participations and Transfers	9,527.7	9,680.3	46.0	12,124.1	11,656.3	48.2
Participation in Inter-national Organizations	28.7	31.1	0.1	39.6	26.6	0.1
Transfer to Government of South Sudan	3,227.3	4,357.3	20.7	4,432.8	5,866.8	24.3
Transfer to Government of Northern States	5,822.7	4,777.0	22.7	7,637.6	5,755.8	23.8
Share of Abyei from Oil	82.6	107.2	0.5	8.1	7.1	0.0
Unity Support Fund	366.4	407.7	1.9	6.0	0.0	0.0
Grand Total	21,950.3	21,025.9	100.0	25,110.2	24,162.1	100.0

出所: Central Bank of Sudan Annual Report

一方、開発関連予算は同じように計算すると2009年で81.1%、2010年で57.6%であり、収入不足のしわ寄せが開発予算に集中していることが分かる(表2-3参照)。

表 2-3 開発関連予算

unit: SDG Millions

Sector	2009			2010		
	Budget Estimates	Budget Performance	% of Total Performance	Budget Estimates	Budget Performance	% of Total Performance
Chapter Three: Development project and participation in capital ownership:						
Agriculture, Irrigation, Livestock	1,649.2	850.2	21.7	2,732.7	1,094.3	26.3
Industry	147.1	184.0	4.7	363.9	334.7	8.0
Transport, Roads and Bridges	1,064.7	567.7	14.5	1,193.7	679.9	16.3
Energy(Electricity)	1,132.6	1,492.9	38.1	1,515.2	1,116.6	26.8
Social Development	504.7	244.4	6.2	568.9	230.7	5.5
Water	2.5	0.2	0.0	2.9	380.4	9.1
Development Reserve	140.5	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
Strategies Stock	180.7	98.5	2.5	295.0	10.0	0.2
Total Non-financial assets	4,822.0	3,437.9	87.8	6,722.3	3,846.6	92.4
Acquisition of Small Non-Financial	153.0	131.1	3.3	120.0	53.1	1.3
Total Non-financial Assets(National)	4,975.0	3,569.0	91.2	6,842.3	3,899.7	93.7
Acquisition of Financial Assets (Participation in capital)	-147.7	346.2	8.8	381.0	262.2	6.3
Total Assets	4,827.3	3,915.2	100.0	7,223.3	4,161.9	100.0

出所: Central Bank of Sudan Annual Report p120

## (2) 財源確保状況

以下は連邦政府の財政収入及び支出の概略であるが、南北分離前でも苦しい財政運営が見て取れ、財政基盤安定化のため本来慎重に使うべき石油安定化基金 (Oil Stabilization Account) からの大幅な引き出しがあり、それによって支払い遅延も発生している。

表 2-4 財政支出状況 (2009-2010)

unit: SDG Millions

	2009			2010		
	Estimated	Actual	% of Performance	Estimated	Actual	% of Performance
Total Ordinary Revenue	18,370.5	20,045.6	109.1	23,705.4	20,737.9	87.5
Total Current Expenditure	21,950.3	21,025.9	95.8	25,110.2	24,162.1	96.2
Surplus(+)/Deficit(-)	-3,579.8	-980.3	27.4	-1,404.8	-3,424.2	243.8
Development Expenditure and Government Investment	4,960.0	3,569.0	72.0	6,818.2	3,899.7	57.2
Net acquisition of financial assets	-137.7	-346.2	251.4	-381.0	-262.2	68.8
Total Public Sector Deficit	-8,677.5	-4,895.5	56.4	-8,604.0	-7,586.1	88.2
Deficit Finance	8,677.5	4,895.5	56.4	8,604.0	7,586.1	88.2
External Financing Withdrawals	5,597.8	1,310.8	23.4	7,117.3	1,324.1	18.6
External Financing Repayment	906.3	399.9	44.1	1,140.8	2,030.7	178.0
Net External Financing	4,691.5	910.9	19.4	5,976.5	-706.6	-11.8
Domestic Credit (Withdrawals)	6,976.0	10,146.3	145.4	6,847.5	14,954.4	218.4
Domestic Credit Repayment	2,990.0	6,161.7	206.1	4,220.0	6,661.7	157.9
Net Domestic Financing	3,986.0	3,984.6	100.0	2,627.5	8,292.7	315.6
Government Musharaka Certificate	600.0	749.0	124.8	585.5	2,020.0	345.0
Government Investment Sukuk	595.0	95.0	16.0	200.0	1,662.0	831.0
Development Sukuk	1,400.0	1,271.0	90.8	-	-	-
Deb Amortization Bonds	-456.0	389.3	-85.4	700.0	372.2	53.2
Guarantees	386.0	72.0	18.7	-353.0	1,210.2	-342.8
Standing Orders	-39.0	0.0	0.0	-5.0	-13.3	266.0
Borrowing from the Central Bank of Sudan	1,500.0	2,390.0	159.3	1,500.0	315.0	21.0
Arrears	0.0	981.7		0.0	1,480.2	
Withdrawals from Oil Stabilization Account					4,206.8	

出所: Central Bank of Sudan Annual Report 2010 p113

### (3) 過去の国家予算の推移

2009年、2010年の予算諸表を見てもわかるとおり、スーダンは慢性的な赤字財政に陥っているが、このような状態になった経緯を2000年以降の政府の歳出入推移で調べると以下のような点が指摘できる。表2-5は、2005年前後、及び2000年以降の国家予算の収入と支出の2年毎の推移を表にしたものである。読み取れる特徴は2005年前後から国家収入も急速に増加しているがそれ以上に財政赤字も急速に拡大していつている点である。

慢性的な赤字になった経緯を、中央銀行は以下のように説明している。

- 1) 2000～2006年の経済安定時期にインフラ整備に力を入れて大きな政府になったが、その一方、産業セクターの強化が看過されたこと
- 2) ダルフール地方、東部地方など、国の東・西での紛争後の地方支援が中央政府の財政負担となって跳ね返っていること
- 3) 2011年初めのReferendumで2011年に南部スーダンの独立が現実のものとなり、石油収入が大幅に減ったこと
- 4) その他、2008年の世界的な金融危機後、石油価格が下がり、そのためスーダンの経済が停滞した上、SDGの為替相場も下がり、資金が正規ルートから闇市場に逃げたこと。

収入面では、直接税からの収入が増加せず、石油収入<sup>2</sup>や無償資金頼りになっている。また、支出面では州政府への配分は増加したが、産業開発への資金配分が農業部門、さらには通信・運輸部門に比べても少なかったことが容易に見て取れる。財政赤字の埋め合わせを、2010年では大幅な銀行借りに頼っている。政府内部には、産業開発は民間セクターの話であり、民間企業の活動に任せればよく、政府の役割は全体的な環境整備だけで良いとの考え方が強いのかもしれない。

---

<sup>2</sup> Oil収入は中銀年報のAppendix(10)では2007年から計上(10,048百万SDG)されている。同年Grantも522百万SDG計上されている。

表 2-5 政府予算の推移

unit: Million SDG

	2000	2002	2004	2005	2006	2008	2010
Ordinary Public Revenue	3,340	4,722	10,239	12,184	15,075	24,709	20,738
Direct Taxes	-	412	746	951	951	885	1,136
Indirect Taxes	381	1,725	3,457	4,056	4,930	6,796	8,873
Grant	1,221	-	-	-	-	434	1,185
Oil Sales	-	-	-	-	-	15,997	8,620
Others	1,738	2,585	6,036	7,177	9,194	597	924
Current Expenditure	3,125	3,770	7,936	10,435	14,713	22,726	24,162
Economic Services	97	76	2,733	3,011	2,078	8,806	9,933
Social Services	324	327	271	327	582	1,142	353
Loans Repayment	402	292	87	489	470	1,116	1,669
Defence & Security	1,510	1,276	3,200	2,838	3,338	-	-
State Government	242	389	842	3,638	7,972	11,572	11,622
Others	550	1,410	803	132	273	90	585
National Development Expenditure	397	1,408	3,103	3,412	3,540	3,262	4,162
Agricultural Sector	130	114	896	938	1,112	1,174	1,094
Energy & Mining	55	193	376	319	410	813	1,117
Water	19	11	72	6	-	-	380
Transportation & Communication	47	38	205	347	336	635	680
Social Development	28	13	128	140	345	164	231
Industrial Development	66	141	181	73	323	79	335
Development Reserve	30	3	6	26	1	3	-
Peace and Settlement Program	22	36	91	-	-	-	-
Service Sector	-	-	-	-	-	-	-
Others	-	859	1,148	1,563	1,013	141	63
Hold Financial Assets	-	-	-	-	-	253	262
Public Sector Overall Position	-182	-456	-800	-1,663	-3,178	-1,279	-7,586
Foreign Loan	116	83	500	481	967	811	-707
Banking Finance(Net)	66	373	300	1,182	2,211	468	8,293
Self-Finance(Net)	-	-	-	-	-	-	-
Local Resources	66	373	300	1,182	2,211	468	8,293
Balance	0	0	0	0	0	0	0

出所: Central bank of Sudan Annual Report 2010, extracted by JICA Study Team

(4) スーダン中央銀行からの借入<sup>3</sup>

財政赤字を国内金融等で埋め合わせている実態は以上のとおりであるが、その主な資金源は主として政府債券の発行や中央銀行借入に拠っていることが表 2-6 から分かる。2010 年度末には中央銀行からの短期借入が 39 億 SDG の借入実績を記録した。2011 年度は 30 億 SDG に低下した一方、長期借入が 2010 年の 13 億 SDG から 37 億 SDG と 3 倍以上に増加し、その他政府債の GMCs (Government Musharaka Certificate) の中央銀行による買取が進んで、結果的には中央銀行総資産に占める政府関連貸し出しや、債券の占める割合が 2011 年末には 1999 年以降最高の 28.9% を記録している。

<sup>3</sup> Central Bank of Sudan Act 2002 Article 48-1 によれば、中銀は、当会計年度の終わりから 6 か月以内に返済可能な場合には、当会計年度に見込まれる公的収入 (Public Revenue) の 15% を上限に暫定的な政府へ貸出を行うことが出来る。

表 2-6 スーダン中央銀行財務状況（1999－2011）

Unit:SDG thousands

year	Government Musharaka Certificate	Temp. advance to Central Government	Long-Term Loans to Govt.	Advances to Public Enterprises	Total	Credit to Public entities/Total asset (%)
1999	0	120,000	950,800	34,530	1,105,330	17.5
2000	0	80,000	1,073,030	129,290	1,282,320	18.6
2001	212,565	180,000	1,073,030	135,713	1,601,308	22.4
2002	39,050	308,754	1,073,030	55,493	1,476,327	18.4
2003	28,955	374,937	1,073,030	135,672	1,612,594	16.9
2004	37,627	374,937	1,073,030	113,615	1,599,209	14.1
2005	209,580	274,940	1,051,030	108,580	1,644,130	11.9
2006	348,075	589,937	1,051,030	102,773	2,091,815	14.9
2007	761,264	591,500	1,325,967	74,868	2,753,599	17.9
2008	582,629	1,432,000	1,915,967	193,852	4,124,448	19.5
2009	577,052	2,876,883	1,325,967	96,487	4,876,389	21.0
2010	1,565,310	3,886,263	1,325,967	69,329	6,846,869	26.2
2011	2,217,090	2,999,331	3,712,230	76,579	9,005,230	28.9

Note:The data changed from Sudanese Dinar (SDD) to Sudanese Pound (SDG)

出所: Arranged by JICA Study Team based on data from Economic & Financial Statistic Review  
October-December 2011

### 2.2.1.2 南北分離後

南北分離による影響がどの程度あるかのデータは、中央銀行でもまだ公表されていない。3か年緊急プログラムでは、南北分離により、以下の財務的状況が生じるとしている。

- ・ 公的歳入の減少の影響は 2011 年前半から出てくる<sup>4</sup>。
- ・ 開発プロジェクト資金及び州への資金配分が減少する。
- ・ 全体的に大幅な財政赤字が発生し、財政赤字補填のための適当な財源が無いことによる資金調達ギャップが拡大する。
- ・ 国内外での負債が更に悪化する。

なお、3か年緊急プログラムで挙げている財政管理目標は表 2-7 のとおりである。

表 2-7 3か年緊急プログラム財政管理目標

Item	2012	2013	2014
Overall deficit(million SDG)	8,588.6	10,186.5	12,072.0
Ratio of overall deficit to GDP (%)	5.0	5.0	5.0
Debt to the banking system (million SDG)	1,478	1,421	1,300
Ratio of debt to GDP (%)	0.86	0.68	0.54

出所: Emergency Program 2012-2014

<sup>4</sup> 2012年5月12日付 Sudan Vision によれば、石油収入減少により 2012年度の政府歳入は 37%の減少が予想されている。

## 2.2.2 予算配分システム

### 2.2.2.1 予算構成

連邦、州を問わず政府予算は以下の3分野より構成される。

- ・ 職員の給与関連  
 省の予算のほか管轄の付属機関の予算も含む、但し、  
 ー 職員の給与は政府給与委員会が決定し、各省には決定権限なし  
 ー 国家公務員としては同一資格でも、当該省の重要性により給与額は異なる
- ・ 運営経費関連  
 電気、水道、ガソリン、掃除、文房具等運営経費
- ・ 開発関連  
 省の任務遂行のためのプロジェクト費用（例：企業向け訓練、展示会等プロジェクト予算）

### 2.2.2.2 手順

#### (1) 連邦の予算

予算の編成手順は、工業省を例に時系列的に記せば概ね以下のとおりである。

6月	財務国家経済省より編成依頼
6~8月	工業省総務・財務局より省内各部局へ予算作成を指示 （各部局への予算作成指示時、省としての各部への指示は特にしない）
	↓
	各部は開発関連予算を編成 （サービス関連費用は総務・財務局が省全体費用を一括作成）
	↓
	次官（Undersecretary）による工業省内での調整会議
	↓
9~10月	財務国家経済省へ工業省予算案を提出 財務国家経済省は各省と協議、各省の予算案を査定
	↓
11月	財務国家経済省案を閣議へ提出
12月初	閣議決定
12月初	国会での承認
~	
1月初	大統領サイン 各省へ通知

#### (2) 工業省内の予算実行手続き

各部がインボイス（Invoice）を添付して総務・財務局に支払申請

↓  
 総務・財務局は関連書類をチェックの上、小切手振出

↓  
 インボイス（Invoice）と小切手等を監査人に廻し、監査人がチェック、支払いを承認<sup>5</sup>

<sup>5</sup> 工業省の総務・財務局責任者は予算に係る課題として以下の2点を挙げている。①経費は省申請の50~60%しか承認されない。従って、支払いの優先順位付けする余裕も実質上ない。②財務経済省派遣の内部監査3人及び会計士1人訓練は各省の義務とされ、専門性のない分野の教育は工業省には重荷である。

↓  
各部は支払承認済み小切手をもって支払又は物品調達  
↓  
監査人はインボイス（Invoice）と小切手、領収書との整合性等をチェック（毎月末）

### (3) 関連事項

- ・ 給与と経費は、毎月 15 日に財務国家経済省より中央銀行にある工業省の口座に振り込まれる
- ・ 経費支払いの優先順位は総務・財務局が決定する（但し、優先順位決定基準は特になし）一般に、電力、水道、ガソリン代、エアコン関連等の支払いを優先している。
- ・ Development 費用の支払いは、財務国家経済省へ支払いの要求した後、工業省の中央銀行口座へ振り込まれる。
- ・ Development に係るプロジェクト費用は、プロジェクトの大小を問わず財務国家経済省が査定し決定する。なお、工業省はプロジェクト間での費用の流用はできない。
- ・ Development に係る費用のうち、業界への Grant 等に付いては、工業省の口座に振り込まれることなく、財務国家経済省より直接業界の口座等へ振り込まれる。

#### 2.2.2.3 予算関連の問題点

工業省の事例からも、予算編成や執行に関する有効な方針や管理ノウハウが欠けていることが浮き彫りになっており、世銀等が強調する Fiscal Management や Corruption 撲滅のためのより実践的な方策<sup>6</sup>の導入が求められる。その論拠となる主な事実として以下の点が挙げられる。

- ・ 正式に承認された連邦及び州予算を予想値とし、東部復興支援ファンド（ESRF）等国際的なドナーが支援を了解した予算を確定値としているが、ドナー支援プロジェクトへのスーダン側の負担があるにも関わらず予めの資金手当がなく、予算の流用等の無理が出ていること
- ・ 連邦政府からの送金可能性や、案件実施時期への配慮を欠いたまま前払金を払ってプロジェクトを開始していること
- ・ 開発案件での連邦と州との仕切りが一応あるとはいうものの定義が曖昧<sup>7</sup>であること

#### 2.2.3 歳入増のための工夫、見直し

##### 2.2.3.1 3か年緊急プログラムでの対処方針

###### (1) 歳入増、経費節減対策

3か年緊急プログラムでは歳入増、経費節減対策として以下をあげている。

- ・ 石油産出、精製、運搬、貯蔵、輸出の一連の流れに対する手数料の賦課

<sup>6</sup> Sudan the Road toward Sustainable and Broad-Based Growth/World Bank December 2009、Public Financial Management in Sudan June 11 2010/The International Consortium on Government Financial Management(ICGFM)等参照

<sup>7</sup> 例えば、橋梁関連予算でも金額の大きいプロジェクトは連邦が負担し、少額プロジェクトは州政府が負担するとの一応の区分けはあるもの必ずしも明確ではなく、州負担で取り組む案件の金額の方が連邦予算で実施する案件より大きかったりしているが、州の予算担当者も区分基準を知らないと言う。

- ・ 石油パイプラインのリース化
- ・ 砂糖価格の自由化
- ・ 国内生産の保護を目的とした、輸入物資への大量の差別的な政策の採択
- ・ 関税の引き上げによる輸入抑制手段の継続
- ・ 関税同盟への参加延期の継続
- ・ 課税範囲の拡大
- ・ 一般管理費の見直し政策の継続
- ・ 公共の電気・ガス・水道等の民営化や投資引き揚げを、計画を特定して実施することの確認
- ・ 財務・会計手続関連法規や調達・契約関連法規、企業法を活用することによる、その管理、監督、検査、監視、見直し手段の強化
- ・ 連邦及び州の行政及び立法部門の経費の構造的な見直しによる政府出資の削減
- ・ 首都及び州の職員給与の見直しと管理
- ・ 政府建物の建設や自動車購入の一時中断
- ・ 業務出張経費の合理化
- ・ 憲法上や行政上の組織など広範に関係者を巻き込んでの債務返済期限の組み直し
- ・ プロジェクト目的に合わせた、開発経費の優先順位づけと特定のプロジェクトへの集中化（開発資金の調達を柔軟化することによる民間の役割の拡大、官民連携（PPP）の促進）
- ・ 国の方針に沿った、人的資源の能力向上に向けての集中的なキャパシティビルディングプログラムの採用

## (2) 歳入増、経費節減の数値目標

3か年緊急プログラムでの数値目標は以下のとおりであり、その細かな対策も立てられているが、数字を概括的に見る限り、歳入は減る構造に、歳出は増える構造になっており、より実効性のある具体的な施策が求められている。

表 2-8 3か年緊急プログラムにおける歳入・歳出目標

単位：億 SDG

	2012	2013	2014
歳入	237	255	250
うち石油収入	47.1	41.8	40.7
歳出	311	316	321
うち政府職員給与	102	103	110
その他経費	55	55	55
州政府への移転	73	75	77
開発費用	56	63	64
国債発行発行 (償還額)	79 (64)	50 (47)	49 (38)

出所：Emergency Program 2012-2014

## 2.2.3.2 予算編成方針から見る財務構造と課題（2012年度）

2012年度の予算編成方針に関して財務経済計画大臣は以下のような議会演説を行っている。

## (1) 2011年度予算実行結果の特徴

- ・小麦、砂糖、植物油の自給が未達成
- ・石油製品、砂糖、小麦粉、電力への補助金の増加
- ・農業部門への補助の継続
- ・国内負債の増加と国内資金調達の不調
- ・対外負債の増加
- ・地方財源不足と中央からの送金負担増加
- ・外貨交換レート下落とインフレ率上昇への圧力

## (2) 2012年度の予算編成方針

2012年度は6つの方針を軸に予算編成を行っている。

第1の軸：国家の資源の活用と税と財務能力の強化

- ・国及び州レベルでの税と金融見直し（徴収メリットの採択、課税範囲の拡大、関税や免税の見直し、南スーダンとの密輸対応）

第2の軸：優先順位に基づく支出と資源の特定

- ・部局の減少による強制費の見直し、結果の得られない視察旅行の禁止、物品・サービスの購入の合理化、家具・中古車等の輸入禁止の継続

第3の軸：経済の安定と需給関係の均衡

- ・国家経済のプラス成長の維持、生産性向上やインフレ率の低減

第4の軸：監視政策

- ・中銀命令の枠内での外貨の自由なディーリング、外国為替取扱支店の自由化、支店網の地域展開推進、預金口座開設手続きの簡素化、外貨準備の増加、特定品目の輸出入

第5の軸：生活の向上と貧困率の削減、失業との戦いによる社会の安定

- ・社会開発計画の優先、2万人の雇用創出、Microfinance 支援による州の施策推進、新卒者対応窓口作りやマイクロファイナンス提供、生産・輸出増加・輸入削減計画の完成

第6の軸：進行中の生産関連プロジェクトの完成、輸入の削減と輸出の増加による国と州の発展

## (3) 演説から見た予算上の課題

上記表 2-8 から分かりますとおり、例年、緊縮予算と言いながら支出は増える傾向にあり、予算数字で追うと、支出が歳入を当初から上回る赤字予算が組まれている。

## 1) 予算額

収入予算
外国からの支援を含む全収入予想：23,595 百万 SDG
支出予算
経常費用：25,260 百万 SDG ・給与、物品購入費、サービス費、州への移転 7,275 百万 SDG 等を含む
開発費：5,309 百万 SDG

主要項目は以下のとおり

- ・穀物、雑穀、植物油の自給化費、小麦、米の自給化上昇費（それぞれ 50%、30%）
- ・綿花輸出による毎年 300 百万ドル以上収入増加
- ・家畜の約 332 万頭の輸出、50 万トンの肉ほか
- ・5.5 百万トンのセメント生産
- ・89 万トンの砂糖生産、140 万トン小麦粉生産、17.5 万トン食用油生産
- ・大学並の専門学校 34、技術学校 10、社会開発センター40、18 大学のコンピュータ連結
- ・水力発電を 7.049 ギガワット/時へ、火力発電を 3.621 ギガワット/時等への増加
- ・社会支援の範囲内での 205 千世帯の支援の継続
- ・Microfinance 等関連の費用の増加
- ・貧困者等への健康、社会保険の適用範囲の拡大
- ・都市住民には 100 リットル/日・人換算で 85%、地方住民には 20~40 リットル/日・人換算で 75%の運搬可能な水の供給

## 2) 主な対応

赤字予算への主な対応が対外債務を含む借入と贈与から成っており、3 か年緊急プログラムでみたとおり抜本的な赤字削減対策が見えてこない。具体的な資金調達の 60%は対外債務、20%は内部調達、20%は銀行借り入れで賄うとしている。対外依存が極めて高く国際政治に左右されやすい財務構造といえる。また、対外借款や無償資金援助を主な目的とした対外関係は以下のとおりであり、限定的・暫定的な施策との印象を受ける。

- ・ アラブの金融機関や開発銀行の関係の強化、優先分野ではない計画に配分した資金源を掘り起す
- ・ それらの国で使用可能な資金余剰の活用する
- ・ 東方の国、特に中国、インド、マレーシアと引き続き関係を強化して負債交渉を行う
- ・ 財務的、技術的資源を活用できる親近国との関係を深めて投資のパートナーシップを構築する
- ・ 期待する通商レベルに達していない国、対外負債交渉で直接的な影響力を持つ国との関係強化
- ・ 外国からの投資の奨励で均衡のとれた政策の採択

借款等の具体的な数字としては以下があげられている。

外貨資金引出：

- ・ 外国と成約済みの資金が 19 億ドルで、2012 年は借款と贈与で 69 億 SDG 引き出す予定で、引き出し額の 81%は借款からである。

外貨資金返済：

- ・ 2012 年度の借款の返済額は元金が 12 億 SDG、金利等が 2.9 億 SDG である。
- ・ スーダンが貧困国や過重債務国として特典が受けられないでいる課題に取り組み、外国の資金提供国への追加的な説得に専念する

### 2.2.3.3 対外借り入れによる赤字補填や対外債務削減に向けた動き

上記では財務経済計画大臣の議会演説から検証したが、最近の新聞報道で見る政府の動きには以下のようなものがある。

## (1) 5月12日付 Sudan Vision 記事より抜粋

アフリカ開発銀行は5月3日スーダンと Debt Management & Resource Mobilization の名目で1.5百万ドルの Grant にサイン。資金は、財務国家経済省と中央銀行内に Institutional & Human Capacity Unit 並びに関連部門を創設、資源の活用と予算制度の組織構造に関する詳細調査に使用される予定。

## (2) 湾岸諸国からの資金調達

カタールから長期国債を通じて20億ドルを調達している。また、5月初めの新聞情報ではアラブ基金から8億ドルを調達するとある。アラブ基金からはこれまでダム、電力、道路分野の開発プロジェクトに資金調達を行っている。

## (3) 債務負担削減に向けた動き

世銀担当者によれば、具体的な内容は不明であるがスーダン政府は中国と今後5か年債務支払いを延期することで合意したほか、IMF との SMP の合意はできつつある。世界銀行は債務のうちの約90%を占めるマルチ機関による債務に関する削減に向けた協議を支援する等債務削減するための技術的なプロセスは進んでいる（対外債務一覧については表2-9参照のこと）。

表 2-9 スーダン対外債務一覧

unit: Million US\$

	2010		2011	
	Drawing of Loans and Grant	Repayment	Drawing of Loans and Grant	Repayment
International Organizations:	448.5	46.3	318.7	50.5
World Bank/IDA Loans	0.0	0.0	0.0	0.0
World Bank (Grant)	0.6		1.0	
African Development Bank	0.0	0.0	0.0	0.0
African Development Bank (Grant)	0.0		0.0	
African Development Fund	0.0	0.0	0.0	0.0
IMF	0.0	5.8	0.0	5.0
IMF (Grant)	0.0		0.3	
AMF	0.0	23.9	0.0	27.8
OPEC	3.9	1.5	10.1	0.0
OPEC (Grant)	0.0		0.0	
E.E.C	0.0	0.0	0.0	0.0
IFA.D	13.1	3.0	9.8	2.8
IFA.D (Grant)	12.2		5.9	
Islamic Development Bank	49.2	12.1	83.1	14.9
Islamic Development Bank (Grant)	25.0		1.0	0.0
U.N Organizations	0.0	0.0	0.0	0.0
Support Fund (Grant)	274.8		45.3	0.0
International Cooperation Ministry (Grant)	69.7		162.2	
USA & West European Countries	0.0	0.0	0.0	0.0
USA Wheat Facilities	0.0	0.0	0.0	0.0
United Kingdom	0.0	0.0	0.0	0.0
Italy	0.0	0.0	0.0	0.0
France	0.0	0.0	0.0	0.0
American AID	0.0	0.0	0.0	0.0
European Investment Bank	0.0	0.0	0.0	0.0
European Union Countries (Grant)	0.0		0.0	
Arab Countries	269.5	79.5	223.9	71.1
Kuwait Fund	9.3	17.7	24.9	17.0
UAE	0.0	0.0	0.0	0.0
Abu Dhabi Fund	25.2	12.7	7.3	13.1
Iraq	0.0		0.0	0.0
Arab Fund for Eco. & Social Dev.	54.9	27.4	119.3	25.1
Arab Fund for Eco. & Social Dev. (Grant)	40.7		2.4	
Arab Investment Bank	0.0		0.0	0.0
Saudi Fund	56.4	11.1	56.4	15.9
Saudi Fund (Grant)	0.0		13.6	0.0
Qatar	0.0	0.0	0.0	0.0
Algeria	83.0	0.0	0.0	0.0
Oman	0.0	10.6	0.0	0.0
Other Countries	275.8	199.9	295.4	54.9
Russia	0.0	0.0	0.0	0.0
Belgium	0.0	0.0	0.0	0.0
Germany	0.0	0.0	0.0	0.0
Japan	0.0	0.0	0.0	0.0
South Korea	0.0	0.0	0.0	0.0
China	214.5	180.9	248.1	49.0
India	52.0	4.3	34.8	0.0
Iran	3.0	0.0	4.7	0.0
Canada	0.0	0.0	0.0	0.0
Turkey	6.3	6.3	7.8	5.9
Malaysia	0.0	8.4	0.0	0.0
Others	0.0	0.0	0.0	0.0
Commodity Grants	381.8		427.7	
	1,375.6	325.7	1,265.7	176.5

Note: Classification of International Organization is based on that of Central Bank of Sudan's table

出所: Central Bank of Sudan, Economic and Financial Statistic Review October-December 2011, extracted and made by JICA Study Team

## 2.3 行政組織と産業政策

### 2.3.1 産業政策体系

スーダンの産業政策は、まずは国家戦略としての長期計画があり（2.1 章参照）、それをベースとして経済開発に関連する各省が、それぞれの担当分野の産業振興政策・施策を策定することになる。国家戦略としての長期計画は、大統領府省（Ministry of the Presidency）に属する National Council for Strategic<sup>8</sup>が全省の大臣、全州の知事らによる協議会での議論を基に策定している。その意味では、国家開発長期計画が上位にあり、その下に各省の産業振興策（あるいは振興支援策）がくることになる。具体的には、工業開発については工業省（Ministry of Industry）が、通商については通商省（Ministry of Trade）がそれぞれ係る分野の振興プログラムを経済開発に関連するその他の省と連携しながら策定している（経済開発に関連する省については 2.3.2 参照）。

其々の振興プログラムは、策定した省が必ずしも実施するとは限らず、省内外の関係する機関と連携し、あるいは外部機関を指定して実施に移されることもある。例えば、工業省を例にとると 2012 年度は次のようなテーマに沿って施策がたてられている。

- (1) 投資促進（工業投資マップの作成、工業投資分野における基準・規則の見直し（生産能力の適正化）、原材料の適正利用のための予防措置、など）
- (2) 既存工業団地の開発促進
- (3) 産業リサーチセンター、相談機能の活用
- (4) 品質向上の促進
- (5) 外部資源の活用
- (6) 工業開発における課題の改善
- (7) 工業展示会の開催

長期計画、政策、施策と順を追ってより具体化されるのが理想ではあるが、実際各省の施策を見ても 3 か年緊急プログラムや 5 か年開発計画と内容的にはあまり変わらないものも散見できる。3 か年緊急プログラムでかなり具体的に踏み込んでいることも、その要因としてあげられるが、全体的に総花的になり、振興の最優先分野や優先順位が十分に絞られていない感がある。

このような形で、産業政策が政府として体系化されるが、問題は実施に伴う予算である。政府予算 3 分野（給与関連、運営経費関連、開発関連）の中の開発関連予算が施策実施に使われるが、南北分離後の政府予算では、計画どおりの歳入が入って来ないことから、この開発関連予算がほとんど支出できない状況にある。もともと 2012 年予算では政府支出関連分の 25%削減が目標とされており、開発関連予算にはこの面でのしわ寄せもある。この予算

<sup>8</sup> National Council for Strategic は、Ministry of The Presidency Affairs に属しながら、Ministry of Council of Ministers の一部でもある。大統領の下で内閣全体、地方自治体全体の意見を取りまとめる事務局となっており、正規職員約 100 名のほか、専門家として約 300 名を擁している。

の仕組みは州政府も同様であり、州政府予算は連邦政府に頼る部分が多いが故に、状況はより深刻になっている。

施策実施機関については、連邦政府と州政府が主体であることは間違いないが、あわせて外部関係機関、例えば工業省の場合であれば、Industrial Research and Consultancy Center (IRCC) や、大学、職業訓練機関などを具体的な実施機関として委託するケースも多い。そのほか民間セクター主導の掛け声の下、全国組織の会議所（例：Federation of Chamber of Small Industries）などが政府方針に沿って、独自の産業振興に係るプログラムを実施する場合もある。この場合は、実施予算が連邦政府から一部負担されるケースもこれまではあったが、現在は政府の財政事情から補助を受けることは難しい状況になってきており、人材育成プログラムなど独自予算でやれるところはやると言う状況になってきている。

産業政策の最後に産業補助金制度について述べる。現在、特定産業への補助制度として、工業省が行っている繊維工場再生プロジェクトがある。これは一時期スーダンから全くなくなった（2003年時点ではゼロ）繊維産業を復興するための手始めとして行われているプロジェクトであり、3社の工場を国の資金によって再生している。補助金と言うよりも国としての資本投下とも言える。機械の入れ替えに要する費用やコンサルティング費用に充当されている。これ以外での特定産業への補助制度としては、2012年より3か年緊急プログラムで国内生産を奨励されている4品目（砂糖、食用油、小麦粉、薬品）に対し、優先的な外貨割り当てがなされている。これは原料輸入に伴う措置であり、計画期間内の3年間は継続される予定である。同様に特定品目と言う点では、ガソリンへの補助金制度があるが、これは間もなく廃止予定である。従って現在とられている、実質的な特定産業への補助としては、繊維産業と食品産業と言うことになる。

### 2.3.2 連邦政府と州政府の役割分担

スーダンでは、国家全体の行政を担当する連邦政府と、各州のテリトリー内で行政を担当する州政府（及び郡）が、それぞれ産業振興に係る業務を行っている。このシステムは2005年に地方分権化政策が打ち出されて以降、州政府の役割は徐々に拡大する方向にある。連邦政府において経済開発に直接関わる省は次の8省から構成される。このほか間接的には科学技術や教育、あるいはインフラ関連の省も関わってくることになる。

#### 経済開発に直接かかわる関連省；

Ministry of Petroleum	石油資源
Ministry of Minerals	鉱物資源
Ministry of Finance and National Economy	金融
Ministry of Agriculture	農業（農産品）
Ministry of industry	工業
Ministry of Trade	通商
Ministry of Animal and Fish Resources	牧畜・漁業（水産品）
Ministry of Archeology, Tourism and Wildlife	観光

各州は自治権をもち、議会の立法と行政機能が保障されている。各州の長は知事（governor）で、選挙によって選出される。さらに州政府の大臣は、州大臣（State Minister）と呼ばれ、知事によって任命される。州政府にはそれぞれ連邦政府に倣うような形で Ministry of Industry や Ministry of Trade などの行政機関があり、連邦政府の施策実施と共に自らも州の施策として計画した内容を実施している。このようなことから連邦政府は国全体の行政を管轄すると言うことで、その役割は明確であるが、州政府の産業開発における役割と権限範囲は、実務上必ずしも明確になっていない。1 つだけ明確なのは行政機能がおよぶ地理的範囲が、あくまで州内のみと言うことである。特にこの点は、本調査のテーマでもある貿易と投資分野において強く言える。外国との取引に関する取り決め、あるいは関税制度や輸出入手続きなどは、連邦政府が決定する事項であり、州政府はその規則、あるいは施策に基づいた業務執行を州内で行うに過ぎない。しかしながら国境を接する州においては国境交易の促進・管理も貿易行政としては重要となってきており、独自の裁量による貿易行政を行っている州もある。

投資分野についても、国の Investment Encouragement Act において外資の投資促進は、原則連邦政府が担当することになっている。州政府はあくまで当該州内での国内資本投資案件のみを扱うのが原則である。しかしながら現在、連邦政府レベルでの投資省が法的に存在しないことから、外資誘致は、結果的にハルツーム州 IEC（Investment Encouragement Commission）がその役割を担っている。またそのほかの州の投資促進機関（但し、調査団が訪問調査をしたのは 2 州の機関のみ）においても海外への投資誘致の呼びかけは、州内の投資を促すためにも重要な要素となっており<sup>9</sup>、対外的な投資誘致を連邦政府と地方政府でどのように役割を分担していくかは今後の課題と言える。

産業振興施策の実施において、先述したように連邦や州政府の役割のみならず、民間セクターでの取組みとして各地におかれている商工会議所の役割も無視できないものである。スーダンにおいては、どの業種であれ基本的に事業を行う際に商工会議所への加盟（登録）が義務付けられている。唯一国営企業のみがこの対象から除外される。このことから商工会議所のネットワークは産業振興施策を実施する上において、ひとつの有効な情報伝達機能を果たしている。しかしながら政府系機関の施策実施における課題が予算にあるように商工会議所、あるいは民間企業ネットワークにおいてもプログラム実施予算の確保は、大きな課題となっており、特に地方への予算の配分がうまくいっていない。全国をカバーする商工会議所組織は次のとおりである。

- Sudanese Businessmen & Employers' Federation
- Federation of Chamber of Commerce Association
- Federation of Chamber of Industry Association
- Federation of Chamber of Transportation Association
- Federation of Chamber of Small Industries and Crafts Union
- Federation of Chamber of Agriculture and Animal Production

<sup>9</sup> 州に寄せられる投資相談の内、海外在住のスーダン人からのものも多くある。海外に対しての情報発信に対象として、当然これらの海外在住スーダン人も含まれるわけであり、これらを体系的に行う必要性は今回の調査においても指摘された。

これらの組織には、それぞれ州および郡単位で地域 Chamber 組織があり、それが全体として Federation を形成している。

このように地方分権化と民間セクター活用を進めながら、産業振興施策が存在するのが現状であり、ある意味、強力な連邦政府のイニシアティブは次第に影をひそめてきていると言える。

## 2.4 経済連携協定の現況

現在、スーダンが加盟国となっている主な国際機関は次のとおりである。

- United Nations (UN)
- International Monetary Fund (IMF)/The World Bank
- Organization of the Islamic Conference (OIC) Group
- League of Arab States (LAS)
- African Union (AU)

この内、経済関係では本来 IMF/世銀と緊密な関係を築くべきであるが、国連の制裁決議、米国の経済制裁発動などの影響により、現在は直接的な財務支援が受けられない状況にある。このことは、外貨収入が急減し、海外からの借入が限定的な今日のスーダンにおいて極めて深刻な問題となっている。また、国連やアフリカ連合は、南スーダンとの和平合意に向け仲介者としての役割が期待されている。

以下、本節では貿易・投資と関わりの深い多国間、および 2 国間での経済連携協定につき、スーダンの現状を分析する。

### 2.4.1 WTO への加盟

今日の国際的な経済活動において WTO ルールの適用は基本的要件ともなっている。その意味でスーダンも 1995 年 WTO 発足以前から、国内において WTO 加盟に向けた体制作りを開始し、1994 年 10 月に WTO への加盟申請を行っている。これに対し WTO 事務局では、米国、日本などを含む 24 か国からなる作業部会 (Working Party:WP) が設置された。WP 設置後、メモランダム (自国の経済・貿易制度を報告) を提出し、2003 年に第 1 回、そして 2004 年に第 2 回目の作業部会が開催されている。その後、560 項目にのぼる意見書が出され、さらに第 3 回目の作業部会が予定された段階で、すべての作業が中断し、2008 年までは一切の公式的なやり取りは出来ていない。その後、スーダン経済の発展と国際ビジネスの拡大により、スーダン側から何度か作業部会の再開を催促した結果、2011 年になって WTO 常設委員会 (8 か国) において、あらたにスーダン加盟のロードマップを策定することとなった。さらに前回のメモランダム提出から年月が経っていることから、あらたにスーダンとしてのメモランダムを策定し、2012 年内に再提出の予定である。スーダン政府としては、今後速やかに作業が進み 2~3 年後には加盟承認にまで進むことを期待している。これが WTO 多国間交渉での進

捗状況である。なお、本調査でスーダン側の準備事務局に確認したところ、米国とは確かに政治的な確執があるが、WTO 加盟においては極力その影響が出ないように外交的配慮を行いながら交渉準備を進めているとのことであった。

WTO 加盟とも関連する国内の体制整備状況を見ると、様々な点で進捗が図られていることが本調査でも確認できた。関税率の引き下げ、輸出入許可手続き、貿易投資関連措置（TRIMs）、基準・認証制度、知的所有権、そのほか国内法整備・改正など多岐にわたる分野で十分に時間をかけて WTO ルールとの適合を図ろうとする姿勢が見れる。しかしながら加盟審査は現在中断状況にある。多くのアフリカ諸国が加盟国となっている現在、加盟交渉において政治的な思惑はないとは言えるものの、作業部会メンバーには欧米諸国も入っており、明らかに政治的な問題が影響しているものと思われる。米国の経済制裁が解除されていない現状では、見通しとしてまだまだ厳しい状況にあると言える。

一方、WTO 既加盟国との間で行われる 2 国間交渉では、既に中国、ブラジル、ヨルダンとの間で交渉が進められている。日本とも交渉を一時持ちかけたが、そのままとなりスーダン側としては早期に交渉再開を行いたいとしている<sup>10</sup>。

## 2.4.2 COMESA と GAFTA

スーダンには現在 2 つの自由貿易圏に加盟している。COMESA と GAFTA である。それぞれの経済連携協定の状況は次のとおりである。

### (1) 東部南部アフリカ共同市場（Common Market for Eastern and Southern Africa : COMESA）

COMESA は、1994 年 12 月に発足したアフリカの東部および南部地域の国々からなる自由経済圏である。現在 20 か国が加盟し、本部はザンビアのルサカにおかれている。自由経済圏と言っても域内の関税同盟については全加盟国がまだ合意に達していない。現在、域内関税は 0% が基本であるが、関税についての相互協定（COMESA 自由貿易協定）はスーダンを含む 14 か国間でのみ成立しており、これらの国間では関税 0% が適用されている。14 か国は、エジプト、ジブチ、スーダン、ケニア、ルワンダ、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、ザンビア、ジンバブエ、コモロ、リビア、セイシェルである。スーダンの隣国で COMESA 加盟国であるエリトリア、エチオピアは相互協定のメンバーに入っておらず、それぞれ関税表に基づいた関税がかかっている。ただしエチオピアとはまもなく、2 か国間貿易協定が結ばれ、関税低減（優遇税に適用）が図られる予定である。COMESA はそのメンバー国の多さから、アフリカ以外の国々も関係を重要視しており、日本や中国はそれぞれ在ザンビア大使が COMESA への政府代表として任命されている。

COMESA 域内には、もう 1 つの経済圏である東部アフリカ共同体（East African Community: EAC）がケニア、ウガンダ、タンザニア、ルワンダ、ブルンジの 5 か国によって作られている。EAC は、域内関税、共通対外関税が一本化されており、共通市場という意味においては

<sup>10</sup> スーダン側の見解に対し、在スーダン日本大使館では、スーダン政府側から正式に 2 国間協定を協議すべく申し出があった事実はなく、あくまでスーダン側の申し出を受けて検討するとの立場である。

COMESA より先行している。スーダンも加盟すべく申請を行っていたが 2011 年 11 月に申請が否決されている（注：南スーダンも申請を行っており、南スーダンの場合は加盟合意する見通しが高いとされる）。現在、EAC が主体となって COMESA および SADC（南部アフリカ共同体）との自由貿易圏構想が検討されており、これが実現すればアフリカ 26 各国の共通市場が出来ることになる。但しその場合であっても関税同盟については 2 国間協定によると見られているが、スーダンにとっては SADC の国々が貿易パートナーとしてより近くになという利点はある。

## (2) 大アラブ自由貿易圏（Great Arab Free Trade Area: GAFTA）

一方、大アラブ自由貿易圏（GAFTA）は、1998 年 1 月に発足した自由貿易圏で、アラブ連盟加盟国 22 か国中、中東・北アフリカのアラブ諸国 17 か国によって構成されている。発足以来、域内での関税 0% をめざし段階的に移行期間を設けて、2005 年 1 月（スーダンとイエメンは 2010 年末）には域内での関税はゼロとなった。しかしながら関税 0% を謳いながら、ほとんどの国の輸出工業製品が原産国扱いとならないものが多く、実際は 0% ではなくそれぞれの原産国の関税率が適用されている。しかしスーダンにとっては、農産品をはじめとする主要輸出仕向け先として GAFTA のゼロ関税は魅力的であり、今後、農産品、畜産品関係は、ますます GAFTA 向け輸出が増えるものと見られている。

### 2.4.3 2 国間経済連携協定

2 国間経済連携協定については、スーダンとして COMESA、GAFTA 加盟国以外とは、正式に経済連携協定を結んだ国はない。中国、マレーシア、インド、あるいはアフリカの国々と経済連携を前提とした交渉は行われているが、いずれも経済協力枠組み協定（Economic Cooperation Framework Agreement : ECPA）の段階で留まっている。これまでに ECPA を結んでいるのは 18 か国である<sup>11</sup>。スーダン政府で 2 国間経済連携協定を担当するのは、通商省の Bilateral Trade Cooperation Dept. であるが、現在、スーダンは政治・経済の移行期間にあるとの認識で、積極的に 2 国間経済連携協定をすすめる時期ではないと判断している。しかしそうした中でも、アラブ、アフリカ以外で貿易量が大きいアジア諸国（中国、インド、マレーシア、日本、インドネシアなど）との関係は重要視しており、これらの国々との 2 国間経済連携協定の早期締結を望んでいる。

2 国間経済連携協定とは多少意味合いが異なるが、EU はスーダンを含む東部・南部アフリカ諸国（Eastern and Southern Africans: ESA）と EU の経済連携協定をめざし、そのための準備としてスーダンに対するキャパシティ・ビルディング支援を行った。2007 年 1 月から 3 年間に亘って実施されたプログラムで、Sudan EPA Negotiation and Implementation Support (SENIS) と呼ばれている。このプログラムでは、経済連携を図るための国内整備、及び人材育成を目的としたもので、支援段階途中から協定締結に向けた交渉も開始されている。しかしながら、EU としては対 ESA（地域対地域）として協定を結びたいとの意向から、まずは ESA 内での

<sup>11</sup> ECPA の中には中国・台湾間のように自由貿易協定（FTA）とみなす例もあるが、スーダンの ECPA は基本的に枠組みを決めたにすぎず関税率の詳細などは取り決められていない。

対外共通関税率などの合意を求めている。ESA 内では、加盟国間で容易に合意が出来ず、現在でも交渉段階にある。ESA は 11 か国で構成され、EU の 27 か国と合わせると 38 か国の経済連携協定となり、もし実現すれば貿易・投資面での効果は計り知れない。

なおスーダンには EU の特惠関税適用国 (Beneficiary of EU Generalised System of Preferences) であるが、EU とのコトヌー協定 (Cotonou Agreement) には署名していない。また、米国のアフリカ成長機会法 (African Growth and Opportunity Act) についても被適用国となっていない。



## 第3章 スーダン貿易の概況

---



## 第3章 スーダン貿易の概況

### 3.1 貿易動向

#### 3.1.1 輸出動向

表 3-1 はスーダンの主要輸出品目である。数値は 2009、2010 年の 2 年間のみであるが、輸出品目の構成について言えば、ここ 10 年間はほぼ同じ傾向を示している。一言で言えば 1999 年から 2011 年までの間のスーダンの輸出構造は、極端な石油依存型構造であった。具体的には次のような点が指摘できる。

スーダン輸出構造の特徴：

- ・ 輸出に占める石油関連製品の締める割合が 85～92%を占め、その比率は極めて高い。石油精製品（ベンジンなど）はわずかで大半が原油での輸出である。
- ・ 石油関連製品に次いで輸出額が大きいのは金であり、2011 年も含めると、ここ 3 年間で大きく伸びている。しかしそれでも全体の 10%に達していない（2010 年実績）。
- ・ 輸出品目は原油をはじめ、金、ゴマ、綿など国際価格変動に左右されやすいコモディティ商品が多い。従って実際の輸出量の推移に関係なく各年の輸出額に変化がある。
- ・ 綿をはじめ農産物は、生産が不安定であることから年により輸出量は大きく異なる。しかし輸出量が上がった年でも、1999 年以降、全農産物の輸出高は全体の 3%に満たない。主要輸出農産品としては、ゴマ、綿、ガムアラビックなどである。
- ・ 畜産品（家畜含む）は羊の生体輸出と合わせても全体の 4%程度である。しかし精肉は 2010 年に大きく伸び、今後、生体輸出から精肉輸出に次第に比重が移る可能性が高い。
- ・ 2009 年の国内石油生産は前年並みであったが、石油の国際価格が 2006 年の水準まで大幅に下落し、その影響で輸出高が伸び悩み、単年度の貿易収支はマイナスとなっている。

表 3-1 スーダン主要輸出品目（2009-2010）

単位：百万米国ドル

	2009 FOB Value	%	2010 FOB Value	%
Crude Oil	7,008.3	84.87	9,406.0	82.47
Other Petroleum Products	228.4	2.76	289.1	2.53
Gold	403.4	4.88	1018.0	8.92
Sesame	143.3	1.73	167.3	1.46
Sheep	146.4	1.77	115.6	1.01
Meat	9.3	0.11	43.5	3.09
Cotton	42.1	0.50	40.4	0.35
Gum Arabic	33.1	0.40	23.8	0.20
Cooper and Iron Scrap	10.9	0.13	16.3	0.14
Others	231.9	2.80	284.3	2.49
Total	8,257.1	100.0	11,404.3	100.0

出所：50th Annual Report 2010, Central Bank of Sudan

## 3.1.2 輸入動向

表 3-2 の輸入動向も 2009、2010 年の 2 年間のみであるが、輸出品目構成と異なり、直近の 10 年間でも年によって品目構成に大きな変化が見られる。具体的には次のような特徴を指摘できる。

## スーダン輸入構造の特徴：

- ・ 輸入品目は、携帯電話機器、電気・電子機器、機械・設備の資本財、食品（原料含む）、自動車、工業原材料など多岐にわたる。食品類（原料含む）を除き、その多くがスーダンでは国内生産されていない品目となっている。
- ・ 2005 年以降は特に携帯電話機器や電子機器（パソコン関連）の輸入が急増している。
- ・ 食品類は、砂糖、小麦粉、食用油原料、トマトなど、国内でも生産されているにもかかわらず国内の生産状況により不足分が輸入されている。この内、砂糖や食用油については、一時期輸出していた時期もあったが、国内需要の伸びから近年は継続的に輸入せざるを得なくなっている。
- ・ 小麦粉も、国民の嗜好変化により小麦粉を使用したパンのニーズが急速に高まっていることによる。同様に所得の向上が一般的に輸入食材の増加につながっている。
- ・ 機械・設備類では石油プラント関連の機材のほか、鉱工業や農業での機械類、補修部品、検査機器などの輸入が多い。
- ・ 石油製品の輸入は従来は航空機燃料などが中心であったが、2011 年にはガソリンについても一時的に輸入されている。
- ・ 日本からは四輪駆動車など完成車の輸入が金額として高い。

表 3-2 スーダン主要輸入品目（2009-2010）

単位：百万米国ドル

	2009 CIF Value	%	2010 CIF Value	%
Machinery and Equipment	2,609.2	26.92	2,348.7	23.38
Manufactured goods	2,491.9	25.07	2,037.0	20.28
Foodstuffs	1,638.0	16.90	2,365.8	23.55
Means of Transport	1,195.5	12.33	1,225.4	12.20
Wheat and wheat flower	696.0	7.18	976.9	9.72
Chemicals Products	859.5	8.86	967.6	9.63
Sugar	108.9	1.12	502.4	5.00
Petroleum products	325.6	3.36	427.5	4.25
Textiles	341.9	3.52	381.9	3.80
Raw materials	159.6	1.64	161.5	1.60
Total	9,690.9	100.0	10,044.8	100.0

出所：50th Annual Report 2010, Central Bank of Sudan

なお、小麦粉（Wheat）、砂糖（Sugar）、食用油（Edible oil）、薬品（Pharmaceutical）の 4 品目は、3 か年緊急計画により、2012 年より戦略品目として優先的な外貨割り当てがなされ、輸入代替品目として支援されることになっている。また、クズ鉄スクラップについては建設

資材の国内での生産強化を図るため、輸出が禁止されることになった。従って、これらの項目が統計上影響されるのは2012年からと言える。

### 3.1.3 貿易相手国動向

主要輸出仕向け国、および主要輸入国をそれぞれ表3-3、表3-4に示す。

スーダン貿易相手国の特徴：

- ・ 輸出相手国・地域については、その貿易相手国が少ないことが指摘できる。輸出相手国としては、原油を輸入している中国が圧倒的で、スーダン輸出額全体の約75%を占めている。中国は、輸入相手国としても第1位で、全体の約20%を占めている。
- ・ 中国のほか、日本、インド、シンガポールなどが主要輸出仕向け先となっており、アジア地域が全体の80%以上（2009年が84.4%、2010年が81.2%）となっている。
- ・ アラブ諸国は、全体で2009年が7.1%、2010年が13.8%となっているが、その中でアラブ首長国連邦向けの比率が最も高い。
- ・ COMESA地域との輸出は2%程度に過ぎない。
- ・ 欧州は1%、米国に至っては経済制裁の影響もあり、輸出実績はあるものの統計上は0.1%にも満たない数値である。
- ・ 輸入相手国・地域は2010年実績で、アジアが38%、欧州が16%、アラブ諸国が21%、COMESA諸国が9%と、分散傾向にある。
- ・ アジアからの輸入品目の大半は、中国、韓国、日本などの製品で、直接ないしは第3国（UAEやサウジアラビアなど）を経由して輸入されているケースもある。このことがアラブ諸国からの輸入を押し上げている要因の1つとなっている。

表3-3 主要輸出仕向け国

	2009 FOB Value	%	2010 FOB Value	%
China	6,257.3	75.8	8,265.3	72.6
United Arab Emirates	261.8	3.2	1,319.8	11.5
Japan	213.8	2.6	493.7	4.3
Saudi Arabia	198.0	2.4	160.9	1.4
India	194.8	2.4	141.4	1.2
Others	1,131.4	13.6	1,023.2	9.0
Total	8,257.1	100.0	11,404.3	100.0

出所：50th Annual Report 2010, Central Bank of Sudan

表3-4 主要輸入国

	2009 CIF Value	%	2010 CIF Value	%
China	1,926.9	19.9	2,082.6	20.7
United Arab Emirates	526.9	5.4	939.9	9.4
Saudi Arabia	564.7	5.8	585.4	5.8
Japan	449.0	4.6	473.7	4.7
India	624.5	6.4	473.1	4.7
Italy	284	2.9	199.8	2.0
Germany	0.0	0.0	558.0	5.6

	2009 CIF Value	%	2010 CIF Value	%
South Korea	202.4	2.1	221.7	2.2
United Kingdom	200.0	2.1	166.5	1.7
Thailand	101.3	1.0	203.7	2.0
Others	3,377.4	40.9	5,499.9	48.2
Total	8,257.1	100.0	11,404.3	100.0

出所：50th Annual Report 2010, Central Bank of Sudan

日本との2国間貿易では、2000年以降、概ねスーダン側からの入超となっている。表3-5は2000～2011年間のスーダン・日本間の輸出入額を示したもので、スーダンからの輸出額、日本からの輸入額、及びその差額となっている。主要品目としては、日本からの輸入品が自動車、産業機械、電子機器などであり、この3分野で80～90%を占めている。一方、日本への輸入品は、原油、ガムアラビック、ゴマ、綿花などであり、原油だけで95%程度を占めている。ガムアラビック、ゴマなどはスーダン側から見れば輸出先として従来は上位5か国に日本が入っていたが、近年は、スーダン以外のアフリカ諸国から日本への輸入が増え、スーダンは相対的に比率を落としてきている。また、輸入日本製品については、日本から直接輸出されるほか、アセアン諸国で組み立てられた工業製品が湾岸諸国などを經由してスーダン国内に入っている。金額的に1番大きい輸出品が自動車であるが、それでも現地組み立てを行うほどの経済的規模には達していない。

表3-5 スーダン・日本間貿易額の推移

単位：百万US\$

年	日本向け輸出	日本からの輸入	差額
2000	215.2	50.9	164.3+
2001	82.6	53.4	29.2+
2002	64.6	77.2	13.0-
2003	167.7	85.0	87.7+
2004	402.2	165.1	237.2+
2005	577.5	341.8	235.7+
2006	522.6	535.8	13.2-
2007	756.4	367.8	388.6+
2008	1,126.6	389.0	737.7+
2009	213.8	449.0	235.1-
2010	493.7	331.2	162.4+
2011	314.3	304.6	9.7-

出所：Central Bank of Sudan

スーダン貿易全体的の傾向として、これまでは石油依存の輸出構造をいかに多品目化し、輸入代替をいかに図って行くかがまずは問われていた。しかしながらこの状況は、2011年7月の南部スーダン分離で状況が大きく変化している。すなわち輸出の85%以上を占めていた石油が現在ではほぼゼロとなり、この石油輸出分の収入をいかに補うかが最大の課題となっている。従来からの課題である輸出構造における多品目化、あるいは非石油産業の育成がさらに重要性を増してきていることになる。同時に貿易市場を広げるため努力、なかでも経済制裁を發動している米国との関係改善が貿易振興においては欠かせない課題となっている。

## 3.2 貿易振興政策と制度

### 3.2.1 政策・制度と手順

貿易に係る政策及び制度は、連邦政府の通商省が国全体の事項について立案し、州政府（の通商関連省）と連携しながら具体的な実施を行っている。以下では、政策・制度とその手順について述べる。

#### 3.2.1.1 基本政策・制度

##### (1) 通商政策の基本

スーダンは、1992年以降、「自由市場、自由競争」を通商政策の基本としている。すなわちあらゆる規制を排除ないしは緩和し、国際的にも自由経済市場で通商を行える体制を維持して行こうと言うものである。本調査を開始するにあたり、通商省の Mr. Osman Omer Alsharief 大臣に基本方針を伺った際にも、この姿勢は変わらないことが確認された。なお、同大臣はスーダンの輸出振興における今日の問題点として次の3点を指摘されている。

- 1) 原料、1次産品のままの輸出が多く、付加価値が低いこと
- 2) 総じてスーダン国内の生産コストが高く、それが輸出価格にも反映されてしまうこと（電力、輸送費、人件費など）
- 3) 海外市場とのつながりが限定的であり、欧米市場とのビジネスチャネルが細いこと

以上の問題に取り組みながらも、当面は3か年緊急計画で取り上げられている品目の輸出振興の強化、繊維産業の再興、および輸入代替品目への支援を行う方針を打ち出している。

##### (2) 輸入規制品目

しかしながら国際政治上、国が置かれた現在の立場や、農産品は自然条件に左右されやすきことなどから、自由経済、自由競争と言っても品目によっては統制せざるを得ない場合もある。具体的には、HSコード分類で19種類、約400の国内生産品目が依然として、その時々状況により輸入規制対象品目とされている。例えば、砂糖、プラスチック製品、家具（木工、金属）、水産品、ビスケットなどのお菓子、ミルク（粉末除く）、新車から3年までの中古車、等々である。それぞれ規制の手法は異なり、砂糖の場合は、国内消費のピークシーズンに精糖会社のみが輸入を許されている。すなわち品目規制自体が一時的なものとして運用されている。規制品目の輸入チェックは関税局で行っており、輸入の際は通商省の許可を得ることが必要となる。

##### (3) 輸出規制品目

輸出規制品目として、現在明らかに指定されているのは、原皮と金属スクラップである。ただこれらは輸出禁止品目かと言うとそうではなく、あくまで規制品目である。輸入同様、その時々状況によって適用される。原皮は15%の輸出税を、金属スクラップは国際価格よ

り高く価格を設定することにより輸出は可能となる（なお、3 か年緊急プログラムにより金属スクラップ輸出は一時的に禁止されることになった。また原皮への輸出税は皮革製品輸出促進のための措置である。）。また、ソルガム、薬品など政府から何らかの補助を受けている品目も輸出規制対象となる。例えば国内需給で余剰が出たときのみ輸出可能となる。ただしこれらも例外があり、Investment Encouragement Act で承認されたプロジェクト（企業）が輸出する場合は、原皮であっても薬品であっても、規則上は通商省の規制品目とは関係なく常に輸出可能となる。

#### (4) 輸出・輸入制度

##### 1) 輸出制度

輸出するにあたっては、契約書の写しを通商省に提出し、許可（endorsement）をもらう必要がある。これは輸出ライセンスとは異なり、輸出契約がスーダン側に不利になっていないか、最低販売価格など取引条件を確認しているものである。いわば輸出ガイドラインを遵守しているかのチェックであるが、実際は、詳しい取引の中身までは当局側でも分からないため、承認は形式的なものになっている。自由取引奨励のため輸出ライセンスと呼ばれるものはない。なお、上記契約書許可のプロセスは、国境貿易やラクダによる交易などには適用されていない。

そのほか輸出には次の書類が必要となる。

- Health certificate :植物、および新鮮野菜・果物の証明書
- Quarantine certificate :家畜、植物、種子が病虫害におかされていない証明書
- Cigarettes certificate :Ministry of Health 附属研究機関による検査証

また、ポートスーダンより船積する場合は、Sudan Seaport Corporation に対し埠頭税（1%～2%）を払わなければならない。

##### 2) 輸入制度

先に上げた輸入規制品目のほか、宗教上、健康上、あるいは保安上、通常は輸入が禁止されている品目がある（酒類、武器など）。なお通常の輸入には、次の書類が求められる。

- Commercial invoice : オリジナルとコピーの2部必要
- Certificate of origine : 輸入者ないしは信用状で求められる場合に限り2部必要
- Packing list : Commercial invoice に含まれている場合は不要
- Bill of lading : 船名、積出港など通常どおりの記載
- Pro forma invoice : 事前の輸入許可を得るために必要

輸入時に貨物の検査証明が必要な場合は、Sudanese Standards and Metrology Organization (SSMO)が証明書を発行する。

#### (5) 輸入関税と特惠関税について

輸入関税は0～40%である。以前は最高45%までであったがWTO加盟のための条件整備で最高40%まで下げられている。5段階からなり例外はあるものの基本的には、0%が資本財、備

品など、3%が原材料、10%が中間財、25%半製品、40%最終製品となっている。スーダンが加盟する2つの経済圏（COMESA と GAFTA）では、関税は0%が基本であるが、これも例外がある。例えば COMESA の場合、メンバー国は19か国あるが、関税についての相互協定は14か国間でのみ合意しており、これらの認定国間では0%が適用される、しかしその他の5か国は、例えばウガンダが8%に低減、エチオピアが10%に低減などであり0%ではない。一方、大アラブ自由貿易圏（GAFTA）は、原則0%を謳いながら、ほとんどのメンバー国の製品が原産国扱いとならないことから、実際は0%ではなくそれぞれの原産国の関税率が適用されているケースが多い。

### 3.2.1.2 貿易手順

全ての輸出入業者は、通商省への登録が義務付けられている。また免許を取得した後も毎年更新手続きをしなければならない。通商省のほか、次の機関を通じても手続きができる。

- Sudanese Businessmen & Employers Federation
- Sudanese Chambers of Industries Association
- Union Chamber of Commerce
- Chamber of Small Industries Crafts Union

輸出入に必要な書類（証明書類）をそろえ、輸出ないしは輸入契約を交わした後、輸入業者においては、所定の外貨預金を外国為替取扱銀行を通じて（中央銀行に）行わなければならない。

原産地証明発給については、スーダンには3種類の原産地証明がある、一般の諸外国を対象としたもの、COMESA 向け用、GAFTA 向け用である。いずれも商工会議所が発給する。Free Zone については、Zone 内は外地扱いとなるため、通商省の規制などは一切適用にならない。但し一旦国内に販売される場合は、この限りではない。

関税局にて輸出入の最終確認、通関業務がなされる。

外国為替取扱銀行は、輸入者から船積書類が提出される1か月前に外貨預金の要請を行う（通常は CIF 価格の100%分）。その後、船積書類受領後、決済を行う。しかしながら2011年以降、国内金融市場において極端な外貨不足に陥っており、なかなかこのプロセスを踏んで輸入決済を行うことが難しくなっている。すなわち、輸入者側で外貨預金をなすだけの外貨を保有していないケース、たとえ保有し、預金したとしても銀行側の事情（資金運用）で決済がなされないケースが発生している。このため荷物がポートスーダンについても輸入決済が終わらず、コンテナヤードに置かれたままの貨物状況が発生している。この事態に対し、政府は、ポートスーダン港での20日間は貨物の据え置きを無料とする施策を打ち出している。しかしながら、決済に必要な外貨は、あくまで輸入者が手当てしなければならず、銀行が外貨を融資するわけではない（注：あくまで本調査を行っている2012年上半期の状況である。これに対して中央銀行は外貨調達のための政策を打ち出しており、2012年末には事態が改善されるとの見通しをたてている）。

### 3.2.2 貿易振興体制

貿易振興の機関として、連邦政府での通商省と、その傘下にあるスーダントレードポイントを取り上げる。このほか、貿易に関しては、Ministry of Finance and National Economy、Bank of Sudan、あるいは連邦政府の大臣で召集される Export Promotion Board なども関連する機関ではあるが、ここではあくまで貿易振興を直接実施する機関として、取り上げるものとする。

#### (1) 通商省 (Ministry of Trade: MOT)

スーダンの貿易促進は、Ministry of Trade (MOT) が中心的役割を果たしている。2011年12月に旧対外貿易省が国内の通商(旧商務省)も管轄する形で新たに誕生した省である。MOTは大臣、事務次官の下、次の4局から構成されている。さらに4局の下に2~6課がそれぞれ配置されており、職員数は約280名からなる。

##### 1) 輸出入政策局 (General Directorate of Export and Import Policy)

- Export Div.
- Import Div.
- Border Trade Div.
- Food Security Div.
- Trade Policy Div.
- Market Research Div.

##### 2) 国際関係局 (General Directorate of International relations)

- Bilateral Trade Agreement Div.
- International Organization Div.
- Exhibitions Div.

##### 3) 調査情報局 (General Directorate of Research & Information)

- Research & Study Div.
- Information Trade Center

##### 4) 総務局 (General Directorate of Administration)

- Employee Affairs Div.
- Administration Affairs Div.
- Training Div.
- Social Services Div.

通商省は海外と国内の通商に関し、次の事項を遂行するものとされている。

- 1) 輸出入取引における監督・指導。国際価格動向の把握
- 2) 国境貿易の監督・指導。周辺国との交易環境の維持
- 3) 輸出入価格の決定への参加

- 4) 関連規則の提示、関係機関との連携
- 5) 食料安定確保にかかわる関係機関との連携
- 6) 輸出入に係るデータ、情報の提供
- 7) Rules of Origin (RoO)、競争、アンチダンピング、トランジット貿易に係る政策、制度の策定
- 8) 通商協定、商品借款などに係る業務に実施
- 9) 国内取引行為、価格変動に係るフォローアップ
- 10) 国内取引における許認可事項の認証、監督
- 11) 国内商行為の適正化

MOT の組織的課題として次の3点が上げられる（MOT 側からの指摘点）。

- 1) 連邦（本部）と出先（州）のコミュニケーションが効率的に行われていない。  
（注：調査団が州の通商省で聴取したところ、制度や規制が頻繁に変わり、その情報も迅速に提供されていないとの不満が洩らされた。）
- 2) 製品の付加価値というものについて、知識が不足し、適切に判断が出来ていない。
- 3) 職員の研修プログラムが回数、内容とも十分とは言えない。

## (2) スーダントレードポイント

スーダントレードポイントは、電子取引センターとして対外貿易省の下に 2001 年に設立された機関であり、主に中小企業を対象に交易促進に係る支援を行っている。職員数は 24 名、このほか各州（9 州）にも州政府の通商省の中にトレードポイント担当職員をおいている。また、スーダントレードポイントはアラブ地域の中核拠点ともなっている。通商省の監督下であり、定期的な報告や年間活動プログラムについて通商大臣の承認を得る必要があるが、トレードポイントの予算自体は財務省より直接支出されている。

スーダントレードポイントには、現在 3,340 社が登録している。大企業も含まれるが、大半は中小・零細企業である。製造業者よりも商業、サービス、特にトレーダーが多い。業務内容は、他国のトレードポイント同様、会員への情報提供が主であるが、スーダントレードポイントでは独自の取組みとして、農産品を中心とした海外及び国内の価格動向をインターネットを通じ毎日発表している（国内版のみ毎日更新）。国内価格については各州から報告された価格情報に基づいている。

一方、各国関税や規格などについてのデータベースは、これまでのところ十分整備されておらず、COMESA やアラブ諸国のものは概ね揃っているが、日本や欧米の内容はほとんどない。さらに海外のマーケット情報などについては、ほとんど整備されていない。そのほか、独自の取組みとして国内の主要な輸出品目についてコスト分析なども行っている（注：スーダンからは農産品のトレードが多く、そのために必要な情報として会員に提供している）。

会員企業向けの研修プログラムとして、昨年はハルツーム本部で 4 回、地方で 7 回のワークショップを開催している。もっと行いたい予算が限られると共に、小規模・零細企業からは、なかなか経営者に集まってもらうことが出来ない。現在市場情報をインターネットを

通じて提供して入ることから、研修についてもインターネットの活用が可能か検討を始めてる。一方、トレードポイント職員向けの研修プログラムとして Management Development Center が開発した Management Skill Development Course を行っている。84 科目からなり、各科目は履修するのに 10 日間を要する。そのほか他の政府機関同様、National Training Council への委託による研修プログラムも定期的実施している。

トレードポイントの説明によれば、国内の大企業に対し貿易業務における支援を行う必要性は少なく、大企業自らが十分に対応可能とのことである。従って、トレードポイントの主たる対象は国内の中小企業となる。中小企業においては、まずは経営者の教育が必要である。ビジネスそのもののやり方を知らない経営者が多く、付加価値の考え方についても認識が低い。2 番目の問題として、生産性の低さが上げられる。これは商業、サービスのみならず、農産品（野菜と果物）、工業セクターにおいても同様である。さまざまな点での生産性の低さが結果的に高コストに結びついている。結論として、中小企業経営者、生産者やトレーダーの教育が必要と言える。そのためにも中小企業の経営全般に亘って指導を行う機関の設立を熱望している。

### 3.3 振興体制と人材

通商省内には、総務局の中に Training Div.がある。職員向け研修を担当しているが、予算の関係上、現在は定期的な職員向け研修は行われておらず、パソコン操作の訓練プログラムや、省として新規プログラムをやるときなどに時間をとった研修を行っている。またドナー機関からの研修プログラムへの対応についてもこの課が行っている。通商省では数年前に、省内で紙による書類のやり取りをなくし、電子媒体によって行う行政電子化が導入された。そのような際には Training Div.が全職員の研修を行っている。その時は政府の組織で National Training Council と一緒に研修プログラムを実施した。現在は毎月の月報も電子化されている。National Training Council は、対通商省のみならず、政府職員への研修を企画・実施しており、各機関（省）のニーズに基づきオーダーメイドでの研修プログラムを提供している。ただ内容的に共通するプログラムが多いとのことである。通商省としては、統計分析、IT 技術、英語、e-commerce、知的所有権などの研修プログラムを実施した。

新人研修として特別なものはなく、OJT で業務内容を学んでもらうことが中心である。経験を積むに従い先述したような研修プログラムを受講することになる。職員側の意見としては、これまで 1～3 日間程度が中心であり（英語研修は 3 か月間）、もっと時間をとった研修プログラムが必要との意見もあった（注:上記トレードポイントの場合、職員は年に 2 回研修に参加できることになっている）。また今回の調査で州政府の通商省担当者にも意見を聞いたが、特に地方においては制度変更などに伴う情報の伝達が遅く、また海外市場情報などについても、定期的に時間をとった研修が必要との指摘があった。

政府全体として研修プログラムは、一定の時間を割いて定期的に行われていることが確認された。しかしながら研修時間の短さや、海外の事例などを知る機会が少ないなど、改善すべき点もある。

## 第4章 スーダン投資の概況

---



## 第4章 スーダン投資の概況

### 4.1 投資動向

#### 4.1.1 スーダンの投資動向

スーダンは、2000～2010年の投資累積ベースでアフリカ諸国で2番目に多い外国投資を受け入れている。表4-1は、2000～2010年の連邦投資省における投資認可件数の推移を示したものである<sup>1</sup>。10年間の総額は、446億SDG（280億ドル相当）にのぼり、そのうちの74%が石油関連施設への投資であった。その中には石油精製プラント、パイプライン敷設、道路、港湾設備などへの大型投資が含まれている。また、表4-2に分野別（2000～2010年）の投資金額を示している。これらの表を含め、スーダンの直近10年間の投資傾向として次のような点を指摘することが出来る。

表4-1 外国投資件数（農業・産業・サービス分野）2000-2010

単位: million SDG

	'00-'06の合計		2007		2008		2009		2010		2011		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
Saudi	320	2,468.34	21	1,923.98	18	302.44	20	987.66	24	239.11	5	21.60	408	5,943.11
Syrian	158	899.66	36	406.17	19	149.81	26	92.38	45	198.34	1	2,171.82	285	3,918.17
Turkish	136	663.63	51	187.11	27	43.29	15	61.25	31	345.67	5	64.48	265	1,365.42
Jordanian	152	2,280.17	25	328.31	12	116.57	12	520.08	12	68.55	0	0.00	213	3,313.67
Egyptian	114	1,455.62	21	614.49	26	165.94	25	1,103.16	20	2,135.85	3	2,179.33	209	7,654.39
Chinese	59	388.03	23	556.68	19	107.37	24	95.42	18	121.05	2	2,186.33	145	3,454.88
Lebanese	87	1,020.28	26	244.92	10	1,914.07	5	25.01	14	55.27	1	31.35	143	3,290.90
Emirates	85	5,225.98	11	34.53	3	20.70	4	69.46	4	57.52	1	1.95	108	5,410.13
Palestinian	40	715.80	1	202.81	0	0.00	4	14.90	7	24.87	0	0.00	52	958.39
Indian	32	107.59	5	10.75	5	30.73	4	11.86	5	122.34	0	0.00	51	283.26
合計	1,183	15,225.09	220	4,509.75	139	2,850.90	139	2,981.16	180	3,368.57	18	6,656.85	1,879	35,592.32
その他合計	293	3663.12	60	1005.82	45	2351.32	47	1618.38	62	316.04	9	89.85	516	9044.53
総計	1,476	18888.20	280	5515.57	184	5202.23	186	4599.54	242	3684.61	27	6746.70	2,395	44636.85

注：2011年は途中までの数値である。

出所：Ministry of Investment, Sudan Government

表4-2 投資分野 2000-2010

Sector	Investment amount (in Billion SDG)	Percentage
Oil Industry Related	33.0	74.0%
Agriculture	0.62	1.4%
Industry	3.48	7.8%
Service	7.49	16.8%
Total	44.6	100.0%

出所：Ministry of Investment, Sudan Government

<sup>1</sup> 投資案件の内、石油資源、鉱物資源への投資については、其々を管轄する省が入札制度などにより直接、投資家と協議するため、連邦投資省の表には含まれていない。

## スーダン外国直接投資動向に見る特徴：

- ・ 10年間の投資国としては、件数、金額ともサウジアラビアが最も多く、次いでシリア、ヨルダン、エジプトなどの中東諸国である。サウジアラビアは、石油関連から農業、食品加工、サービスまでさまざまな分野で投資を行っている。
- ・ 石油資源、鉱物資源分野を含めた投資国としては、中国からの投資額は大きく、病院、教育関係からプラスチック、金属加工などの小規模工業まで幅広く投資が行われている（注：表4-1には地下資源探索や掘削等の投資案件は含まれていない）。
- ・ トルコは、件数ベースで3位となっている。特にトルコからの投資で目立つのはコンクリートブロックなど建材関係への小規模投資が多いことである。スーダン国内での日干しによるコンクリートブロック製造は、その多くがトルコ人の投資によるものである。
- ・ シリアやエジプトは、ここ5年間のみ見れば、サウジアラビアより投資件数が多く、近年では金融分野への投資も見られる。
- ・ 過去10年間での大型案件として石油関連以外では、精糖工場建設、スーダン航空の買収、セメント工場、病院建設、農業灌漑施設などがあげられる。
- ・ 通常70%程度の案件が、承認された年に事業をスタートすることはなく、スタート年次は1~2年程度ずれるのが一般的である（国内資本投資を含む）。
- ・ 投資省のデータでは、スーダンの投資案件の80%がハルツーム州に集中している（ハルツーム州IECの話では、国内資本投資を含め2011年は90%を占めているとのこと）。
- ・ 投資省のデータでは、63か国が2000年以降の10年間に投資を行ったことになっているが、日本からは0件である。2011年7月の日本たばこ産業（株）によるたばこ会社（Haggar Cigarette & Factory Ltd.）の買収（450百万米国ドル）が最近の投資案件である。
- ・ 世界銀行の推計によれば、2000~2009年においてスーダンでの外国直接投資は金額ベースで、アフリカで第2位（1位はナイジェリア）、アラブ諸国の中では第4位（1位はサウジアラビア）であった。
- ・ 日本からスーダンへの投資は、2011年のJTたばこによる企業買収以外で連邦投資省のデータに表れている案件はない。投資省の関係者に2000年以前の話聞いても、日本企業からの問い合わせを覚えている人はいなかった。これまでに確認できた日本企業の投資では国営企業とも言えるKenana Sugar Co., Ltdに日商岩井（現双日）が0.16%の出資を行っている。このほか、日本の自動車メーカーや精密機器、電機などの現地代理店は多いが、多くがドバイなどにある営業店によってコントロールされている。アジアからは中国やインドのみならず、最近では韓国からも大手メーカーが進出しており、その意味において日本は出遅れている。

## 【特記② 中国の対アフリカ投資動向】

日本経済新聞の記事によれば、「中国の対アフリカ投資総額は、2012年3月時点で約500億ドルに上り、進出企業は2,000社を超えた」と報告されている（2012/3/28日付、日本経済新聞電子版より）。中国のアフリカ投資は、スーダンを含め、南アフリカ、ナイジェリアなど豊富な地下資源を有する国への投資額がこれまで主流であったが、近年は、工業、商業、サービスの分野においても投資が進んでいる。工業分野での投資は、投資を行う前に中国からの製品輸出で市場開拓を行い、その延長線上で現地生産へと向かっている。このほか中国は、政府支援としても、インフラ整備や学校・病院建設などをアフリカ諸国で広く展開しており、その存在感は極めて高い。スーダンにおいても、これまで50億ドル以上の投資が中国から行われている。

## 4.1.2 ハルツーム州の投資動向

全国の投資の90%が集中するとされるハルツーム州投資促進委員評議会（Investment Encouragement Council : IEC）での2011年度投資承認件数は1,047件であった。そのうち99件が鉱工業分野、742件がサービス分野（ホテル、教育、建設なども入る）、206件が農業分野（農業・牧畜の混合、専業、家禽、漁業含む）である。さらにこの全体の内の139件が外資100%ないしはJ/V案件となっている（表4-3参照）。なお、上記、連邦投資省の統計数値よりハルツーム州の統計数値が多くなっているが、これは、連邦投資省は州をまたがる大型投資、及び外資による投資のみを扱っており、ハルツーム州は内資による投資中心であることによる。しかしながら、2011年に連邦投資省が解体となったことから、一時的措置ではあるが、外資の投資申請もIECを含む各州の投資促進機関が現在は取り扱っている。

表4-3 ハルツーム州 IEC 投資認可件数（2011）

	内資 (100%)	%	外資 (100%)	%	J/V	%
Agriculture	185	20.4	16	15.1	5	15.2
Industry	83	9.1	12	11.3	4	12.1
Service	640	70.5	78	73.6	24	72.7
Total	908	100.0	106	100.0	33	100.0

出所：IEC-Khartoum

ハルツーム州投資動向に見る特徴；

- ・ ハルツーム州 IEC は2010年に設立され、実際の稼働は2011年からの為、2011年のみの統計しかない。投資認可（件数ベース）の86%は内資によるもので、残りが外資である。
- ・ 内資、外資共に商業・サービス分野が70%を超え、投資分野としては最も多い。
- ・ 産業分野は外資を入れても10%程度に過ぎない。
- ・ 表からは明らかではないが、2011年の認可案件実施は現在の経済環境から遅れ気味となっている。
- ・ 外資は、トルコ、サウジアラビア、中国などである。
- ・ 外資は、現地で適切なJ/Vパートナーを見つけることが難しく、結果的に100%出資が多くなっている。

2012年に入ってから投資動向は、ハルツーム州 IEC に関して言えば、前年同様の申請数が続いている（連邦政府レベルでは投資省がないため現在申請を受け付けていない）。IECのOne stop serviceには毎月100件程度の新規来訪者があり、申請比率はその約20%程度と言うことである。本年4月のみ投資ライセンス認可件数は、18件であり、投資総額は36百万ドル、総雇用者数577人となっている。18件のうち4件は外資によるものである。実際に、ハルツーム州 IEC の One Stop Service の待合所では、常時来客者を目にすることが出来る。ただし IEC 担当者によれば、ライセンスを得ても投資を実施しないケースも増えているとのことであり、現在の景気動向が影響しているものと思われる。一方、紅海州のポートスーダンやカ

ッサラ州の投資促進機関では、調査時ほとんど投資相談に来る人を見ることは出来なかった。

ハルツーム州 IEC は、首都の投資促進機関として、本来連邦政府がやるべき国全体のプロモーションにも積極的に業務を展開しようとしている。今後の投資促進の方針として、1) 食糧の確保、2) 雇用創出、3) 輸出志向型産業、4) インフラストラクチャー整備に係る投資などをあげている。

## 4.2 投資促進政策と投資環境比較

### 4.2.1 投資促進政策と投資手順

スーダンにおける投資促進政策は、これまで連邦政府の投資省によって策定されてきた。これは投資最高評議会（Higher Council of Investment: HCI）が設立された2010年11月以降も変わりなく、投資省による政策内容を HCI が承認し、それを投資省が実施する形であった。しかしながら、投資省は既に解体されており、新たな投資促進機関が連邦政府レベルで設立される予定である。そのため具体的に投資促進政策を国レベルで策定する機関が現在は存在しない。また、投資促進法（Investment Encouragement Act）、および投資促進規則（Investment Encouragement Regulations）も同様に新たな内容が検討されているが、現時点では2007年改訂 Investment Encouragement Act が最新のものとして各州の投資促進機関では使われている。投資促進法はスーダン投資における法律であり、その規則を定めたものが投資促進規則である。それぞれ何度かの改訂を経て今日に至り、これらをベースに各州の投資促進活動がなされている。

#### 4.2.1.1 投資促進法（Investment Encouragement Act）

1999年に制定され、その後2度改定されている。現在の2007年改訂版の主要事項は以下のとおりである。

##### (1) 投資奨励分野

農業、牧畜、工業、エネルギー・鉱物、運輸、通信、観光・環境、倉庫、建設、インフラストラクチャー、コンサルティングサービス、情報、教育、健康、文化、そのほか HCI が指定する分野。

##### (2) ストラテジック・プロジェクト

投資促進規則で詳細化されているが、分野としては以下のとおり。

- 1) インフラストラクチャーに係る分野（道路、港湾、電力、ダム、通信、エネルギー、運輸、請負契約、教育、健康、観光、情報、水）
- 2) 地下資源、海底資源の採掘
- 3) 農業、牧畜、工業
- 4) 州をまたがる案件
- 5) そのほか HCI が指定する案件

## (3) 投資優遇策

- 1) ストラテジック・プロジェクトであるか否かに拘らず、法人税の減税措置と関税減税措置の適用
- 2) プロジェクト用地の斡旋、および償却上での恩典適用
- 3) その他州政府による恩典を受けることが出来る

## (4) 投資家への保証

- 1) 内国人、外国人による差別の禁止
- 2) 資産の没収、差し押さえなどの禁止
- 3) 利益の海外送金の自由
- 4) 原材料の輸入、及び製品の輸出手続きに関する便宜供与

## (5) 投資家の義務

- 1) 用地契約後 12 か月以内のプロジェクト開始
- 2) 投資奨励策を受けている期間の半期ごとの報告義務
- 3) 輸入機材等の適正な管理、会計報告

## (6) 連邦政府の役割

- 1) 各省の投資政策における優先分野の明記
- 2) 分野別投資マップの策定
- 3) プロジェクト F/S への承認
- 4) 認可プロジェクトのフォローアップ

## 4.2.1.2 投資促進規則 (Investment Encouragement Regulations)

投資促進規則 (Investment Encouragement Regulations) は、2003 年に改訂されたものが最新版である。投資促進法の内容をさらに解説するもので、その一部を以下に記す。

## (1) 連邦プロジェクト、州プロジェクト

連邦プロジェクトとは、州をまたがる投資、外国人による投資、外国人との J/V 投資、外国との特別な契約に基づく投資などを指し、これらは連邦投資省が担当する。一方、州プロジェクトは、連邦投資省が担当する以外の投資案件で、州内の投資を担当する。

## (2) 投資奨励分野

投資促進法第 9 条で指定された投資奨励分野 (注: 上記(1)) につき、詳細が記されている。例えば、産業 (Industry) 分野の場合は次のとおりである。

- 1) 最新の技術の活用、国内原材料の使用、輸入代替としての製品の提供などによる工業、鉱業。品目としては、鉄鋼、製紙、ガラス、セメント、建設資材、プラスチックなどで 3 百万スーダンディナール以上の資本金案件
- 2) トラクター、農業機械、病院、学校、運送、通信、情報サービスなどで活用される機材、設備、サービス案件

- 3) 肥料、薬剤、アスファルト、ゴム、などの化学製品製造案件
- 4) 農業、牧畜への付加価値を付ける設備、機械製造で資本金が3百万スーダンディナール以上の案件
- 5) 医療関連機器製造で資本金が3百万スーダンディナール以上の案件

注： スーダンでは、2007年1月10日に通貨がスーダンディナールからスーダンポンドへ変更され、1新ポンド=100ディナールで交換された。6か月間の経過期間ののち、流通停止し、2007年7月1日よりスーダンポンドが唯一の法定通貨となっている。しかしながら上記資本金規定額については、解釈がまちまちで3百万ポンドとする説と、そうでないとする説がある。

#### (1) 外資の構成

外資 (foreign capital) には、プロジェクトで必要とする機械、設備、原材料、補修部品、仮建屋、技術サービス、知的所有権のほか、送金外貨が含まれる。

#### (2) 手続き費用

投資家は各手順を追って所定の費用を納めなければならない。費用については本規則の中に明記されている。

### 4.2.1.3 投資手順

#### (1) 事業者の形態

投資の事業主は次の中から事業組織形態を選択することが出来る。

- 1) Individual ownership
- 2) Partnership
- 3) Company
- 4) A branch of a foreign company

#### (2) 事業登録手順

現在の事業登録手順は、**Strategic project** としてインセンティブを受けたい場合、各州の投資促進機関（ハルツームであれば IEC）に申請し、審査を経た上で **Business Name** をもらい、さらに **Investment Licence** を取得する必要がある。**Business Name** は投資申請案件（者）のタイトルとも言うべきもので、例えば、持ち株会社が、新たな事業として電気製品を製造する場合、〇〇電気株となり、その事業に **License**（番号）が与えられる。これによって用地取得や税免除などのインセンティブを受けることが可能となる。

#### (3) 用地取得のフロー（ハルツーム州での工業投資の場合）

- 1) **Investment License** 取得、登録後、製造業の場合は、ハルツーム州 IEC と用地の交渉に入る。
- 2) IEC は、製造業の業種により工業用地を州の工業団地 (**industrial zone**) の中から投資家に示し、具体的な交渉を行う。（新たに製造工場を設ける場合、州の工業団地に入ることになる。用地代が格安で、そのことが投資インセンティブのひとつとなっている、それ以外の場所への工場建設は基本的には許可されない）。

- 3) ハルツーム州での工業団地は、1960年代から開発が進められてきた。現在10か所ある工業団地の内、7か所は既に埋まっている（そのうちの1つは、Soba Areaであるが、ここは計画の30%までの用地使用で、残りは開発がストップしている。現在、新たな工業団地予定地は、El Salam、Sabaloga、El Gailyの3か所である。このうちEl Salamは皮革産業専用である。また、Sabalogaは、プラスチック、セメント、食品の3業種、フリーゾーンに隣接しているEl gailyは、それ以外の11業種となっている。このように業種によって場所が指定され、さらに工業団地の数が少ないことから、選択の余地は決して大きいとは言えない。投資家には、其々の指定工業団地の中で、空いている用地の中から3種類の場所（価格）が示される。Salalogaの場合は、SDG20/m<sup>2</sup>、15/m<sup>2</sup>、10/m<sup>2</sup>、El gailyの場合は、SDG25/m<sup>2</sup>、20/m<sup>2</sup>、15/m<sup>2</sup>となっている。
- 4) 用地の契約は、州政府と投資家（Business name）間で行われる。原則33～50年リースであるが、支払いは最初の1年間の内に分けて支払うことになる。また将来的にリースした土地を借り入れのための担保として金融機関に提供することも可能である。現在入居できる工業団地は、いずれも電力や水などはすべて投資家負担で設置することになる（電力は供給システムから工場までの接続、水は井戸掘りなど）。なお、工場廃水の共同設備はこれまでどの工業団地にも設置されていない。
- 5) 工業団地のデベロッパーとしての投資は可能であるが、開発のみで、それを小分けで投資家に販売するなどの業務は認められない。あくまで州政府が提供することになる。
- 6) 農業やサービス分野への投資については、州政府のLand Authorityと直接交渉することになる。農地は5SDG/フェダン（1フェダンは4,200m<sup>2</sup>）と格安である。

## 4.2.2 投資環境評価

本調査では、各産業セクターやインフラ整備状況、あるいは貿易・投資に係る法制度などを調査していることから、本報告書全体がスーダンの投資環境について述べていると見ることもできる。また、投資環境比較としていくつかの項目をエジプト、ケニアと比較し、一覧表として巻末に添付している。ここでは、その中で外国からの投資家にとって関心が高い項目を中心にスーダンの現在の投資環境を評価する。

### 4.2.2.1 インフラストラクチャー

#### (1) 道路

現在、国内輸送の90%以上は道路が占めている。スーダンの道路の総延長は推定32,425kmである。そのうち舗装された道路が7,210km（舗装率22.2%）であり、2000年から比べると約2.5倍延長されていることになる。しかし、面積に対する道路密度は東アフリカ諸国や低所得国の中でもいまだ低く、財源不足により既存の道路に対する適切な維持管理がなされていない。スーダンの貿易取扱いは、大半がポートスーダンの港によって行われているが、ポートスーダンへの主要都市からの道路が片道一車線であることも、今後の経済発展を考えた場合、課題と言える。

## (2) 電力

2011年時点の発電能力は2,532MWであり、年間の発電量は8,863GWhであった。2005年には発電能力が801MWのみであったことからすれば、6年間で発電能力が約3倍が増えたことになる。このうち、大きなシェアを占めるのが2009年に完成したスーダン最大の1,250MWの発電能力を持つMeroweダムである。Meroweダムの完成でハルツーム州を始め紅海州にまで電力の安定的な供給が可能となっている。今回、企業側にも聞き取り調査を行ったが、一様に電力供給については改善が見られるという意見であった。ただし、電気料金が周辺国に比較し割高であるという問題は依然として解消されていない。

## (3) 通信

スーダンの通信サービスは、2000年前半にはGSMのカバー率は人口の60%であったが、2011年には87%に拡大している。また、携帯電話の普及率は、2000年が人口の0.05%にすぎなかったのが2011年には62%と急激に増加している。インターネットは、時間帯によってつながりにくい問題があるものの、業務上活用する上で大きな問題はない。

## (4) 港湾

主要港であるポートスーダンはコンテナ設備も含め整備中であるが、現在の貨物量からすれば十分な余力がある(表4-4参照)。一方、チャドや中央アフリカ、エチオピア、エリトリアなどの荷物の輸送出口としてポートスーダンを位置づけさせる戦略はあるが、ポートスーダンに至るまでの体系だったシステムが存在していない。

表4-4 ポートスーダン港湾概要

	Berth 数	深さ	用途
North Port	14	8-10.7m	一般貨物
South Port	4	10.7-12.6m	コンテナターミナル
Green Port	4	14.6m	コンテナ、車
Elkhair Oil Port	1	14.5m	天然ガス、精製油
Othman Digna Port	8	7-9m	旅客、畜産、ガス、アスファルト
Oseif Port	1	12.3m	鉄鉱石、マンガン、石膏、塩

出所：Sea Port Corporation (Sudan)

総合的にスーダンの物流インフラにおける課題は、道路輸送規制(国境間の輸送規則(例えば、経路にチェックポイントが多い、他国のナンバープレートを付けたトラックがスムーズに移動できていないなど)、交通インフラ(道路の状態は良いが一車線通行のみ、鉄道はほとんど機能していない)に係る内容が大きい。また、世界銀行(2008)は、通関代行および輸送を行う総合的なロジスティックサービスの会社が育っていないことを課題として指摘している。

インフラ整備の現状については、本報告書第6章において現状をさらに分析している。

#### 4.2.2.2 制度・手続き・課税

##### (1) 制度・手続き

貿易制度について言えば、政府の政策や規則が頻繁に変わることが問題視されている。これは事業を行っている民間セクターからの指摘のみならず、管理する立場の行政機関からも指摘されている点である。例えば、輸入規制品目は400以上あるが、ほとんど条件付きのもので、場合によっては輸入をして初めてわかるという事例もある。制度変更に伴う公表システムも確立されていない。特に本年から始まった3か年緊急計画でも輸出入品目での規制があり、制度変更に係る情報体制は改善が必要と言える。

一方、投資制度について言えば、州政府の役割、権限がどこまでのものか、明確になっていないことが問題として指摘できる。あらゆる投資手続きのone window化を図っているとしながら、実際は、様々な窓口との交渉が必要との指摘もある。そのほか、連邦政府レベルでの活動が一時中断していることもあり、外国人投資家にとって、ほかの国では一般的である投資情報の提供が十分になされていない。また、投資相談やF/Sレポートの作成、あるいは投資申請手続き自体を代理人に任せるシステムとなっており、この点でも国内事情に疎い外国人投資家にとっては障害の1つとなっている。

##### (2) 課税、その他費用

課税や・課金の種類が多いこと、課金制度については判断根拠が不明瞭であることなどが、問題点である。今回の調査で面談した複数の食品関係企業では、1品目で、原料購入段階から市場に出るまでに16~18種類の税金や様々な費用が徴収されるとのことであった。国が徴収する法人税は税額が明らかであり、州政府が徴収する税金も無税あるいは減税措置がなされるケースがある。しかし市場、保管、道路や橋の通行、そのほか流通過程での費用徴収は、明確な根拠がないものもある。また、関税についてもその扱いにおいて判断基準が時によって違うとの指摘もあった。

このほかスーダンでは、生産コストが周辺国と比較し割高であることが指摘されている。その要因として、税金やその他費用と共に、電力料金、人件費なども影響していることが指摘できる。

なお、世界銀行の調査（Sudan Investment Climate Assessment, December 2009）によれば、スーダン投資環境に関する事業者の最大関心事が政治や経済の不安定性にある点が指摘されているが、本調査では、同問題につきマクロ経済分析で一部触れてはいるものの、詳細については分析をしていない。

##### (3) 環境関連規制

一般的に、工業関連の環境規制については、廃水、大気汚染、固体廃棄物、化学品処理、騒音などに関するものが規定されている。しかしスーダンでは、環境基本法としてMinistry of Environment & Physical Developmentが2001年に定めたEnvironment Protection Actがあるが、詳細は一切決められていない。詳細については、工場の登録・管理を直接担当する州政府（ないしは郡事務所）が取り決め、適用することになっており、それぞれの規則とその検査体制を整備しなければならない。しかし、工場が集中するハルツーム州においてさえ、廃水

規制と食品安全管理に関する規定以外は現在のところない。また、水は定期検査を行えるシステムを地方自治体が設けてはいるが、食品については内容をチェックできる機関が連邦政府（しかもハルツーム州にある食品検査機関の1か所のみ）にしかなく、実質的な規制管理ができる状況にはなく、食品工場任せの状況である。なお水に関しては、Environment Health Act 2009 が、食品に関しては、Food Control Act 1973 がその根拠法となっている。

但し、飲料水については製造会社の数が多く、かつ国民の健康に直接影響することから、州政府及び郡事務所において定期的な検査体制が取られている。しかしこれとて簡易キットによる水質検査であり、むしろ大規模飲料会社の方が検査設備は整っているところさえある。食品関係も製造品の化学的検査を行える公的機関の体制は不十分であるものの、肉屋やレストランなど食品を扱う店の検査も地方自治体が担当しており、こちらは定期的に食品検査官が訪問して既定の処理手順などをチェックしている。食品検査官はハルツーム州内（郡事務所を含む）だけで現在350名にのぼる。

これ以外に工業分野で廃水規制がある業種としては皮革産業がある。こちらは National Sewage Authority が検査するものとなっているが、企業側に対応を強く求めても無理との判断から、ほとんど規制管理はなされていない状況にある。なお、ハルツーム州では皮革産業のための工業用地整備の計画があり、将来的には集中して管理する狙いがある。また、大気や騒音などは規制そのものがまだできていない。

航業分野での環境規制は法整備はなされつつあるものの、それに対応した管理・モニタリング体制が不十分な状況にあると言える。

### 4.3 投資促進体制と人材

#### 4.3.1 投資促進体制

##### (1) 州レベルの投資促進機関

連邦政府における投資省（Ministry of Investment）は2011年11月時点で大統領令により解体されている。現在政府内部で、新たな投資関連行政に係る連邦政府レベルでの組織立上げが協議されており、新組織立上げまでは、投資担当の国务大臣は指名されているものの、省としての機能は停止状況にある（職員は1部新組織への転入を図るため残されているが、辞めている人も多い）。2010年の組織体制変更はUNIDO バーレン事務所（世銀/IMFも支援）のアドバイスを受けながら行われたが、今回の新組織の編成については、連邦政府の投資最高評議会（Higher Council of Investment、2010年設立）<sup>2</sup>が中心となって検討されている。今回調査で得た情報では、大統領直属のInvestment Agency とする方向で概ね検討がなされており、複数の関係者の情報によれば、当初は5月ごろを目途に国会審議を終える予定であったが、Heglig をめぐる南北間の紛争やその後の国連対応などで、早くとも本年7月以降にずれ込む見込みとのことである。

<sup>2</sup> 大統領令により、投資省は2011年11月をもって解散された。投資最高評議会は、経済関連分野の大臣と州知事などがメンバーとなっている。

連邦政府の（旧）投資省の役割は、現在、州内限定ではあるものの、各州政府に属する投資促進機関が担っている。調査団は、そのうちのハルツーム州、紅海州、カッサラ州の投資促進機関を訪問調査したが、概ね果たしている役割は（旧）投資省と同じ内容であった。各州の投資促進機関は、連邦政府（旧投資省）が策定した **Investment Encouragement Act** をほぼそのまま州の **Investment Encouragement Act** として置き換え、州内での投資家に対応している。ここでは、（旧）投資省の行政範囲と組織構成、および業務内容を参考までに列記し、スーダンの投資促進機関の業務概要を紹介する。

(2) （旧）投資省の業務範囲

- 1) 戦略、政策の策定、および投資の優先付け
- 2) 投資促進法の策定
- 3) 連邦、州の投資マップの策定
- 4) 投資環境、投資手続き等の改善
- 5) 投資促進システムの整備
- 6) 投資政策の遂行・評価
- 7) 国内・海外の投資家誘致
- 8) インフラストラクチャー整備に係る必要投資額の算定
- 9) 投資環境整備に係る内閣からの指示遂行

(3) （旧）投資省の組織

例えば、ハルツーム州 IEC も同様の組織編成としている。

- 1) General administration for projects and information
- 2) General administration for promotion and investor services
- 3) General administration for coordination and monitoring
- 4) General administration of financial and administrative affairs
  - 4)-a. Department of planning and states affairs administrations
  - 4)-b. External relations and Southern States administrations
  - 4)-c. Legal administration

(4) （旧）投資省の業務内容

- 1) **One Stop Shop system** による投資ライセンスの発給
- 2) 投資家へのスーダン投資情報の提供
- 3) 主たる対象者（機関）への投資促進資料の提供
- 4) 海外からの視察団、会議、ワークショップ、経済フォーラム等を通じた国際機関との連携強化、スーダンへの投資促進
- 5) 外国政府（機関）への投資情報提供などによる関係強化
- 6) スーダンへの投資促進を目的とした経済フォーラムやワークショップの企画開催

(5) **Unified Outlet System (One-Stop-Shop system)**

- 1) 土地局、関税局、税務署、商業登記、農務省など投資関連機関の窓口の一本化

- 2) 事業許可証の申請書受付、および技術・財務的事業実施可能性の調査
- 3) 暫定ライセンスの発給
- 4) 用地、減免措置、その他インセンティブの付与を記した書類受領と、その後 72 時間以内の正式ライセンスの発給
- 5) 工業用地での土地の割り当て、建設許可ライセンスの発給
- 6) リストに基づき投資プロジェクトで必要とするものに対する輸入許可書の発給

#### 4.3.2 投資促進に係る人材

現在、連邦政府レベルでの投資省は法的には実在していないことになっているが、旧投資省は、建物、職員とも残っている。しかしながら今回の調査では、組織としての構成や各担当、あるいは職員として求められる要件などは、具体的に聞き出すことが出来なかった。そのため現在、投資促進業務に実際携わっている州政府投資機関に属する職員の評価を行った。その中には、連邦政府の（旧）投資省から転籍した人たちも含まれるが、大半は、州政府の様々な部署から投資促進機関に転籍、ないしは出向の形で業務を務めている。

投資促進機関において、その相談窓口となる **One-stop-service** が果たす役割は極めて重要である。以下にハルツーム州 IEC の **One-stop-service (OSS)** の状況を述べる。

##### (1) ハルツーム州 IEC-OSS の陣容

**OSS** は、ハルツーム州 IEC が設立されたと同時に 4 名で業務を開始している。女性のヘッドは旧連邦投資省から移籍しており、そのほかは、ハルツーム州政府出身者である。その後、人員を増やし、現在はヘッド 1 名の下、受付担当 2 名、窓口担当 3 名、庶務 1 名の計 7 名からなる。受付担当者を含め全員が大学卒業者である。

##### (2) OSS の業務フローと対応

- 1) 入り口で受け付け番号表をとり、まず受付担当者に来訪目的を告げる。ここで初めての来訪者には **ID** カードが発行され、次回訪問からはこのカード番号が検索番号となる。受付担当者は、来訪目的に応じ、その内容を登録し、コンピューターで処理する。なお、この窓口に来る人は実際の投資家から依頼を受けた代理人がほとんどで、投資家自身が来るケースは少ない。従って、同じ人が何回も来て、かつ 1 回に複数の申請を行うケースもある。現在 **OSS** は、毎日 8 時から 16 時まで業務を行っており、来訪者は 1 日あたり平均 30 名、うち 3 分の 1 が初めての来訪者である。受付担当は、あらゆる質問に備えておく必要があり、かつ、来客者のニーズを即座に把握する能力が求められる。
- 2) 投資案件の申請に来た人は、「投資ライセンス申請書 (**Request for Investment License**)」の所定項目を記入し、申請書に添付が求められる 6 種類の書類と一緒に提出する。添付書類に不足がある場合は、出直しとなる。なおここでは提出書類の要件のみがチェックされ、中身の審査は次の段階となる。添付書類は次のものである。

- **Prefeasibility Study for the Project**

- Leagal Authorization for the Agent
- Application
- Notarized and Authenticated Company Papers (in case owner is a Company)
- Notarized Partnership Certificate (if owners are partners)
- Any other leagal documents as required by IEC

申請の処理は、窓口担当者となり、具体的な申請要件を理解し、説明する能力が求められる。一般的に代理人を介して申請が行われているようであるが、もっと外国人にも分かりやすい内容説明が必要と思われる。

- 3) 申請された投資案件の書類は、審査セクションに廻される。審査セクションは OSS と同じく 1 階にあるが、OSS とは別のセクションとなる。審査セクションは、分野別に職員が配置されている。現在、農業担当 1 名、工業担当 1 名、サービス担当 2 名、環境・土地担当 3 名となっており、各分野の技術的視点と環境面からの視点で内容が審査される。通常、提出書類に不備がなければ数日で審査がなされ、毎週 1 回（原則、火曜日）開かれる投資案件審査会で最終決定され、翌日、申請者に結果が連絡される。従って、通常は 1 週間から 10 日程度で結果がわかることになる。審査が通った案件には Business Name と Investment License が与えられる。なお費用は、申請代が工業は 652SDG、農業は 502SDG、サービスは 1,100SDG となっており、さらに Business Name に 274SDG、Investment License に 1,515SDG（いずれも共通）かかる。審査担当者は、それぞれの分野での専門性が求められる。
- 4) プレ F/S に記載すべき項目は、代理申請者は承知しており、彼らが代筆するケースが多い。しかし、実際の投資家ではないため、投資内容の詳細を分らず作成するケースもあるため、書類不備となり差し戻される。OSS は実際の投資家が申請に来ることを奨励しているが、実際は代理人に頼るケースがほとんどである。OSS として代理人の紹介などは一切行わない。

### (3) 職員訓練

職員のトレーニングは、当初より定期的に行っている。基本的には OJT のほかは、外部から講師を招き時間をとって行っている。Management Development Center は政府向けの職員研修を主に請け負っており、ハルツーム州 IEC では民間のアルセランドトレーニングセンターを使っている。職員研修はまだまだ不十分であり、パソコン技能の向上、コンタクトスキル、案件の分析評価能力、英語力などを強化する必要がある。

ハルツーム州 IEC は投資相談件数もほかの州よりは多く、また、連邦投資省で外資誘致に従事した職員もいるため、投資制度の理解やコンサルティングスキルと言う点では、一定のレベルにあると見られる。一方で、投資を呼び込むための方法や、外国機関との連携などについては、知識や経験が少ない。また、外国人投資家と接する機会が少なかったこともあり、言語を含むコミュニケーションスキルが不足している。

### 4.3.3 投資促進策に見る特徴

現在、投資促進は、スーダン政府が最優先する政策の1つである。そのために政府として組織の見直しを図り、さらに新投資法を制定する作業を行っている。現在のスーダンの投資促進政策は極めてシンプルと言える。言葉を変えれば、「あらゆる人がどの分野にでも100%自分の資本で投資が可能」ということになる。その自由度は添付資料として付けたスーダン、エジプト、ケニアの3か国投資環境比較からも明らかである。

投資優遇策として、Stratrgic project に対し輸入関税と法人税 (Corporate Business tax) が主要なものとしてあるが、実際は、大半の投資案件で輸入関税が3%、法人税が鉱工業10%、サービス15%、農業0%と優遇されている。国による Corporate Business Tax のほか、州、郡レベルでの課税もあり、これの減税適用は各州によって異なる。Stratrgic project についての明確な定義は、判断に柔軟性を持たせるためにあえて具体的な規定がない。この点からも自由度が伺える（但し投資額としては、1,000万米ドル以上が Stratrgic project の目安と書かれているが、一方で投資評議会の判断によってもなされている。これらのことが曖昧さを残しているとも言える）。また外国人による100%資本所有や投資分野についても、ほとんど制約はなく、自由に投資できる。

工場用地も各州の投資促進機関から指定はされるものの、その価格の安さや所有権の問題を考えると投資優遇策の1つとなっている。例えばハルツームの場合、工場用地は、1m<sup>2</sup>あたりSDG65（約1,950円）と一般地域の土地代と比べて格安である（ハルツームの商業地はSDG2,000/m<sup>2</sup>する）。ただし、土地は基本的には外国人が所有できず長期リースが基本となる

現在、スーダンにおいて投資家（特に外国人投資家）が抱えるであろう問題点としては、先に投資環境評価の項で上げた問題を含め、次のような点が上げられる。

#### (1) インフラの未整備

従来開発されてきた工業用地は、道路、電力、用水などの整備がなされているが、これから入居する工業用地については、ほとんどのところがこれらの整備がなされておらず、メイン道路から工場までの枝線、電力の接続、用水の井戸水などによる確保など、投資家負担で求められるケースが一般的である。国内の投資家においては、旧工業用地の中で、操業されていない箇所や、事業が取りやめになった箇所などを見つけ出し、土地所有者（リース権者）と直接交渉して取得する方法もある。しかしながら外国人投資家には現地事情が十分分からないこともあり、州の投資促進機関が紹介するとおりに用地を確保するしかない。結局これらのことが重なり、初期投資が高くつくことになる。

#### (2) JV 相手の不在

スーダンではこれまで機械や金属、あるいは組み立てなどの工業分野は、あまり発展していない。そのためこの分野で進出を検討する外国人投資家にとっては、JV 相手となるパートナーを見つけることが容易ではない。また、この分野が発展していないために裾野産業、あるいは中小企業も育っていない。さらにその背景として、長期的視点で事業を考える産業資

本家としての考えを持つ人が少ない点が上げられる。この点は、初めてスーダン進出を検討する外国人投資家にとっては、大きな懸念事項となる。

### (3) 税金や課徴金の多さ、不透明さ

スーダン国内で事業を行う上で、様々な税金や課徴金、サービス費用などの多さ、複雑さは地元企業にとっても問題のひとつとされている。今回聞き取り調査を行った食品加工企業では、全部で16~18種類の費用が何らかの名目で徴収されていた。スーダントレードポイントがガムアラビックの場合で分析した税金や課徴金は16種類となっている。中には、徴収の明確な根拠や金額が不明なものもあり、徴収段階において初めてわかるというケースもある。この税金や課金の多さ、不透明さは、国内外を問わず投資家にとっては問題であり、コストアップ要因とも言える。

### (4) スーダンポンドの価値下落と外貨交換に伴う問題

この問題は、2012年に入ってより深刻となっている。これまでは1997年に始まった米国の経済制裁の影響により、特に民間企業において米国系の金融機関を通じた外貨送金やL/Cの発行などが困難であった。さらにこれに加え、スーダン自体の外貨不足から、外貨に対する規制が一段と厳しくなり、投資利益の送金もままならない状況になってきている。一方でスーダンポンドは価値下落が続いており、外国人投資家にとっては、投資判断が極めて難しい状況になってきている。

### (5) 投資促進関係者の国際化

連邦政府レベルにおける投資促進体制がどのような形で形成され、連邦政府と地方政府が投資促進の役割をどのような形で分担するのか明らかとなっていない。スーダンの外資誘致においては、この体制づくりがまずは急がれるが、それと同時に職員の国際化も必要とされている。これは貿易促進においても言える点である。海外に出かける機会が少ないこともあるが、英語力の向上と共に、もっと海外との交流を促進し、多くの情報や知識を導入して、スーダン政府としての貿易・投資促進の進め方を構築する必要がある。



## 第5章 産業セクター別概況

---



## 第5章 産業セクター別概況

はじめに

本章では、スーダンの産業セクターに関する現況分析について述べる。本調査で取り上げたのは、農業、鉱業、工業、金融の4セクターである。このほか、観光セクターについては現況のみ報告している。さらにハルツーム州内の輸出志向企業を対象とした聞き取り調査結果（約70社）についても民間セクター動向として本章で報告している。

### 5.1 農業セクター

#### 5.1.1 農業セクターの現状と課題

スーダンの農業セクターについては、2012年3月に「スーダン国農業セクター基礎情報収集・確認調査」がJICA報告書として策定されている<sup>1</sup>。同調査は、スーダンの農業・畜産に関わる情報・データを収集し、整理・分析をすることによってスーダン農業・畜産セクターの全体像を把握し、今後の開発課題を抽出したものである。本調査は、2012年3月下旬より開始しているが、ほぼ同時期に収集された農業セクターの基礎情報として、本調査でも同調査報告書を活用することとした。従って本調査での農業セクター調査は、主に農業・畜産、および農産加工・畜産加工品の輸出振興の観点と、外国投資家を対象とした農業セクターへの投資促進の観点から情報を収集している。

スーダンにおける農業セクターは食糧の安定供給の面からも国の重要開発課題として取り組まれている。国内の可耕地は国土面積の3分の1とされているが、このうち定期的に耕作されているのは15%程度と見られる。農業形態は、灌漑農業（面積割合4.5%）、機械化天水農業（同35.0%）、伝統的天水農業（同60.5%）の3つの営農セクターに分類され、灌漑化、機械化が遅れている。これまで、国の施策として幾度となく農業開発計画が策定されているが、量的目標に対する達成度は十分ではなく、農業生産は全般的に長期にわたり停滞している。まず、農業セクターにおける現状と課題を概観する。

##### 5.1.1.1 主要8農産品と家畜（牧畜）の生産の現状

3か年緊急プログラムの中で、農業セクターに関しては、8産品（ソルガム、ミレット、小麦、綿花、落花生、ゴマ、ひまわり、家禽）につき具体的な生産目標値を設定し、その生産性向上を促している。これらは現在のスーダン農業における主要農産品と言える。表5.1-1は2006年以降のこれら農産品の生産状況である（注：ひまわりと家禽はデータ収集

<sup>1</sup> 同調査は、南スーダン分離後の2011年12月より2012年2月まで、JICAから委託されたコンサルタントが実施し、2012年3月に報告書が提出されている。

できず表から除外している)。生産動向をみると、まず主要農産品の単収、及び生産量の毎年の変動が大きいことがあげられる。自然条件のほかにも、国際価格に左右されやすい産品であることから作付面積にも影響を与え、そのことが結果的に生産量にも表れている。このことが食料の安定供給の面から常に問題となり、同時に加工品のための原料として見た場合、安定供給がなされないという問題を抱えている。灌漑栽培であるが小麦、綿花で著しい変化がみられる。一方、ゴマについては、機械化天水農業地や伝統的天水農業地での栽培であり、その年の降雨条件に生産量が左右されるが、それほど大きな変動の幅はなく推移している。

表 5.1-1 主要 8 農産品の収量・生産量（2006/07-2010/11）

	2006/07		2007/08		2008/09		2009/10		2010/11	
	収量 (kg/fed)	生産量 (1,000ton)								
Sorghum	315	4,098	203	2,430	217	2,814	172	1,980	267	4,605
Millet	134	698	119	633	109	577	95	433	111	667
Wheat	990	669	817	585	641	641	753	403	768	433
Cotton	560	244	461	107	543	169	528	49	710	71
Groundnut	370	523	315	716	415	942	200	549	289	1,103
Sesame	63	282	99	350	107	318	82	248	103	363

出所：Time Series of Area, production and Yield Date MoAI. Sudan in Figures 2006-2010, CBS

次にこれら主要産品の3か年緊急プログラムにおける計画値を表 5.1-2 に示す。

表 5.1-2 3か年緊急プログラムでの品目別生産計画値（農産品）

単位：1,000 トン

	Commodity	2012	2013	2014
Production	Sorghum	4,605	5,500	6,000
	Mille	667	750	800
	Poultry	667	750	800
	Wheat	433	800	1,000
	Cotton	295	325	348
	Groundnut	720	810	900
Export	Sesame	162	164	200
	Sunflower	320	360	400

出所：3か年緊急プログラム

#### (1) 主要穀類

ソルガム、ミレット、小麦はスーダンの主要穀類である。従来はソルガム、ミレットが主であったが、経済的に豊かになり始めたこともあり、小麦の需要の伸びが著しい。そのため現在の50万トン弱の年間生産量を100万トンにまで引き上げることを目標としている。

る。しかしながら、2009年には161万トン、2010年には262万トンの小麦・小麦粉を輸入しており、現在の生産計画ではとても国内需要を賄いきれるものではない。小麦の作付けを増やすには灌漑設備など大規模投資を必要としており、この点での資金調達が課題となっている。一方、ソルガムは天水農業に適した作物とされ、収量も多いが、国内需要は伸び悩んでおり、南スーダン（現在は輸出停止状況）やエリトリア、湾岸諸国への出荷で販路を確保している状況である。

#### (2) 綿花

綿花は、1980年代までスーダンの輸出製品の主力となっていた。イギリスからの技術移転や Gezira Irrigation Scheme により、その生産量を増やしていった。しかし国際価格（人口繊維の普及による）による影響から輸出が減少し、さらに近年では小麦などへの栽培作物転換もあり、生産量は年々減少している。3か年計画では現在の10万トンレベルから一挙に35万トンレベルへの増産を目指しているが、生産量は作付面積との関係が大きく、ほかの農作物との調整が綿花生産のカギとなっている。なお今回の調査で、中国の紡績会社がスーダンへ投資し、併せて綿花栽培へも進出を計画しているとの情報を得た。

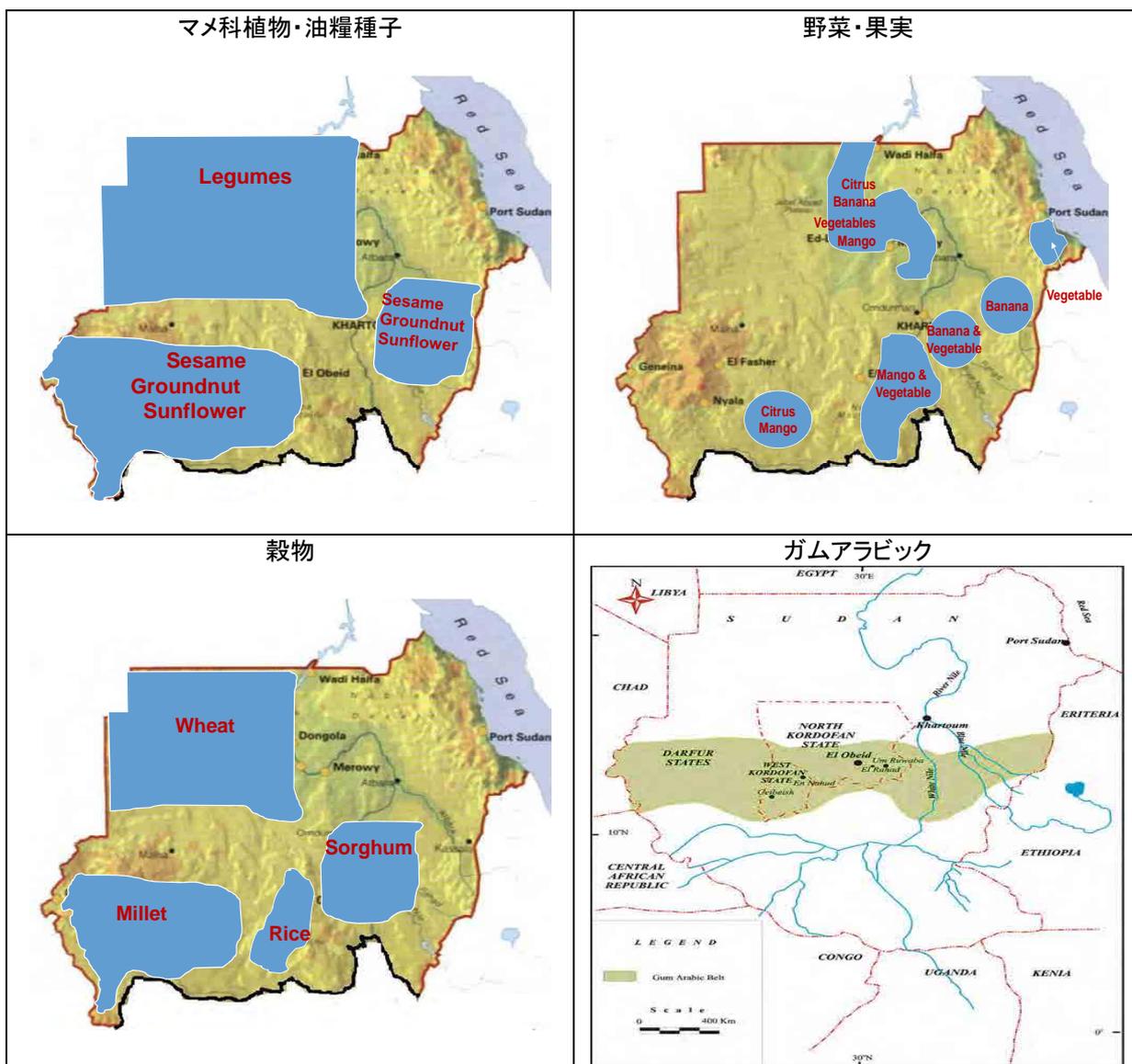
#### (3) 落花生

落花生は天水地での生産が90%以上を占めている。このため毎年降雨の影響を受け、収量が左右される。また落花生が生産される地域はゴマをはじめとする様々な農産物が収穫できることから農民自体もより換金性の高いものへと移る傾向がある（近年は金採掘にも人が移動している）。落花生はEU向け輸出で毒性のアフラトキシンが検出されて以降、輸出がほとんどなくなり、国内での食用油原料にまわされている。今回の調査では、生産改良による品質の向上と食用油での抽出能力を改善することにより落花生の需要は、まだまだ大きいことが確認された。

#### (4) ゴマ

ゴマはスーダンの主要輸出農産品となっている。食用ゴマとしての白ごまについては国際的な評価を得ており、スーダン東部が主要産地であるが、隣国エチオピアの西部も同種のゴマの産地であり、国際市場でのエチオピアとの競争が激化している。スーダンからの輸出先は中国、サウジアラビアなどである。中国自体、スーダン以上の生産を行っているが国内需要に追いつかず、食用、搾油用ゴマを含め、今後の需要拡大が見込まれる。ほかの農産品同様、毎年の収量に安定性を欠き、かつゴマについてはドリフト汚染への対応が必要であるが、搾油技術の向上も含めスーダンゴマの将来性は高い。

スーダン国内の主要な農産物の栽培地域は図5.1-1のとおりとなっている。



出所：連邦農業省、Gum Arabic Board (Sudan)

図 5.1-1 スーダン国内の主要な農産物の栽培地域

(5) 家畜（牧畜）の生産

スーダンにおける 2010 年の家畜頭数は、表 5.1-3 に示すとおり、ヒツジ 5,200 万頭、ヤギ 4,344 万頭、ラクダ 464 万頭、牛 4,172 万頭となっており、アフリカ諸国の中では隣国のエチオピアを抜いて第 1 の飼養数を誇る畜産国である。

表 5.1-3 家畜飼養数（2010年）

	スーダン	【参考】エチオピア
Sheep(頭)	52,014,100	25,979,900
Goats(頭)	43,441,000	21,960,700
Camels(頭)	4,645,330	807,581
Cattle(頭)	41,726,700	50,884,000
Chickens(千羽)	43,000	38,000
Horses(頭)	26,200	1,995,310

出所：Live Animals, FAOSTAT (<http://faostat.fao.org/>) より調査団作成

GDP での農業セクターにおける畜産業の占める割合は 16.9% であり、2010 年の畜産物輸出は総輸出額の 4.0% を占め、外貨を獲得する上での重要な役割を担っている産業である。畜産物輸出の中で重要な品目となっているのがヒツジであり、畜産品輸出総額の 59% を占めている。生体と食肉の輸出となり、主要輸出国は中東・湾岸諸国及びアフリカ諸国である。

家畜の飼養形態は、広大な自然の土地を利用した通年粗放牧形式が主体となっている。

近年、家畜頭数の増加に伴い、飼料不足が懸念されている。これは気候変動の影響による降雨量の減少や、降雨期間の資源と作物残渣量の減少が引き起こされていることに要因がある<sup>2</sup>。カッサラ州では、飼料不足への対策として、オニオンの収穫後にグリーンフォダーを植え付け、家畜飼養農家に供給する試みをしているほか、バガス、スーダングラス（雑草）が飼料として供給されている。今後食肉の輸出を増やす考えがあるが、これまでの放牧形式では肉質が固くなってしまいがちであり、また冷凍輸送などの連携も必要となってくる。これらの課題をどのように克服していくかが課題と言える。

養鶏は、近年、都市近郊にてブロイラーや産卵鶏が飼養されており、飼養羽数は増加傾向である。一方、カッサラ州では、養鶏は病気予防が大変なこともあり、地元市場向けのみであり、輸出はしていない。輸出をおこなっていない理由として、湾岸諸国各国も養鶏を飼養しており、こちらの方が品質的にも高いレベルであり、今の品質レベルでは輸出できないと認識している。

表 5.1-4 に家畜関連の 3 か年緊急プログラムにおける輸出目標数値を示す。

<sup>2</sup> 「スーダン国」農業セクター基礎情報収集・確認調査」（2012年3月）

表 5.1-4 3 か年緊急プログラムでの品目別輸出計画値（家畜）

Liveanimal						
Sheep	3,025,000	head	3,327,000	head	3,660,250	head
Goats	181,500	head	199,650	head	219,615	head
Cattle	77,000	head	84,700	head	93,170	head
Camels	264,000	head	290,400	head	319,440	head
livestock meat						
Mutton	40,000	ton	44,000	ton	48,400	ton
Goats	2,400	ton	2,640	ton	2,904	ton
Bovine	75,500	ton	82,500	ton	90,700	ton
Camels	400	ton	440	ton	484	ton

出所：3 か年緊急プログラム

なお、「3 か年緊急プログラム」では、量的目的を達成するために、輸出促進の面から、農産物輸入国の消費者ニーズ調査、オーガニック農産物であることのアピール、及び国際市場への農畜産物輸出増加のための戦略的实施をあげている。一方、畜産に関しては、生体よりも食肉の輸出に焦点をあてる、輸送・冷蔵・貯蔵システムを拡張する、生体輸出用の施設整備、輸出に関する入手可能な情報と研究の実施、および輸出に必要な国際的な規格・基準の遵守をあげている。

#### 5.1.1.2 農産品・畜産品の輸出の現状

スーダンの農畜産物は、輸出指向型農業としてそのポテンシャルは高く、農産品では、ゴマ、綿花、ガムアラビック、ハイビスカス（カルカデ）、さらに家畜などの動物資源が既に中東・湾岸諸国、近隣諸国を中心に輸出されている。スーダンにおける主要輸出農産品（2009～2010年）をスーダン中央銀行（CBoS: Central Bank of Sudan）の統計データをもとに表 5.1-5 に示す。

表 5.1-5 輸出農産物統計（2009～2010年）

Commodity	2009年(1～12月)*		2010年(1～12月)**	
	量(トン)	FOB 価格(百万 US\$)	量(トン)	FOB 価格(百万 US\$)
ゴマ	137,659	143.3	224,137	167.3
綿花	35,062	42.1	34,095	40.4
ガムアラビック	237,009	33.1	18,202	23.8
ハイビスカス(カルカデ)	8,024	9.2	11,838	7.0
スイカ種子	21,822	6.6	12,071	2.6
油粕飼料	-	0	10,000	2.3
野菜・果実	3,263	1.5	7,355	2.2
センナ莢	3,877	2.0	1,361	1.4
落花生	-	-	227	0.2

Commodity	2009年(1～12月)*		2010年(1～12月)**	
	量(トン)	FOB 価格(百万 US\$)	量(トン)	FOB 価格(百万 US\$)
ソルガム	3,240	0	432	0.2
ヒヨマリ種子	5,643	2.1	750	0.2

\* Amended figures

\*\* Preliminary figures

注) 上記表におけるガムアラビックでは、2009年の輸出量は約237千トン、2010年は約18千トンと急激に低下しているが、輸出価格の減額は約9百万US\$の落ち込みであり、2010年の輸出品の多くが最高品質である Hashab が多数であったのか、輸出量の相違なのかは定かではない。

出所 50<sup>th</sup> ANNUAL REPORT 2010, Central Bank of Sudan

主要輸出農産物は、ゴマ、綿花、ガムアラビックであるが、いずれの産品も国際商品市場の動向に左右されやすい傾向を持ち合わせている。ゴマとガムアラビックは世界的にみても輸出量・金額ともに上位に位置しており、製品提供において国際的な影響力を有していると言える（生産量はガムアラビックが世界第1位、ゴマが第4位である）。

また、2009年の主な農産物別輸出先は表5.1-6のとおりとなっている。

表 5.1-6 農産物別輸出先（2009年）

Commodity	Share in Export	Main Exporting Countries
ゴマ	10～25%	中国・エジプト
	1～10%	サウジアラビア・ヨルダン・シリア
	0～1%	トルコ・パキスタン・ドイツ・カナダ・日本
綿花	25～100%	エジプト
	1～10%	バングラデシュ・パキスタン・中国・インド
	0～1%	モロッコ・オーストラリア・イタリア
生鮮・乾燥野菜	25～100%	エジプト
	1～10%	サウジアラビア
	0～1%	トルコ・シリア・ヨルダン・ケニア
オイルシード	25～100%	エジプト・イエメン
	10～25%	サウジアラビア
	1～10%	ヨルダン・シリア

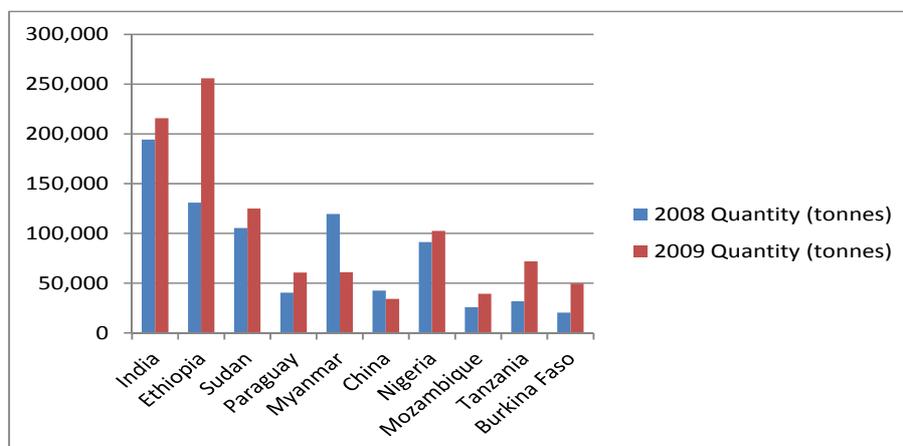
出所：FAOSTAT (<http://faostat.fao.org/>) より調査団作成

## (1) 農産品輸出

## 1) ゴマ

スーダンにて、ゴマは農産物の中で最も高い輸出量と輸出金額である。現在、白ゴマと赤ゴマが栽培されているが、白ゴマは国際競争力を有していることから、産地の輸出業者により原料として輸出されている。一方、赤ゴマは、ゴマ油にした際に、香りの面で国際的な評価が低いために、国内で消費されている。

全世界的な国別の 2008～2009 年の国別輸出量は図 5.1-2 のとおりである。



出所：FAOSTAT (<http://faostat.fao.org/>) より調査団作成

図 5.1-2 ゴマの国別輸出量（2008～2009 年）

ゴマの輸出では、エチオピアを筆頭に、スーダン、ナイジェリア、モザンビーク、タンザニア、ブルキナファソ等のアフリカ諸国が供給国として大きな役割を果たしている。近年、エチオピアの輸出量が急激に伸びている。これは近年エチオピア政府が国を挙げてアラビア・コーヒーとゴマを輸出 2 大産品として力を入れている成果の表れと思われる。スーダンとしては、産地が近いことから同種のゴマが同時期に出荷されており、エチオピアのマーケティングや品質管理の手法には学ぶべき点がある。

## 2) 綿花

綿花の実質国際価格は長期低迷をしており、その要因として、生産過剰（構造的な供給過剰）と先進国による輸出ダンピング（補助金と世界綿花貿易の寡占的支配構造）<sup>3</sup>が指摘されている。2007 年から 2010 年にかけての世界の消費量は生産量を上回り、在庫量も減少している。これは中国やインド等の新興国における需要の急増と主要生産地であるパキスタン等の綿花収穫量が天候不良等により低下し、需給のバランスが逆転したためと考えられる。スーダンにおいても、2009/2010 及び 2010/2011 の生産量は各々、49,000 トン、71,000 トンであり、2008/2009 年の生産量 169,000 トンと比べても、3 分の 1 あるいは半減という状況であった。

スーダンで採取される綿花の 50%は Sudan Barakat の超長・長繊維（28.6～38.1mm）でエジプトのギザタイプである。他には中繊維が 40%程度、採取されている。

最大の輸出仕向け地は、エジプトであり、次いでバングラディシュ、パキスタンとなっている。輸出量は、エジプト向けで全体の 25%を占め、長繊維主体であるため価格は

<sup>3</sup> 吾郷健二「1 次産品問題としての綿花問題再登場の意味」。

高めで取引されている。日本でもスーダン綿は使用されているが、エジプト綿よりもやや劣る長繊維綿であり、スーダン綿単独で使われることはなく、他の綿と混綿して糸になっている。

スーダンにおける 2000/2001 年～2010/2011 年の綿花生産量を表 5.1-7 に示す。

表 5.1-7 綿花生産量 (2000/2001 年～2010/2011 年)

(In bales of 400 Lbs)

Season	E.L.S	M.S		S.S.+Others	Total
	Barakat	Acala	Nour	Nuba+Acraïn	
2000/2001	97,292	296,695	-	1,636	395,623
2001/2002	139,231	238,472	-	379	378,082
2002/2003	250,234	187,900	-	10,339	448,473
2003/2004	221,593	138,186	-	779	360,558
2004/2005	232,500	126,848	89,681	-	449,029
2005/2006	198,211	16,513	179,119	-	393,843
2006/2007	163,260	156,794	1,183	-	321,237
2007/2008	78,257	46,877	-	-	125,134
2008/2009	47,260	114,971	-	-	162,231
2009/2010*	11,000	49,065	-	-	60,065
2010/2011**	36,000	110,000	-	-	146,000

\* Estimate、\*\* Forecast

出所：Sudan Cotton Company Limited

### 3) ガムアラビック

スーダンはガムアラビックの世界第 1 位の輸出国であり、次いでチャド、ナイジェリアとアフリカ勢が続いているが、これはガムアラビックが採取できるアカシアの木の植生帯（ガムアラビックベルト）がスーダン南部地域、チャド、ナイジェリアにまでおよんでいるからである。

スーダンにおける 2000～2006 年の世界的なシェアは表 5.1-8 のとおりである。

表 5.1-8 ガムアラビック国・地域別輸出量統計 (2000～2006 年)

Year	Sudan	Chad	Nigeria	Africa/ others	Sub-total/ Africa	Asia	Total (tons)	Sudan Share (%)
2000	21,916	11,682	8,239	4,009	45,846	2,251	48,097	46%
2001	26,105	12,881	8,747	2,137	49,870	471	50,341	52%
2002	34,162	10,664	6,556	2,724	54,106	258	54,364	63%
2003	13,217	9,672	50	3,097	26,036	835	26,871	49%
2004	27,444	12,044	15,407	2,393	57,288	762	58,050	47%
2005	33,078	14,186	19,313	3,930	70,507	1,879	72,386	46%
2006	23,149	17,812	21,231	3,474	65,666	709	66,375	35%

出所：ITC(Trade Map) based on COMTRADE statistical date

スーダンのガムアラビックは大別して2種類のアカシアの木の品種である30種類の木<sup>4</sup>から採取されている。南部地域に広がるガムアラビックベルト地帯の森林約10%がガムアラビックの採取木であり、実際はさらにその15%が売れるガムアラビックを採取することが可能である。

主要生産地は、コルドファン地方が全生産量の約半分にあたる49%、カッサラ地方で約24%、ダルフル地方で約23%、白ナイル・青ナイルの両地域で約3%となっている。

ガムアラビックにおける、採取（農家）から輸出に至る流通経路は図5.1-3のとおりである。



出所：JICA 調査団

図 5.1-3 ガムアラビックの流通経路

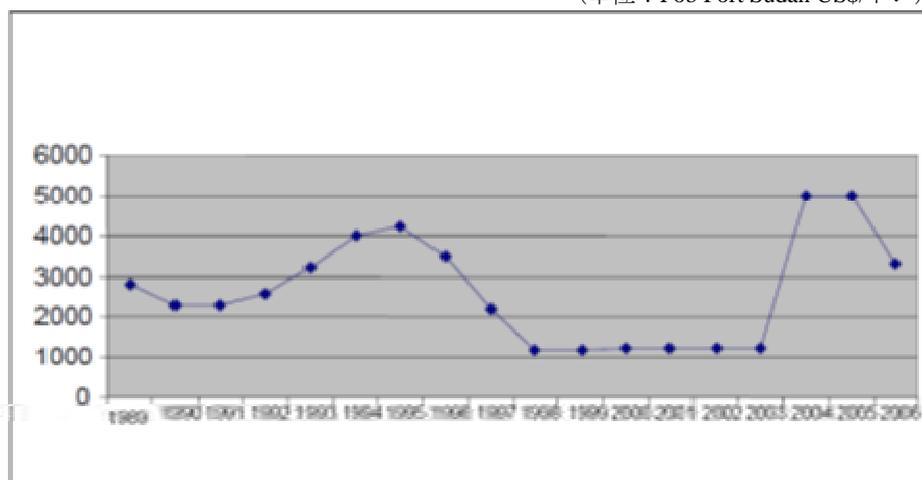
スーダン国内における原料輸出は、1969年に設立された国営の Gum Arabic Company (GAC) の1社独占状態が長年続いていたが、2009年に国の経済自由化政策により、輸出独占権が終結され、現在は、登録制となり、業界のまとめ役である、Gum Arabic Board (Sudan)<sup>5</sup>への登録輸出業者は65社（昨年実績は61社）となっている。但しこの内の10社がスーダンからの総輸出量の90%を取り扱っている。

スーダンからの1989年から2006年のポーツスーダン FOB 輸出価格は、図5.1-4のとおりであり、1998年からの6年間は1,000US\$/トンと価格低迷の時期もあったが、2004年、2005年と5,000US\$/トンと高止まり、2006年からは3,000US\$/トンに下落し、2009年GACの輸出独占権終結の年にはさらに2,000US\$/トンまで低下した。しかし、現在は、3,000～3,500US\$/トンで推移している。なお、ガムアラビックの輸出仕向け先として米国はフランスに次ぎ第2位となっており、これに英国、ドイツを含めた欧米諸国が全体の60%を輸入する構図が1990年以降続いている。先のGACは国営企業ではあるものの米国の経済制裁対象から除外されていた。日本は輸入国として、毎年7～8位にある。

<sup>4</sup> 木は特定の個人や法人の所有物ではなく国有林であり、新たな植樹は農業省がおこなっている。

<sup>5</sup> 国家的見地からガムアラビックの販売促進、生産者の育成支援などを目的とした機関で2007年に設立が検討され、2009年に15の省庁トップがメンバーとなる委員会を立ち上げた。

(単位：Fob Port Sudan US\$/トン)



出所：POLICY NOTE\_Export Marketing of Gum Arabic from Sudan (March 2007)

図 5.1-4 ガムアラビック輸出価格の推移

GAC の輸出独占状態下の 3 年前まで、スーダンの世界市場におけるシェアは低下傾向にあり、その理由<sup>6</sup>として、GAC が設定した不十分な国内価格（農家に対する低価格による生産中断）と輸出価格（輸出価格と供給量の激しい変動、合成代替物への移行）があげられている。

#### 4) 野菜・果実

輸出されている野菜は、主にオクラ、グリーンビーンズ（ハルツーム州）、タマネギ（カッサラ州・ゲジラ州）であり、果実は、主にガーリアメロン（ハルツーム州）、グレープフルーツ、ライム、マンゴー、バナナ（カッサラ州・ゲジラ州）である。野菜・果実ともに輸出仕向け先は、中東・湾岸諸国であり、一部、カッサラ州では、タマネギをエチオピアへ輸出しているが、いずれも輸出量は少量にとどまっている。

中東・湾岸諸国向け市場における競合国は、タマネギではイエメン、インド、パキスタン、イラン、バナナでは、エリトリア、ジブチなど緯度の近いアフリカ諸国である。

野菜・果実の輸出振興として、連邦農業省園芸局、カッサラ州、ゲジラ州、ノーザン州の取り組み事例は以下のとおりである。

連邦農業省園芸局は、2007 年にハルツーム近郊に約 170 フェダ（1 フェダは 4,200m<sup>2</sup>）のモデルファームにて、25 の農家を集めて（現在は約 50 農家）、オクラ、グリーンビーンズ、ガーリアメロンの栽培を開始した。主に冬季栽培（10 月～4 月）にて、収穫物は中東・湾岸諸国に輸出している。

<sup>6</sup> 日本貿易振興会（JETRO）アジア経済研究所\_アフリカ成長企業ファイル  
[http://www.ide.go.jp/Japanese/Data/Africa\\_file/Company/sudan06.html](http://www.ide.go.jp/Japanese/Data/Africa_file/Company/sudan06.html) を参考とした。

カッサラ州では、組合員数約 20,000 名の園芸生産者組合があり、農家が価格をコントロールするための一環として、バナナの販売・輸出会社（Junain）を 3 年前に設立して活動を実施している。この組合では、土地を購入してカッサラ、ゲダレフ、ポートスーダンに冷蔵設備を設置し、収穫物の傷みや損失の回避に努めている。カッサラ州政府では、農産物輸出振興の支援策として、カッサラ空港周辺での Export Village（野菜・果物の集荷場、40,000m<sup>2</sup>の用地にて）の建設を予定している。

ゲジラ州では、園芸野菜（冬季栽培野菜）として、グリーンハウスにて、グリーンピーンズ、オクラ、ピーマン、プチトマトの栽培に取り組んでおり、端境期の出荷、輸出を目指している。

ノーザン州では、スーダン人投資家が 5,000 ファダンの農地にて、トマト、グレープの栽培をおこない、輸出を目指している。

#### 5) ハイビスカス（カルカデ）

通常、収穫後、天日干し、手による選果（HPS : Hand Picked Selected）を経て、ティーバッグ用は刻み加工、包装を経て出荷となり、主に、ポートスーダンから輸出されている。輸出先は、主に欧州（ドイツ、オランダ、ポーランド）である。ハルツームにある加工・輸出業者はオーガニックで栽培された証明であるオーガニック認証をフランスの認証機関より取得し、加工品に対する他社との差別化を図っている。この業者は、ハイビスカス（カルカデ）の他にも、ゴマ、ガムアラビック、センナ葉でオーガニック認証を取得している。

#### (2) 畜産品輸出

輸出畜産物に関してもスーダン中央銀行（CBoS）の統計データ（2009～2010 年）に記されているが、数値の整合性がなく、内容確認が出来なかったため、あくまで参考値として表 5.1-9 に示す。

表 5.1-9 輸出畜産物統計（2009～2010 年）

Commodity	2009 年(1～12 月)*		2010 年(1～12 月)**	
	量	FOB 価格(百万 US\$)	量	FOB 価格(百万 US\$)
ヒツジ(head)	71,115	146.4	67,339	115.6
ヤギ(head)	564,027	5.4	2,543	5.2
ラクダ(head)	16,026	24.4	20,521	12.6
その他家畜(head)	8,966	3.3	1,271	2.6
食肉(ton)	570	9.3	5,290	43.5

\* Amended figures、\*\* Preliminary figures

出所：50<sup>th</sup> ANNUAL REPORT 2010, Central Bank of Sudan

スーダンにおける家畜輸出は、生体と食肉に区分されるが、大きな特徴は、生体での輸出が主である。生体輸出の主な出荷先は、中東・湾岸諸国及び近隣諸国であり、サウジアラビアに輸出されている羊は食肉としての消費用と巡礼者の儀式用にも使用されている。「ラクダ」は、生体でレース用にサウジアラビアへ、食肉用として、エジプト、リビアに輸出されている。家畜輸出の場合、病害による輸出禁止が産業自体へも大きな影響を与えている。近年では 2001 年、2007 年にアフリカ地域特有のリフトヴァレー熱 (Rift Valley Fever) 発生により、湾岸諸国からの輸入禁止措置にあっている。今後、精肉も含め輸出を増やすには安全管理面での対策がもっと厳しくなされる必要がある。

生体輸出が主であるスーダンにおける、輸出時の検疫体制は、連邦政府の基準に従い実施しており、21 日間、病気が発生しないか確認期間を設けたのち、獣医師が検査をおこなひ、万が一、病気の所見がある場合は輸出されず、即、廃棄処理となる。

生体輸出の新たな取り組みとして、ゲジラ州では、従来の輸出方法とは異なり、Cattle を同じ歳、同じ体重の個体を集めてエジプトに輸出するという試みがなされている。これを参考にカッサラ州でも同じく Cattle やヒツジでもこのような出荷を試みようとしている。

また、カッサラ州では、ラクダの飼育が盛んな地であり、輸出の 5～10%はレース用で湾岸諸国へ空輸で搬送されており、空輸は年 3 回程度、1 機あたり約 90 頭が運ばれている。

食肉としての輸出は枝肉であるが、輸出業者が屠場に家畜を持ち込み、手数料を支払い、解体後、屠場内で包装をし、輸出している。食肉の価格は重量で決まり、格付けによる価格差はない。牛は解体して 4 つのパーツに分けられるがパーツ毎に価格が設定されるのではなく、1 頭分全体の重量で価格が決まっている。牛は本来パーツごとに価格が異なるが、中東は一式方式で購入しており、FOB 価格としてヒツジ 4,500US\$, 牛 6,500US\$である。

食肉 (牛肉) の輸出仕向け先としては、ハルツームにある食肉加工工場 (エジプトの投資による) で加工処理されて空輸でエジプトに輸出されている<sup>7</sup>。また、カッサラ州では、アラブ首長国連邦 (UAE) から食肉加工の投資がなされていることもあり、加工された食肉は、冷凍コンテナ (60 トン) で港に運ぶほか、空輸にてエジプトに輸出されている。

畜産品輸出における競合国は、ヨルダン、アルジェリア等であるが、スーダンは自然条件の中で飼養 (Farm Animal Welfare) されていることから、輸出仕向け地からは、品質的には高い評価を得ている。

<sup>7</sup> 報道によるとその輸出額は 5 千万ドル。輸出された肉はエジプトで消費されるか、あるいは再輸出されている。

## 5.1.2 農業振興政策

## 5.1.2.1 農産品輸出振興策

(1) 農業再活性化計画 (Executive Programme for Agricultural Revival(EPAR):/2008～2011 年)

2008 年 4 月に策定された「農業再活性化計画 (Executive Programme for Agricultural Revival(EPAR) : /2008～2011 年)」では、食糧安全保障・農業生産性の向上・農畜産物の輸出振興などが重点課題として掲げられていた。本計画は昨年までの計画であるが、引き続き本年度もこの方針は農業振興政策として堅持されている。そのために「農産工業化 (生産チェーン、特化・差別化、品質管理を含む)」、および「品質管理と安全基準の施行」が含まれている。流通面も含め農業振興のあり方として表 5.1-10 のような政策が盛り込まれている。

表 5.1-10 農業再活性化計画の流通政策まとめ表

政策	担当省庁	達成期間	開始時期
伝統市場を維持し、新規市場へのアクセスと試み、競争力を増強し、SPS (sanitary and phytosanitary:衛生植物検疫) の対策を通じ、また HACCP (Hazard Analysis Critical Control Point) システムを適用して食品の安全を確保し、輸出農産物の有機栽培を推進するため、輸出振興事業への資金投入と実施に重点を置く。	関係省および民間	継続	実施中
国際競争力のある農産物市場を標的として、有効な政策と市場接近を試みる。農産物商品の国際交換を利用する。	この役割を有効に行うための MFT の能力増強	継続	即時実施
スーダン産品の輸出振興を重要課題として取組むため、スーダンの外交手段を駆使する。	MFA 商品開発委員会	—	—
投資奨励法により提供される最大の奨励措置を貯蔵、冷蔵/乾燥輸送、屠場、選別包装に適用する。	国、地方、関連省庁、半官半民機関及び民間部門	継続	2008 年 1 月
WTO により実施されている農業協定で与えられた特権を行使し、不公平な競争から生産者と輸出業者を保護する。	農業省、家畜資源省、他関連機関	継続	即時実施

出所：「スーダン国\_農業セクター基礎情報収集・確認調査」(2012 年 3 月)

この流通政策の焦点は、政府各機関のみならず、民間企業も巻き込んで、従来の伝統的市場の形態は維持しつつ、国際競争力のある既存の農畜産品の輸出促進を図ることである。

なお、農業再活性化計画 (EPAR) は現在、2012～2016 年版の EPAR に引き継がれることになっている。

(2) 2012 年度農業政策

連邦農業省の 2012 年度農業政策では、「輸入代替及び輸出増加」を「目標」として掲げており、戦略プログラムの中に、緊急計画として 6 つのプログラムが取り上げられている。その中に「生産を拡大し、輸入から輸出へ転じる」及び「農産加工産業分野における

戦略的パートナーシップ」が含まれている。

### (3) 食糧安全保障政策

食糧安全保障政策の観点からは、2011年12月に Food Security Technical Secretariat が “Comprehensive National Food Security Policies” を作成した。ここで提案されている輸出振興に係る事項では、「輸出農産物の多様化」、「原料輸出から加工品への転換」、「食品加工施設の修復・改善」が含まれている。

#### 5.1.2.2 農業セクターにおける課題（生産、流通含む）

農業セクターにおける課題として、まず農家レベルでの生産技術不足による低生産性があげられる。この低生産性により、農産物の供給先である食品加工業者では、安定的に原料が国内より調達できないために、輸入品に依存している現状がある。さらには、残留農薬が検出された問題における、農家自身の農薬に対する認識や出荷・流通段階における検査・検疫の制度・体制の在り方、品質管理への取り組み姿勢、意識の希薄差があげられる。

次に、流通段階におけるコールドチェーンシステムの未整備による農産物の損失量の多さがあげられる。現状、早急にコールドチェーンシステムを構築することは難しく、原料を加工することも考えられ。しかし、その加工技術も限定的であるため、食品加工の原料資源を有効利用し、野菜加工会社の育成などで、加工品に対して付加価値を高めていくことが必要である。

また、農畜産物を輸出する業者にとっては、税や手数料負担が重いことがあげられる。州、連邦政府、検疫、港で支払う税・手数料が輸出額の2～3割を占めており、輸出仕向け地での価格競争力を低下させていることがあげられる<sup>8</sup>。

#### 5.1.3 農産品・畜産品加工の現状と課題

##### 5.1.3.1 農産品・畜産品の加工状況

国内には、伝統的農村加工品として、乾物としてオクラ、トマト、レモン、ニンニク、ショウガ、トウガラシ、カルカデ（ハイビスカスの花）、デーツなど、粉末としてはオクラ、トウガラシがあり、ピーナッツをペースト状にしたものも見受けられる。乳酸加工品としてチーズ、バターがある。

地方の市場では、個々の農家が加工した乾燥トマトや乾燥オクラが販売されているが、

<sup>8</sup> 例えば、サウジアラビアにおいて、ソマリア産の羊は250リヤドだがスーダン産の羊は600～700リヤドであり、2～3割を割り引いてもソマリア産よりかなり高い。スーダン産は高品質という評価を得ており、このような価格差があっても輸出ができていく状況である。巡礼者用の羊は価格が安いことが重要で品質は関係ない。

これらの需要は高く、生トマトの販売価格は 6～8SDG/パックに対して、乾燥トマトにすると 18～26SDG/パックで販売されている<sup>9</sup>。

一方、食品産業に対して農業セクターは原料の供給元として重要であるが、現状、通年にわたって安定的に供給できる農産物（原料）がなく、加工しようにも時期によっては原料が手に入らなく、輸入品に頼らなくてはならない状況が指摘されている。

国内における農産物加工品の生産状況は、以下、表 5.1-11 のとおりである。

表 5.1-11 農産加工品の生産量（2005～2009 年）

（単位：千トン/年、飲料のみ百万リットル）

品目	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年
全穀粉	1,000	1,200	1,245	1,360	1,470
食用油	—	—	160	150	155
清涼飲料水	63	63.7	64	71	73
ビスケット	40	48	53	50	52
菓子・タハニア	35	54.5	52	35	38
果汁	32	39	35.4	25.5	29.5
ジャム(マムレード・ピーナッツバター含)	6.5	8	9	10	9.5

出所：Central Bureau of Statistics

国内の小麦粉需要の伸びに合わせるように輸入小麦も増加していることから、全穀粉の生産量が 1 番多く、次いで食用油である。食用油については、以下で詳細を記述する。果汁、ジャムは農産物が原料となるが、ジャムについては国内産の端境期には原料を輸入し、加工しているケースも見受けられる。

#### (1) 農産品加工

##### 1) 食用油加工

現在、国内の食用油加工工場は約 250 社あり、ほとんどが小規模企業である。

食用油の加工プロセスは図 5.1-5 のとおりである。

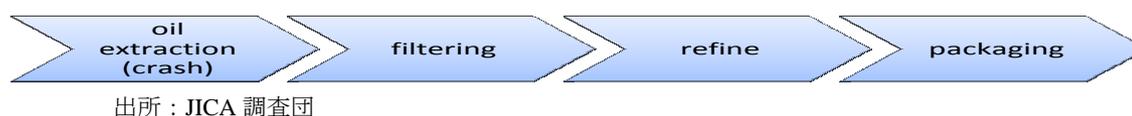


図 5.1-5 食用油の加工プロセス

<sup>9</sup> 「スーダン国」農業セクター基礎情報収集・確認調査」（2012 年 3 月）を参考とした。

多くの小規模企業は、初期段階である「oil extraction (crash)」と「filtering」のみをおこない、精油加工をしているのは10社程度である。

小規模企業は、未精製油（フィルタリングのみ）をポリ容器に詰めて卸売あるいは小売業者に販売し、小売業者は別の容器（成分表示や商標なしのプラスチックバッグ）に移し替えて、消費者に販売している。消費者はその日に使用する油（少量）を購入している。国内の食用油加工企業処理能力は植物種 2.3 百万トン/年、ピーナツで換算すると700,000 トン/年、精製能力は国内需要に近い約 200,000 トン/年ある。

ある大規模企業では、国内で生産された植物種を使用しているが、供給量が国内需要を下回っているため未精製のヒマワリ油をアルゼンチン、ブラジル、ウクライナ、ルーマニア等から輸入している。

スーダンにおいては、食用油を製造するための原料である各種の種子が収穫シーズン後は入手できなくなり、これを解消する試みとして、サウジアラビアに本社を持つ企業では、ゴマ、ラッカセイ、ヒマワリ種子の収穫時期が異なるため、この収穫周期を利用し、年間を通してスーダン国内の原料を利用した通年の工場の稼働を計画している。

## 2) トマトペースト加工

トマトペーストの加工においては、国内で収穫できるシーズンは国内から生トマトを調達（契約栽培はコストがかかるため、卸売市場より）し、オフシーズンは価格と品質の観点から中国から濃縮トマトを輸入している。

## 3) ジャム加工

ジャムの加工は、イチゴなどのフルーツの調達は、国内で収穫できるシーズンは国内から、オフシーズンはエジプトから輸入している。ジャムの種類としてはイチゴの他に、マンゴー、マーマレード、ニンジン等がある。

## 4) ジュース加工

ジュースの加工の原料は、ブラジルよりオレンジ、インドなどからマンゴーの濃縮ジュースあるいはフレーバーとして輸入して調達している。国内の生産地からの輸送に問題があり、輸送中のダメージが大きいため、国内で生産されている果物は使用していない。また砂糖も国産品は市中の消費に回されるため、インド、サウジアラビアからの輸入品を使用している。

## (2) 畜産品加工

食肉加工における食肉加工工場は、大規模企業が15社（1社当たり処理量500 t/day、製品数30程度、投資額10~25million US\$、ラボを有する）あり全てハルツームに所在して

いる。小規模企業は約 20 社（1 社当たり処理量 200～500kg/day、製品数 5 程度、投資 75～100 thousand US\$）ありその 8 割はハルツームの所在である。

家畜を屠殺する前には、検疫目的で 21 日間の観察期間が設けられ、更に屠殺前には家畜をリラックスさせるための時間（12 時間）が設けられる。屠殺の前後に獣医師が検査をおこない（解体後は枝肉と内臓をチェック）、疾病の所見がある生体、解体肉は、即、廃棄処理される。

食肉製品の種類は大きく生肉、カット肉（ステーキ肉など）、加工（燻製）肉（サラミ、ソーセージなど）に分けられる。なお、国内で販売される食肉製品は全て Ministry of Council 管轄の Sudanese Standards and Metrology Organization（SSMO）への登録が必要となる。

#### 5.1.3.2 輸出有望農産加工品・畜産加工品（価格レベル、品質、技術レベルなどでの比較優位性）

スーダンでは食品産業に多くの企業が集中しており、農産物を加工する食品加工分野は輸出セクターとしてポテンシャルが高いと考えられるが、現状ほとんどの企業が全く輸出をしておらず、その意向もあまり持ち合わせていないとみられる。

ハルツームにある 32 年前に創業したトマトペーストジャム等を製造するスーダンでは大手の食品加工企業では、ターゲットは国内市場である。数年内の実施が計画されている設備の増強もその目的は国内市場向けの製品の増産であり、輸出の必要性を感じてはいない。仮に輸出する場合には COMESA により無関税で輸出が可能な近隣諸国を対象とする意向であり<sup>10</sup>、中東や欧州に輸出するために必要な価格競争力は有していないと同社は認識している。

一方、大手のグループ企業であるパスタ製造会社は、輸入した小麦を原料にパスタを製造し、現在、少量であるがサウジアラビア、ガーナ等に輸出している。この企業は ISO9001:2000 を 2001 年に認証した後、スーダン国内で初めて 2009 年に HACCP（Hazard Analysis Critical Control Point）の認証取得している。輸出先市場を研究している事例である。

アフリカ第 2 の家畜飼養数を有する畜産国であることから食肉は輸出有望な畜産加工品である。食肉の加工地はハルツームに集中しているが<sup>11</sup>、加工後の流通段階において、現在、ハルツーム空港にある冷凍庫は機能していない。そのため、輸出業者が自前の冷凍庫付トラックで空港内に待機し、飛行機への積み込みが可能になった段階で積み込み、食肉が傷まないようにしている。また、飛行機に食肉を積み込んだ後、出発の遅延等で食肉の鮮度に問題をきたしている。流通段階におけるコールドチェーンシステムが整備されるこ

<sup>10</sup> 国境貿易を介して、自社製品が近隣諸国に持ち出されていることを把握していることも、近隣諸国を仮に輸出する場合の対象市場として考えている理由の 1 つと思われる。

<sup>11</sup> ハルツームには 5 か所の屠場、食肉加工処理企業（大規模 15 社及び小規模企業の 8 割）が所在している。

とにより、食肉の輸出は活発化すると思われる。

### 5.1.3.3 輸出有望農産品（価格レベル、品質、技術レベルなどでの比較優位性）

輸出産品は、国内市場向けの産品と同じように、栽培・収穫・選別するのではなく、いかに、競合他者と差別化を図り、付加価値を見出し、国際的な競争力のある産品をつくりだしていくかである。従来とおりの **Product out** の発想から、輸出仕向け地の消費ニーズに合った産品を作り出荷する **Market in** への発想転換が必要であると考えるが、現状、スーダンでは、伝統的輸出産品である、ゴマ、綿花、ガムアラビック、野菜・果実、ハイビスカス（カルカデ）にてこれまで以上の輸出促進を図るべきである。

「ゴマ」は、先進諸国を中心とした健康志向を背景として世界的に高い潜在需要があることから、スーダンにおいても輸出農産物として高いポテンシャルを有している。

「綿花」は、国際市場での価格が低迷しているが、スーダンにおいて長年の輸出経験を有していることから、今後も輸出産品として注力することである。スーダン国内最大の綿販売会社である **Sudan Cotton Company Limited (SCC)** は、綿繰り場を 10 か所設ける計画があり、現在、そのうちの 2 か所は既に稼働しており、原料のまま輸出するのではなく、付加価値をつけた状態での輸出を試みている。

「ガムアラビック」は、食品（食品添加物として乳化剤や安定剤）、医薬品（錠剤のコーティング剤）、化粧品、テキスタイル、絵具、インクなどの工業用品等、多岐にわたる応用分野で使用されており、その用途開発が飽和状態であるとも考えられるが、スーダンにおける輸出産品としてのポテンシャルは依然として高い。

新しい付加価値輸出産品として、乾燥野菜・乾燥果物があげられる。乾燥野菜については、伝統的な農村加工品として、トマト、オクラ、タマネギ等があるが、いずれも、国内市場では、生鮮品よりも高い価格で販売されている。これらに加えて、果物を乾燥加工することで、付加価値を付けるとともに、収穫後の損失を低減ができる。

また、コメ（ネリカ米：陸稲）も期待されるが、現状、国内消費量を満たしておらず、不足分の充当生産に注力するとともに、この間に、スーダン国内におけるコメのバリューチェーンの構築に努め、輸出対象国へのマーケティングを行うことである<sup>12</sup>。

<sup>12</sup> スーダンにおいては、白ナイル州において陸稲が栽培されているが、農業省の資料では 2～3 万トン/年と見られている。一方、消費は、輸入エジプト米を中心に 5 万トン程度と見られ、現在は輸入超過の状況にある。スーダン人にとってコメは主食ではないものの、料理の内容によって副食品的に使われている。

表 5.1-12 ガムアラビックの応用分野

	Application	Function
Beverage and flavor industries	Turbid Beverages	Turbidity & fiber
	Synthetic, dehydrated juice pulp	Hydrophilic adjuvant
	Instant beverages	Encapsulation of flavor & juices, stability
	Sterilized coca milk beverage	Coca suspension fat stabilization
	Encapsulation of flavor in powder & liquid form	Encapsulation of essential oils & increased stability of the flavor
	O/W emulsion	Oil emulsions & stabilization
Cosmetics and Pharmaceuticals	Carbonated & non carbonated soft drink	Improved emulsion stabilization of oil in water emulsions
	Caramels Toffees	Binder, Distributor chewiness improver
	Peanuts 1.Coated Almonds 2.Chocolate center 3.Nut center 4.Chewing Gum 5.Dragees	Film forming-adhesive coating-Glazing Integration of oil – water interface
	Gum Drops, Pastilles, Candies	Prevent sugar crystallization fiber binding ingredient
	Tablets, lozenges, extruded paste	Shape improver "binding agent"
	Pharmaceutical & low calorie confectionary "NO –sugar or reduced sugar"	Fiber –binding
	Candy	Emulsifier Sugar crystallization retarded
	Frozen desserts	Stabilizer & texturizer
	Gum Candies sugar	Gelling agent
	Jelly candies 1.Fruit gullies and pastes 2.Fruit slices	Gelling independently of sugar ph agar replacer
	Continuous flavoring of confections with high total solids	Emulsification
	Gum candies sugared	Gum-Arabic-gelling agent
	Dairy and Meat Products	Meat flavoring
Sausage casing or other food wrapping membrane		Water soluble ingredient
Yogurts		Stabilizer
Milk products specifically ice cream		Stabilizer
Dairy dessert cream		Milk thickening ,creamy texture non gelling
Sterilized cream pressure whipped cream		Fat protein & foam stabilization
Sterilized coca milk beverage		Coca suspension, fat stabilization
Poultry products processed meats		Improved texture moisture & flavor retention improved freeze thaw stability
Batter & Breading		Moisture retention soluble fiber crispness
Salad Dressing pour able ,spoon able mayonnaise		Emulsifying stabilizing
Bakery products and other Industries	Stabilized Dressing mayonnaise	Fat retention, heat stabilization, emulsification
	Bakery & sweet roll glazing	Film forming improver, sugar adhesive
	Snacks 1.Spicy nuts 2.Dry roasted nuts 3.Chips	Adhesive, texture and flavor improver
	Pastry dough	Thickener
	Processed baby foods	Protective colloid
	Jelly candies 1.Fruit gel lies and pastes 2.Fruit slices	Gelling independently of sugar and pH agar replace
	Continuous flavoring of confections with high total solids	Emulsification
	Doughnuts pies & tarts icing	Neutral film forming ,glazing moisture & oxygen barrier
	Oil –containing food ,flavoring agent	Release control
	Rye & Wheat flour	Baking improver
	Bread 1.Baking additives 2.Bakery products	Baking improver glazing stabilizer
	Soft cakes 1.Marble cakes 2.Sponge Cakes	Softener and water retention

	Application	Function
	3.English cakes	
Non Food Industries	Suspending & emulsifying	Ink
	Binder,continuous phase shape & appearance improvement	Water paint & pastels
	Trans-parent films & adhesion	Liquid glue, tamping paper envelops
	Film forming ,increase wetability& viscosity	Lacquer,sensitized plate,etching solutions,offset plate,fountain solutions
	Binding of glazing	Ceramics
	Binder	Foundry moulds
	Binding,dhesive	Explosives
	Spraying & suspending agent	Pesticide & insecticide sprays
	Rye & Wheat flour	Baking improver
	Bread	Baking improver glazing stabilizer
	Soft cakes	Softener and water retention

出所：Gum Arabic Board (Sudan)

#### 5.1.4 農業分野と投資

1999年に旧連邦投資省（former Federal Ministry of Investment）により策定された投資促進法 1999（Investment Encouragement Act, 1999）」（のち2007年に修正）は、開発計画指針および投資イニシアチブを達成するプロジェクトへの投資促進を目的とし、投資分野は農業セクターへの投資も対象としている。農業分野については、特定の農産品を上げるのではなく、灌漑方式を用いた農業開発投資など、農業システムへの投資を奨励している。このため穀類から野菜までこれまでの投資は多岐にわたるが、基本的には出来た農産品（あるいは畜産品）の輸出を前提としている投資が多い。農業セクターへの投資家優遇策は、法人税を0%として海外投資家に国内投資家と同様の投資条件を付与している。投資国は、湾岸・中東諸国が中心であり、スーダン人投資家、スーダン人と海外投資家の合同投資も散見される。

今回の調査にて確認された農業セクターへの海外投資事例を以下に示す。

##### (1) 投資国：エジプト

《計画中》エジプト・リビア国境近くのヌビア人地域にて、有機農業の実施計画。当該地は、今まで農耕の実績がなく、質の良い地下水が豊富なことから有力な候補地。収穫された農産物は、陸路でエジプト南部までの輸送を予定している。

《開始予定》北部州メロエ近くの約30万haの土地でYellow Maizeの栽培を計画しており、パートナーにはスペインの農業経営企業がマネジメントに入る予定である。土地は土地所有者と20年間契約（更新100年まで可能）を締結し、収穫されたYellow Maizeはエジプトに輸出される。輸出の経路は、陸路でメロエから国境ワドハルファまでの輸送を予定している。

(2) 投資国：アラブ首長国連邦（UAE）

《実施中》ザイド・アグヘイル社によるコメおよび畜産用牧草栽培の投資事業が15年以上前からゲジラ州で実施されており、収穫物はすべてUAEに輸出されている。

(3) 投資国：トルコ

《実施中》民間企業がゲジラ州にて、トマトペーストの工場に投資し、現在は原料であるトマトを輸入しているが、最近、工場近郊でトマト栽培を開始している。

## 5.2 鉱業セクター

### 5.2.1 鉱業セクターの概況

中央銀行の2010年次報告書によると、鉱業セクターがスーダン経済に占める割合は2001年から2009年、そして2010年の推定値に至るまで終始0.2%で推移している。すなわちこれまでスーダン国内には多くの鉱物資源があるとされながら、商業的には全く手が付けられていなかったことになる。表5.2-1にスーダン政府（鉱物省）の鉱山開発方針を示す。極めてありきたりの産業開発指針に過ぎないが、少なくとも鉱物資源が国の開発に寄与するとの考えが込められたものである。

表 5.2-1 鉱山開発方針

1	経済再興のために国家収入の多様化を図る
2	産業基盤を拡張する
3	雇用を提供し、貧困を削減する
4	国民総生産を増加させる
5	環境を保全する
6	海外投資を呼び込む

出所 Tayssir Ibrahim AbdelbagiMohamed. Country Report

表5.2-2に2009～2010年の生産量と2012年の見込み生産量を示す。スーダンでは金、鉄、クロムなどの埋蔵が確認されている。スーダン政府によれば、スーダンの国土の40%の地域において鉱物が豊富に埋蔵されており、ハルツーム州、ゲジラ州を除いた全ての州が資源開発の高い潜在性を有しているものの<sup>1</sup>、未だ十分な探鉱が行われていない。図5.2-1に鉱物資源が確認されている代表的な地域と鉱物名を示す。金、ベースメタル、鉄、および大理石については埋蔵地域を示す地図が個別に公表されている。ただし、いつ時点の情報であるかは不明である。図5.2-2は金を含有する玄武岩および緑色岩帯の所在を示している。主な鉱床は紅海州、青ナイル州、南コルドファン州に所在している。図5.2-3は確認されているベースメタル鉱床のうち代表的なものの所在地を示している。ベースメタルは70か所近い地域で確認されており、その多くは緑色岩帯上にある。南ダルフール州のHofrat En Nahasは銅鉱床として知られており、北ダルフール州のKutumは鉛・亜鉛の鉱床である。図5.2-4は鉄鉱石の所在地を示している。埋蔵地域に関する地図は公表されていないクロムについては、IngessanaComplex（図5.2-1（4））がクロム鉱床として知られている。現在既に鉱山開発の潜在性が高いとみられている地域には紛争地が続いているダルフール地域、青ナイル州が含まれている。海外からの投資を呼び込むためには、紛争問題の解決が先決となる。

<sup>1</sup> 下記リンク参照。Minerals Minister: Qatar a Priority in Investment in Sudan  
<http://news.sudanvisiondaily.com/print.html?rsnpid=201579&copyType=1>

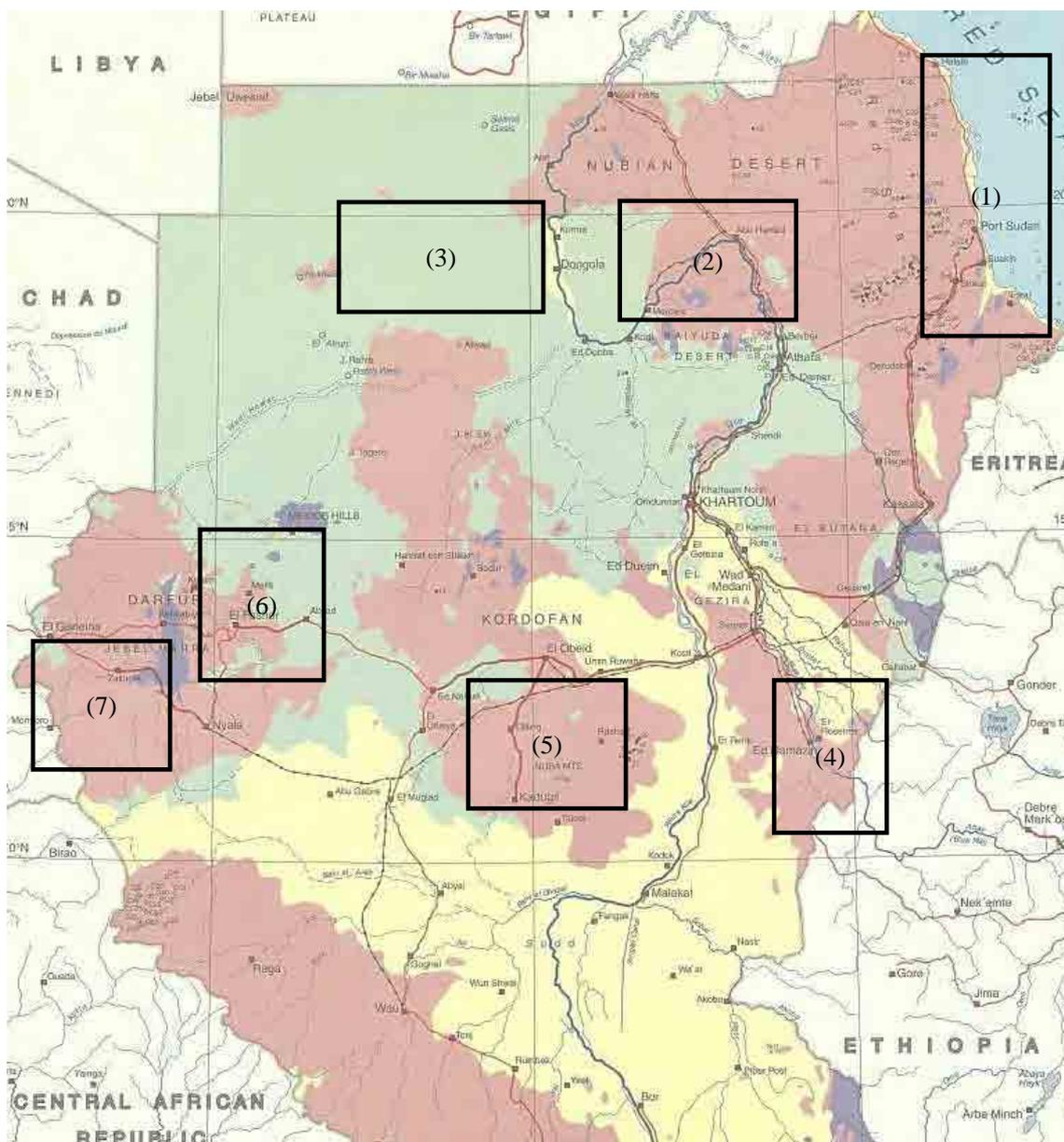
表 5.2-2 鉱物資源生産量

(トン)

Mineral	2009	2010	2012 (見込み)
金	14.9	34.0	60
銀	N/A	N/A	7
クロム	14,087.0	56,823.0	75,000
鉄	N/A	1,700.0	(鉱石) 200,000
マンガン	500.0	378,990.0	50,000
長石	N/A	923.0	30,000
カオリン	66,379.0	32,696.0	50,000
クリンカー	N/A	61,694.9	3,000,000
雲母	100.0	10.0	100
大理石	N/A	16.5	20
石膏	30,000.0	31,000.0	40,000
塩	35,793.0	141,840.0	200,000
蛍石	N/A	N/A	10,000
滑石	N/A	N/A	5,000

注 N/A: 不明

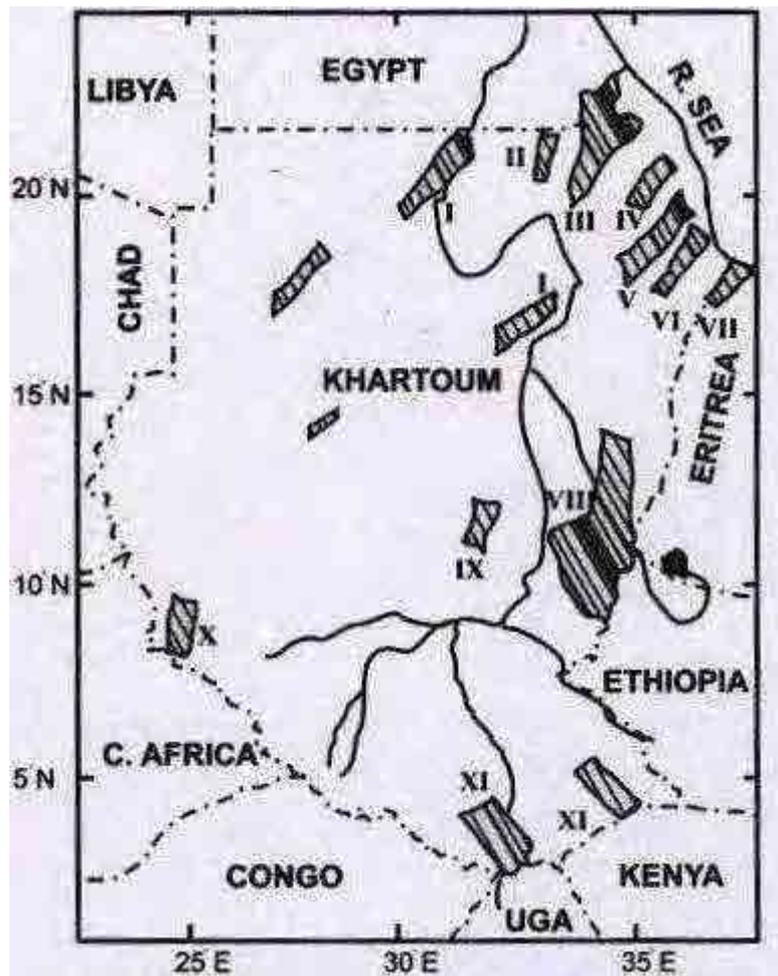
出所 Central Bank of Sudan (2011). 50<sup>th</sup> Annual Report 2010



地域		Mineral Potential
(1)	Read Sea Hills	金、銀、銅、亜鉛、マンガン、鉄、黒砂、ガーネット、タルク、塩、石膏
(2)	Bayuda Desert	金、鉄、天然石、藍晶石、大理石、雲母、シリカ、長石、マンガン
(3)	J. Rahib& J. Abyad	クロム鉄鉱、白金族元素 (PGM)、金、ボーキサイト、トロナ、リン酸塩
(4)	Ingassana Complex	金、クロム鉄鉱、PGM、アスベスト、マグネサイト、タルク、大理石
(5)	Nuba Mountains	金、銅、亜鉛、ニッケル、鉄、マンガン、グラファイト、クロム鉄鉱、ウラン、タルク、大理石、リン酸塩
(6)	J. MarraBolcanic Field	ベースメタル、ガーネット、藍晶石、硫黄、塩、温水
(7)	Hofrat En-Nahas	金、銅、ウラン、宝石

出所 Tayssir Ibrahim Abdelbagi Mohamed. Country Report

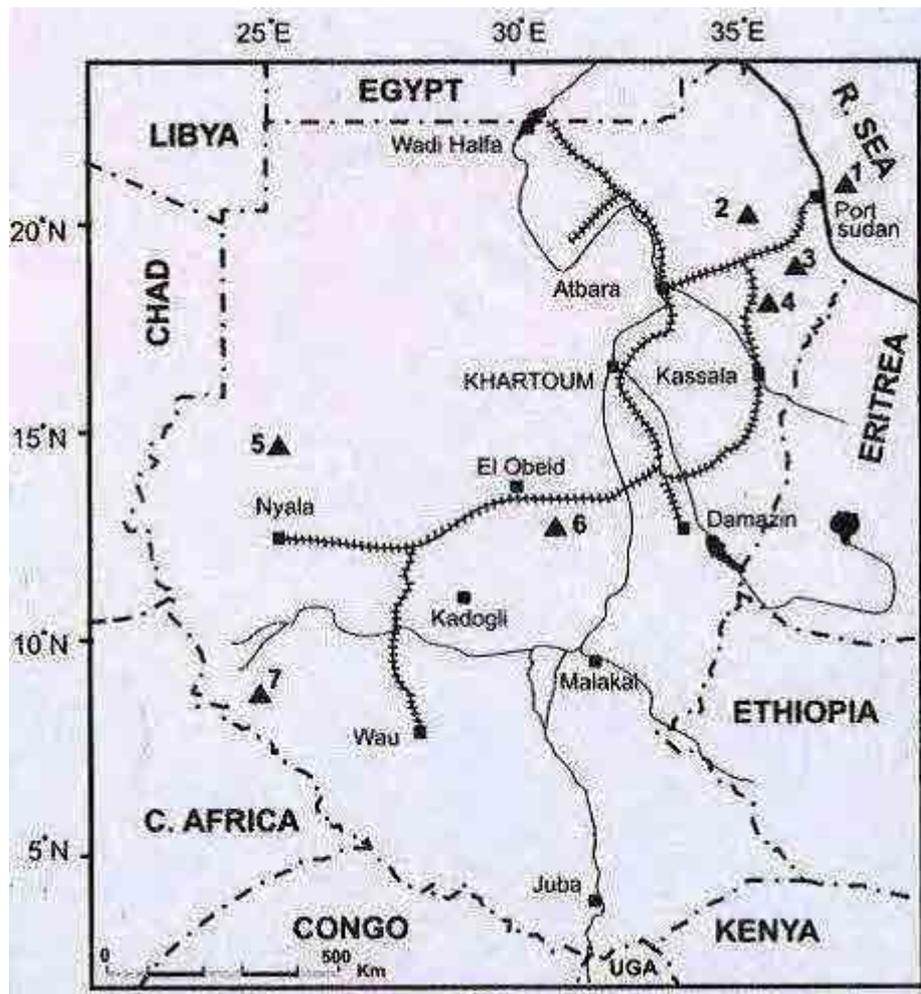
図 5.2-1 鉱物資源の分布



- |                       |                    |                 |                  |
|-----------------------|--------------------|-----------------|------------------|
| I: WadiHalfa Abu Sari | II: WadiNaba       | III: Hamisana   | IV: Serakoit     |
| V: Ariab-Arbaat       | VI: Derudeib       | VII: Karora     | VIII: Ingeassana |
| IX: Nuba Mountains    | X: Hofrat En Nahas | XI: Nimule-Aswa | XII: Kapoeta     |
| XIII: KordfanSodari   |                    |                 |                  |

出所 Geographical Research Authority of the Sudan. Gold in the Sudan

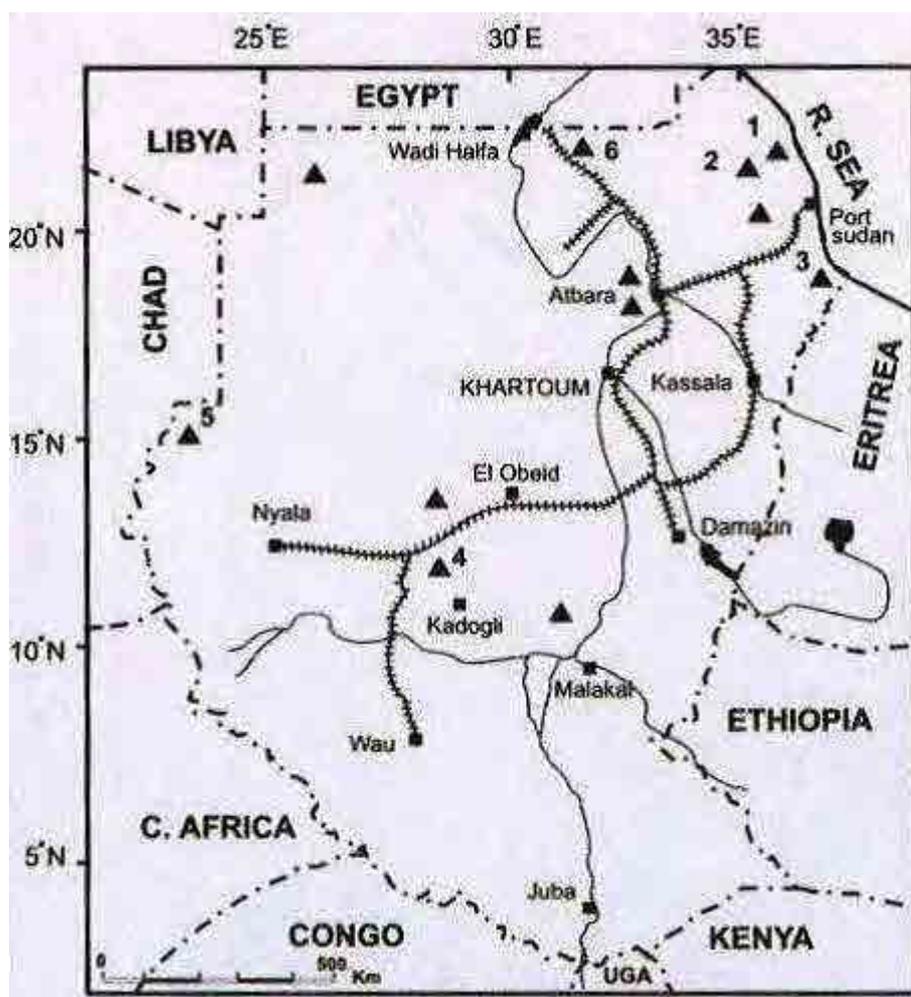
図 5.2-2 金を含有する玄武岩および緑色岩帯の所在地



- |                        |                                 |                    |            |
|------------------------|---------------------------------|--------------------|------------|
| 1: Read Sea Hot Brines | 2: Ariab Area                   | 3: Abu Sajnar      | 4: Taboteb |
| 5: Kutum               | 6: North Eastern Nuba Mountains | 7: Hofrat En Nahas |            |

出所 Geographical Research Authority of the Sudan. Base Metals in the Sudan

図 5.2-3 代表的なベースメタル埋蔵地域



- |             |           |               |
|-------------|-----------|---------------|
| 1: Fokikwan | 2: Sofaya | 3: Karora     |
| 4: Abu Tulu | 5: Karnoi | 6: Wadi Haifa |

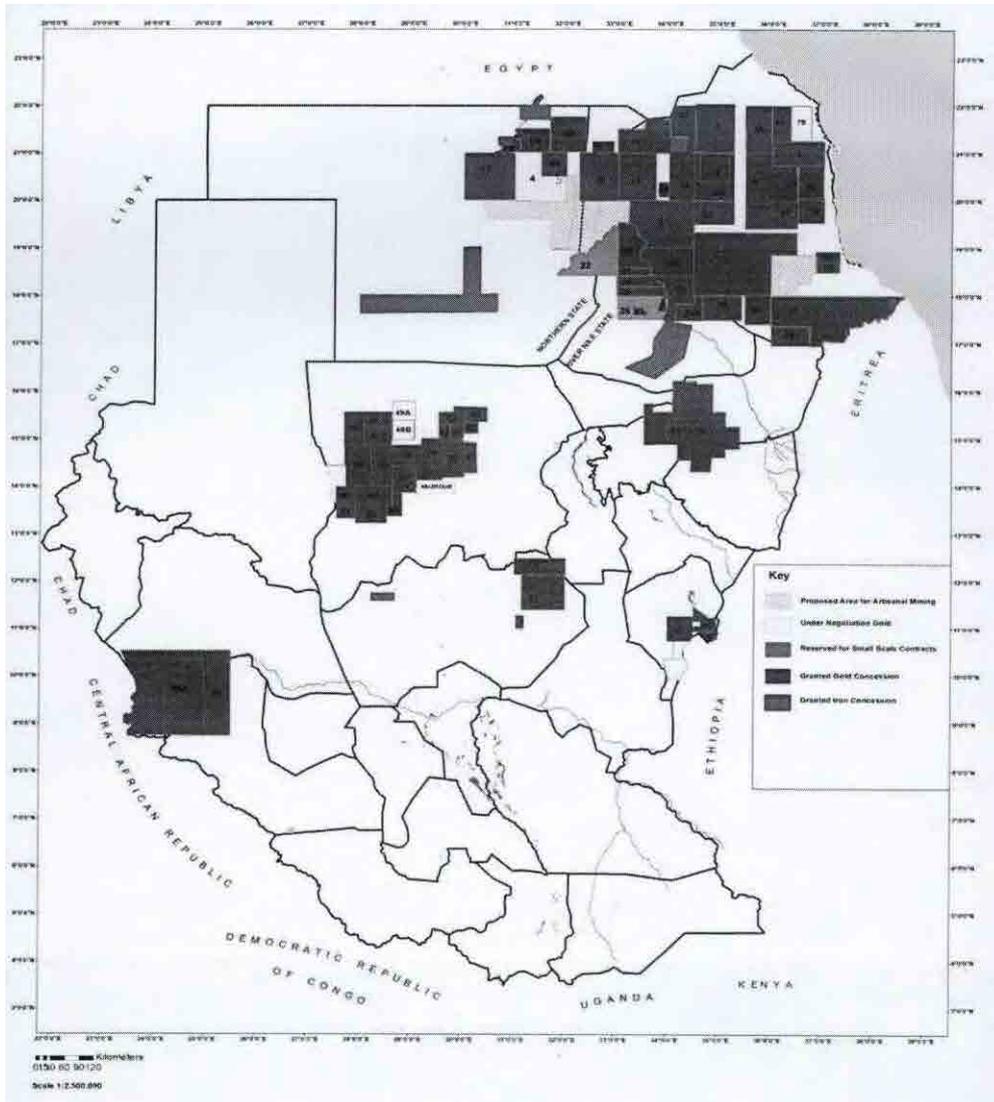
出所 Geographical Research Authority of the Sudan. Gold in the Sudan

図 5.2-4 鉄鉱石埋蔵地域

鉱業、特に金採掘は石油に代る主要な輸出品目と見られており、2009年、2010年の金の採掘量はそれぞれ14.9トン、34トンが確認されている。報道によれば2011年は36トンほどの採掘が確認されたとみられる<sup>2</sup>。中央銀行年次報告書によれば、2009年には採掘量とほぼ同量、2010年は26トンが輸出されている。図5.2-5に金と鉄の鉱区を示す。スーダン政府は既に約200件の金の探鉱あるいは採掘に関するライセンスを付与している。鉱物省関係者からの聞き取りによると、Ariab鉱山で5.5トン/年を採掘しているAriab Mining Comapnayを含めて3社が現在金の採掘を行っているとのことである。多く鉱区は未だ探鉱調査の段階にあるが、年内には新たに4社（中国、ヨルダン、トルコなど）が

<sup>2</sup> 下記リンク参照。North Sudan Expands its Gold Mining Sector <http://www.tradepreciousmetals.com/north-sudan-expands-its-gold-mining-sector/>

採掘を開始すると見込まれている。表 5.2-3 に 7 社と鉱区の概要を示す。なお、Ariab Mining Comapnay は 2013 年からの増産の計画を有し、2009 年に発見された金および銅の鉱床からの採掘も検討している。



出所 Tayssir Ibrahim Abdelbagi Mohamed. Country Report

図 5.2-5 金および鉄の鉱区

表 5.2-3 採掘中および採掘開始予定の企業（金・鉄）

企業	国	鉱区	面積 (Km <sup>2</sup> )	署名年	可採鉱量 (トン)
Ariab Mining Company	スーダン、フランス	11	28,000	1990	140
Rida Mining Company	スーダン	23	2,585.8	200?	7
Brinsely Company	ヨルダン	5	3,600	2003	7
Sahara Mining	スーダン	25	1,110	2003	5
HukanHamadi Resources Company	スーダン、中国	20	1,900	2006	13
Managim for Gold Mining	モロッコ	15	8,730	2008	7
TahiDelgo	スーダン、トルコ	17	8,673	2010	8
Poly-Bayda Company	スーダン、中国	21	860	2002	7

注 可採量には誤りがあると思われるがそのまま転記した。

出所 Tayssir Ibrahim Abdelbagi Mohamed. Country Report

スーダンでは企業体による採掘活動と並行して、小規模人力採鉱（Artisanal and Small-scale Mining）が行われており、現在採掘されている金の大半は個人の採鉱者によって採取されたものである。スーダン政府は 20 万人が金属探知機を使った採鉱活動に従事していると推定している<sup>3</sup>。これらの個人採鉱家に対しては Organization of Artisanal Mining Regulation 2010 が定められており、スーダン国民は州政府の採鉱委員会に登録し、所定の手数料を支払ってライセンスを得ることで個人採鉱に従事することができる。個人採鉱が認められる区画は、鉱業省が土地台帳により当該区画の所有者がいないことを確認した上で選定する。採掘が許されるのは地表から 10 メートルまでである。鉱山会社に対してライセンスが付与された鉱区で採鉱および採掘活動を行う権利はライセンスを有する鉱山企業のみが有するが、これらの採鉱者の中には鉱山会社に割り当てられた鉱区内での採掘を行う者がおり、鉱山会社を悩ませている<sup>4</sup>。

民間セクターにおいて個人が採鉱した金を購入することが認められるのは、鉱業省がライセンスを付与したトレーダーのみであり、彼らの販売先は中央銀行が認可した銀行か企業に限られる。個人により採鉱された金の 5%は政府分として徴収され、鉱業省と採鉱活動が行われた州政府がそれぞれ半分を受け取ることになっている。しかし、少なからぬ量がドバイなどに密輸されているとみられていることから<sup>5</sup>、金の輸出管理を強化するために中央銀行も個人により採鉱された金の買い取りを始めている。中央銀行によれば、昨年は 24 トンが買い上げられている。今年は 50～60 トンの買い取りを見込んでおり、5 月末までに既に 24 トンを買収している。

<sup>3</sup> 下記リンク参照。Sudan gold rush set to soften oil loss

<http://www.iol.co.za/business/business-news/newspic4c224c195e153-1.1163>

<sup>4</sup> 下記リンク参照。

<http://www.sudanvisiondaily.com/modules.php?name=News&file=article&sid=74369>

<sup>5</sup> スーダン政府は、個人採掘者の採掘量は 70 トンに達するとみている。下記リンク参照。

<http://smc.sd/eng/news-details.html?rsnpid=33343>

個人採掘者は水銀を使用するアマルガム法<sup>6</sup>により金の精錬を行っている。金の採掘は採掘者に現金収入を、政府には外貨をもたらしているが、採掘者は精錬の過程で蒸発した水銀を吸い込むことにより神経症を患うリスクを負っている。スーダン政府は、金 150 トン、銀 30 トンの精錬能力を持つ製錬所の操業を 2012 年に開始する計画を有していたが、その詳細は明らかとなっていない。

表 5.2-4 は、金と鉄を除く鉱石の採掘企業と採掘能力を示している。企業体の探鉱および採掘活動に関するスーダン政府との折衝は Mineral Resources and Mining Development Act (2007) に基づいて行われる。ライセンスの種類は、鉱区への立ち入りと地表からのサンプル採取が認められる一般ライセンス、地質・地質科学調査による探鉱活動が認められる探鉱ライセンスと採掘契約があり、それぞれの段階で都度締結される。採掘契約はさらに、可能なあらゆる科学的、技術的手法を以て採掘することが認められる契約と、伝統的な手法による採掘が認められる契約に分かれる。採掘の際には、契約で定めた鉱物のみの採掘が認められる。ライセンス付与の是非は鉱業省に設置された鉱業委員会で検討され、鉱業大臣の承認を得たのち、鉱業省傘下の Geological Research Public Corporation の長官がライセンスに署名する。ライセンスを受けるためには、鉱業分野における技術と経験、認められる活動実施のための十分な資金力、鉱業および環境政策の遵守、Business Name の登録、定められた手数料や使用料などを支払うことに対する誓約などが求められる。手数料に関しては、それぞれのライセンスに対する手数料が設定されている。また、採掘がおこなわれる鉱山に対してスーダン政府は一定のフリーシェアを有し、鉱山会社は他にロイヤルティ（金 5%、他のベースメタル 5%）と 10%の営業所得税を支払う。聞き取り調査によれば、実際に採掘が開始されれば探鉱費用は補償されるとのことである。

表 5.2-4 鉱山運営企業と採掘能力（金・鉄を除く）

鉱物	運営会社あるいは最大出資者	立地	年間採掘能力 (トン)
Chromite	Ingessana Hills Mines Corp.	Mine at Ingessana Hills	48,000
Gypsum	Sudanese Mining Corp.	BirEit Mine in Red Sea State	15,000
Limestone	Al-Salam Cement Production Co. Ltd.	NA	730,000*
	Al-Rahji Group	Mine at Atbara	500,000
	Nile Cement Company Ltd.	Mine at Rabak	200,000
Mica	Sudanese Mining Corp.	Mines at Sheriek	1,800
Salt	Sudan Salt Co.	Mine at Port Sudan	45,000*
	Ba'boud Salt Co.	Mine at Port Sudan	30,000*
	Prison Salt Works (Government, 100%)	Mines at Port Sudan and Sawakin	NA

注 \* : estimate、NA : Not Available

出所 USGS Minerals Yearbook 2010

<sup>6</sup> 金を含む鉱石に水銀を反応させアマルガム合金を作り出し、それを燃焼させることで融点の低い水銀化合物を蒸発させ、金を製錬する。

## 5.2.2 鉱業セクターの輸出入概況

表 5.2-5 に UN Comtrade 2008 年及び 2009 年における鉱物資源輸出入の実績を示す。鉱業セクターからは主に金とクロム鉱石/精鉱を輸出している（他の精鉱は 2001～2009 年のうち 2008 年のみに輸出実績が記録されている）。金はカナダ、アラブ首長国連邦、サウジアラビア、イギリスに、クロム鉱石/精鉱は中国とスウェーデンに輸出されている。クロムの大半は特殊鋼、特にステンレス鋼の原料として使用されるが、耐熱合金の添加物としても使用されている。ステンレス鋼生産の際にはクロムと鉄の合金であるフェロクロムが使用されることから 1980 年代にはフェロクロム加工施設の建設が検討されたが、当時の可採鉱量が施設を長期的に稼働させるためには十分ではなかったため断念され、現在も鉱石のまま輸出され続けている。

HS25 類の塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰およびセメントおよび、第 68 類の石、プラスター、セメント、石渡、雲母、その他これらに類する材料の製品、第 72 類の鉄鋼に分類される製品は 2001～2009 年での輸出実績がほとんど無い。

表 5.2-5 UN Comtrade : HS7108（金）および HS26（鉱石、スラグ及び灰）の輸出入実績

(1,000US ドル)

HS コード	品名	2008			2009		
		輸出	輸入	差異	輸出	輸入	差異
7108	金（白金をめっきした金を含むものとし、加工していないもの、1次製品及び粉状のものに限る。）	0	0	0	1,278,505	0	1,278,505
2602	マンガン鉱（精鉱を含む。）及び含鉄マンガン鉱（精鉱を含むものとし、マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の 20%以上のものに限る。）	0	0	0	0	137	-137
2606	アルミニウム鉱（精鉱を含む。）	214	0	214	64	0	64
2607	鉛鉱（精鉱を含む。）	4	0	4	0	0	0
2610	クロム鉱（精鉱を含む。）	7,618	0	7,618	3,868	0	3,868
2611	タングステン鉱（精鉱を含む。）	186	0	186	0	0	0
2612	ウラン鉱及びトリウム鉱（精鉱を含む。）	375	0	375	0	0	0
2614	チタン鉱（精鉱を含む。）	0	2	-2	0	0	0
2619	スラグ、ドロス（粒状スラグを除く。）、スケールその他のくず（鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。）	115	0	115	0	0	0
2621	その他のスラグ及び灰（海草の灰（ケルプ）を含む。）並びに都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物	0	0	0	0	14	-14
26	鉱石、スラグ及び灰	8,512	3	8,509	3,932	152	3,780

出所：UN Comtrade のデータから調査団作成

## 5.2.3 スーダン政府の鉱物輸出目標量

表 5.2-6 は 3 か年緊急プログラムでの輸出目標数量を示す。鉱業省への聞き取りができなかったため、確度の高い生産の見込みがあつての目標なのか否かは確認できていないが、多くの場合は見込み生産量と目標輸出量に差異が少ない。2001～2009 年の UN Comtrade のデータにおいて輸出超過であることを確認できるのは金とクロム鉱のみであるが（鉄スクラップを除く）、他の鉱物資源も輸出できるものはそのまま輸出する方針であると推測される。

表 5.2-6 3 か年緊急プログラム：鉱物資源輸出目標量

鉱物	単位	2012 見込み生産量	2012	2013	2014
金	トン	60	74	75	75
クロム	トン	75,000	71,000	75,000	90,000
鉄	トン	(鉱石) 200,000	50,000	70,000	90,000
タルク（滑石）	トン	5,000	5,000	6,000	7,500
銀	トン	7	4	7	10
マンガン	トン	(鉱石) 50,000	474	500	650
長石	トン	30,000	1,166	-	-
カオリン	トン	50,000	48,800	50,000	50,000
クリンカー	トン	N/A	1,202,000	3,000,000	5,000,000
雲母	トン	100	12.5	100	150
石膏	トン	40,000	38,750	40,000	55,000
塩	トン	200,000	177,300	200,000	30,000

出所：3 か年緊急プログラム



## 5.3 工業セクター

### 5.3.1 工業セクターの概況

中央銀行の2010年次報告書によると、工業セクターがスーダン経済に占めるシェアは2000年代を通して10%台で推移し、2010年の推定値は11.0%となっている。ただし、この数値は南スーダン分離前の統一スーダンのものである。南部スーダンの石油生産が全体の3/4を占めていた点を考慮すると、現在のスーダン産業構造における工業セクターのシェアは上昇していると見るべきであろう。しかし、それであってもスーダンの工業セクターのシェアはアフリカ諸国と比較しても低い。同報告書には、過去数年にわたって「工業は食品加工分野に集中している」との記述があり、金属加工や機械加工などの所謂エンジニアリング産業はスーダンにおいて主要な業種とはなっていない。

表5.3-1は、2001年に工業省が実施した産業調査で得られた事業所数と、石油精製を除いた製造企業数および付加価値の分布を示している。これ以降、全国の産業調査が実施されていないことから現時点では最新版と言える<sup>1</sup>。以降、金属、機械産業やセメント産業に拡大が見られるほか、近年になって韓国や中国をはじめとする電子機器メーカーが進出してきており、当時の工業構造からは相当な変化があったと見るべきである。しかし、食品加工産業がスーダン工業の主体であることは変わらず、食品総合商社（Food complex group）の4～5社がこの10年間に確固たる基盤を確立している。

工業省産業調査によると、食品・飲料が事業所数（70.4%）、付加価値（72.7%）の双方において高い比率を占めている。食品・飲料に続いて企業数が多い業種は金属加工（11.7%）、非鉄金属製品（6.4%）である。付加価値額の面では、化学製品（4.6%）、自動車・トレーラー（3.4%）などが食品・飲料に続いている。

表 5.3-1 事業所および付加価値額の分布（2001年）

ISIC 2 桁分類		事業所数	%	付加価値額 (1,000 SD)	%
15	Food products and beverages	16,974	70.4%	216,782,220	72.7%
16	Tobacco products	33	0.1%	4,934,899	1.7%
17	Textiles	58	0.2%	8,728,836	2.9%
18	Wearing apparel; dressing & dyeing of fur	180	0.7%	455,598	0.2%
19	Tanning & dress of leather; leatherproducts.& footwear	461	1.9%	4,850,322	1.6%

<sup>1</sup> 2000年にUNIDOの支援を受けて実施された工業センサス調査で、2005年に結果が公表されている。通常、2001年工業産業調査と呼ばれているため、本報告書でも同名称を使用する。近年では毎年事業所サンプル調査の計画がたてられているが、予算がつかず見送られている状況にある。同調査の集計表には合計が合わない、異なる集計表間での整合性がない、等の問題があるが、記載された数値をそのまま使用した。

ISIC 2 桁分類		事業所数	%	付加価値額 (1,000 SD)	%
20	Wood, cork, plaiting & prods., exc. Furniture	820	3.4%	2,106,654	0.7%
21	Paper & paper products	9	0.0%	4,993,911	1.7%
22	Publishing, printing and reproduction of recorded media	88	0.4%	4,483,512	1.5%
24	Chemicals & chemical products	278	1.2%	13,662,594	4.6%
25	Rubber & plastics products	62	0.3%	5,688,826	1.9%
26	Other non-metallic mineral products	1,541	6.4%	8,428,685	2.8%
27	Basic metals	139	0.6%	1,363,748	0.5%
28	Fabricated metal products, exc. Mach. & equip.	2,812	11.7%	6,350,759	2.1%
29	Machinery & equipment n.e.c	15	0.1%	3,396,428	1.1%
30	Office, accounting & computing machinery	2	0.0%	87,094	0.0%
31	Electrical machinery & apparatus n.e.c	12	0.0%	800,231	0.3%
32	Radio, T.V. & communication equip. & apparatus	51	0.2%	150,114	0.1%
33	Medical, prec. & optical instr., watches & clocks	2	0.0%	-38,328	0.0%
34	Motor vehicles, trailers & semi-trailers	28	0.1%	10,274,326	3.4%
35	Other transport equipment	25	0.1%	16,125	0.0%
36	Furniture; manufacturing n.e.c.	521	2.2%	655,821	0.2%
Total Manufacturing		24,111	100	298,162,375	100

出所：Ministry of Industry (2005). Comprehensive Industrial Survey Project Reports より調査団作成

表 5.3-2 は、ISIC 4 桁分類で付加価値額が工業全体（ただし、石油精製を除く）の 1% を超える業種を上位から順に列挙している。付加価値額が最も高い業種は砂糖製造（24.5%）であり、5 事業所しかないものの工業全体の付加価値額の約 25%を生み出している。付加価値額の上位は製粉（15.6%）、パン製造（11.8%）、植物油・動物油脂製造（9.0%）と続き、上位 3 業種で付加価値額全体の過半を、更には石鹼・洗剤製造までの上位 10 業種で全体の 8 割弱を占めている。しかし、GIAD グループが 2005 年頃から、乗用車、バス、トラックなど多岐にわたる車両の生産を本格化しており、現在は自動車・トレーラーが付加価値額ベースでかなり上位に来ているものと思われる。

同表右にはそれぞれの業種の企業分布を従業員数別に示している。産業調査では従業員 9 人以下の事業所を小事業所、それ以上を大事業所と分類しており、小事業所は全体の 93.2%を占めている<sup>2</sup>。製粉、パン製造、植物油・動物油脂製造の各業種に属する企業の大部分は小事業所である。一方、砂糖製造は全て従業員が 100 人を超える大事業所で行われており、飲料製造業種も大事業所が多い。なお、表中には示していないが、製造業従事者<sup>3</sup>の 59.5%は従業員数 10 名以上の企業に属し、従業員 10 人以上の企業が創出する付加価値は、工業の付加価値全体の 81.6%を占めている。

<sup>2</sup> 工業省での企業規模分類定義は、従業員規模で小企業（1～9 人）、中企業（10～24 人）、大企業（25 人以上）としている。但し、一般的には従業員 10 人を境に小企業か大企業に分ける考え方が適用されている。

<sup>3</sup> 経営者、給与を支払われない家族労働者、従業員の合計を指す。

表 5.3-3 は、スーダン工業会議所連合（Chambers of Industry Association）に登録し、且つ 2011 年時点で企業活動を行っているとみなされる企業の業種別分布を示している。会議所の部会別にみると、エンジニアリング部会の登録企業（269 社）が最も多いが、食用油・石鹼部会と製粉および動物製品部会も広い意味での食品産業とすれば 363 社となり、やはり食品加工業での存在は大きい<sup>4</sup>。また、エンジニアリング部会メンバーの中には、家具製造や建設資材（鉄筋、コンクリートブロック、石材など）が含まれており、いわゆる機械組み立て関連企業は少ない。

このように、統計からはスーダンの工業セクターが国の経済全体に占めるシェアは低く、かつ食品加工関連が工業の主な業種であると指摘できる。エンジニアリング関連、特に機械や電気の組み立てなどを行う企業数は 2005 年頃から増えつつあるが、主流をなすまでには至っていない。また、裾野産業として中間財を製造する鋳造、鍛造、機械加工、あるいはプラスチック産業なども極めて少ない。

工業セクターにおける中小企業について付記すれば、P5.3-2 で述べたように 2001 年の工業省産業調査では、93.6%が従業員数 9 人以下の企業であった。これはスーダン工業省の定義では小規模企業にあたり、従業員 24 人以下の企業が中企業に区分される。しかし、産業調査では中企業は全体の 3.8%を占めるに過ぎず、中規模企業の状況に工業省はあまり注意を払ってこなかったようである。同省担当者からは「スーダンには従業員数 10 人を境に小企業か大企業しかない」との声も聞かれ、施策立案にあたってはこのような考え方が一般的に適用されているものと思われる。

一方、スーダントレードポイントからは「中規模企業の発展が産業界全体の発展につながる」、「政府機関の横の連携においても中規模企業をターゲットとした施策の実施やサービスの提供がなされていない」、「中小企業振興のための独立した機関を作るべきである」との見解が聞かれた。トレードポイントが指摘するように、工業の裾野を広げるためには中規模企業の育成は不可欠であろう。調査団が訪問した工業団地には、射出成形機 1 台、あるいは NC 工作機 1 台のみで操業している 15～16 人規模のメーカーがあり、再委託調査での対象企業の中にも中規模企業が見られた。

<sup>4</sup> 製粉、パン製造業種が属する小麦粉・動物製品部会への登録している企業が少ないのは、同業種に属する企業の多くが小企業であるためと考えられる。工業会議所は規模の大きな企業が属する組織とみなされており、小規模企業が属する会議所としては小規模企業会議所が別に存在する。

表 5.3-2 ISIC4 桁分類による付加価値額が上位の業種 (2001 年)

ISIC 4 桁分類		付加価値額	%	従業員数別企業数					企業 数計	%
				1-9	10-24	25-49	50-99	100+		
1542	Sugar	72,973,133	24.5					5	5	0
1531	Grain mill products	46,659,328	15.6	10,674	11	11	6	5	10,707	44.4
1541	Bakery products	35,232,372	11.8	4,147	58	6	6	23	4,240	17.6
1514	Vegetable & animal oils & fats	26,829,251	9.0	1,375	80	55	20	14	1,544	6.4
1554	Soft drinks, production of mineral waters	12,572,413	4.2	1	21	9	2	18	51	0.2
1549	Other food products n. e. c.	11,537,343	3.9		6	5	4	8	23	0.1
3420	Bodies (coachwork) for motor vehicles trailers & semi-trailers	10,274,326	3.4	25	1			2	28	0.1
1729	Other textiles n.e.c	7,204,898	2.4		1	6	1	8	16	0.1
2422	Paints, varnishes & similar coatings printing ink & mastics	7,018,578	2.4	125	1	4	1	2	133	0.6
2424	Soap & detergents, clearing & polishing preparations, perfumes & toilet preparations	5,398,347	1.8	71	17	11	10	10	119	0.5
2101	Pulp, paper & paperboard	4,966,245	1.7			2	1	3	6	0
1610	Tobacco products.	4,934,899	1.7	28	2		1	2	33	0.1
1511	Production, processing & preserving of meat, & meat Products	4,826,499	1.6		3	3	3	2	11	0
2221	Printing	4,266,937	1.4	24	23	15	3	13	78	0.3
2694	Cement, lime & plaster	3,628,191	1.2		18	2	1	13	34	0.1
2891	Forging pressing, stamping & roll-forming of metal, powder metallurgy	3,396,031	1.1	2,360	15	2		8	2,385	9.9
1543	Cocoa, chocolate & sugar confectionery	3,318,933	1.1	80	49	23	12	11	175	0.7
2511	Rubber tires & tubes, retreading & rebuilding of rubber tires	3,228,084	1.1			1		1	2	0
2693	Structural non-refractory clay & ceramic products	3,157,127	1.1	507	427	96	20	47	1,097	4.5
上記合計		271,422,935	91.0	19,417	733	251	91	195	20,687	85.6
Total Manufacturing		298,162,375	100	22,460	915	332	139	265	24,111	100
		規模別分布(%)		93.2%	3.8%	1.4%	0.6%	1.1%	100%	

出所 Ministry of Industry (2005). Comprehensive Industrial Survey Project Reports から調査団作成

表 5.3-3 スーダン工業会議所連合登録企業の業種分布

Chamber	Sub-chamber	Total
Food Industry	Biscuits	252
	Sweets	
	Jams, Juices, and Food Canning & Packing	
	Mineral Bottled Water	
	Other Food	
Edible Oil & Soap	Edible Oil Mills	73
	Soap	
Leather and Footwear	Tanning	62
	Footwear	
	Leather Products	
Spinning and Weaving	Weaving	23
	Spinning	
	Garments	
	Tricot	
Printing, Publishing and Packing	Printing Press	34
	Packing	
Engineering Industries	Constructions and Steel Products	269
	Aluminum & Enamel	
	Furniture	
	Building Materials & Glass	
	Air Conditioners, Refrigerators and Electrical equipment	
	Drilling Pipes and Water Pumps	
	Foundries and Steel	
Pharmaceutical, Perfume & Cosmetics	Pharmaceutical	57
	Paints	
	Perfumes and Cosmetics	
Petrochemical, Energy & Mining	Petrochemicals	182
	Plastic	
	Energy and Mining	
	Other Chemicals	
Flour & Animal products	Flour Mills	38
	Bakeries	
	Flour Products	
	Animal Products	
	Animal Feed	
Total		990

出所：スーダン工業会議所連合からの聞き取りにより調査団作成

表 5.3-4 は中央銀行年次報告書において生産量が公表されている製品を列挙している。業種として食品加工産業が主体であることからわかるとおり、概ね食品・飲料を中心として 2001 年の工業省調査における付加価値額で上位にくる業種の製品群が並んでおり、食品・飲料以外では、皮革製品、靴、セメント、石鹼などが挙げられている。

表 5.3-4 中央銀行年次報告書における主要工業製品リスト

Sugar	Vegetable oils
Ethanol	Hides and skins
Flour	Shoes
Soft drinks	Paints
Biscuits	Refrigerators
Sweets and halva	Air coolers
Juice	Foundries
Jams	Cement
Tomato paste	Liquid batteries
Fresh water	Cars and engines
Dairy products	Ceramics
Tobacco and cigarettes	Soap
Fodder	Papar; printing and cardboard

出所 Central Bank of Sudan (2011). 50<sup>th</sup> Annual Report 2010.より調査団作成

表 5.3-5 は、2001 年当時における企業の州別分布を規模別に示している。なお、同表は現在の南スーダンに属する州を除外集計している<sup>5</sup>。対象となる企業数は全体で 23,692 社であるが、その多くはハルツーム州（全体の 19.3%）、南ダルフール州（17.2%）、ゲジラ州（同 13.6%）のいずれかに所在している。特に、全体の 6.9%を占める大企業（1,641 社）は、その 64.7%がハルツームに立地している。このことからハルツーム州がスーダンの産業の中心地とすることが出来る。本調査で調査対象州としたカッサラ州に所在する企業数は、全体の 3.4%にすぎない。スーダン工業の主体は農産品加工だが、加工は主に首都圏で行われている。地方の工業振興の観点からは、「いかに原料の生産地のそばで食品加工産業を振興するか」が課題である。

表 5.3-5 州別企業数分布(2001 年)

州	企業数	%	小企業	%	大企業	%
Northern	856	3.6	852	3.9	4	0.2
River Nile	1,151	4.9	1,136	5.2	15	0.9
Red Sea	374	1.6	333	1.5	41	2.5
Kassala	799	3.4	760	3.4	39	2.4
Gedaref	1,359	5.7	1,350	6.1	9	0.5
Khartoum	4,568	19.3	3,506	15.9	1,062	64.7
Gezira	3,229	13.6	3,101	14.1	128	7.8
Sennar	1,241	5.2	1,218	5.5	23	1.4
White Nile	1,483	6.3	1,441	6.5	42	2.6
Blue Nile	477	2.0	471	2.1	6	0.4
North Kordofan	1,161	4.9	1,072	4.9	89	5.4

<sup>5</sup> 現在の南スーダンに所在する企業を含めた合計は大企業 1,654 社、小企業 22,460 社の計 24,114 社であった。

州	企業数	%	小企業	%	大企業	%
West Kordofan	503	2.1	459	2.1	44	2.7
South Kordofan	836	3.5	819	3.7	17	1.0
North Darfur	1,217	5.1	1,194	5.4	23	1.4
West Darfur	361	1.5	354	1.6	7	0.4
South Darfur	4,077	17.2	3,985	18.1	92	5.6
Total	23,692 (100%)	100	22,051 (93.1%)	100	1,641 (6.9%)	100

出所 Ministry of Industry (2005). Comprehensive Industrial Survey Project Reports より調査団作成

### 5.3.2 工業セクター輸出入の概況

表 5.3-6 は、2001 年の産業調査において輸出実績があると回答した企業が属する製造業種（ただし、石油精製を除く）を輸出額が多い順に列挙している。該当するのは 82 分類中のわずか 10 業種のみである<sup>6</sup>。更に、これらのうち中小企業で輸出実績の実績があったのは植物油・動物油脂のみであった。

表 5.3-6 輸出実績のあった製造業種

ISIC4 析分類		輸出額 (1,000SD)
1542	Sugar	27,381,969
1911	Tanning & dressing of leather	3,538,403
1920	Footwear	2,231,694
2423	Pharmaceuticals, medicinal chemicals & botanical products	544,738
2429	Other chemical products n.e.c	529,022
2424	Soap & detergents, clearing & polishing preparations, perfumes & toilet preparations	339,094
1531	Grain mill products	172,838
1514	Vegetable & animal oils & fats	169,174
2921	Agricultural & forestry machinery	97,000
3230	Television & radio receivers, sound or video recording or reproducing apparatus & associated goods	145
Total Manufacturing		35,004,077

出所 Ministry of Industry (2005). Comprehensive Industrial Survey Project Reports から調査団作成

一方、2010 年中央銀行の年次報告書に輸出工業製品として列挙され、且つ 2006 年以降に輸出実績があるのは、ピーナツ油、ゴマ油、砂糖、モラセス、油粕（飼料）、貝類加工の 6 品目であるが、モラセス、油粕は副産品である。皮革は動物資源の 1 品目として列挙されている。

<sup>6</sup> 履物が申告額で 3 位に位置しており、スーダンで製造される履物と言えば革靴が考えられるが、調査団の聞き取りによると、革靴を輸出していた可能性のある企業は現在既に存在しないとのこと。

本報告書第3章においてスーダンの主要輸入品目を分析しているが、その最も大きな特徴は、機械類 (Machinery and Equipment)、車両 (Means of Transport)、その他工業製品 (Manufactured goods) の輸入額が全体に占める比率が圧倒的に高いことにある (P3-2、3.1.2 輸入動向の章参照)。例えば、2010年にはこの3品目が輸入額全体の約56%を占めている。このほか上位10位には他にも化学品 (Chemical products)、石油精製品 (Petroleum products)、繊維 (Textiles)、原材料 (Raw materials) などの工業製品が含まれており、これらも加えると輸入額全体の75%が工業製品である。第3章でも指摘したように、スーダンは過去10年間、石油を輸出し、その収入で工業製品を輸入してきたと言えよう。

一般的に、競争力の高い製品は輸出超過となるが、スーダンで輸出超過となっている製造セクター (HSコード2桁分類) は皮革産業のみである。UN Comtrade で照会可能なスーダンの輸出入状況に関するデータは2009年のものが最新であるが、何らかの加工を経た製品が含まれる分類のうち、間近の2008年および2009年において共に輸出超過となっているのは「原皮 (毛皮を除く。) 及び革」のみである。皮革産業からの輸出も原皮あるいは半加工の皮革に限られ、革製品は輸出されていない。表5.3-7に両年における「原皮 (毛皮を除く。) 及び革」と「革製品」の輸出入実績を示す。

表5.3-7 原皮及び革および革製品の輸出入実績

単位：1,000USD

HSコード	品名	2008			2009		
		輸出	輸入	差異	輸出	輸入	差異
4101	牛 (水牛を含む。) 又は馬類の動物の原皮	2,098	85	2,013	1,173	129	1,044
4102	羊の原皮	514	69	445	1,804	9	1,795
4103	その他の原皮	52	0	52	114	18	96
4104	牛 (水牛を含む。) 又は馬類の動物のなめした皮	5,850	1	5,849	1,055	0	1,055
4105	羊のなめした皮	17,095	0	17,095	13,971	5	13,966
4106	その他の動物のなめした皮	3,280	4	3,276	1,375	80	1,295
4107	牛 (水牛を含む。) 又は馬類の動物の革	5	13	-8	0	1	-1
4112	羊革	49	0	49	0	0	0
4113	その他の動物の革	73	0	73	0	142	-142
4114	シャモア革	0	0	0		17	-17
4115	コンポジションレザー	0	1	-1	0	0	0
41	原皮 (毛皮を除く。) 及び革	29,014	174	28,840	19,492	401	19,091
42	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	0	4,104	-4,104	0	8,928	-8,928

出所 UN Comtrade のデータから調査団作成

砂糖（分類 1701）、植物油（同 1507～1515）は輸出されているものの、全体では輸入超過となっている。表 5.3-8 に砂糖および植物油の輸出入実績を示す。

表 5.3-8 砂糖および植物油の輸出入実績（2008-2009 年）

HS コード	品名	2008			2009		
		輸出	輸入	差異	輸出	輸入	差異
1701	Cane or beet sugar and chemically pure sucrose, in solid form	1,114	407,499	-406,385	16,911	78,663	-61,752
1507	Soya-bean oil&its fractions	0	0	0	1	1,463	-1,462
1508	Ground-nut oil&its fractions	0	88	-88	0	509	-509
1509	Olive oil and its fractions	0	57	-57	0	193	-193
1510	Other oils from olives		0	0		16	-16
1511	Palm oil & its fraction		75	-75		1,166	-1,166
1512	Sunflower/cotton-seed oil&fractions	230	14	216	0	4,619	-4,619
1513	Coconut (copra),palm kernel/babassu oil & their fractions	0	9,954	-9,954	0	7,291	-7,291
1514	Rape,colza or mustard oil & their fractions		19	-19		225	-225
1515	Fixed vegetable fats&oils & their fractions	93	7,201	-7,108	185	14,692	-14,507

出所 UN Comtrade のデータから調査団作成

2008～2009 年の輸出入実績では砂糖精製の副産品であるモラセスが輸出超過となっている（表 5.3-9 参照）が、モラセスを使用したエタノールの生産が 2009 年に開始されている。生産されたエタノールの大部分は輸出されていることから、現在はモラセスの輸出量が減少する一方でエチルアルコール（HS 分類 2207）の輸出が伸びているとみられる。スーダン政府は 2014 年までに砂糖の生産量を大きく増やして砂糖輸出国となることを目指しており、新規に建設される製糖工場においてもエタノールプラントを設置することが計画されている。砂糖の増産が進めば、並行してエタノールの輸出量も増加する見込みである。

表 5.3-9 モラセス輸出入実績

HS コード	品名	2008			2009		
		輸出	輸入	差異	輸出	輸入	差異
1703	Molasses resulting from the extraction or refining of sugar	4,151	8	4,143	1301	46	1,255

出所 UN Comtrade のデータから調査団作成

### 5.3.3 その他の工業製品

スーダン工業の特徴としては、GDP 全体に占める比率が低いこと、かつ食品加工（関連）産業が全体の 70%を超えていることが挙げられる。食品加工（関連）産業が大きいなシェアを占めることの裏返しとして、機械加工や工業製品を製造する企業は少ない。表 5.3-3 で示したようにスーダン工業会議所連合の Engineering Industries 部会の会員企業は 269 社

であるが、同部会の会員企業の多くは建設資材や家具の製造に従事しており、この中で工業製品を製造している企業は多めに見積もっても 100 社程度であろう。本年 6 月現在で連邦工業省が把握しているエンジニアリング関連の製造企業<sup>7</sup>は 26 社で、その内訳は次のとおりである。このほかに、Iron spare parts Workshop が数千単位で存在するとされている。

・金属スクラップ	9 社	・水力機器	1 社
・道管・ポンプ	4 社	・農業機械	5 社
・工場機械・備品	3 社	・自動車	1 社
・電機	2 社	・航空機	1 社

食品加工以外の産業が育たなかった要因には様々なものがあるが、資本不足と技術不足以外での大きな要因としては次の 2 点が挙げられる。まず第 1 点目としては、スーダン人による近代工業の導入過程がこれまでなかったことが挙げられる。1956 年の独立以降、スーダンでは何らかの形で国内紛争が 2000 年初めまで続き、経済活動自体が活発とは言えなかった。そのような中においても、ファミリービジネス（外国人によるものも含む）からスタートした事業体の中からいくつかのビジネスグループが形成され、現在それらは一大ビジネスグループとなっている。そのほとんどは、農産品販売や農機具の輸入代理店、あるいは農地整備などの農業関連事業からを始め、関連する食品加工業、飼料・肥料、運輸業、包装材などの分野へと事業を順次拡大しており、なかには農業分野そのものへの投資により成長した企業グループもある。さらに近年では通信事業や（車や事務機の）輸入代理店などサービス産業への投資も見られる。しかしながらこれらのビジネスグループがエンジニアリング関連分野において本格的な投資（製造工場の建設）を行うことはこれまでなかった。もちろんグループ内で展開している事業のために機械の保守や補修部品の製造に従事する部門を持つ企業もあるが、基本的には必要に迫られて、内向きで行われているものである。つまり、これらビジネスグループは商業資本として発展してきた。

第 2 点目としては、電力と工業原材料（中間財含む）の不足、あるいは産業インフラ全般の不足が挙げられる。これまで、慢性的な停電は工場を操業する上での大きな負担となり、非常用電源なしの工場は考えられない状況にあった。2011 年の Merowe ダムの完成により国内の電力供給にはかなりの改善が見られるものの、工業用地での新規に工場立ち上げる場合においては、未だに電力をはじめとする用役が不足している<sup>8</sup>。また、国内で調達できる工業用原材料や中間財が限られているため、すべての原材料や部材を輸入し、時には CKD 方式により製造・組み立てを行うことが、エンジニアリング企業の製造方法であったが、目下のような外貨不足の状況ではそのような製造方法は難しくなっている。外貨

<sup>7</sup> 金属部品加工（Ironspare parts Workshops）に従事する企業は個人事業主も加えれば、かなりの数となる。

<sup>8</sup> ハルツーム州の場合。

の不足は一時的であるとの見方もあるが、工業原材料や中間材の国内調達が困難であることは、今後も国内工業を振興していく上での大きな課題である。

そのような中、1997年に国の資本を注入して設立されたGIADグループ<sup>9</sup>がスーダンのエンジニアリング産業において大きな存在感を示している。同グループは、2001年10月に操業を開始し、鋼材、アルミ建材、電線、石油や灌漑用鋼管など重工業分野の製品を生産している。また、2005年にはGIAD Automotive Industry Companyを設立し、トラクター、トラック、バス、トレーラー、ピックアップトラック、乗用車などもフルラインアップで生産している。GIADグループは現在、プレス加工事業など38のビジネスユニット（注：製品ごとの事業部と言える）をグループ内に有する一大産業グループとなっている。

GIADの車両生産は全て、海外メーカーとの技術提携に基づいて行われるCKDによる受託生産である。例えば、乗用車については韓国、中国メーカーから、トラックについてはフランス、ドイツ、バスについてはインドなどから技術支援を受けている。GIADグループの強みとしては、これらの車両生産に使用するためのプレス機も630トンから4,000トンまで揃えられている点が挙げられる（金型は提携メーカー支給）。車両用鋼板や基幹部品は輸入しているものの、車種によっては国内からの部品調達比率は37%に達している。

このほか労働集約型産業の1つとして見られてきた繊維・紡績産業が、国内で生産される綿花をベースとして1980～1990年にブームとなったが、不安定な綿花の収穫量や輸出価格の高騰により国内への供給不足が起り、併せて電力不足により次第に下火となった。さらには、1990年代後半の米国による経済制裁により輸出市場を失い、また機械の補修部品等の調達もままならなかった。その結果、1990年には21社あった紡績工場はすべて操業停止に追い込まれ、2001年の産業調査の時点で繊維産業が工業セクターに占める割合は、事業所数で0.2%、付加価値額で2.9%にまで落ち込んだ。2004年に大統領令により国内紡績産業の復興計画が始まり、2010年になってようやく紡績3社が操業を再開している。しかしながら10年間のブランクにより機械設備は使用できなくなっており、過去の従業員も離散状況にあることから、再開と言ってもほとんどゼロからのスタートである。紡績工場の再興プログラムは3か年緊急プログラムでも取り上げられており、スーダン政府は繊維産業が産業として確立されるだけでなく、輸出産業に成長することを期待している。

貿易統計が示すように、スーダンはあらゆる種類の工業製品を輸入に依存しており、エンジニアリング産業の裾野を広げていくことが求められている。スーダンのビジネス環境は、エンジニアリング産業を発展させるには厳しいものであったが、一部では裾野の広がりも見受けられ、例えば単独の製品としては輸入額が最大となっている携帯電話の生産が

<sup>9</sup> もともとは軍需品の生産企業グループであり、軍の管理下にあった。その後民間企業としてエンジニアリング分野へのビジネスをスタートさせているが現在も25%の株式を国が保有している。

2011年に開始されている。輸入品を国内生産に切り替えていく産業の発展の可能性は大きいと言える。

#### 5.3.4 スーダン政府の工業政策と主要製品の目標生産（輸出）量

工業省は3か年緊急プログラム、5か年開発計画（2012～2016年）などに基づいて年次計画を作成している。表5.3-10は、2012年の年次計画に示されている工業省の戦略的目標である。

表 5.3-10 工業省の工業開発戦略目標

1	高い競争力をもつ工業セクターの創造
2	完成度の高い工業セクターの再生と強化
3	工業開発目標達成のための環境整備
4	工業標準・規格に適合する工業製品品質向上のための品質管理手法の普及
5	重工業から軽工業まで幅広く工業を振興するための政策・制度の策定
6	関係機関と連携した工業規格の促進
7	地域開発を狙いとした小規模企業、地域産業の開発促進

出所 Ministry of Industry, Annual Plan 2012.

続いて、表5.3-11に2012年の工業省の目標を示す。

表 5.3-11 工業省：2012年目標

1	国民が求める工業製品の提供
2	工業製品の輸入代替化促進
3	新たな海外市場向け輸出品目の促進
4	資源の適正活用、及び付加価値の創造による収益向上
5	さまざまな製造分野における新規テクノロジーの導入
6	工業開発をつうじた社会貢献による地域の創造
7	地域における小規模企業育成をつうじ、失業率や移民の改善、生活の向上促進
8	休止中工場の再開
9	産業インフラ改善についての意識の喚起

出所 Ministry of Industry, Annual Plan 2012.

工業省は2010年の生産実績に基づいて2016年までの目標生産量を定めており、3か年緊急プログラムでの目標も2016年までの目標値をそのまま適用している。表5.3-12に2016年までの目標生産量、2010年の消費量、2010～2011年の生産実績、および2012年の見込み生産量を示す。表5.3-11に示した工業省の目標に、「国民が求める工業製品の提供」、「輸入品の自国生産」が挙げられていることから分かるように、基本的には輸入に頼っている製品の国内生産を増やすことを目指しており、ミネラルウォーター、ビスケットなどは2016年までに消費を上回る生産を達成すること、つまり輸出可能となることを目標としている。2012年の見込み生産量と2016年までの目標生産量を比較すると、ジ

ヤムのように 2012 年の見込み生産量が目標を上回っている製品もあれば、砂糖のように下回っている製品もある。既に主要な輸出品となっている皮革品は、2016 年までの輸出目標量を畜産・漁業省が定めている（表 5.3-13 参照）。

2012 年の産業開発活動としては、2011 年からの継続案件として 1) 繊維工場（3 工場）に対する支援、2012 年の新規案件として、2) 製糖工場の新設支援（2 工場）、3) 既存製糖工場による家畜飼育支援、4) 製糸工場のリハビリテーション、5) 皮革セクターの産業団地開発支援なども計画されている。

表 5.3-12 2010 年および 2011 年の生産実績および 3 か年緊急プログラム生産目標

品目	単位	消費	実績		予測	目標						特記
			2010	2011	2012	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
Sugar	Thousand tons	1,400	576	686	870	762	970	1,340	1,474	1,480	1,500	
Flour	Thousand tons	1,400	1,300	1,410	1,450	1,400	1,400	1,400	1,450	1,500	1,550	輸入小麦 85%
Edible Oil	Thousand tons	240	169	110	200	175	200	240	300	420	450	
Dairy products	Million tons	3.2	0.14			0.3	0.4	0.5	0.5	0.6	0.6	2013 年にハルツーム州の消費をカバー
Mineral water	Million liters		544			600	650	700	700	700	700	生産>消費
Biscuits	Thousand tons		38	44	50	60	70	77	80	85	90	生産>消費
Sweets and Thanih	Thousand tons		26	40	100	40	60	60	60	62	65	生産>消費
Juices	Thousand tons		42			45	50	50	50	50	50	生産>消費
Jams	Thousand tons	15	8	15	17	10	12	15	16	16	17	
Tomato Paste	Thousand tons	15	5	12	24	8	11	12	13	13.5	14	
Pharmaceutical	Cover the needs of the country in 50 kinds of medicines											
Oxy-acetylene	Million Cubic meters	1.64	2.96			3.0	3.2	3.4	3.5	3.6	3.7	生産>消費
Nitrous oxide and carbon dioxide	Tons	0.992	1.3			1.3	1.3	1.32	1.34	1.34	1.35	生産>消費
Ethanol	Million liters	37.5	38	39	40	40	40	40	42	43	44	輸出
Cement	Million tons	3	2.2	3	5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.6	5.7	
Iron products	Thousand tons	700	382			592	610	630	640	645	650	
Ceramic	Million square meters		9	4.1	13	11	13	14	14	15	16	
Paints	Thousandtons		60	120	120	60	60	60	60	62	65	生産>消費
Refrigerators	unit	150	89			120	150	175	180	180	185	輸出
Air conditioners and water	unit		10			17	18	18	18.5	19	19.5	輸出向けに新工場建設
School brochure	One million dozen		11	14	15	14	15	20	20	25	30	
Textbook	One million dozen		10	23	25	23	25	27	27	28	29	
Powdered soap	Thousand tons	70	44			76	70	90	90	95	95.5	生産>消費

出所 工業省提供資料から調査団作成

表 5.3-13 皮革品の輸出実績と中期計画目標輸出品

(枚)

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
羊皮（原皮）	33,576	58,800	8,960,000	9,856,000	10,841,600	11,925,760	13,118,336
羊皮（半加工）	8,727,242	9,385,236					
山羊皮（原皮）	83,100	42,000	3,500,000	3,850,000	4,235,000	4,658,500	5,124,350
山羊皮（半加工）	3,296,448	2,963,980					
牛皮（原皮）	430,400	579,426	650,000	715,000	786,500	865,150	951,665
牛皮（半加工）	192,127	184,997					
らくだ（原皮）	10,000	20,300	10,200	10,300	10,400	10,500	10,600
計	12,772,893	13,234,739	13,120,200	14,431,300	15,873,500	17,459,910	19,204,951

出所 \*Skin and Hide Improving Center からの提供資料による

### 5.3.5 工業セクターでの投資有望分野

5.1 で挙げられた農産品（家畜を含む）を使用した有望製品を除くと、輸出有望工業製品としては砂糖とその精製過程の副産物を利用して製造されるエタノール、原皮を含む皮革製品、食用油、食肉加工品などが挙げられる。また、投資有望分野としては、電子機器、紡績・繊維、建設用資材、薬品などが挙げられる。以下にそれぞれのセクターの概況とその課題を記述する。

#### 5.3.5.1 皮革セクター

##### (1) 皮革セクター概況

既に述べたように、皮革産業は輸出超過となっている唯一の製造セクターである。表 5.3-14 は調査団が入手した原皮生産量に関する複数の情報を列挙している。例えば、工業会議所の皮革専門家は、牛皮 300 万枚、らくだ皮 30 万枚<sup>10</sup>、羊皮 1,000 万枚、山羊皮 750 万枚が産出されていると推定している。原皮の正確な生産量は把握されていないが、推定家畜数と比較すると皮革セクターで活用されている皮の数量は少ないとされる。皮は、製革所から送られたエージェントあるいはトレーダーが屠畜場、ローカルの食肉解体者、コミュニティ<sup>11</sup>などから買い取っている。Skin and Hide Improving Center によると、屠畜場からの買い取りは重量ベース（牛皮）あるいは枚数ベース（羊皮および山羊皮）、その他の買い取りは種類に関係なく全て枚数ベースで行われており、品質は価格に反映されない<sup>12</sup>。

<sup>10</sup> らくだの皮にも商業的価値はあるものの、屠畜時に皮としては使用できない状態に処理されてしまうことにより、皮革産業ではほとんど使用されていないとのこと。

<sup>11</sup> 犠牲祭のような宗教行事や、結婚式などにおいて家庭で屠畜された家畜の原皮が回収される。

<sup>12</sup> Mohammad A Jabbar, S Kiruthu, Berhanu Gebremedhin and Simeon Ehui. (2002)によると、家畜の取引価格に外観（皮の状態）が考慮されるケースもあるようだが、その場合でも、皮がダメージを受けないように飼育する動機付けを家畜主に与えるには至っていない。

表 5.3-14 原皮の推定年間生産枚数<sup>13</sup>

		推定 1*	推定 2**	推定 3***	推定 4****
Hide	牛	461 万枚	300 万枚	280 万枚	178,500 トン
	らくだ	—	30 万枚	—	
Skin	羊	1,523 万枚	1,000 万枚	930 万枚	64,150 トン
	やぎ	1,489 万枚	750 万枚	1,330 万枚	47,063 トン

出所：\*工業会議所の皮革専門家からの聞き取りによる

\*\* Skin and Hide Improving Center 提供の資料による。2010 年の数値。

\*\*\* International Trade Centre. (2010) Promoting Regional Trade in Leather and Leather Products – Supply and Demand Survey on Leather and Leather Products, Sudan.2008 年の数値。

\*\*\*\* FOA. FAOSTAT-Agriculture. 2010 年の数値。計算値のため、推定値と表示した。

表 5.3-15 は機械化された製革所数を示している。情報源により数値が異なるが、工業会議所の皮革専門家によればスーダンには 22 か所の製革所があり、そのうちの 7 か所は経済的困難あるいは環境問題により稼働していない。表 5.3-16 に同専門家から聞き取った製革所の所在州を示す。稼働率も低く、同皮革専門家によると、Hide の加工量は加工能力（100 万／年）の 40%、Skin の加工量は加工能力（2,400 万／年）の 50%程度とのことである<sup>14</sup>。

他に、伝統的な道具を使用して作業をおこなう製革グループが 30 ほどあり、合わせて Hide 約 20～30 万枚、Skin 約 300 万枚が加工されている。

表 5.3-15 機械化された製革所数

	工業会議所 皮革専門家*	Skin and Hide Improving Center**	International Trade Centre***
製革所数	22	25	23
うち稼働中の製革所数	15	14	17

出所：\*工業会議所の皮革専門家からの聞き取りによる

\*\* Skin and Hide Improving Center 提供の資料による

\*\*\* International Trade Centre. (2010) Promoting Regional Trade in Leather and Leather Products – Supply and Demand Survey on Leather and Leather Products, Sudan.

<sup>13</sup> 大型家畜（牛、らくだ）の皮は Hide、小型家畜（羊、やぎ）の皮は Skin に分類される。

<sup>14</sup> 稼働していない製革所の加工能力も加味した数値。なお、Skin and Hide Improving Center 提供の資料によれば、Hide 加工の稼働率は 29.4%（1,000/3,400 枚/日）、skin 加工の稼働率は 58.0%（57,500/99,000 枚/日）である。International Trade Centre の文献には、稼働率は 30%未満との記述がある。

表 5.3-16 機械化された製革所の所数と所在地

州	製革所数	州	製革所数
Khartoum	13(うち1か所未稼働)	White Nile	1(未稼働)
Red Sea	3(うち2か所未稼働)	South Dalfur	1(未稼働)
Kassala	1		
Gezira	3(うち1か所未稼働)		

出所：工業会議所の皮革専門家からの聞き取りによる

原皮から加工を経て革となるまでには、(1) 原皮、(2) 塩蔵皮/塩乾皮、(3) ピックル皮、(4) ウェットブルー（レザー）、(5) クラスト（レザー）、(6) 革、の6段階がある。浸酸過程<sup>15</sup>を終えた皮がピックル皮、クロム鞣しを終えた皮がウェットブルーと呼ばれている。輸出品に関しては、Hideの約半数とskinの5～10%は塩蔵皮/塩乾皮の段階で、Hideの残り半数とSkinの9割超がピックル加工あるいはウェットブルーの段階までの加工を経て出荷されている<sup>16</sup>。表 5.3-17 に過去5年間の輸出枚数の内訳を示す。工業会議所の皮革専門家によると、スーダンの製革所のうち7か所は革までの加工も行っているが、これらの革は国内で使用されている。

表 5.3-17 輸出皮の内訳

	塩蔵皮/塩乾皮（枚）	ピックル/ ウェットブルー（枚）	計（枚）
2007	416,710	6,524,973	6,941,683
2008	384,045	11,150,225	11,534,270
2009	444,052	9,461,116	9,905,168
2010	548,026	12,215,818	12,763,844
2011	680,126	12,534,213	13,214,339

出所：Skin and Hide Improving Center 提供の資料による

加工に必要な化学品はほとんど輸入で、イタリアやインドなどから輸入されている。表 5.3-18 に加工コストの内訳を示す。

表 5.3-18 加工費の内訳

項目	内訳 1*	内訳 2**
原材料（皮）	55%	70%
労務費	20%	15%
化学品・添加物	15%	8-12%
使用料（電気など）	10%	5-10%

出所：\* International Trade Centre. (2010) Promoting Regional Trade in Leather and Leather Products – Supply and Demand Survey on Leather and Leather Products, Sudan.

\*\* Integrated Framework for Trade-Related Technical Assistance to Least Development Countries. (2008). Revitalizing Sudan's Non-Oil Export: A Diagnostic Trade Integration Study (DTIS) Prepared for the Integrated Framework Program. 中規模製革所の場合。

<sup>15</sup> 鞣し剤が浸透するように皮の pH を調整する過程。

<sup>16</sup> 4～5 軒の製革所は仕上げ工程まで行えるが、それらは国内で使用されている。

表 5.3-19 は皮製品の輸出価格を示している。塩漬けされただけの原皮は品質に関係なく重量あるいは枚数ベースで輸出されているが、中間加工を経た皮は品質別に輸出価格が異なる。例外もあるが、概ね品質が落ちるにしたがって価格も下がっている。Diagnostic Trade Integration Study には、スーダン産のウェットブルーレザーはその品質の低さゆえに国際価格の 50%程度の価格で取引されていると報告されている<sup>17</sup>。詳しくは後述するが、皮の品質には家畜の飼育、屠畜時の皮剥ぎ、保管、鞣しすべての段階が影響している。なお、スーダンの皮革関係者は、皮の品質が価格に影響していることは認めているものの、品質だけでは価格差を説明できないと考えている。

表 5.3-19 輸出皮の参考価格

加工段階	品質	牛	羊	山羊
塩蔵皮		\$1,000/トン	\$60/ダース	\$30/ダース
塩乾皮		\$700/トン	\$60/ダース	\$30/ダース
ピクル皮	A/B	\$0.50/フィート	\$60/ダース	\$30/ダース
	A/B/C/D	\$0.40/フィート	\$30/ダース	\$20/ダース
	D/E-Low grade	\$0.30/フィート	\$15/ダース	\$10/ダース
	R.S. A/B/C/D	\$0.40/フィート	\$45/ダース	\$45/ダース
ウェットブルー	A/B	\$0.60/フィート	\$65/ダース	\$35/ダース
	A/B/C/D	\$0.50/フィート	\$35/ダース	\$25/ダース
	D/E-Low grade	\$0.50/フィート	\$20/ダース	\$10/ダース
	R.S. A/B/C/D	\$0.50/フィート	\$50/ダース	\$30/ダース

出所：Skin and Hide Improving Center 提供の資料による

品質問題は Hide（牛皮）においてより深刻である（Skin [羊皮、山羊皮]ではそれほど問題ではない）<sup>18</sup>と皮革関係者は考えている。Skin and Hide Improving Center からの聞き取りによると、牛皮の品質問題がより深刻となる要因は、牛は体が大きいために屠畜後の皮剥ぎが適切に行われないケースが多いことにある。ただし、工業会議所のデータでは、ウェットブルーの段階になると羊皮においても低品質と評価される 5th グレード以下が全体の 8 割超、山羊の場合は 9 割を占めている。

品質の高い皮はイタリアをはじめとするヨーロッパ、品質の劣る皮は中国などに輸出されていると一般には認識されている。UN Comtrade の輸出実績を見ると、2000 年代前半の輸出先上位 5 か国はイタリア、中国（香港含む）、パキスタン、インド、スペインだったが、2009 年の上位国はアルバ、サウジアラビア、パキスタン、シリア、トルコとなってお

<sup>17</sup> Integrated Framework for Trade-Related Technical Assistance to Least Development Countries. (2008). Revitalizing Sudan's Non-Oil Export: A Diagnostic Trade Integration Study (DTIS) Prepared for the Integrated Framework Program.

<sup>18</sup> らくだの皮はほとんどが廃棄されているとのこと。

り、変化がみられる<sup>19</sup>。Diagnostic Trade Integration Study は、低い品質によりスーダンの皮革セクターはイタリア、スペインなどの市場を失ったと分析している。

革製品の製造には、大企業 3 社、中小企業 10 社、ワークショップ<sup>20</sup>400 か所、3 千人程の職人<sup>21</sup>が従事しており、生産品のほとんどは靴とのこと。スーダンの皮革関係者は、安価な革製品、履物（革製に限らない）が大量に輸入されていることに危機感を持っている。

## (2) 皮革セクターの課題

スーダンの皮革セクターの課題としては、次のような点が上げられる。

- 1) 皮の品質が低いこと
- 2) 家畜頭数に比して商業的に使用されている皮の数量が少ないこと
- 3) 皮の輸出が原皮あるいは半加工の段階の皮に限られていること
- 4) 革製品の輸出が全くできていないこと

従って、皮革セクターからの輸出を更に増加させるためには、

- 1) 皮の品質を改善すること
- 2) 皮の回収率を改善すること
- 3) 加工度を上げた皮を輸出できるようになること
- 4) 革製品の輸出ができるようになること

が必要となる。

上記 1)を達成するには家畜飼育から鞣し加工まで全ての過程における管理や作業手法を改善すること、2) を達成するには、適切な皮剥ぎを行う屠畜場数を増やすことおよびコミュニティレベルからの回収率を改善すること、3) を達成するには製革所の設備を刷新し、また鞣しの技術レベルを向上させること、そして 4) の達成には革製品加工業を発展させること、が必要となる。

長期的には革製品加工業を発展させることも重要であるが、良質な皮の確保は革製品加工業の発展にも必要であることから、まずは課題 1)～3)の状況改善を優先して取り組むべきと思われる。

<sup>19</sup> サウジアラビアは 2003 年から輸入額を大幅に増やしている。アルバは 2006 年まで輸入実績が全くなかったが、2008 年に突然輸入額の 1 位に躍り出ている（2007 年のデータはデータベースに存在しない）。

<sup>20</sup> ここでは、従業員 5 名以上 14 人以下をワークショップ、従業員 15 人以上を中小企業、従業員 25 人以上を大企業と分類している。

<sup>21</sup> 自宅あるいは市場で手作業による生産を行う者を指す。

表 5.3-20 に皮革セクターが抱える問題点とその原因を飼育過程、屠畜過程、製革過程、革製品製造過程に分けて列挙した。更に同表右には、それぞれの過程を管轄する政府機関名とこれらの機関が実施している活動を記している。

製革過程においては、輸出される皮の加工がウェットブルー段階までにとどまっている。より付加価値を付けるためにクラストレザー、さらには仕上げまで済ませた革まで加工した上で輸出できるようにならなければならないというのが関係者の共通認識であるが、そのためには製革所の設備のアップグレードおよび技術力向上が必要となる。工業省傘下の **Leather Technology and Research Center**<sup>22</sup>が民間セクターに対する製革技術の研修を実施しているが、調査団の聞き取りによれば主な対象は伝統的な手法による製革を行っている地方の製革グループであり、機械化の進んだ製革所ではない。同センターの製革所の設備は機材の更新を必要とする民間製革所の設備と同程度か劣っていると思われる。また、運営費不足により、積極的に研修を行える状況にない。運営費不足については、皮剥ぎに関する啓蒙活動や研修を実施している **Skin and Hide Improving Center** についても同じことが言える。

皮革セクターには、ハルツーム州のオンドルマン西地区に工業団地を形成する計画がある。工業団地の形成は、関連企業を集積させることでより効率的に同セクターを発展させることと同時に、廃棄物を適正に処理して環境汚染を防ぐことを目的としている。工業団地の立地は決定されているが、団地の開発は始まっていない。調査団の聞き取りによれば、用地の決定だけでも 5 年を要しており、団地に企業が入居できる状況になるまでにどの程度の時間を要するかについての見通しは立っていない。ただし、団地が完成した際には、同セクターの企業は団地に移転しなければならない模様である。いつ入居可能になるかが不透明であるとしても、いずれは移転しなければならないとすれば、現在の製革所において設備更新等の投資をすることは躊躇われるのではないかと思われる。また、新規の投資により企業を設立する場合にも同じことが言える。既存の企業および新規の投資家のためには、ある程度明確なタイムスパンの提示と、計画に沿った工業団地の開発が求められよう。

<sup>22</sup> Industrial Research and Consultancy Center の 1 部局。

表 5.3-20 皮革セクターの課題と関係機関の活動

	問題点	原因	関係機関	関係機関の活動
飼育過程	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 栄養不足</li> <li>✓ 疾病による傷</li> <li>✓ ダニ、外部寄生虫などによる傷</li> <li>✓ 自然環境での飼育により生じる傷</li> <li>✓ (主に牛) 角による傷</li> <li>✓ 焼印による傷</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 不十分な飼料</li> <li>✓ 不十分な防疫</li> <li>✓ 皮の経済的価値に対する低い意識 (皮の品質維持を促すインセンティブの欠如)</li> </ul>	畜産漁業省 Skin and Hide Improving Center	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 獣医サービス</li> <li>✓ 家畜主への啓蒙活動</li> </ul>
屠畜過程	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 不適切な皮剥ぎによる傷</li> <li>✓ 不適切なカッティング</li> <li>✓ (コミュニティレベル) 皮の未回収</li> <li>✓ 不適切な保管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 皮の経済的価値に対する低い意識 (皮の品質維持を促すインセンティブの欠如)</li> <li>✓ 屠畜所の設備の未整備</li> <li>✓ 不適切なナイフの使用</li> <li>✓ 食肉解体処理者の知識・技術不足</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 屠畜場に対する指導監督、トレーニング</li> <li>✓ 食肉解体処理者に対するトレーニング</li> <li>✓ 皮剥ぎに適したナイフの支給</li> <li>✓ 一般市民への啓蒙活動</li> </ul>
製革過程	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 低い稼働率</li> <li>✓ 半加工段階での輸出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 設備</li> <li>✓ 技術レベル/生産性 (熟練労働者の不足)</li> <li>✓ 環境問題</li> </ul>	工業省 Leather Technology and Research Center	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 鞣し加工に関するトレーニング</li> </ul>
			皮革製品会議所、他	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 皮革セクター工業団地の計画</li> </ul>
革製品製造過程	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 質の良い革の調達の高難性</li> <li>✓ 乏しい商品ライン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 設備</li> <li>✓ 技術レベル/生産性 (熟練労働者の不足)</li> </ul>	工業省 Leather Technology and Research Center、職業訓練校	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 靴、鞆など革製品製造のトレーニング</li> </ul>
			皮革製品会議所、他	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 皮革セクター工業団地の計画</li> </ul>

出所 皮革関係者からの聞き取りをもとに調査団作成

## 5.3.5.2 砂糖セクター

## (1) 砂糖セクター概況

表 5.3-21 に既存製糖工場の砂糖生産能力<sup>23</sup>を示す。現在の年間生産能力は 755,000 トンである。El Guneid、New Halfa、North West Sennar、Hajar Assalaya の 4 工場は国営の Sudanese Sugar Company (SSC) によって、Kenana 工場は Kenana Sugar Company (KSC) によって運営されている。スーダン政府は、2014 年までに国内需要を上回る砂糖の生産できる生産体制を整えて、砂糖の輸出国となることを目標としている。

表 5.3-21 製糖工場生産能力

工場	生産開始年	耕地面積 (フェダン)	生産能力 (トン/年)	最高年間生産量 (トン)
1 El Guneid	1962	40,000	60,000	94,171
2 New Halfa	1964	40,000	75,000	87,759
3 North West Sennar	1976	38,000	110,000	92,038
4 Hajar Assalaya	1979	44,000	110,000	97,500
5 Kenana	1980	87,000	400,000	427,895
計		249,000	755,000	799,363

出所： Sudan Agro-Industry Investment Opportunity Feasibility Study Report for 10,000TCD Capacity Sugar Factory Projects by The Federal Ministry of Agriculture

表 5.3-22 に砂糖の需給状況の推移を示す。2001 年までは、政府が砂糖消費の増加を抑えるために砂糖の価格と配給を統制していた。80 年代は砂糖消費の増加率は人口増加率よりも低く抑えられていたが、90 年代には年 4%を超えるペースで増加し、2001 年に国内砂糖市場自由化の第 1 段階として新配給制度が導入されると、石油の輸出開始によりもたらされた高い経済成長も相まって砂糖消費の増加に更に拍車がかかった。その結果、2005 年以降は継続的に砂糖の輸入が必要となり現在に至っている。国内生産量に輸入量を加え輸出量を差し引く単純な計算では、2009/10 年の需給ギャップが 100 万トンを超えた。関係者からの聞き取りによれば、現在の砂糖の国内需要は 130～140 万トンで、3%/年のペースでの増加が見込まれている。足元では生産能力が 60 万トンほど不足していることになる。

表 5.3-22 砂糖需給推移

年	生産	消費	差異
1997/98	557,224	451,474	105,750
1998/99	610,395	528,052	82,343
1999/00	663,836	617,469	46,367
2000/01	692,688	708,377	-15,689
2001/02	696,825	751,121	-54,296
2002/03	728,335	722,641	5,694
2003/04	754,915	747,814	7,101
2004/05	711,533	848,560	-137,027
2005/06	728,117	889,291	-161,174

<sup>23</sup> スーダンの製糖工場は、粗糖生産から上白糖への精製（精糖）まで行っている。

年	生産	消費	差異
2006/07	756,849	n.a.	
2007/08	744,600	n.a.	
2008/09*	738,500	911,212	-172,712
2009/10*	641,900	1,666,406	-1,024,506

注) 2008/09 および 2009/10 の消費量は(生産数量+輸入量-輸出量)で産出されているが、同様の計算をしても2005/06の消費量は889,291tにはならない。

出所 Sudan Agro-Industry Investment Opportunity Feasibility Study Report for 10,000TCD Capacity Sugar Factory Projects by The Federal Ministry of Agriculture

砂糖増産の第1歩としては、今年4月にKSCなどが出資するWhite Nile Sugar Companyが生産を開始する計画であったが(生産能力45万トン、初年度生産15万トン<sup>24</sup>)、生産開始は延期されている<sup>25</sup>。同社工場は生産能力4,600万リットル/年のエタノール工場も有しており、エタノールの輸出による外貨収入獲得も期待されていたはずである。KSC関係者からの聞き取りによると、「設備は全て整っているものの、ソフトウェアを提供した企業がGeneral Electric社に買収された結果として、米国の経済制裁が適用されてソフトウェアのパスコードが入手できず、稼働することができない」とのことである。同工場がフル生産に達すれば、国内生産が国内需要に近づき、計画されている拡張、工場建設が実施されれば余剰分の輸出が可能となる。

SSCおよびKSC関係者からの情報によれば、各社は表5.3-23に示された増産を計画している。両社とも既存設備の拡張と新規工場の建設を計画している。まず、SSCによる既存設備拡張に関しては「2013年11月までに既存4工場を拡張して生産能力を50万トン/年に引き上げる」と報道されていたが<sup>26</sup>、調査団による聞き取りによると、現在計画されている既存工場の生産能力拡張は合わせて10万トンとのことである。従って、拡張後の生産能力は合計45万5千トンとなる。拡張は自己資本により行われる予定であるが、資金不足により計画どおりには進んでいない。また、同社は3工場の新設を計画しているが、資金調達の見通しがついているのは生産能力12万5千トンのBlue Nile Sugar Companyの機材に対してのみで、他の2工場建設のための必要資金は現時点で全く確保できていない。Blue Nile Sugar Companyについても土木費用は十分に確保されていないことから、2014年の時点で生産を開始できるかどうかは不透明な状況となっている。新規工場建設にあたって、SSCは貸し付けよりも資本出資を希望している。

KSCはKenana工場の生産能力を2015年までに5万トン増強し45万トン/年とする計画である。並行して、Ramash(生産能力12万トン/年)、Redais(同50万トン/年)、Red Sea(同50万トン/年)の3精製工場を新規に立ち上げる計画を有している。RedaisにはChina National Complete Plant Import and Export Corporation、Red SeaにはイタリアのEridania Sdamが出資し

<sup>24</sup> 加えて100,000 animal feed, 46 million ton of ethanolの生産設備を併設する。

<sup>25</sup> 今回の延期のみにとどまらず、当初の計画よりも遅れているようである。Diagnostic Trade Integration Studyには「2008年に生産が開始される予定」との記述がある。

<sup>26</sup> International Business Times dated July 27, 2010. Sudanese sugar firm to expand output to 500,000t.  
<http://www.ibtimes.com/articles/38732/20100727/sudanese-sugar-firm-to-expand-output-to-500-000-t.htm>

ており、Read Sea 製糖工場は輸出に特化するとのことである。少なくとも調査団が訪問した時点では、計画の遅れは生じていないようであった。なお、KSC は資金調達を目的として香港株式市場への上場を計画している。

表 5.3-23 既存工場拡張および新規工場建設計画 (1)

&lt;SSC&gt;

	工場	生産能力 (トン/年)	備考	生産開始 (計画)
新規	Blue Nile (Sennar 州)	125,000	機材のファイナンスは中国からのローンで確保済み (1 億 6,000 万ドル) 土木工事費用が手当てできていない(9,900 万ドル) エタノールプラント、飼料プラント併設	2013~2014
	Tambol (Gezira 州)	125,000	中国と交渉中 建設総費用 3.5-4 億ドル エタノールプラント、飼料プラント併設	未定
	Hurga Nureldeen (Gezira 州)	90,000	建設総費用 3 億ドル 飼料プラント併設	未定
拡張	Guneid	拡張 55,000 計 115,000	既存能力 60,000 t/年	未定
	New Halfa	拡張 45,000 計 120,000	既存能力 75,000 t/年	未定
	Sennar	-	エタノールプラントと肥料(vinasse)プラント建設 (Assalaya、Guneid で発生するモラセスも使用)	未定

&lt;KSC&gt;

	工場	生産能力 (トン/年)	備考	生産開始 (計画)
新規	Ramash (Sennar 州)	120,000	エタノールプラント併設	2013~2014
	Redais (White Nile 州)	500,000	China National Complete Plant Import and Export Corporation が 51% 出資 South African group Illovo Sugar	2014~2015
	Red Sea (Red Sea 州)	500,000	イタリア Eridania Sdam が 50% 出資 輸出向け	
拡張	Kenana	拡張 50,000 計 450,000	農地の拡大による	2015

出所 SSC および KSC からの聞き取りによる

農業省により発表された資料によると、KSC から聞き取った得た計画に加えて表 5.3-24 に示された立地での新規工場建設が計画されている模様である。同表に列挙された計画は 2 段階で 200 万トンを増産する計画のうちの第 1 段階のものとされていることから、同規模の増産計画が続くことになる。このほか、エジプト Nubaria Sugar Company による 45 万トン/年の製糖工場、インド (21 万 6,000 トン)、モロッコ (37 万トン) からの投資による工場建設計画が報道されている。

表 5.3-24 既存工場拡張および新規工場建設計画 (2)

立地	生産能力(トン/年)
Abgar (White Nile 州)	94,500
Es Suki (Sennar 州)	94,500
Alhaddaf & Wadalfdil (Gezira 州)	94,500
Hurga A Nouraldin (Gezira 州)	94,500
New Halfa (Kassala 州)	189,000
Rahad (Gezia 州, Gadarif 州)	189,000
Sennar (Sennar 州)	189,000
計	945,000

出所 Sudan Agro-Industry Investment Opportunity Feasibility Study Report for 10,000TCD Capacity Sugar Factory Projects by The Federal Ministry of Agriculture

国内需要を超える生産を達成したのちの輸出対象市場としては、EU、COMESA 加盟国およびアラブ諸国が想定されている。2012年9月末までは、EUには Everything But Arms initiative を利用して関税無し、割り当て制限無しで輸出が可能となっており、今年の9月末までは、EUで決められている参考価格の90%以上の価格での買い取りが保証されている<sup>27,28</sup>。砂糖を輸入している COMESA 諸国、アラブ諸国にはエジプト、リビア、エチオピア、アルジェリア、アラブ首長国連邦、イラン、サウジアラビア、シリアなどが含まれる。

## (2) 砂糖セクターの課題

砂糖セクターの課題は何と言っても資金調達である。スーダンには広大な農地とナイル川からの農業用水が活用可能である。砂糖は1960年代から生産されており、生産性も比較的高いとされる<sup>29</sup>。国の基幹産業であり、農地や工場用地の確保において困難が生じる可能性は低い。SSCのGuneid工場を例外として、サトウキビは農家からの買い取りではなく各社が自社で栽培していることから、気象条件等による収量の増減を別にすれば原料調達面での不確実性も低い<sup>30</sup>。スーダンでは、2014年までに国内需要を上回る生産を達成するという目標が設定されているだけでなく、2020年までに年間生産量を1,000万トンから1,400万トンまで引き上げることを目標としたマスタープランが作成されており、数多くの工場新設計画に対する出資者を募っている。しかし、上記に挙げたような好条件が揃っているにもかかわらず、思うように資金を集められておらず、スーダンの砂糖事業に出資しているのは中国や中東諸国などに限られている。中国、中東諸国ともにスーダンの友好国であり、砂糖輸入国であるこ

<sup>27</sup> EBAについては下記リンク参照。なお、現時点では文中記載の期日以降の輸出条件は不明である。

<http://ec.europa.eu/trade/wider-agenda/development/generalised-system-of-preferences/everything-but-arms/>

<sup>28</sup> 参考価格については下記リンク参照。現在の砂糖の参考価格はEUR 404.4/トンとなっている。

[http://ec.europa.eu/agriculture/sugar/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/agriculture/sugar/index_en.htm)

<sup>29</sup> KSCのエンジニアリング部門であるKenana Engineering and Technical Services Ltd.のトップによる発言によれば、スーダンの砂糖生産コストは世界で6番目に低い。下記リンク参照。

[http://www.sugaronline.com/home/website\\_contents/view/1162214](http://www.sugaronline.com/home/website_contents/view/1162214)

<sup>30</sup> Guneid工場は、小作制度(tenancy system)により農家から決められたフォーミュラに基づいてサトウキビを買い取っているが、操業開始以来の長期的な関係によりサトウキビの調達に問題はないとのこと。

とから有力な投資元である。また、外交上これらの国々からの投資に頼らざるを得ない状況にあることも確かである。しかし、外貨が不足している状況にある現在、砂糖の自給を達成して砂糖を外貨収入獲得源とすることはスーダン経済全体にとって非常に重要であることから、より幅広い国からの投資を集めることが求められる。

### 5.3.5.3 食用油セクター

全国で食用油に携わる企業は約 250 社程度あるとされる。その多くがハルツーム州と原料の産地である北コルドファン州にある。食用油の多くはスーダン特産の落花生を原料としており、そのほか、ヒマワリの種、ゴマなどが使用されている。政府は、人体により安全であるとして、出荷される段階で容器にパッキングされた精製油を奨励しているが、スーダン国内、特に原産地を含む地方においては、未精製の、つまり絞って濾過したのみの油の量り売りが未だに一般的で、スーダンにおける食用油の消費の半分は未精製油である。

食用油セクターの課題としては、1) 原料となるオイルシードの不足と 2) 搾油工程における低い回収率が挙げられる。工業省は、2013 年には自給率を達成し、2014 年以降は国内需要を上回る生産量を目標としているが（表 5.3-12 参照）、上記の課題が解決されない限り自給の達成は厳しい。調査団が訪問した搾油企業によれば、オイルシード不足により国内搾油企業の稼働率は 20～50%ほどである<sup>31</sup>。収穫量は降雨量などの気候条件によっても増減するが、パームオイルの輸入が続いていることから収穫量の多い年においてもオイルシードの国内生産量が不足しているは明らかである。加工企業にとっては十分な量の原料が安定的に確保できる状況にあることが望ましいことは言うまでもなく、同社は多品種のオイルシードの自社栽培に乗り出すことで外部からの調達による不確実性を回避しようとしている。ただし、当然ながら全ての搾油企業が原料の自社栽培に取り組めるわけではない。

ここで留意しなければならないのは、スーダン食用油の主たる原料は落花生であるが、オイルシードの不足とは、精油所が年間を通じた操業を行う場合に量的不足が生じるのであり、これはある意味、落花生単品に依存するためでもある。収穫期が異なるヒマワリ種子や胡麻の使用も行われているが、市場ニーズ、あるいは生産工程の違いから落花生に依存する生産形態が主体となっている。この生産形態の見直しも必要である。また搾油工程における低い回収率については、溶媒抽出法による搾油では 99%を超える油を抽出できるのに対し、スーダンで行われている機械的抽出では油の 30～40%が油粕（ケーキ）として残ってしまう。この油粕は動物飼料として販売されているが、この油粕を再度、搾油機（この場合は溶媒抽出）に掛けることにより、10%多くの食用油を回収できるようになる<sup>32</sup>。しかし、新規に設備を設置して投資に見合う収益を上げるためには、まとまった量のオイルシードを集めて搾油する必要がある。

<sup>31</sup> 原料となるオイルシードの収穫期との関連があり、ピーク時にはフル稼働に近くなるが、単品のオイルシードを原料とする場合は端境期に稼働率が急減する。

<sup>32</sup> 現在、油は 18 リットル 175SDG であるが、油粕ケーキは 80Kg で 150SDG である。

#### 5.3.5.4 食肉加工セクター

##### (1) 食肉加工セクター概況

家畜資源はスーダンの重要な輸出品となっているが、主に生体で輸出されている。現在は生体での輸出から食肉（枝肉）での輸出への転換を図ろうとしているが、食肉加工品を輸出できれば更に付加価値を高めることができる。枝肉の輸出においても挙げられることだが、スーダンの家畜が自然の環境で飼育されていること<sup>33</sup>、中東および欧州の市場に近いことが食肉加工品を輸出する際には強みになると認識されている。

スーダンには比較的規模の大きな食肉加工工場が 15 社あり、全社合わせた加工能力は 500 トン/日ほどである<sup>34</sup>。これらの企業は全てハルツーム州に所在し、ソーセージ、ハンバーガー用のパテ、キョフテ、ナゲットなどの冷蔵あるいは冷凍食品を 30 品目ほど製造している。他に 1 日あたりの加工能力が 200～500 キロで 5 品目ほどを生産する小規模工場が 20 社ほどある。小規模工場もその 8 割はハルツームにあることからスーダンの食肉加工業はハルツームに集積していることになる。これらの企業の中には輸出に意欲を持った企業もあるが、現時点では全て国内向け販売されている。調査団が訪問した食肉加工企業の工場はスーダンでは設備が整った規模の大きな工場と位置付けられるが、エジプトなど他国の工場と比較すれば決して大きいとは言えないとのことである。衛生管理の観点から加工現場の外から中を眺めながら説明を聞くことしかできなかつたが、多くの作業は手作業で行われている。

##### (2) 食肉加工セクターの課題

食肉加工分野の専門家と食肉加工企業からの聞き取りによれば、スーダンの食肉加工セクターには食肉の調達、加工、出荷の各段階に課題がある。まず、食肉調達段階での課題は食肉の安定調達である。スーダンが有数の家畜保有国であることは間違いないが、家畜は必ずしも商品としては飼育されていない。財産として飼育されている場合、家畜主の関心は家畜数を増やすことにあり、金銭的な必要に駆られないかぎり家畜を手放さない。その結果、屠畜にまわる家畜数が一定せず、流通量が少ない場合には価格が高騰する。価格に反応して家畜の販売に踏み切る家畜主も当然存在するだろうが、多くの家畜が財産として飼育されている場合には、価格よる需給メカニズムも働きづらいと推測される。輸出取引の場合には事前に注文を受けることになるが、食肉の調達に不確定要素があると加工業者としては注文を受けづらい。訪問した企業は、可能であれば自社でも家畜を飼育して食肉調達の安定化を図りたいとの意向であるが、資金面は飼育ノウハウなどの点から困難とみられる。

加工段階における課題は、加工工場の設備と従業員の教育である。設備面においては、真空包装設備や品質管理のための分析設備が不足している。スーダンにおいては大工場であっても、自社内での従業員教育には体力的に限界があり、管理者自身にもトレーニングが必要とされている。そのため、HACCP 認証に向けた取り組みなどが十分に進められていない。ハルツームにはオランダと FAO の支援により設立された **Regional Training Center for Meat Inspection, Hygiene& Grading** があり、食肉関係に携わる獣医や食肉加工企業の従業員に対する

<sup>33</sup> 飼育時にホルモン剤や遺伝子組み換えの飼料を与えていないことを指していると思われる。

<sup>34</sup> 加工能力には、加工食品だけでなくミンチ肉なども含まれる。

研修を行っているが、数年前までは機能していなかった。幹部の交代により、最近では研修センターとしての役割を果たしたいと考えているようだが、機材が整っていないだけでなく、資金不足により十分には研修を実施できていない状況にある。また出荷段階の課題として冷蔵設備の不備があげられる。空輸で輸出する際には空港に保冷施設が必要だが、ハルツーム空港の施設は稼働していない。

### 5.3.5.5 その他有望投資分野

#### (1) 電子機器製造

投資有望分野の1つとして電子機器製造分野が上げられる。今日、輸入品目を単品で見た場合、最も輸入が多いのは携帯電話機器である。そのほかにも電子機器が輸入全体において高い比率を占めている。国内では、SARIAグループがエアコン、冷蔵庫、テレビなどをOEM方式により生産していたが、電気・電子機器への旺盛な国内需要を受けて、数年前から中国、トルコ、エジプト、韓国などのメーカーによる現地会社の設立が続いている。現在は、テレビ（薄型）は2社、冷蔵庫は5社、エアコンは8社、そして携帯電話機器は1社により国内生産されている。これらの2011年の生産実績は、テレビ（薄型に限らない）が49,796台、冷蔵庫117,107台、エアコン160,000台であった（携帯電話機器は不明）。輸入実績や国内の世帯数から判断する限り、需要は未だに高いことから有望な市場と言える。

#### (2) 紡績・繊維業

食品加工と並んで繊維産業はスーダンにおいて歴史のある産業である。国内で綿花が生産されることから1970年代には国営の紡績工場、織物工場が相次いで操業を開始している。その後、1980年代から1990年代にかけ欧州やトルコに輸出していた時期もあったが、1990年代に綿花の輸出価格が急騰し、国内の工場はどれも原料不足の事態に陥った。さらに電力不足のため生産がたびたび中断されることとなった。政府が綿花を輸出品としたことで、綿糸の輸入は禁止され、工業としての紡績、織物産業は相次いで倒産してしまった。

2000年代に入って大統領令により繊維産業の再興が目指されることになったものの、10年間のブランクは大きく、設備の更新や工場従事者の再教育が必要となっている。しかしながら、スーダン製の綿花は質が高く、ここ20年間はおそらくエジプトに輸出を経てエジプト綿として再輸出されている。従来の轍を踏むことなく、国内からの綿花の安定調達が可能になれば、紡績、織物を含む繊維産業は投資分野として大きな潜在性を有していると言える。3か年緊急プログラムでは1980年代の生産実績である20万トン大きく上回る35万トンを2014年の綿目標生産量としている。すでに3社の紡績工場が再スタートを切っているが、綿花が目標どおりに生産されるとすれば、まだまだ加工に廻す余地は大きい。なお2011年に中国企業1社がこの分野に投資しており、さらに今年になって更にもう1社が投資の申請をしているとのことである。

#### (3) 建設関連資材製造

建設資材関連も投資有望分野である。ここで言う建設資材とは、鉄骨、鉄筋、セメント、プラスチック製水道管、コンクリートブロック、取り付け金具、家具、電燈、塗料など、ビ

ルや家屋のみならず、水道や電力あるいは石油プラントへの供給に要する資材も含む。石油輸出が開始されて以降、スーダン国内ではビルやインフラ設備の建設ラッシュ起きたが、この動きは現在も続いており建設関連資材の国内ニーズはまだまだ高い（注：2012年に入ってから資金不足や輸入資材の高騰から、工事中断の動きも多い）。鉄筋材、セメント、コンクリートブロックの製造に関しては、外国資本の投資が既に見られるが、未だ生産が需要に追いついていない状況にある。また、さまざまな取付金具、スイッチ類、電燈など身の回りの工業製品は現在も国内で生産されていない。電線や水道管のプラスチック製パイプは国内需要のみならず、周辺国における需要も大きく、建設関連資材へのニーズは湾岸諸国においても高いことから、これらの市場への輸出展開も考えられる。

なお、先の繊維産業と建設関連資材については、有望セクターとして政府も力を入れていることから、本年中に Industrial Research & Consultancy Center (IRCC) に技術支援を行う専門部署が新設される予定である<sup>35</sup>。

#### (4) 薬品製造

薬品は、3か年緊急プログラムにおいて外貨割り当て優先品目（＝輸入代替優先品目）に挙げられている。1990年以降、国内でも薬品製造分野での投資が続き、現在は約20社が操業している。生産のほぼ100%が国内市場で販売されているが、薬品産業の最大の課題は、原材料、包装材を輸入に依存していることである。薬の材料として使われる砂糖とガムアラビックは国内産としての優位性を持つが、全体コストの約70%は輸入部分が占めると言われている。以前は、薬価が政府の規制によって低く抑えられていたことが、この規制は2000年に入って無くなり、現在は自由競争となっている。輸入薬品は価格が高いことから、国内産の医薬品が浸透する余地はまだまだ高いと見られる。また、後発医薬品（Generic drug）の製造も事業性が高い。隣国エジプトには多くのインド企業が後発医薬品の製造工場を持っており、同じような環境をもつスーダンにおいても投資誘致に工夫を凝らすことでこれらインド系企業の誘致は可能と考えられる。

<sup>35</sup> 現在、IRCCで業種別技術支援を担当する部署は、食品、皮革、化学、エンジニアリングの4部であり、これに繊維と建設資材が加わることになる。



## 5.4 金融セクター

## 5.4.1 金融市場の現状と課題

## 5.4.1.1 金融市場規模と成長率

表 5.4-1 はスーダンの金融機関の預金・資本金・総資産・総貸出の 2006 年以降の残高推移をスーダン中央銀行（Bank of Sudan 以下「中銀」と称す）資料から見たものである。ほぼ順調な成長を遂げており、2011 年 7 月の南部スーダン分離も預金と民間貸出しを見る限りほとんど影響は見られない。

表 5.4-1 金融機関の預金・資本金・総資産・総貸出の推移

単位：千 SDG

	預金	資本金	総資産	中央政府貸	州政府貸	公共機関貸	民間・金融機関貸	総貸出
2006年12月	12,312,944	3,890,890	23,144,280	1,680,860	4,350	552,160	10,583,060	12,820,430
2007年12月	13,942,475	4,606,905	26,197,425	1,533,035	26,333	687,096	12,285,115	14,531,579
2008年12月	16,508,458	5,248,486	30,649,863	2,292,739	357	1,267,762	13,692,970	17,253,828
2009年12月	20,848,039	6,677,989	36,666,888	3,594,167	76,463	1,947,168	16,139,838	21,757,636
2010年6月	24,331,208	6,640,596	40,651,815	4,079,597	116,145	2,034,088	17,561,548	23,791,378
2010年9月	25,355,169	6,822,596	42,257,932	4,452,442	129,024	2,275,371	18,286,093	25,142,930
2010年12月	25,874,366	7,477,913	43,107,736	4,906,753	145,256	2,463,500	17,990,640	25,506,149
2011年6月	28,788,134	8,092,689	46,720,488	4,942,743	255,681	2,389,441	20,060,319	27,648,184
2011年9月	27,635,130	7,956,144	46,081,557	5,436,242	329,749	2,575,080	18,845,372	27,186,443
2011年12月	27,775,616	9,035,971	46,504,084	6,131,694	612,773	2,424,192	19,830,086	28,998,745

出所: Central Bank of Sudan Statistic Directorate, Economic and Financial Statistical Review October-December 2011 データより調査団作成

一方、同じ時期の銀行業務の推移を比率で見たのが表 5.4-2 である。預金貸出とも伸び率に低下傾向が見え、その中では貸出が預金を上回って伸びているが、政府・政府系企業向けが融資が伸びているのであり、すでに民間向け金融が圧迫されていることが見て取れる。

表 5.4-2 金融機関の業務動向

単位：％

	預金の伸び率 (前年末比)	総貸出の伸び率 (前年末比)	預金総貸出 比率	総資産対預金 比率	総資産対貸出 比率	総貸出対 民間貸比率	総資産対自己 資本比率
2006年12月	-	-	104.12	53.20	55.39	82.55	16.81
2007年12月	112.2	112.3	104.23	53.22	55.47	84.54	17.59
2008年12月	117.4	117.7	104.52	53.86	56.29	79.36	17.12
2009年12月	125.3	125.1	104.36	56.86	59.34	74.18	18.21
2010年6月	115.7	108.3	97.78	59.85	58.52	73.81	16.34
2010年12月	123.1	116.2	98.58	60.02	59.17	70.53	17.35
2011年6月	110.3	107.4	96.04	61.62	59.18	72.56	17.32
2011年12月	106.3	112.7	104.40	59.73	62.36	68.38	19.43

出所: Central Bank of Sudan Statistic Directorate, Economic and Financial Statistical Review October-December 2011 データより調査団作成

#### 5.4.1.2 金融セクターの現状

スーダンには、現在 32 の銀行が営業している。表 5.4-3 にその一覧を示す。大まかに、開発金融系、投資銀行系、一般商業銀行系、及びマイクロファイナンス系に類型化出来る。

また、表 5.4-4 は現在の主要な銀行の概要を一覧にしたものである。農業銀行が最も支店ネットワークが多いことは国の産業構造からも理解できる点であり、スーダンの金融機関の中では全国くまなく支店が置かれている銀行と言えよう。一般商業銀行ではハルツーム銀行が米国の経済制裁対象から外れたこともあり、外資企業にもよく使われているようである。

表 5.4-3 スーダン銀行一覧

No.	Bank	Type	Ownership structure				
			Government	Local	Public & local	Foreign	Foreign & local
1.	Agriculture Bank of Sudan	Development	✓				
2.	Saving & Social Development Bank		✓				
3.	Industrial Development Bank		✓				
4.	Family Bank	Micro finance			✓		
5.	Financial Investment Bank	Financial Investment					✓
6.	El-Nilien Bank	Commercial	✓				
7.	Omdurman National Bank	Commercial			✓		
8.	Farmer's Commercial Bank			✓			
9.	Workers' National Bank			✓			
10.	Export Development Bank			✓			

No.	Bank	Type	Ownership structure					
			Government	Local	Public & local	Foreign	Foreign & local	
11.	Real Estates Commercial Bank	Commercial					✓	
12.	Baraka Bank (Sudan).						✓	
13.	Faisal Islamic Bank						✓	
14.	Alsalam Bank						✓	
15.	Sudanese Egyptian Bank						✓	
16.	Byblos Bank (Africa).						✓	
17.	United Capital Bank						✓	
18.	Aljazeera Sudanese Jordanian Bank						✓	
19.	The Bank of Khartoum						✓	
20.	National Bank of Sudan						✓	
21.	Blue Nile Mashreq Bank.						✓	
22.	Tadamon Islamic Bank.						✓	
23.	Sudanese French Bank						✓	
24.	Animal Resources' Bank.						✓	
25.	Saudi Sudanese Bank..						✓	
26.	Sudanese Islamic Bank.						✓	
27.	AlShamal Islamic Bank.						✓	
28.	Islamic Co – Operative Development Bank						✓	
29.	Arab Sudanese Bank		Commercial				✓	
30.	Qatar National Bank						✓	
31.	Abu Dhabi National Bank						✓	
32.	African Bank for Trade and Development						✓	

出所:Central Bank of Sudan

表 5.4-4 スーダンの銀行の活動状況比較一覧

単位: 貸出及び預金は百万SDG

	Agricultural Bank of Sudan	Saving & Social Dev. Bank	Industrial Development Bank	El Nilien Bank	Omdurman National Bank	Bank of Khartoum	Export Development Bank
特徴	農業金融が専門の国営銀行。全国に105店の支店網をもつ。外国為替店舗は5店、支店への決済権限の委譲もある。IT化が課題	Microfinance専門の国営銀行。収益計上のプレッシャーはないが一応計上、全国展開の割には44店と少ない。	産業金融中心の国営銀行であるが、支店数が5店と少ないうえ、資金量・資産規模とも小さく、単独では企業のニーズに対応しきれない。政府からの資金も少なく産業金融の中心となるには力不足の感あり	2007年、合併を解消しIndustrial Development Bankと同行とに分離、短期の商業金融に特化。経営再建中で繰越損失が存在。経営が改善した時点で民営化計画	最大の預金・資産規模を誇る。中銀が最大株主であるが採算性・収益重視経営。支店数は資産規模比少なく店舗展開には慎重、効率化・大型案件・単独融資指向	民間銀行では最大の店舗数を持ち、Microfinanceやe-Bankingも積極的に展開。唯一、米国の制裁リストから外れた(但し取引は限定的)。海外展開にも強い意欲あり	貿易金融に強みを持つ民間銀行。支店数も21店あるが資産規模が小さく(Omdurman銀行の1/10)企業の資金ニーズに単独では対応しきれない。資金調達課題
主な株主	中銀60%、財務国家経済省40%	中銀50%、財務国家経済省50%	中銀25%、財務国家経済省75%	中銀99%、財務国家経済省1%	中銀76.4%、その他23.6%	民間100%	民間85%、政府15%(縮小中)
自己資本(払込資本金)	448.0(但し、自己資本)	90.8(58.8)	438.6(434.4)	313.0(329.2)	734.2(523.3)	589.4(381.0)	72.9(60.0)
従業員	2000人	600	220(うち雑務職80)	520	800人	1200人	450人
店舗数(活発な外国為替店舗)	105店	44店	5店(Khartoum3、Port SudanとWad Madaniに各1)	31店	18店(11店)	50店(ハルツーム以外に31店)	21店(金店外為取引可能)
総資産	2,629.0	521.2	757.2	1,316.4	7,715.7	4,047.3	681.4
貸出権限	A格店舗200千SDGまで、B格店舗150千SDG、C格店舗100千SDG、Regional Officeは300千SDG。	支店決済権限あり	店長権限なし(本部のDGMの融資委員会:百万US\$,GMの融資委員会:2百万US\$相当までの権限、超過は取締役会権限)	n.a	支店決済権限なし	支店決済権限なし	店長権限500千SDG(左記を超えるもの及びL/C、L/Gは本部決裁)
Cash & reserve	163.0	103.8	132.2	273.8	985.7	539.7	112.0
Sales Receivables	1,368.0	158.1	158.2	186.1	3,225.8	1,723.1	96.9
Short Term Investment	333.0	166.2	231.9	664.7	2,299.3	1,024.3	409.8
(Gvernment & Central Bank of Sudan etc)	n.a	49.2	n.a	n.a	1,335.1	487.6	-
Long Term Investments	70.0	5.6	163.5	29.8	105.0	n.a	1.6
NPL	不明但し、期間中の返済額/期日到来分比率は年々低下、2010年は50%(前年57%)	30%(但しMicrofinance)	20%	n.a	16%	15.40%	9%
Current A/C	462	338.1	52	548.6	1350.1	1409.7	310.6
Saving A/C	-	-	0.5	-	162.8	690.1	46.4
Unrestricted Investemrn A/C	365	31	174.3	92.8	4308.3	786.3	128.3
Margin on L/CLG	n.a	7.7	35.6	n.a	461.1	88.9	38.2
コルレス(行)	n.a	欧州5、アジア2、中東1	中東18、欧州9、アジア1	n.a	欧州19、中東アラブ29、アジア9、アフリカ6、南アメリカ1	コルレスは欧州に8行、中東28	欧州に9行、パキスタン及び中東に25行
ATM(台)	5	60	5	6	67	100	34

注) 訪問銀行は国営銀行及び大手・特記したい特徴のある銀行から選定  
出所: 面談結果及びAnnual Report等よりJICA Study Team作成

スーダンの金融機関の特徴として次のような点が指摘されている<sup>1</sup>。

- 1) 規模が比較的小さい
- 2) 地理的に集中している
- 3) 市場が競争的でない
- 4) 貸出と預金との金利差が大きい
- 5) 銀行としての体力が弱い

これらがどのようなことなのか、金融市場の現状を幾つかの視点から以下に細述する。

#### (1) 金融機関へのアクセス回数の少なさ

スーダンで銀行口座を持っている成人はまだ少なく、その比率は 15%程度と言われており、近隣諸国に比べても低い<sup>2</sup>。預金増強の対策として e-Banking が特に強調されており、ATM の設置は 2006 年の 115 か所から 2009 年には 507 か所に急増し、その後も各行は積極的に設置している。中銀、銀行とも、地方での金融アクセスの改善には ATM 設置は支店を設置するよりコストが掛らず、更に Mobile-phone 等と組み合わせることが効率的と考えている様である。そのモデルにケニアでの e-Banking の普及をあげる銀行幹部もいる。同時に、政府職員や大企業の従業員を対象に給与の銀行振り込みを推進しており、大手商業銀行の中には、Post Office と連携して同行に口座を持たない人にも ATM の利用を進めるほか、ATM の利用だけなら最低預金残高の維持ルールや Transaction charge を徴収しないサービスを始めている銀行もある。ただ、ATM の設置は銀行による偏りも見られる。

#### (2) 外貨取引

一方、外貨を伴う取引や対外決済については、米国の経済制裁もあり問題は多い。海外との決済には實際上、正規ルートで行う外貨調達や決済と、非正規な調達・決済とが併行して行われている。この傾向は 2011 年以降顕著になってきている。

##### 1) 外貨交換レートに係る中銀の動き

中銀は銀行及び公設の外貨両替所での米国ドル交換レートを 1US\$に対し 5.0SDG 以下とすることを 2012 年 5 月 21 日に決定し、これによる銀行等での両替が 5 月 24 日から始まった。中銀の政策担当責任者によれば現在、銀行及び公設の外貨両替所で提示されているレートは公定レートとは考えておらず一時的な措置としており、2～3 か月の運用実態をみて次の対応を決めるとのことである。この他にもドル準備高を安定させるためにいくつかの政策パッケージを準備しており 6 月にはポリシーセットとして発表する予

<sup>1</sup> Revitalizing Sudan's Non-Oil Export (Sudan Diagnostic Trade Integration Study (DTIS)) 等による。

<sup>2</sup> エジプト 41%、ウガンダ 20%、Sub-Sahara Africa の平均は 20%、MENA では 30% (世銀、Sudan Financial Sector Review June 2011 による)

定となっている<sup>3</sup>。

## 2) 正規ルートと非正規ルートの外貨調達や決済の実態

以下では、正規ルートと非正規ルートに係る取引の実態を概観する。

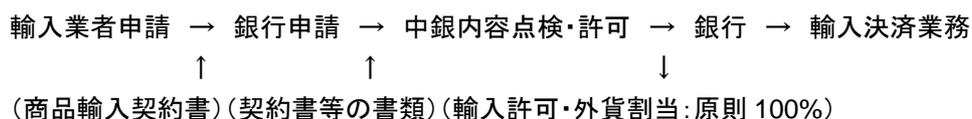
### 正規ルート

#### i) 輸出代金の銀行への入金

中銀規則では、輸出代金が銀行に入金された場合、輸出者は入手した外貨のうち30%を公的市場で売れば（入金銀行へ20%、中銀へ10%売却）、残りの70%は自らの様にでも処分できている。但し、3か月以内に処分をしなければならない。詳細は不明だが、この70%は輸入決済資金に使われるほか、非公式市場に流れているものと思われる。

#### ii) 中銀から外貨の供給が受けられる物資の輸入

外貨の割り当てを受ける大まかな手続きは以下のとおり。



#### iii) 中銀から外貨の供給が受けられない物資の輸入

以下のようなオプションがある。

- ・ 輸出のある場合はその代金（外貨）を利用する。
- ・ 取引銀行が資金繰りしてくるのを待つ、但しどの銀行でも外貨が不足しており、少なくともタイムリーな調達は難しい<sup>4</sup>
- ・ 非公式市場で交換した外貨を銀行に持ち込んで L/C の開設を受けたり、海外送金をする。

#### iv) 金融機関による外貨交換の容易性の格差

ある商業銀行によれば、外資系銀行の方が外貨決済に比較的容易に応じてくれるとのことである。理由は、中銀が本支店勘定の帳尻決済時期についての規制を撤廃したことによる。スーダン国内の支店（現法）から外貨での対外決済や送金依頼があった

<sup>3</sup> 銀行の外貨の取り扱いも市場の需給に合わせて自由にし、銀行システムのリストラやリフォームプログラムを継続し、マネーローダリングやテロへの資金供給を断つことが確認できる限り、中銀に報告さえすれば銀行の支店が外貨を取り扱うことを許可する。また、子会社設立の規制の撤廃、Current A/C や Saving A/C、Investment A/C の開設手続きの簡素化、与信時に銀行へ小切手を担保として預けることの代替手段等が検討されている（中銀総裁談、6月7日付け Sudan Vision）。

<sup>4</sup> なお、事業者の話では、外貨の国内持ち込みを奨励して有効に使うため、中銀は公定レート以外での売却に鷹揚であり、銀行自身も一定の範囲で、売買レートをいわば需給関係で決めており、例えば、外貨の欲しい輸入者に公定レート・プラスで売っている。但し、銀行に質問すると言葉を濁して。なお、2012年5月19日付 Sudan Vision によれば近いうちに銀行での交換レートが自由化される予定である。

場合、外銀は海外の本支店勘定を通じて記録上外貨の遣り取りを行い、適当な時期（例えば、スーダンの支店（又は現法）に外貨の決済資金が出来た時）に初めて、それまでの支払い超又は受け取り超の帳尻を決済すれば良いからである。

#### 非正規ルート

外国との取引に関し、関係者の話を総合すれば、以下のような取引が存在すると考えられる。

- i) 国内での外貨の調達
  - ・ 闇両替商は仲間内で組織を構成して互いに外貨を融通しあうほか、SDG との交換レートも適宜調整している。
  - ・ 大企業も外貨の融通には組織として関与しており、業界内や商工会議所内ではメンバー会社間での融通も行われている。
- ii) 海外への送金
  - ・ 送金人は非公式市場（闇両替商）に SDG を持ち込み闇レート（例：1 ドル＝5.5SDG 相当）で外貨に交換したことにし、闇両替商は電話で外国の取引業者に連絡して海外の銀行から相当外貨（例：ドル）を送金人指定の口座に振り込む。
  - ・ 闇両替商のスーダンと海外との決済は、外貨が準備できた時に実際に現金を運んで決済するか、輸出や輸入品の価格を調整して決済する。
- iii) その他非正規ルートでの外貨
  - ・ 国内に外国通貨が不足すれば、闇両替商が近隣諸国から実際に外貨を運んでくるほか、スーダンの事業者は外国にも住所を持っており、当外国の居住者として外貨口座を保有し外貨の出し入れも行っている。
- iv) いくつかの会社の対応例

#### A 社(ポリプロピレン製の水道用パイプ製造)

投資資金は、銀行からは一切借りず仲間内で準備した。現在、機材の輸入や原料の輸入決済のために外貨が必要であるが、これも仲間内で調達している（いわゆるパラレル（闇）マーケットをフル活用）。

輸出のない A 会社にとって外貨の調達には苦勞するが、仲間内でしのいでいる。

#### B 社(医薬品製造)

医薬品は優先品目となっているものの、製薬原料の輸入に必要な外貨の 4 割は政府から正規レートで、60%はパラレルマーケットから調達している。

**C社(砂糖、エタノール、飼料等製造販売)**

生産品は基本的に国内市場のニーズを満たすことを最優先としており、生産した砂糖の10%を輸出しているが外貨獲得のためである（EUに輸出すれば優遇措置を受けられるが、それでも国内市場に出荷している）。

**D社(農産物、食品、飼料、家畜、石油の陸送、自動車代理店他)**

金融機関を通じては外貨が十分に確保が出来ないことは他社同様であるが、国連機関の食糧援助業務を外貨建てで契約し、国内ダルフール地域のほか近隣諸国での食料の調達、運送、配給等に従事している。業務で得た外貨はほかに使うことが出来、切り回している。

**E社(食用油精製等)**

国内生産では原材料が賄いきれず、海外から輸入しているが、外貨繰りはゴマや家畜、金等の輸出企業と直接交渉して彼らから外貨を公定レート（例：2.9SDG/\$）で買ったことにして輸出業者の外貨口座から自社口座に入金してもらい、闇レート（例：5.9SDG/\$）との差額3SDGは輸出業者の外貨口座がある銀行とは別の銀行に払い込んでいる。

**(3) 政府の外貨資金調達に向けた直近の対応**

外貨の資金繰りに付いては、政府も様々な対策を打っていることが新聞で報じられている。例えば、5月初めの新聞では湾岸諸国からの資金調達（例：カタールから長期国債を通じた20億ドルの調達、アラブ基金からの8億ドルの調達報道。また、5月12日付Sudan Vision<sup>5</sup>は、アフリカ開発銀行は5月3日スーダンにDebt Management & Resource Mobilizationの名目で1.5百万ドルのGrant供与にサインしたと報じている。資金は、財務経済計画省と中銀内にInstitutional & Human Capacity Unit並びに関連部門を創設するため、資源の活用と予算制度の組織構造に関する詳細調査のために使用される予定とのことである。外貨調達に関連して、外貨交換規則の変更のみならず、その他の動きも刻々変化していることだけは確かである。

**(4) 米国経済制裁に伴うBank of Khartoumの事例**

Bank of Khartoumは2011年4月、スーダンの銀行では初めてOFACの経済制裁リストから外れている。3年に亘る弁護士チームのNY派遣による働きかけが実ったもので、その理由は以下のとおり。

- 1) スーダン政府の資本が入っていないこと
- 2) 米国内でもスーダンと取引したい銀行もあること

<sup>5</sup> また、同紙は石油収入の減少による2012年度の政府収入への影響は37%の減少となる予想と報じている。

経済制裁 List から外れた結果、限定的に取引が出来るようになった。主な内容は以下のとおり。

[1]経済制裁リストから外れたことにより可能な主な取引 (Positive List)

- ・米政府関連取引
- ・UN 関連取引
- ・個人取引
- ・在米スーダン大使館との取引
- ・Publication

[2]OFAC が依然認めない主な取引

- ・ドル建や米企業との貿易関連取引
- ・ドル建や米企業関連が関係するスーダン政府関連の取引

[3]その他

- ・OFAC の個別許可があればどのような取引も可能
- ・Sudan 企業の外国法人はスーダン政府（又は OFAC リスト記載の機関）との取引をしなければ OFAC から規制を受けることは無い
- ・スーダン国内では、経済制裁 List に記載のある銀行等であっても取引の制限はない。

但し、取引できる項目が限定的なこともあり、またスーダンの経済制裁から派生する事態への警戒心も強く、依然以下の困難を抱えている。

1. 米銀と General な取引が出来ない
2. ドル建ての L/C が開けない
3. 米銀以外の銀行とも容易にはコルレスが結べない<sup>6</sup>（例：邦銀は制裁及び派生事態に慎重でどの邦銀ともコルレス契約は結べていない）

(5) スーダンの南北分離による銀行業務への影響

スーダンの南北分離は、大銀行にとり事業規模や収益への影響は比較的軽微とするが以下のような影響がある。

1) 大手 A 銀行：

- ・南部スーダンにあった 6 支店を 2011 年 6 月に分離し南スーダン法人を設立した。経営が独立したので取引上の機動性に欠ける。
  - ・UN Mission of Sudan の資金の南スーダン部分の取り扱いが南スーダンの銀行に委託され、同行の現法には持ち込まれなかった。
  - ・本部が北にあり南部スーダンでのビジネスが多かった企業の取引が減少した（学校建設等インフラ整備に携わっていた会社が南部スーダンに移転してしまったが、同行現法との取引には至らなかった）。
  - ・Telecom も南スーダン事業を失い、その分 A 行との取引も減少した。
- なお、同行は、南部スーダンの現法に顧客が戻ってこなかった理由を、南スーダン

<sup>6</sup> Bank of Khartoum は、OFAC が認めた取引の内容を書面にして世界各国の銀行に送付しコルレス網を拡大すべく努力中である。

には米国の経済制裁がなく南スーダンの地場銀行と取引した方が、何かと気を使わなくて済むからと分析している。

## 2) 大手 B 銀行

- ・ 南北分離以降は、LC 発行等で慎重姿勢に転換した。顧客が外貨を積むか、決済見合いの代金を輸出で賄うか、海外でも従来から大きな取引をして十分な信用力があり期限までに決済用外貨資金を必ず準備してくれるか、又は顧客のために銀行自ら外貨資金手当ができる目途が立っていない限り LC は開設しない。
- ・ 全体の輸入が減り、大まかには 5% 程度の影響が出るだろう。

## 3) Agricultural Bank of Sudan

- ・ 南スーダンには 3 店舗あったが、南スーダン政府の管轄下に入り全く関係がなくなった。融資対象となる農業関連顧客が減り、資産も減った。

## (6) 銀行規模の大小による戦略の違いの鮮明化

中銀の資料では預金の伸び以上に貸出がのびているものの、大手銀行は少なくとも SDG 資金は比較的潤沢に調達できており、企業向けにもコンソーシアムを組むことなく融資できるとしている。一方、Export Development Bank 程度の資産規模になると企業の資金需要に 1 行で対応できるとは限らずコンソーシアムを組むことも多いとしている。

中銀も銀行の資金調達事情を分かっただけでなく、企業への資金需要にはコンソーシアムを組成して対応するよう求めている。また、中銀は 2012 年計画で特に中期の融資に注力しており、重点 8 品目については Agricultural Bank of Sudan 及び Industrial Development Bank への中期資金の供与を表明する一方、銀行一般にも Investment 預金の 70% を 1 年以上の融資に回すよう要請している。

中銀公表の全体的な統計数字から読み取るとは困難であるが、経営基盤を確立して金融の Delivery ネットワークを整備してきた大手銀行への預金のシフトが進んでいるとする金融関係者もいる。中銀がコンソーシアムの組成や中期融資を要請して金融資源の有効活用を勧める背景には、インフレ懸念から短期預金に集中し、期間 1 年以上の銀行預金が集まり難いことのほか、上記のような事情があるものと推測される。

## (7) 銀行の再編問題

### 1) 最低資本金問題

2007 年の中銀方針として資本金増強の第 2 フェーズを開始し、最低払込資本金を 2007～2009 年で 30 百万 SDG から 60 百万 SDG に引き上げる施策を打ち出し、2008 年方針では年末までに資本金を 50 百万 SDG とする一方、新たに銀行の合併に向けた動きの開始と銀行のグループ化による提携を打ち出した。2009 年も 2008 年の施策を進めて最

低資本金を年末までに 60 百万 SDG にするよう促した。2010 年施策では 2011 年までに 100 百万 SDG にする政策とグループ活動を完全な合併に持っていく施策とした。2011 年及び 2012 年の施策には具体的な最低資本金額の目標は無く、2010 年<sup>7</sup>の施策が踏襲されているものと思われる。

資本金問題が容易に片付かない具体的な 1 例として以下の世銀調査も参考になる。世銀はスーダンの 30 銀行について、CAR (Capital Adequacy Ratio) と CAMEL (capital, Assets, Management, Equity and liquidity) のマトリックス上に NPL 率を書き込んだ表を作成しているが、それによっても NPL が 20%を超している銀行が 6 行はあることが伺え、NPL<sup>8</sup>の問題解決なくして資本増強もままならない様子が推測できる。

表 5.4-5 Number of Banks

		(NPLs to Total Loans in %)			
CAR CAMEL	Negative	< 12%	12%–24%	25%-50%	>50%
Unsatisfactory	1 (32%)				
Marginal	4 (34%)	1 (16%)		1 (36%)	
Fair		2 (14%)	2 (13%)	3 (17%)	
Satisfactory			2 (13%)	7 (7%)	7 (2%)
NA2					

出所: Sudan Financial Sector Review June 2011、p12

注) 上記表の ( ) は NPL の平均%

## 2) 銀行再編問題

中銀は現在のグループ内での再編を指導しており、再編を促す理由と現状について中銀は以下のように説明している。

1. 小さい銀行の数を整理してイスラム圏地域でも大手に仲間入りできる銀行に集約させてサービスの改善と競争力の向上を図ることを目的とする。
2. 小さい銀行のままでは母国の企業文化を持ち込むだけでスーダンの文化に同化してくれないのでその意味でも合併を促したい。
3. 6 グループ程度での再編を目指しているが、各行の利害もあり未だ上手く行っていない。
4. 将来、銀行を大中小に区分して管理することも計画中であるが、それぞれ何行程度に集約するかは未定である。

<sup>7</sup> 中銀の 2010 年報は年末時点で 1 行を除き何行かが最低資本金 80 百万 SDG を達成したと微妙な表現をしている。ある商業銀行幹部の話では、2011 年末には、年末のまでの目標である最低資本金 100 百万 SDG の未達の銀行が相当出ている模様である。

<sup>8</sup> 中銀 2010 年報 p41 によれば、銀行全体の NPL は前年の 15%から 14%に低下している。もともと、NPL 比率が高い理由を中銀は Murabaha の NPL 認定基準を、国際基準より厳しく期日より 30 日経過後としたためと説明しており、また、スーダンの銀行 CAR の平均は 18%もあって健全な経営をしているとのことで、最低資本金問題を高い NPL 比率ると結びつけて考える姿勢は見せていない。

5. 最低資本金規制に満たない銀行は国内取引しかできないようにすることも検討中である。

銀行の再編問題は 2007 年以来、中銀は銀行の体力強化策として毎年度の施策に挙げており、資本金増強、銀行の連携・合併を推進するほか、外資には新たな銀行の設立より既存銀行への出資を促している<sup>9</sup>が、外資等との連携や合併話は市場では時折噂に上るものの予定とおりに進んでいない。主な理由として、上記の中銀の説明を補足するかのように金融関係者からは以下のような説明が聞かれる。

1. グループ内の銀行間の主導権争いや、提携又は合併相手として示される銀行同士の好き嫌いの問題が存在する。
2. 外銀・外資からの資本導入による合併や再編は、スーダンが米国の経済制裁を受け解除の糸口が見えない現状では、外銀等が躊躇して大きな進展は期待できない。その一方で、中東からの新たな銀行の進出は続いている<sup>10</sup>。

#### 5.4.1.3 国内外の資金移動

##### (1) 通貨発行と保有

国民一般に金融セクターがどのように受け止められており、その傾向がどのように変化しているかを示すデータの 1 つとして通貨の流通状況がある。

表 5.4-6 は残高表ではあるが、最近のインフレ傾向もあり通貨（SDG）の発行高は毎年増加する一方、銀行に保有される比率が 2010 年 6 月以来低下傾向にあり、国民が銀行預金より現金を志向する傾向の強いことの一端を示している。

<sup>9</sup> 2007 年中銀年次施策の“THE THIRD PILLAR: Banking Policies First. In the Area of Restructuring”では外資の既存銀行への出資を促している。

<sup>10</sup> 中銀のある幹部は“ここ 2~3 か月内には National Bank of Egypt と Qatar Islamic Bank が開設しよう。彼らは Deposit Taking ではなく Investment Capital を持ってきてくれるのでスーダンにとって都合良い”と発言している。外貨調達に苦勞している現状からは正直な発言であろうが、小銀行の再編を促している年度施策の視点からは少し違和感を感じる。なお、Ahramonline の HP によれば、スーダン中銀との話し合いで、National Bank of Egypt は、進出に際しての資本金 50 百万ドルに加え、100 百万ドル（投資資金：50 百万ドル、貿易金融：50 百万ドル）を追加することになった。

表 5.4-6 現金流通状況

	銀行保有	市場流通合計	銀行保有比率 (%)	通貨増加率 (対前年比)
2006年12月	315.5	5,670.8	5.6	142.4
2007年12月	582.0	6,221.8	9.4	9.7
2008年12月	564.6	7,339.1	7.7	18.0
2009年12月	766.6	8,832.4	8.7	20.3
2010年3月	831.9	8,856.8	9.4	0.3
2010年6月	1,077.3	9,017.1	11.9	2.1
2010年9月	976.6	9,287.6	10.5	5.2
2010年12月	829.3	10,897.2	7.6	23.4
2011年3月	933.1	11,476.4	8.1	5.3
2011年6月	979.8	11,491.3	8.5	5.5
2011年9月	995.1	11,471.2	8.7	5.3
2011年12月	810.1	13,660.1	5.9	25.4

出所：Central Bank of Sudan Statistic Directorate, Economic and Financial Statistical Preview September-December 2011 より調査団作成

## (2) 預金資金の流れ

総合的な残高から見る預金資金の特徴は概略以下のとおりである。なお、預金の種類と特徴は次節で細述する。

- 1) SDG 建て預金では、何時でも引き出し可能な Current 預金の残高が約半分を占め、企業向け金融と直接関係する Investment 預金の残高が 2010 年 12 月以降減少傾向にある。
  - 2) 外貨預金に付いても、2011 年 6 月以降でみると預金は減る傾向にある。その主な要因は貿易に係る積立金の減少にあり、銀行を通じた貿易取引の不活発化が推測される。
  - 3) LC や LG を開設する場合に銀行が担保の一部として積ませる資金 “Margin on LCs, LGs & Others” の金融機関の総預金に占める比率は決して小さくはない。SDG 建では 2.1% に過ぎないが、外貨建では 24.6% を占める（いずれも 2012 年 12 月現在）。
- なお法定準備金の対象になるのは Current 預金と Margins on L/C・L/G & others である<sup>11</sup>。

## (3) 資金の政府・公的機関への流れ

### 1) 中銀の資産内容の変化

第 2 章でも触れたが、中銀の全資産に対する政府関係機関への与信（政府債の購入を含む）比率の推移を見ると、2009 年末から 2011 年末の 3 年間では、21.0%、26.2%、28.9% と急速に増えている。金融市場操作の結果としての保有も一部はあるが、大半は政府財政の資金繰り難を反映しているものと思われる。

<sup>11</sup> Saving 預金と Investment 預金が 2012 年の中銀施策で計算対処から外れた。

## 2) 商業銀行の融資対象の変化

財政赤字への資金補填は商業銀行の与信にもその影響は表れており、同期間に対民間向け融資の総貸出に対する比率が 74.2%、70.5%、68.4%と落ち込んできている。ただ、中銀や商業銀行の一部幹部は“民間への圧迫”との言葉に抵抗感を感じるようで商業銀行の健全な資金運用の一手段として政府債を購入しているとする。

## 3) 商業銀行の融資構造の変化（SDG 建、外貨建）

貸出を SDG 建と外貨建とに分けて年ごとの推移（2010 年、2011 年は 4 半期ごと）で見ると、SDG 建での総額でほぼ順調に増加しているが、輸入資金貸はほぼ一貫して減少傾向にある。一方外貨建では 2011 年 6 月に最高残高を記録したあと減少しており、それと期を一にするように輸入資金貸も減少傾向にある。

以上から推測されることとして、政府・中銀の方針もあり輸入自体が抑制されて貸出が伸び悩んでいることが考えられる一方で、輸入に係る資金調達、特に外貨調達のための資金手当が金融機関の枠外で活発になっている可能性もある。「輸入関連の取引は、2009 年までは外貨決済の 90～95%が銀行経由でなされていたが、2009 年末に中銀が外貨資金手当の制限を発表して以来取扱い量が縮小した」、との大手商業銀行の発言はそれを裏付けている。

表 5.4-7 SDG 建て及び外貨建てセクター別貸出残高推移

SDG建て貸出推移										
	農業	工業	輸出	運輸・倉庫	輸入	国内商業	鉱業・エネルギー	建設	その他	合計
2006年12月	993,911	776,239	338,298	974,885	210,972	1,888,441	103,347	411,913	2,678,817	8,376,823
2007年12月	1,051,988	1,110,805	272,335	917,434	1,672,288	2,233,730	69,774	531,961	3,389,886	11,250,201
2008年12月	1,341,507	1,177,267	273,847	970,259	1,547,883	2,340,623	51,990	828,299	4,050,134	12,581,809
2009年12月	1,941,564	1,207,210	365,860	1,070,821	1,649,226	2,672,242	51,447	1,235,584	4,790,723	14,984,677
2010年3月	1,863,486	1,408,626	339,256	1,075,724	1,617,111	2,636,783	55,037	1,335,469	5,724,145	16,055,637
2010年6月	1,897,583	1,522,147	347,991	1,051,297	1,384,019	2,675,236	52,499	1,449,653	5,950,525	16,330,950
2010年9月	2,316,536	1,390,497	408,367	1,016,661	1,297,658	2,721,611	51,114	1,513,905	6,293,532	17,009,881
2010年12月	2,614,947	1,583,100	464,254	930,223	1,100,047	2,820,078	40,347	1,588,123	6,064,010	17,205,129
2011年3月	2,580,781	1,763,762	504,457	941,140	1,103,730	2,617,905	37,746	1,568,784	6,846,797	17,965,102
2011年6月	2,533,813	1,846,213	531,709	939,466	1,152,866	2,887,156	29,811	1,695,232	7,384,833	19,001,099
2011年9月	2,524,228	1,819,900	615,992	1,083,787	1,057,892	2,919,521	30,845	1,892,812	6,363,771	18,308,748
2011年12月	2,663,902	2,066,471	666,217	1,196,323	1,346,902	3,128,664	31,125	2,000,477	7,101,964	20,202,045

出所：Central Bank of Sudan Statistic Directorate, Economic and Financial Statistical Review October-December 2011p37より抜粋

外貨建て貸出推移

	農業	工業	輸出	運輸・倉庫	輸入	国内商業	鉱業・エネルギー	建設	その他	合計
2006年12月	1,074	162,295	17,873	63,737	2,117,295	134,870		2,024	263,570	2,762,738
2007年12月		281,669	10,044	94,727	1,071,396	78,049		2,054	210,404	1,748,343
2008年12月	25,994	505,943	4,186	77,977	1,360,483	89,307		2,190	313,200	2,379,280
2009年12月	15,369	503,616	72,531	65,276	1,471,020	213,373	312,042	2,721	522,844	3,178,792
2010年3月	7,404	483,725	70,360	48,682	1,390,941	275,753	311,330	15,196	612,583	3,215,974
2010年6月	6,832	558,779	61,371	51,347	1,425,402	257,871	322,243	14,144	682,842	3,380,831
2010年9月	24,707	608,066	66,282	41,848	1,386,230	276,864	330,974	138,709	806,927	3,680,607
2010年12月	23,257	600,496	70,514	35,257	1,307,255	204,762	294,332	142,791	715,603	3,394,267
2011年3月	20,160	558,129	84,052	41,579	1,521,308	198,795	326,766	252,336	938,971	3,942,096
2011年6月	17,134	512,805	28,147	39,219	1,439,181	198,463	200,779	249,151	1,019,463	3,704,342
2011年9月	14,020	469,253	69,415	26,204	1,460,343	290,816	127,210	220,893	763,299	3,441,453
2011年12月	9,957	414,568	19,347	12,355	1,027,696	158,203	126,897	212,999	682,984	2,665,006

出所: Central Bank of Sudan Statistic Directorate, Economic and Financial Statistical Review October-December 2011 p37より抜粋

上記はセクター毎の残高ベースをみたものであるが、残高と年間の融資額の動きを構成比率の変化で見ると以下ようになる。

表 5.4-8 SDG 建て貸出残高と貸出額（フロー）のセクター別シェア一年次比較

	農業	工業	輸出	輸入	運輸・倉庫	社会開発*	国内商業	鉱業・エネルギー	建設	その他*	合計**
2009年											
残高構成比	13.0	8.1	2.4	11.0	7.1	n.a	17.8	0.3	8.2	32.0	100
フロー構成比	11.4	10.6	2.5	14.9	6.8	3.2	15.7	0.2	3.6	31.2	100
2010年											
残高構成比	14.9	9.0	2.6	6.3	5.3	n.a	16.0	0.2	9.0	36.7	100
フロー構成比	7.6	18.2	2.3	11.0	4.8	2.9	13.7	0.4	9.8	29.2	100
2011年											
残高構成比	13.2	10.2	3.3	6.7	5.9	n.a	15.5	0.2	9.9	35.2	100
フロー構成比	6.4	23.7	3.7	11.0	6.1	2.5	16.1	2.2	4.2	24.0	100

出所: Central Bank of Sudan Statistic Directorate, Economic and Financial Statistical Review October-December 2011 p37より抜粋

\* 2009年、2010年の数字には小規模生産者、自営業・手工業者向けを含む

\*\* 中央政府向け貸出を含まない

農業関連融資について融資残高と年間の融資額の構成比率を3年間の推移で見た場合、融資額比率に比べてフロー比率の落ち込みが大きい。政府が強調するほどには農業関連に資金が回らなくなっており、一方で融資期間の長期化が見て取れる。Agricultural Bank of Sudanの残高推移や残高と融資額との比較ならびに同行の説明等を総合すると、単に貸出期間が長期化しているだけでなく短期貸の全体的な返済遅延<sup>12</sup>も一因ではないかと懸念される。一方、工業部門は残高、融資額ともに比率が増加しているが、貸出期間がより短期化しているようで、長期的な安定資金による経営基盤の拡大の視点からは問題を内包している可能性がある。輸出金融は増加傾向にあるが輸入金融は伸び悩んでいる。

<sup>12</sup> 例えば、Agricultural Bank of Sudanの2011年第1四半期の回収に係る統計からは、短期Murabahは期中に期日が到来した金額の63%が返済されていない。

#### 5.4.1.4 金融商品の種類と特徴

##### (1) Islamic Banking

スーダンの金融セクターの最も大きな特徴は全面的に Islamic Banking を取り入れていることである。1970年代半ばにサウジアラビア資本主体の2行が Islamic Banking を採用したことに始まり、2011年の南北分離までは公式に2銀行システム (Dual Banking System) が存在し、スーダン北部は Islamic Banking System、南部スーダンは Conventional Banking System を採用していた。2011年7月に南部スーダンが独立し、スーダン国は Islamic Banking System に一本化された。

もともと、Islamic Banking と呼称するものの伝統的な金融技術を積極的に取り入れる試みが常になされておられ、Shariah 規則に照らして修正されたうえ Banking System に導入されている。また、銀行の決算では、会計監査報告<sup>13</sup>に加えて、各行に設けられた Shariah Supervisory Board が銀行の活動が Shariah Islamic Law に照らして問題が無かったことを報告することになっている。

Islamic Banking は、Shariah 規則に基づいて運営されるもので、利子をとって金銭を貸すのではなく、銀行が資本を全額出資し顧客が運用してリターン (利潤) を確保する mudarabah や、リース方式に似た murabahah (顧客に代って銀行が機械などを購入し、手数料を上乗せした分割後払い方式) などが一般的な金融の仕組みである。マイクロファイナンスでは借入者が小規模事業者で信用力がないため、共同出資形態による musharakah 方式も取られている。基本的に、Islamic Banking は、利子ではなく利潤を上乗せして還元してもらう方式である。

##### (2) 預金

基本的な預金の種類は、Current 預金、Saving 預金、Investment 預金、Margins on L/C・L/G&others であり、SDG 建てと外貨建<sup>14</sup>とがある。預金受け入れの条件は細かなところで各行少しずつ異なっている。

##### (3) 与信

既述のとおり南北が分離したスーダンでは Islamic Banking を全面的に採用しており、与信においてもその特徴が端的に表れることも多い。多様な与信をその特徴が良く表れている銀行の例を挙げながら概述する。

###### 1) 与信手続

・ Agricultural Bank of Sudan の手続き<sup>注1)</sup>

借入依頼人 ↓訪問
--------------

<sup>13</sup> 更に、国営銀行は会計監査院の検査も受けている。

<sup>14</sup> 外貨預金は当初預入金が最低 5,000 ユーロ以上あれば自由に開設できることにした (中銀 2010 年報 p37)



注1) 上記手続き例は店長権限内での与信手続の場合である。

注2) 借入依頼人に手続きを任せるとは、銀行自ら行っている銀行もある。

## 2) 与信判断

上記は支店長権限のある Agricultural Bank of Sudan の手続きであるが、与信判断を本部で集中的に行っている Bank of Khartoum<sup>15)</sup>で本部の与信判断体制をみると概要は以下のとおりである。

### 1. 個人向け与信

Credit Committee が Scoring 形式のチェックリストに従って融資判断する。

- ・支店からの与信申請は Credit Risk Management 本部の Retail 部の審査部門で審査され、同じ Retail 部の Credit Administration 部門でその後の与信管理が行われる。

### 2. 法人向け与信

- ・ Credit Risk Management 本部の Relationship manager が財務分析を含め与信判断資料全てを準備する。
- ・担保徴求手続きも基本的に銀行がすべて行い、与信依頼人は所有権権利書の準備等と銀行が準備した契約書へサインするだけである。
- ・申請書類は Credit Risk Management 本部の Corporate 部門 Credit Administration の Relationship manager が与信判断に必要な書類を整え融資委員会に諮る。

<sup>15)</sup> Export Development Bank や Agricultural Bank of Sudan では店長に決裁権限を与えているが、国内最大の銀行である Omruman National Bank や Bank of Khartoum では店長に与信権限がない。その理由として Bank of Khartoum では①管理が容易、②本部集中を目的とした組織構造を作り上げてきた、③限られた人的資源の有効活用ためとしている。人的資源が限られている原因として、学卒は沢山いるものの一般的に英語力が不足している、銀行業務を一通り覚えるには相当の教育訓練が必要、としており、行内でも教育訓練を施しているものの急速な業務変化に追いつくのは容易ではないとのことである。

- ・ 法人向け与信の Credit Committee には3種類ある。
  - i) General Manager Credit Committee : GM 以下4人で構成
  - ii) Board of Director Credit Committee : i)の決済権限を越える場合
  - iii) 2人融資会議 : L/C 開設等で100%現金担保がある場合

### 3) 与信の形態

Islamic Banking での与信は、世界で一般的な与信形態と異なる Shariah の考え方に則った与信システムを構築して、一般的な与信形態とほぼ同様の効果やサービスを与信依頼人に提供しようとする試みの連続でもあり<sup>16</sup>、スーダンでの主な与信形態は下記の通りである。なお、銀行与信には与信金額に応じて VAT が課せられるほか、銀行は管理手数料を取っており、借入人の負担は表面金利以上に重くなっている。

#### Islamic Banking に於ける与信形態

銀行勘定による区分

##### 1. 銀行の B/S 上、Sales Receivable 勘定に計上されているもの

**Murabahah:** 銀行が物品を購入して受益者(借入人)に再販する形式をとり、契約上で物品の購入価格と銀行が受け取る利益を予め合意して行う与信行為である。約定した銀行利益は固定され返済期間中に変更は許されない。借入人は物品を受け取り使用することが出来るが、支払いが済むまで銀行に担保権が残っている。この形式の与信は在庫や不動産購入資金調達、自動車や住宅購入時に利用され、個人も事業者も利用できる一種の割賦販売(もしくは分割返済)である。

**Salam:** 前金を払い品物は後日受け取る形式をとる与信行為である。契約時に販売者(借入人)は質と量及び引き渡し日時と場所を特定し、銀行は価格の全額を前払いする。金や銀、通貨の売買にはこの形式は適用されず、品質と量が安定しない農産物も対象とならない。

この形式は最も頻繁に利用されるだけに、Shariah が守られるよう強く留意する必要がある。

**Mogawala:** 銀行と事業者(借入人)が共同して事業を行う形式の与信行為で、融資は約定した事業計画に沿って引き出される。年度内に完成しない事業では、収益は現金を受け取ったか否かに関係なく完成度に応じて確定される。

##### 2. 銀行の B/S 上、Investment 勘定に計上されているもの

**Musharakah:** 銀行と1人以上の事業者(借入人)がパートナーシップ(JV)を組成する形式をとり、事業者が資金を得て事業を行った収益金も損失も案分される。この形は、投資プロジェクトや輸入信用状開設、不動産の購入等の場合に利用される。契約上、資金提供者は誰でも事業経営に加われるが、加わる義務はない。利益は事前に決めた割合で案分され、損失は出資比率(事業への銀行の融資と借入人の自己資金比率)で分けられる。

**Mudarabah:** 銀行が事業者(借入人)に資金を出し、事業者が資金と専門性を生かして事業を行う形式のパートナーシップであり、銀行は資金を出すだけで事業の運営管理は全て事業者に任される。利益の配分は事前に決められるが、Musharakah と比較して、損失が出た時は資金提供者(銀行)だけが損を被ることになる場合が多い。

**Sukuk:** Islamic Bonds であり、特定のプロジェクトに関連して資産の購入やサービスの提供を受ける資金調達として利用されるが、固定収益や金利付の Bond の発行は許されない。スーダンでは政府が国債の一種として発行しており、銀行は資金の一時的な運用という形で市場から購入している。

その他:L/C の買取りや L/C ユーザンスなど

<sup>16</sup> Islamic Banking が複雑なことを不満として挙げている大手商社経営者もいる。既述の通り、銀行は、金融技術が急速に発達する中でその技術を Islamic Banking に取り入れているが、実務的に使い慣れていないことも多く、Shariah 違反を犯さないよう銀行が慎重になる結果、Mudarabah、Murabahah の手続が複雑になり、時として取引途中で規約や手続が変更になるとの不満である。

### 3. その他

ljara: 単純なリース勘定であり、銀行が顧客にプラント、オフィス家具、自動車を一定期間、固定使用料又はサービス料で貸し付ける。

出所: 各行のAnnual Report及びヒアリング、Wikipedia HP、<http://pancaribbean.org/documents/Islamic-Finance-and-Entrepreunial-Development>“ISLAMIC FINANCE AND ENTREPREUNIALDEVELOPMENT”等より調査団作成

#### Export Development Bank (貿易金融)

貿易金融に特徴をもつ同行は以下のようなサービスを行っている。

##### [1] 輸出入取引

- ・ 口座開設書類に加え、Chamber of Export の会員証明（輸入では Chamber of Import の会員証明と税関及び税務当局登録番号）を取りそろえることで、サービスを提供

##### [2] 輸入与信

- ・ 依頼人に十分な信用があれば、原則 Proforma Invoice のみで LC 開設は可能であるが、実態は次もチェックして実施している。
  - i) LC の発行・決済に関連する銀行の Availability（コルレス銀行網、地域、決済通貨等）
  - ii) 中銀の規則・指導の有無
    - 一般的な規則に加え、開設時の外貨事情により特定品目が中銀通達で輸入禁止になっていることがある（過去の経験では、おおよそ 6 か月～1 年で禁止が解除される）。
  - iii) 特定 4 品目では中銀が外貨を手当てしてくれるが、それ以外の品目の輸入では銀行が自ら外貨手当することになり、顧客に外貨を準備させる。

#### (4) 担保 (Agricultural Bank of Sudan の場合)

##### [1] 担保

- ・ 保証対象物：
  - 土地、機械（機械価値が 20 千 SDG 以上の物件が対象）、Commodity、個人保証
- ・ 価値評価：土地、機械の場合、中銀が承認した評価会社が評価（約 1 週間所要）
  - （評価会社は全国に約 100 社、同行利用は約 10 社）
- ・ 評価依頼者：借入依頼人自身が依頼
- ・ 個人保証：Agricultural Bank of Sudan の預金口座保有者が対象
- ・ 担保登記依頼者：借入依頼人が銀行の用意した書類をもって登記機関（土地は土地登記所、自動車の場合は警察署の交通部門）を訪問
  - 物件・担保権者（銀行名）、借入価値等登記（手続き 3 日間）
  - 手数料は物件価値（融資額）の約 3%（土地）、機械は 1%

## [2] 融資と担保

- ・ 20 千 SDG 以下の与信は個人保証のみで可能
- ・ 担保の掛目：70%（中銀及び同行規則）
- ・ 融資金額：所要額の 90%まで（10%は借入人が用意）…但し農業分野（商業活動では 60%）（中銀規則）

## 5.4.1.5 金融セクターの主な関係機関

## (1) 金融セクター主要プレーヤーのマッピング及び動向

スーダンの金融セクターの主要プレーヤーは圧倒的に銀行である。現在 32 行ある銀行の中銀の行政的な大まかな区分けは以下の表のとおりである。

表 5.4-9 中銀の銀行行政上の区分け

開発銀行	マイクロファイナンス
Agricultural Bank of Sudan	Family Bank
Savings and Social Development Bank	投資銀行
Industrial Development Bank	Financial Investment Bank
商業銀行	
El -Nilien Bank	Animal Resources' Bank
Bank of Khartoum	Al Shamal Islamic Bank
Real Estates Commercial Bank	Farmer's Commercial Bank
Faisal Islamic Bank	Omdurman National Bank
Sudanese French Bank	African Bank for Trade and Development
National Bank of Sudan	Byblos Bank ( Africa )
Blue Nile Mashreq Bank	Alsalam Bank
Sudanese Islamic Bank	Sudanese Egyptian Bank
Tadamon Islamic Bank	United Capital Bank
Islamic Co -operative Development Bank	Aljazeera Sudanese Jordanian Bank
Baraka Bank (Sudan )	Abu Dhabi National Bank
Export Development Bank	Qatar National Bank
Saudi Sudanese Bank	Arab Sudanese Bank
Workers' National Bank	Ivory Bank

出所：中銀 HP 及び中銀幹部ヒアリング

## 1) 銀行

下表は 2010 年末の銀行のスーダン国内の支店網は以下のとおりである。南スーダンの独立以前の統計ではあるが、ハルツーム及び中央部の州に集中しており、政府・中銀が商業銀行の地方支店の増加を訴えているにもかかわらず、その集中度は 57.9%から 58.5%（2 地域の支店数を総支店数で除したもの）に前年比増加している。

表 5.4-10 商業銀行の地域別支店数（2009年-2010年）

	Specialized Banks		National Banks		Joint Venture		Foreign Banks		Total	
	Dec. 2009	Dec. 2010	Dec. 2009	Dec. 2010	Dec. 2009	Dec. 2010	Dec. 2009	Dec. 2010	Dec. 2009	Dec. 2010
Khartoum State	27	30	8	8	183	194	3	10	221	242
Central States(Sina, Blue Nile, White Nile)	39	41	9	9	70	69	0	0	118	119
Eastern States(Gadarif, Kassala, Red Sea)	5	9	2	2	50	50	0	0	57	61
Northern States(Northern, River Nile)	27	29	2	2	30	32	0	0	59	63
Kordofan States(North, Southern, Western)	16	17	7	7	29	30	0	0	52	54
Dafur States (Northern, Southern, Western)	16	16	3	3	26	27	0	0	45	46
Southern States(Bahr, Elgazal, Upper Nile, Equatoria)	4	3	0	0	22	29	7	0	33	32
Total	134	145	31	31	410	431	10	10	585	617

出所: Central Bank of Sudan Annual report 2010 (Appendix9)

南スーダンの独立で法人としての銀行数は39行から、2012年3月末時点では32行に減少したが、Bank of Egypt 及び Qatar Islamic Bank が近く開店する等再度増加傾向にある。ただ、スーダンでは商業銀行も投資業務が出来る等銀行・附随業務の高収益性に着目した増加であり、預金を集めて事業者に融資する一般的な商業銀行業務を主体とするものではない。

なお、ATM 及び公式の両替所数の2006～2009年の4年間の推移は以下のようになっている。この間、ATM の設置が急速に増加している。

表 5.4-11 商業銀行の ATM 設置台数推移（2006-2009年）

	2006	2007	2008	2009
ATM	115	265	395	507

出所: 中銀 HP Banks and Exchange Bureaus

## 2) その他金融機関

中銀は年次報告書では商業銀行以外の主な金融機関としては8機関を紹介している。以下に8機関の概略を記す。

### [1] 両替商 19社（2010年）2009年比1社減

その取引高の2010年実績は、買が3億ドルで売が6億ドルであった。2009年実績の売が12億ドル、買が12億ドルと比較すると極端に落ち込んでおり、公定レートでしか取引できない両替商の苦境と闇市場にいかん資金が流れているかを端的に示すものである。外貨両替商数について、中銀のウェブサイトでは以下のとおりであるが、中銀ウェブサイトの為替レート公示欄には現在18社が掲示されている。しかし、うち2社はQuotationを出していない。

表 5.4-12 公式の外貨両替所数

	2005	2006	2007	2008	2009
外貨両替所	15	18	18	22	20

出所：中銀 2010 年報、中銀 HP

#### [2] Sudan Financial Service Company (SFS)

政府及び公社の債権の Primary Market での入札を担当している。主な政府・公社債には以下のものがある。

表 5.4-13 公社債の発行残高

主な銘柄	2010 年末残高((前年比増加)
Government Musharaka Certificate(GMCs)	9,452.3 百万 SDG (27.2%)
Government Investment Certificate(GICs)	1,826.3 百万 SDG (9.7%)
Central Bank of Sudan Ijarah Certificate(Shihab)	1,422.2 百万 SDG
Refinery of Khartoum Ijarah Certificate(Shama)	180.4 百万 SDG

出所：Sudan Financial Service Company

#### [3] Tarweej Company for Financial Investment

中銀と Sudan Financial Service Company (SFS) が 2001 年に設立した。資本金は 20 百万 SDG で出資比率は中銀 60%、SFS40%。

- ・ 債権の流通市場の円滑化を図る
- ・ 中銀に協力して公開市場操作の所期目的を達成する
- ・ Sudan Financial Service Company と共同して発行市場と流通市場の活性化を図る等を目的としている。

#### [4] Bank Deposit Security Fund：預金保証基金

預金保証基金は設立されて約 20 年になるが 1 度も使用されたことがない。

表 5.4-14 Bank Deposit Security Fund の残高と拠出者比率

保証金提供先	金額(百万 SDG)	比率	伸び(対前年比%)
銀行	35.24	60.93	23.26
財務国家経済省	3.52	6.09	23.08
中銀	3.52	6.09	23.08
Investment 勘定預金者	15.55	26.89	28.62
	57.83	100.00	24.63

出所：Bank Deposit Security Fund

#### [5] Khartoum Stock Exchange

下表は 2009 年、2010 年の Khartoum Stock Exchange での取引状況であるが、Fund と政府債等 Certificate の上場が 3 分の 2 近くを占め、事業会社の上場数が少ない。従って、取引量も 81%以上を Certificate が占めるいびつな形になっている。事業会社の上場が少ない背景には事業規模の大きい会社であっても経営形態は Family Business の域を出

ず、経営組織の分化や専門化を望んでいないというスーダン独自の事情もある。なお、証券市場参加業者数は41社で2009年比は3社増加している。

表 5.4-15 Khartoum 証券取引所への上場銘柄と取引実績

	2009				2010			
	No. of Listed Co's	Executed Contracts	Volume of Trading (million SDG)	%	No. of Listed Co's	Executed Contracts	Volume of Trading (million SDG)	%
Banks	16	695.0	81.5	3.6	13	515.0	145.9	6.0
Insurance	5	18.0	0.1	0.0	4	16.0	0.1	0.0
Commerce	3	28.0	15.1	0.7	2	24.0	0.5	0.0
Industry	2	51.0	25.4	1.1	2	26.0	2.0	0.1
Agriculture	-	-	-	0.0	1	2.0	0.0	0.0
Telecom.	3	974.0	122.5	5.5	2	542.0	23.2	1.0
Services	4	29.0	0.9	0.0	5	22.0	0.9	0.0
Funds	26	385.0	164.8	7.3	25	281.0	81.4	3.4
Certificates	22	5,865.0	1,836.3	81.7	40	6,798.0	2,157.9	89.1
Others	3	24.0	0.0	0.0	4	40.0	10.3	0.4
	84	8,069.0	2,246.6	100.0	98	8,266.0	2,422.2	100.0

出所:Central Bank of Sudan, extracted and tabulated by JICA Study team

#### [6] Insurance Companies

保険会社は国内に15社あり、うち1社が Reinsurance を取り扱っている。2008年及び2009年の実績は以下のとおりである。

表 5.4-16 保険会社の保険金収入と保険支払額

単位：百万 SDG

	2008	2009	増加率
保険総収入	606.0	663.7	9.5%
ネット保険収入	387.0	437.1	12.9%
総保険請求額	444	393	▲11.5%
純保険金請求額	228	244	7.0%

出所：Insurance Supervision Authority

#### [7] National Agency for Insurance and Finance of Exports

National Agency for Insurance and Finance of Exports の2009年及び2010年の活動状況は以下のとおりである。

表 5.4-17 National Agency for Insurance and Finance of Export の輸出保険付保及び輸出金融実績

・輸出保険

単位：百万ドル

	2009	2010
付保計画	78.2	65.0
実績	70.6	79.0
実績/計画比	90%	121%

出所：National Agency for Insurance and Finance of Exports

・輸出金融

単位：百万 SDG

	2009	2010
融資額	12.7	4.5
返済額	7.9	2.0
年度末残高	14.6	2.5

出所：National Agency for Insurance and Finance of Exports

## [8] マイクロファイナンス

マイクロファイナンスを実施している金融機関は以下のように分類されている。世銀調査でも 20 行以上がマイクロファイナンスを手掛けているとしている<sup>17</sup>。

専門金融機関	Social Development Institution/Kassala 州、Small Handicraft Society (Bassit) /Red Sea 州、Gezira Institution for Microfinance/Gezira 州、Baraa Institution for Microfinance/South Cordofan 州、Youth Institution for Microfinance、Idmag Institution、Pensioners Institution、Social Development Institution/以上 Khartoum 州ほか 政府は各州に最低 1 機関を設立することを推進中
マイクロファイナンス主体の銀行 <sup>18</sup>	Saving and Social Development Bank、Family Bank、Agricultural Bank of Sudan
商業銀行の窓口	商業銀行の本部にマイクロファイナンス部門を設ける旨の中銀通達 (No.18/20072007.10.21 付) 商業銀行では Bank of Khartoum が最も積極的

出所：中銀年報 2010p45 及び調査団ヒアリング

また、設立目的として Lower Income グループを主要顧客としてきた Savings & Social Development Bank 等では、少額の預金を増やす目的から Saving A/C に比較的高い預金金利を付けかつ付利の最低額を設けない等の対応を取っている。

## (2) 銀行の能力（ガバナンス、リスク管理、顧客管理）等

## 1) 中銀の管理

中銀から出ている細かな方針や商業銀行の幹部の話を総合する限り、中銀の日常的な管理は以前の失敗例もあり比較的行き届いていると考えられる。また、Lebanon National Bank と Sudanese Islamic Bank に出資し、親族を役員として送り込んでいるある民間の企業家は、中銀の管理が厳しく反対にそれらの銀行とは自由な取引がしづらいつている。

しかし、2007 年から開始された最低資本金の計画的な引上げ施策に中小の商業銀行が必ずしも応えられていない事実は、スーダンの置かれた経済制裁や絶対的な外貨不足と

<sup>17</sup> もっとも、世銀の Sudan Financial Sector Review June 2011 p8 の Table 1 表では数、金機関全体に対する資産比率とも n.a となっている。

<sup>18</sup> Saving and Social Development Bank では投資資産 (Investment Portfolio) 額の 80%をマイクロファイナンスとする内部規定設けている。また、Agricultural Bank of Sudan は農業金融中心の国営銀行であるが銀行の性格上マイクロファイナンス機能を多く備えている。なお、中銀は、商業銀行は投資資産 (Investment Portfolio) の最低 12%はマイクロファイナンス (micro & small:6%、Mini & social:6%) とするよう指示している。

政治的・経済的な厳しい環境の中で、中銀の今後の強い指導力を正に問うている<sup>19</sup>。

## 2) 商業銀行の能力

### [1] 概略

Bank Deposit Security Fund の積立金が設立以来 1 度も取り崩された事が無いということは、取り敢えずはどの銀行もまずまずの経営をしているから、ともいえる。しかし、中銀が銀行を破綻させないために資本注入など強力な梃入れをした事例もあり、また銀行の連携や合併促進を毎年重点施策に加えているのは、全体で見た銀行の体力に中銀が満足していない証である。中銀 2010 年報で銀行の NPL は前年の 15% から 14% に下がったとしているが依然高い数字であり、銀行を訪問しての個別ヒアリングでは大手でも概数とは言え平均以上の NPL 比率を明かす銀行もある。

### [2] リスク管理

銀行には Corporate Governance Committee や Legitimate Supervisory Board 等が設置されて銀行業務を法規面から監視しているほか、Shariah Supervisory Board が Shariah を順守しているかを監視している。

与信に関しては Credit Risk Management Dept.等の審査部門が設置されている。与信権限を支店に権限を与えている銀行もあれば、全て本部集中として数層の Credit Committee を設置して与信判断を行っている銀行もある。

### [3] 事務手続き

銀行担当者は銀行の問題として、新しい金融技術や IT ノウハウの不足を挙げるほか、教育に時間の掛る Trade Finance に関する知識不足も指摘している。

その結果、i) 事務処理に時間がかかる、ii) 技術的な情報 (ICC の Terms and Condition 等の説明) を十分に顧客に与えられないなど顧客サービスに影響が出ている。

一方、銀行と取引の多い大手企業の担当者は批判として、

- ・ 銀行の内部手続きが面倒で、色々な書類を要求されるが、銀行の各部署を廻り書類を提出するのに加え、書類が忘れられず確実に処理してくれているか確認しなければならない。従って、銀行担当要員が何人も要る。
- ・ Sharikah を踏まえたその金融技術を Islamic Banking に精力的に取り入れているが、予期しなかった不都合が生じて手続きや約款の修正を迫られ、顧客には取引形態が複雑に見える、等をあげている。

銀行のガバナンスやリスク管理、顧客管理等に関する直接的な問題の指摘は何処からも聞かれないが、上記[1]～[3]を総合すれば改善の余地はあり、直接的な管理能力の

<sup>19</sup> 調査団が面談した当地世銀の担当者は金融セクターの現状に付いて次のようにコメントしている。“銀行業が育っていない。最近では ATM を設置している銀行も増えているが、スーダン全土でいつでも、どこでも引き出せるといったシステムにはなっていない。特にカバレッジが足りていない。また、資金の半分は海外からの資金で、国内だけの資金還流は 50% にすぎない。”

向上のみならずその環境整備、例えば企業が正確な決算書を銀行に提出する環境を漸次整えることで、リスク判断過程の明確化を図ることなども必要と思われる。

#### 5.4.1.6 外国ドナーの動き

米国の経済制裁の影響もあり、金融セクター支援のみならず外国からスーダン国への資金支援が極めて限られている。以下は2011年に成約された無償資金の一覧表であるが支援国がほぼ中東諸国又は関連機関に限られている。

表 5.4-18 外国及び機関からの無償資金調達実績（2010年）

Unit: US\$ million

Institutions	Project	Amount
IFAD	Rural Road in Elbutana Project for Rural Development	27.9
Finnish Government	Integration Management for Water Basins	2.9
Saudi Fund for Development	Establishing Professional Training Center in Kadogli and Eldamazeen	17.0
Islamic Development Bank	Agricultural Portfolio	0.5
Kuwait Fund for Economics Development	Fund of decent life "tripartite house Ministry of Finance, the Agricultural Bank and the Kuwait Fund"	7.0
Iran	Development Project	2.0
Donors Fund	Community Development Fund Project	10.0
Total of Grant		67.3

出所: Central Bank of Sudan Annual Report 2010

次に、2010年及び2011年度の無償資金及びローンの引出し及び返済状況を表したのが表 5.4-19 である。ここからも世銀、IMF からの支援は殆どなく、西欧諸国からの支援もないことが分る。中東諸国と関連の国際機関が資金支援をしており、アジアからは中国が中東諸国の総計に匹敵するほどの貸出援助をしているほか、インド及びトルコが貸出している程度である<sup>20</sup>。

<sup>20</sup> なお、中銀の責任者は現在の外貨準備高等は秘密としている。

表 5.4-19 外国及び機関からの無償資金と借款返済実績<sup>21</sup>

unit:Million US\$

	2010		2011	
	Drawing of Loans and Grant	Repayment	Drawing of Loans and Grant	Repayment
International Organizations:	448.5	46.3	318.7	50.5
World Bank/IDA Loans	0.0	0.0	0.0	0.0
World Bank (Grant)	0.6		1.0	
African Development Bank	0.0	0.0	0.0	0.0
African Development Bank (Grant)	0.0		0.0	
African Development Fund	0.0	0.0	0.0	0.0
IFM	0.0	5.8	0.0	5.0
IFM (Grant)	0.0		0.3	
AMF	0.0	23.9	0.0	27.8
OPEC	3.9	1.5	10.1	0.0
OPEC (Grant)	0.0		0.0	
E.E.C	0.0	0.0	0.0	0.0
IFA.D	13.1	3.0	9.8	2.8
IFA.D (Grant)	12.2		5.9	
Islamic Development Bank	49.2	12.1	83.1	14.9
Islamic Development Bank (Grant)	25.0		1.0	0.0
U.N Organizations	0.0	0.0	0.0	0.0
Support Fund (Grant)	274.8		45.3	0.0
International Cooperation Ministry (Grant)	69.7		162.2	
USA & West European Countries	0.0	0.0	0.0	0.0
USA Wheat Facilities	0.0	0.0	0.0	0.0
United Kingdom	0.0	0.0	0.0	0.0
Italy	0.0	0.0	0.0	0.0
France	0.0	0.0	0.0	0.0
American AID	0.0	0.0	0.0	0.0
European Investment Bank	0.0	0.0	0.0	0.0
European Union Countries (Grant)	0.0		0.0	
Arab Countries	269.5	79.5	223.9	71.1
Kuwait Fund	9.3	17.7	24.9	17.0
UAE	0.0	0.0	0.0	0.0
Abu Dhabi Fund	25.2	12.7	7.3	13.1
Iraq	0.0		0.0	0.0
Arab Fund for Eco. & Social Dev.	54.9	27.4	119.3	25.1
Arab Fund for Eco. & Social Dev. (Grant)	40.7		2.4	
Arab Investment Bank	0.0		0.0	0.0
Saudi Fund	56.4	11.1	56.4	15.9
Saudi Fund (Grant)	0.0		13.6	0.0
Qatar	0.0	0.0	0.0	0.0
Algeria	83.0	0.0	0.0	0.0
Oman	0.0	10.6	0.0	0.0
Other Countries	275.8	199.9	295.4	54.9
Russia	0.0	0.0	0.0	0.0
Belgium	0.0	0.0	0.0	0.0
Germany	0.0	0.0	0.0	0.0
Japan	0.0	0.0	0.0	0.0
South Korea	0.0	0.0	0.0	0.0
China	214.5	180.9	248.1	49.0
India	52.0	4.3	34.8	0.0
Iran	3.0	0.0	4.7	0.0
Canada	0.0	0.0	0.0	0.0
Turkey	6.3	6.3	7.8	5.9
Malaysia	0.0	8.4	0.0	0.0
Others	0.0	0.0	0.0	0.0
Commodity Grants	381.8		427.7	
	1,375.6	325.7	1,265.7	176.5

Note: Classification of International Organization is based on that of Central Bank of Sudan's table

Source: Central Bank of Sudan, Economic and Financial Statistic Review October-December 2011, extracted and made by JICA Study Team

<sup>21</sup> アフリカ 37 か国は外貨対外債務の Write Off の対象となったが、39.5 億ドルの外貨債務のあるスーダン、ソマリアとともに対象から外された（中銀総裁談、6月7日付け Sudan Vision）

### 5.4.2 国の金融セクター育成方針

政府は国民の貯蓄を増強し、その資金を輸入代替や輸出強化方針の産業や製品の増強をはじめとする産業力の強化に活用できる金融セクターの育成を目指しており、施策は Macro と Micro の2つの視点から実施している。

#### (1) Macro Policy :

- 1) インフレの抑制：国内消費を抑制し、Tight Monetary policy を継続する政策など
- 2) 為替レートの安定：為替レートは市場の需給にまかせ、中銀は市場安定化のためだけの介入に留める政策など
- 3) GDP の着実な成長を促すための金融政策

#### (2) Micro Policy

銀行には、政府ではなく民間セクターへの資金を供給することを強く望んでおり、具体的な施策例は以下の通りである。

##### 1) Banking Network の増強

- ・銀行の支店開設の自由化

銀行の支店を 2015 年には 20 千人あたり 1 店に増設する（現在、80 千人に 1 支店）

##### 2) サービスの向上

- ・最低預入金額の引き下げ

当座預金の開設時の最低預入金額を 50SDG に引き下げる（現在は 500SDG）

- ・中銀の Real Time Transfer Settlement システムの拡大
- ・地方を中心にした支店開設のキャンペーンの実施

##### 3) 都市・地方を問わない e-Banking の拡大

- ・Mobile Banking 推進
- ・ATM の増設

##### 4) 産業金融に耐える金融機関作り

- ・銀行業のリストラ及びリフォームの計画の継続
- ・銀行内での監視ならびに内部監査の設置と活性化の義務付け
- ・コンソーシアムを組んでの、特に生産部門へ融資の奨励 ほか

同時に、銀行には投資資産（Investment Portfolio）勘定の 12%をマイクロファイナンスに仕向けるよう奨励することで零細企業や新卒者の起業を助け、社会の安定と産業の活性化を図るとしている。

#### 5.4.2.1 中央銀行の機能

スーダンの中央銀行は、通貨金融政策全般にわたって幅広い権限と責任を有している。その概略は以下のとおりである。

## (1) 中銀法

The Bank of Sudan Act 2002（2006年一部改正）によれば、6つの主機能を有している。

- 1) 通貨の発行、管理・監督
- 2) 財務国家経済省との協議の下、国家経済の目的の達成のための通貨・金融政策の実施と管理
- 3) 銀行業務の組織化、監視、監督、均衡の取れた社会開発のための効率性の向上努力
- 4) 経済の安定とスーダンディナール（現スーダンポンド）の価値の維持努力
- 5) 政府の銀行として、通貨金融政策では助言者・代理人としての活動
- 6) 役割の実施、目的の遂行、権限や監督の行使にあたっては、イスラムの規則（Islamic Shariah）に従う

2005年の Comprehensive Peace Agreement（CPA）締結の結果、中銀法の一部改正があり、法の第5章で以下の事項が明確にされた。

- 1) スーダン国北部では Islamic Banking、南部では Conventional Banking の2重金融システムの採用する。
- 2) 中銀の本店はハルツームに置き、国内に支店を開設し海外の銀行とコルレス契約を結ぶ。
- 3) Bank of Southern Sudan（BOSS）を中銀の支店として設置し、同店は一般の業務に加え、中銀役員会の発布する規則・規制に従って、金融機関への業務許可を含む南スーダンでの Conventional Banking 制度を監理する。
- 4) 中銀は永久に独立した法人格を持ち、訴訟も自ら提起することができる。

注）2011年7月南部スーダンが独立した現状を踏まえた The Bank of Sudan Act 2002（2006年一部改正）は既に閣議決定を終わり、議会への提出準備中である。

## (2) 中銀の支店機能

中銀はハルツーム州を含む全ての州に支店を設置することとしており、現在までに12州で設置が終わっている。

- 1) 金融機関や地元経済へのサービスの提供機能
- 2) 州内金融機関の管理監督機能

## 5.4.2.2 金融政策

## (1) 中央銀行の経営方針

中銀は、下記のとおり6項目から成る2012年度計画を立てている。

## 1) 国民の貯蓄運動

（目的：経済の活性化及び3か年緊急プログラムで挙げる物品の輸入代替、輸出増

強の支援)

2) 資源配分

(目的：特定の農工業品の生産、加工、輸出のために金融資源のより大きい部分を割り当て)

3) 経済の安定化の達成

(目的：合理的な通貨・財政政策の実施による持続可能な経済の安定化達成)

4) 銀行監督、決済及び融資や銀行業務技術・システムの開発

5) 通貨管理の展開

6) 少額融資（含む Micro Finance）政策

中銀は毎年詳細な年次計画を立てて公表しており、その大まかな結果は年次報告書で記述している。内容的には前年を踏襲しつつ経済金融情勢に応じて変化させている。2012年度政策の特徴は、国家財政の赤字対応と外貨調達が喫急の課題であり、同時に経済振興等を成し遂げるための政策と言え、その政策を整理して上記6項目を打ち出している。

#### 5.4.2.3 監督体制

商業銀行に対する監督体制の概要は以下のとおりである。

(1) 年1回の銀行決算の承認

銀行は決算処理・整理後、その結果を中銀に報告し中銀で承認を得た後、銀行の株主総会の承認を得る。

(2) 中銀検査

銀行は、L/C 発行状況や融資、担保徴求等の規定項目に付いては毎月又は3か月ごとに中銀に制定書面で報告している。

(3) 限定検査

中銀は、特定項目に絞った検査も実施しており、銀行側の印象としては、3、4か月に1回は何らかの臨店検査がある。

(4) 特別検査

中銀は銀行の仕振りに疑問点を抱くと、時期を問わず検査している。

その他、中銀からは規則や通達の発布による統制や監督も多く、中銀の銀行業務に対する“Indicator”という形式は取っていても守らなければならない指導と、銀行側は考えている。ただ、中銀の Higher Shariah Supervision Board は銀行実務の実態を良く理解してくれていないのではないかと懸念する銀行もある。

#### 5.4.2.4 人材育成の状況

中銀、商業銀行とも人材の育成を通じて、特に国際基準の知識ノウハウを取り入れることに熱心であり、また中銀では国際基準を Islamic Banking に翻訳し円滑に取り入れるための研修にも留意しているとしている。以下は、その概要である。

##### (1) 中銀の人材育成

職員研修について、内部研修のほか、海外から講師を招いたり派遣する研修には大まかには3つがある。

###### 1) IMF Institute への派遣：

IMF メンバー国として招待があれば派遣する一般的な研修

###### 2) WB の Program による研修：

本年より始まった5年間の TA プログラムで、5月には WB の担当者が来て Workshop を行っている。

対象：原則 Middle Management、更に High Class の研修も予定  
 内容：Stress Test、Risk Management、Corporate Governance、Basel スキーム等  
 OJT として Audit や e-inspection も計画

###### 3) Arab Monetary Fund の支援を利用

###### 4) その他

マレーシアやインドネシア等と MOU を結び、Monetary Stability、Financial Stability に係る研修を実施する方向にある。

そのほか機会がある限り Open Market Operation、Control of Monetary Aggregate、Liquidity Management、Interbank Market Management、Daily Forex Management（市場介入のタイミング）、危機管理の経験、銀行のリストラ、検査、内部検査等多様な分野で海外の知識・ノウハウを学ばせたいとしている<sup>22</sup>。

##### (2) 商業銀行の人材育成

商業銀行は様々な形で人材の育成を図っている。以下に、その現状と問題点を挙げる。

###### 1) 現状の取り組み

###### [1] Trade Finance

- ・ 海外研修は英、独等の欧州への派遣もあるが、一般には Union of Arab Banks（バーレーン）等の協会主催の研修やアラブ諸国特に Gulf Countries のコルレス先での研修が大半であり期間は1～2週間の短期が多い。
- ・ 参加人数は、銀行の体力や経験の浅い若年者が多い銀行か否かによってばらつきあり、毎年10人程度から100人前後とする大銀行までである。
- ・ また国内の研修に、内部の職員を講師とするほか、銀行外や英国などの外国か

<sup>22</sup> 上記通り多様な研修を受けさせたいとしているが、面談した限りでは職員の能力向上や研修上での問題点に付いての中銀側からの説明はない。

ら専門家を招いて Workshop 等も行っている。

#### [2] 銀行一般研修

- ・ Trade Finance を中心に新人教育に力を入れている銀行もあれば、銀行業務一般教育が中心とする銀行、あるいは若い職員の英語力が特に弱いので英語教育、また銀行として注力したい分野（例：法人取引強化のための Corporate Relationship Manager 研修）に焦点を当てて研修している等、銀行の取り組みは様々である。
- ・ Sudan Academy for Banking and Financial Sciences を利用する銀行もある。
- ・ Agricultural Bank of Sudan は、殆どが行内研修であり、今後は外国でなされている研修を受けて、外国の進んだ経験やノウハウ（銀行経営、与信審査、ICT 等）を学びたいとしている。

[3] 大手では行内に研修施設をもっている銀行が多いようであるが、銀行員は銀行の本来業務に専念すべきであるとして、職員の教育や研修は全て外部に委託して研修センターを持たないという大手銀行もある。

#### (3) 銀行の問題意識

どの銀行も一様に人材育成の重要性を強調する。その最大の理由は人材育成が殆ど国内研修に限られており、外国の進んだ実践的な技術ノウハウを身に着けることが難しく、国際水準から遅れているのではないかとの危機意識が強いためである。

その主な理由は以下の3つである。

1. 米国の経済制裁の影響もあり金融機関のコルレス先が限られており、広く欧米へ研修生を派遣することが難しいこと
2. 銀行の体力差に加え、スーダンの外貨事情が悪化しているため銀行自らの負担で海外へ研修生を派遣することは容易でないこと
3. 設立が 1963 年と約 50 年の長い歴史を持ち金融セクターの Academic な教育や研修を担ってきた Sudan Academy of Banking & Financial Services も政府の資金難で思うように教員や Instructor を海外に派遣して研修させることが出来ないこと

#### (4) 具体的な課題

1. スーダンでは英国の CMA (Certified Managing Accountant)、CIA (Certified Internal Auditor)、CDCS (Certified Documental Credit Specialist) 等の資格保持者の数が限られており、特に Trade Finance 等に関する国内の教育水準が国際水準から遅れているとの認識が強い。
2. Sudan Academy for Banking and Financial Science は 50 年以上の歴史のある研修機関があるが理論が多く実践的でないと批判もあるが実践的とする銀行もある。

Academy 自身も、スーダン以外で行われているレベルの高い実践的な研修を身に着けられず、インターネット等で理論を理解しても、実際にどのように研修をするのか、また実務に欠かせないソフトウエ

アーをどの様に開発するのかが手がかりが少ないこと<sup>23</sup>に悩んでいる。

3. 研修機会が少ないうえ、仮に派遣できても研修期間が短く、習得に時間の掛る実践的なマーケティングや対顧客交渉力やアドバイス、日常的なマネジメントは容易には習得できないとしている。従って、外国の些細な実例でも知りたいとの要求に繋がっている。
4. 一般に職員の訓練不足を認識しており、職員に経験が少なくて与信に係る Evaluation 等が適切に出来ないとか、支店網の急激な拡大で訓練が追い付かず、新卒に十分な訓練を施さないまま支店に顧客取引担当 Officer として配置せざるを得ないとする銀行もある。
5. 銀行幹部の間では、1989年に始まった全面的なアラビア語教育による英語力の低下を危惧する声が強い。  
その結果、アラブ圏以外の銀行業務に関する情報に疎くなり、外貨不足で容易に海外研修に出せない<sup>24</sup>ことも相まって、金融技術や経営・サービス面で国際水準から乖離することへの懸念も聞かれる。

#### 5.4.3 金融機関の比較優位とボトルネック

##### 5.4.3.1 銀行の抱える課題

金融市場が今後も成長を続ける上で、最大の課題であり早急に解決すべきものは、外貨取引の正常化と金融機関を通じた国内資金調達の円滑化及び国民の金融機関機能への正確な理解と信頼度の醸成と考える。

##### (1) 外貨取引に係る問題

##### 1) 外貨交換市場の問題

##### [1] 為替レート格差

2009年頃から顕著化した外貨不足から闇市場が隆盛化しており、現在は公定と闇レートとの格差が約2倍ある。

中銀は先月5月21日に闇市場と公定市場を一本化する方策を決定し、5月24日から実際にドルを市場へ供給し始めたが、現状はドルの供給は公式の両替商に限られているようである。

6月4日現在のレートの中銀のHPで確認すると、交換レートを表示している32行の売値が1ドル当たり2.7604~2.6940、買値が2.7494~2.6835に留まっているのに対

<sup>23</sup> Sudan Academy for Banking and Financial Science では、Non-profit Organization の金融・銀行業務の研究・訓練機関であることを特に強調している。商業銀行が外国のコルレス先等に依頼して人材を派遣するのは外国の知識やノウハウ習得すれば商機・儲けの機会が増えるためであり、スーダン全体で考えた場合、知識やノウハウの効率的で公平な普及と金融セクターの発展に必ずしも寄与するものとは限らないと考えており、研究・研修・コンサルティング3部門を兼ね備えた同機関こそ理論と実践両面からスーダンに広く着実に貢献できるとしている。

<sup>24</sup> 政府系の銀行では、海外での研修に付いて政府からとかく厳しくその必要性を質されるとのことである。

し、公式の両替商 18 社（うち 2 社は表示なし）のレートは 1 ドル当たり一律 4.9500、買値が 4.9698～4.9700 となっており、現状は個人を対象に市場の反応を確認している状態であることが分る<sup>25</sup>（2012 年 5 月末時点）。

中銀政策責任者が、基本的な政策はまだ何も変えておらずドルの市場供給を増やして様子を見ているところ、と言っていることと符合する。

中銀幹部は、中銀は金の購入と輸出が出来る様になり外貨収入の手立てが出来たので市場はいずれ一本化すると強気な発言をしているが、商業銀行は慎重な姿勢であり<sup>26</sup>、先行きは未だ見通せない。

## [2] 闇市場の底の浅さ

スーダンの実情を反映して闇市場が広くいきわたっているが、大口の外貨が必要になる大企業（特に輸入が主体の企業）から見れば、闇市場の底が浅く 1 度に調達できなくて何回にも分けてないと必要額が調達できず、かつ想定したレートで調達できるとは限らないとしている。世銀関係者は、闇市場は規模的には問題ないとしつつも、外貨の売買や費用（資金を手当てするまでに何段階もありその手数料等）が高く付くと批判している<sup>27</sup>。

## [3] 銀行の外貨の手当て

既述のとおり、商業銀行は自行に外貨が不足すると中銀から融通を受けていたが 2009 年末ごろから特定品目の輸入に優先的割り当てる政策が打ち出され、その後様々な対策が打ち出されているものの一向に改善していない。商業銀行一般に外貨の調達が苦しく、銀行は輸入 L/C 等の開設を依頼する顧客に対し開設金額のほぼ 100%の外貨現金を積むよう要請するが多い。

それでも銀行の外貨資金繰りは苦しく、ある大手企業担当者は海外の取引先から振り込まれた外貨や L/C 開設時に顧客から受け取った外貨現金を行内で繰り回して他の決済等に流用しているのではないかと疑っている。つまり、前者は海外の顧客より自社取引銀行宛に Swift で送金したとの連絡を受け取ったのに、銀行から入金通知があったのは 1 か月後だったと言う不満となって現れている。

<sup>25</sup> 但し、中銀幹部との面談の結果、考え方が次第に明らかになってきており現状は以下に纏められる。

1)現在のレートが特に目標ではなく、中心レート目標もない。交換レートは市場の需給関係に任せる。

2)取り敢えず闇市場との格差をなくし、市場の自給関係が落ち着いたところで急な変動を避けるための介入に限定することを基本にする。

3)介入幅は±3%を目標に監視していく計画である。

<sup>26</sup> Bank of Khartoum の幹部は、顧客の外貨両替の申し込みが非常に多い。他行では既に対応を始めているとの情報もあるが、同行は銀行としてどのように対応するか態度は未定としている。

<sup>27</sup> なお、政府は輸入品を A、B、C、D の 4 種に分類し、A は優先輸入品とし外貨資金を割り当て、D は贅沢品（中古自動車、チョコレート、切り花等）とし輸入禁止としている。B と C は輸入者が自ら外貨を手当てしなくてはならない。A 品目でも、小麦等の輸入では公定レートでの市場が使えるが、医薬品になると事情が違い、昨年は 50:50 の割合で外貨が割り当てられ公定レートで輸入決済できたものが、現状は 20%しか外貨を供給してくれず、輸入が難しくなり、薬局では医薬品が不足気味との批判もある。

## [4] 外貨決済システム

スーダンの銀行の窮状や米国の経済制裁の影響を警戒してコルレス契約の締結に応じる海外の銀行は少ない。入手した銀行の **Annual report** をみるとどの銀行もコルレス数は限られており、大手銀行でさえ中東の銀行とのコルレス契約が圧倒的に多く、世界的に名の通った銀行がコルレス契約を結んでいるケースは極めて少ない。アジアや欧州地域に所在する銀行とのコルレス契約であっても、中東の銀行の現地法人との契約であったりする。輸入 L/C の **Advice** 経路が複雑になったり、輸出者への通知が不確実になったりするほか、外貨での入金や決済でも同様も問題を抱えている。スーダンで銀行を使う場合は、直接のコルレス先以外の銀行を経由する場合もあり決済がスムーズにできるか常に注意していく必要があるとする事業者もいる。また、外貨調達の問題や限定的なコルレス先の問題が外貨取引コストを更に上げる要因になっているとの指摘もある。

## 2) SDG 資金調達に係る問題

## [1] 銀行預金

スーダン人の金融機関へのアクセスの比率が近隣諸国比でも極めて少ない。通貨の銀行システム外の保有が増えていることでも示唆するとおり、中小事業者を中心に日常取引の決済が金融システム外で現金でなされることが多いことは、全ての人が指摘するところである。商業銀行の幹部の 1 人は本来銀行を通るべき資金の 60%~70%は銀行以外に流れていると推測している。

外貨の調達が銀行では難しく止むを得ず闇市場で取引せざるを得ない事情に加えて、インフレ懸念の再燃が国民の手許現金志向や品物への転換傾向を強めているといわれている。

従って、構造的に銀行預金が集まり難しく、また預金の預入期間の短期志向（銀行預金の 80%は期間 1 年以内の当座預金や定期預金（**Investment A/C**）で占められる）を強めている。また、銀行の支店網が全国的に見て少なすぎるとする声もある。

預金する文化の形成
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ある銀行の <b>GM</b> は国民に預金する文化を作らなくてはならないとして、銀行の支店を訪問した際は、事業者と話し合い何故金融システムが重要かを説明するとしている。</li> <li>・同時に、地元有力者に地域の皆に預金するように声をかけて欲しいと言う。特に地方では、銀行員の説得より有力者の説得の方が、仮にその人にはお金が無くてもずっと効果的であると言う。</li> <li>・スーダンでは資産を手許に持って増やす事だけに楽しみを感じている人も多い。例えば牛を飼っている人は頭数が増える事だけを楽しみにしており、牛を育てて売って稼ごうとは必ずしも思わない。そして、そのうち牛が病気や寿命で死んでしまうケースもある。</li> </ul>
<p>資産を手許に持って増やすことだけに固執する文化では産業振興は進まない。</p>



## [2] 銀行の資金調達難

上記[1]の事情に加えて、外国からの外貨の借入等が実質上ほとんど不可能であり、中銀にも資金的余力は少なく、また銀行には銀行債の発行が認められておらず商業銀

行の資金調達補完手段も限られている<sup>28</sup>。

その影響が端的に表面化するのが中長期の与信であり、産業振興に必要な長期資金を供給すべき国営銀行の Industrial Development Bank でき短期与信が全体の 70% 占めるとしており、短期与信が原則の商業銀行では短期与信比率がさらに高いと推測される<sup>29</sup>。

### [3] 借入のコスト高

インフレの増進が予想される中では、銀行はインフレリスクを金利相当分や配当割合等を含めるため顧客の先行き調達コスト高になっている。輸入代替や輸出振興商品生産を推進するには 3～5 年の長期資金が必要になるがコスト高と言う課題も抱えている。

### 3) スーダンの Islamic Banking で長期融資が出来にくい理由

銀行の管理手数料や VAT 以外について、ヒアリング等で得た構造的な問題を纏めると概ね以下ようになる。

#### 1) 銀行に資金が集まり難いこと

##### 1. インフレ懸念

年率 20% を超えるインフレ下では、預金ではなく物品を確保する傾向が強い

##### 2. 金融機関以外の資金の流通が大きい

##### i) 資金収集ネットワークが都市に集中

銀行は一般に効率の悪い支店の地方展開に慎重で、外銀は預金集めより自己資金の投資に注力する傾向がある

##### ii) 口座開設の手間が面倒である

口座開設に際して、銀行窓口で細かく問い質されたり、多くの書類を準備しなければならない場合も未だ多く、国民の銀行へのアクセス度が容易に向上しない

##### iii) 外貨交換が闇市場で行われ資金が銀行以外に持ち出される機会が多い

小金のある個人事業の場合、外国との決済は外貨の調達も送金も闇市場や個人ルートを利用することが多く、手許に現金を保有しがちである

##### 3. 地方では預金する習慣が希薄である

一般に地方では銀行のネットワークが未だ希薄なこともあり、預金をして明日に備える、貯めたお金で起業するといった計画性に乏しい

従って、銀行は短期資金を長期で運用した場合、調達と運用との期間がマッチングしない流動性リスクに晒されやすくなる。

#### 2) 預金者、銀行とも損失をくらうこと

損失を嫌うのは誰でも同じであるが、特に Islamic Banking では預金金利が確定しているわけではない。同一グループに属する預金勘定では、その対象となった投資収益を一定のルールに則り決算してその結果収益が出ておれば配分する方式である。

そのため、短期預金に付いては収益の見通しが立ちやすく収益確定も容易であるが、長期預金となると国の経済事情や外貨事情が反映してくるので、収益の変動予想が大変難しい。

経済の先行きに必ずしも明るくない預金者が先ず長期預金に慎重になり、同時に投資銀行的な高収益を狙いたい銀行も多い中では、長期資金での運用には慎重になる。

#### 3) 為替レートの不安定

2009 年以来、外貨の闇市場が急速におおきくなり、公定レートの闇市場レートとの差も拡大した。仮に銀行が融資

<sup>28</sup> 但し、特定 Project への投資目的としての資金調達（期間の長短を問わない）は可能であり、銀行債が発行できないこと自体は問題でないとする銀行幹部もいる。

<sup>29</sup> もっとも、中には現在のスーダンを移行期と捉えて長期的（3~6 年）な資金繰りより短期（1~3 年）資金繰りを指向すべきとする経営者もいる。

資金を外貨で調達した場合、闇市場レートの動きも念頭に融資せざるを得ず、為替変動リスクを勘案した与信条件にせざるを得ない。

#### 4) 政府の資金不足

政府が産業育成を大きな課題としているのであれば、長期運用での損失リスクの大半を政府が引き受ける形で資金を銀行に出せば、長期資金供給の問題もある程度緩和されようが、政府も資金難でその余裕はない。開発銀行の1つである Industrial Development Bank でも出資の増額や資金供給を政府に依頼しているが動きは鈍いとのことである。

#### 5) コスト高

資金の出し手は、構造的に以上のようなリスクを抱えており、与信ではそのリスクを大きく見積もって資金を供給することになり、調達する企業にとっては追加担保の提供をはじめコスト高に繋がる。

## (2) 担保

企業金融では担保も大きな問題になっている。

### [1] 現状に対する借入人及び銀行の不満に以下のようなものがある

1. 土地の権利関係が複雑な場合があり、銀行も現地の事情に通じている必要があること。  
土地は、もともと 90%近くが国所有であり、それを農地などは長期契約で貸し出している。その一方で 10 年以上同じ場所で事業あるいは住んでいる人は、その場所の所有者として権利を主張することが出来、所有権が複雑になっている場合がある。
2. 借入人側には借入額に比して多額の担保を要求されるとの不满があること  
商業銀行からは、借入期間 1 年までの短期で 125%の担保（土地、建物、銀行株、商品等）を要求され、長期資金となると借入そのものが難しいほか、担保は融資額の 150%とも担保を要求されるなど融資条件が厳しくなるとの不满である。
3. また少額貸出に対する担保としての保険は実際上機能していないと指摘する銀行もある。

### [2] 現状の対応

上記に対してどの程度の対応がなされているかは分からないが、マイクロファイナンスでは以下のような対応が検討されている<sup>30</sup>。

1. マイクロファイナンスでは事業者団体等が、銀行に対して借入人に係る人物紹介状を作成することで個人保証の免除を図っている
2. 依頼人が会社の従業員なら給与を借入銀行へ振り込む約束をすることで担保の役目をさせている

<sup>30</sup> なお、Federation of Chamber of Small Industries in Sudan では、大半の小企業が銀行に与信を依頼しようとならない理由を、次のように説明している。以前は Collateral の問題であったが、現在は、①小企業に Mismanagement が多く銀行は貸してくれないと考えている、②Non-Payment が発生すると銀行は直ぐ事業者を訴える、③小企業者の事業はそもそも Risky で借りてまで事業をしようとは思わない。

## (3) NPL 率の動向

銀行との面談では先方はどの銀行も多くを触れたがらないが、先述したとおり不良債権の問題はスーダンの問題の基本的な問題と考える。既述のとおり中銀 2010 年報では全体の NPL 比率が前年の 15%から 14%に下がってはいるが、個別ヒアリングでは直近の比率が 16%という大手銀行もある一方 9%の銀行もあるなど、ばらつきが感じられる。

中銀が進めているマイクロファイナンスへの投資資産の 12%の配分が浸透すれば、それだけ NPL の比率が高くなる可能性があり<sup>31</sup>、外部からは銀行界全体が一層不安の目で見られる可能性もある。Agricultural Bank of Sudan の返済遅延が多い理由として、ある幹部は Salam の場合、申請とおりに資金を使わないケースがざっと 15~20%あり Non-Payment の要因の 1 つになっている、と説明している。小口の貸出先が多い銀行として、融資後の管理強化に努めている同行であるが、個々の管理が容易でないことを物語っているとえよう。

なお、中銀は法的な手続きや Rescheduling、その他可能な限りの回収努力をしてからでない Write off を認めないとのことである。

不良債権の基準：

Murabahah と Mogawala は期日から 30 日経過後

その他、Musharakah や L/G も含め、期日後 90 日経過後

注) 銀行でのヒアリングによる

## (4) 企業側の問題

## [1] 決算書

銀行へのヒアリングベースであるが、以下のことが広く行われており容易に改まらないとすれば、銀行の管理コストを上げることになり、企業には厳しく担保を要求する一因にもなり、金融セクターの健全な発展を妨げることに繋がる。

- ・ 小事業者の話として、現状の徴税制度は、実際上は現場徴税官とのネゴに大きく依存しており、利益が出てようといなかりとネゴで決まり、誰も正直には申告しない。
- ・ 与信する銀行も企業の税務申告上の決算など信用しておらず、自ら現場を訪問し実態を見て判断するとしている。また、企業訪問時に、可能であれば本当の B/S を見せてもらうことにしている。
- ・ 一方、企業決算を監査する会計士は、ほぼ企業の言うなりに対応しており、仮に厳密な監査をすれば契約が更新されないことを恐れている会計士も多い。

<sup>31</sup> Saving & Social Development Bank の場合、マイクロファイナンスの NPL は概数で 30%である。(ただ、マイクロファイナンスが中心の銀行の使命としては、収益は Break even でも良いが資産の 20%を占める Trade 関連融資で利益が計上できるので全体でも利益を出しているとしている)

## [2] 企業間協力

各国社会的経済的な文化を異にし、その是非を問うことには問題もあるが、企業間の連携や協力が少ないことも、金融セクターの発展にとってはネガティブに働くであろう。以下はヒアリングで得た例である。

- ・ 企業家の多くには Family Business の域を脱しようする意欲は無く、皆が協力してやれば大きな事業に育てられるのに、お互いに協力しようとせず自分の領域に閉じこもる。
- ・ 銀行の資金不足で資金調達が難しい状況下でも Sudanese Businessmen & Employers Federation などが協会内での資金の相互融通し合うようなことは考えていない。

## 5.4.3.2 金融セクターの比較優位性

調査した限りでは、特に比較優位性は見当たらない。但し、以下のことは多くの人の語るところである。

1. 当国に外銀の進出が多いのは収益率が良いことが理由である。進出外銀の中には毎年収益を 20～23% 伸ばしている銀行もある。
2. 中銀の規制が変わって、5～6 年前より銀行の独自リスクで投資が出来る様になり、活動の場が広がった。
3. 金融界そのものが近隣諸国と比較して小規模であり、開拓の余地が大きい。
4. 近年スーダン人の生活スタイルは急速に変化、新しいビルや車、住宅、外食等、国民には幾らでもお金を使う機会が増えており、銀行にとって商売チャンスでもある。

## 5.4.3.3 金融セクターの今後の成長分野と課題

上記のとおり中央銀行は細かく管理しているものの、商業銀行の活動の余地が大きく、未だ開拓の余地のある分野も多く、ポジティブな成長予測が出来る。ただ、現状の様々な困難を考えると一概にその成長過程や成長率を予測することは難しく、年率 15～20% は成長出来ようとする銀行幹部も居るが金融関係者の殆どが言葉を濁している。

以下では、まず成長の一翼を担うと期待されているマイクロファイナンスについて、既述を補足する。

## (1) マイクロファイナンス

## 1) 現状

連邦政府は貧困削減の有力手段としてもマイクロファイナンスを推進しようとしており、副大統領を議長に経済関係省の大臣をメンバーにしたマイクロファイナンス委員会 (Committee of Microfinance) が組織されマイクロファイナンスに関連する問題を迅速に解決、決定していく体制が取られている。

州レベルでは各州にマイクロファイナンス機関の設置が進められているほか、州経済

省内に Industrial Section (SME 振興担当) が設けられマイクロファイナンスの推進が図られている。

一方、中銀は既述のとおり商業銀行に投資資産 (Investment Portfolio) 勘定の 12% をマイクロファイナンス等に廻すよう義務付け<sup>32</sup>、商業銀行の支店には少なくとも 2 名のマイクロファイナンス担当職員の配置が義務付けられている様である<sup>33</sup>。

このような動きと呼応して、Bank of Khartoum の例で紹介したような商業銀行の具体的な動きがあり、また、工業省や Federation of Chamber of Small Industries in Sudan でも金融機関と新しいスキームを開発しつつある。

## 2) 新たなスキーム例

### [1] 工業省のスキーム

工業省小規模企業課 (Small Business Unit) は中小企業への金融斡旋サービス提供の 1 つとして Saving & Social Development Bank と Leather Shoes Making Association のメンバー 300 人のためのマイクロファイナンススキームの構築を進めている。

以下はその特徴である。

- (1) 個々人がマイクロファイナンスを申請するのではなくグループとして申請する
- (2) 1 グループは 10 人以下で構成、リーダーを選出する
- (3) リーダーの役割と責任
  - ・メンバー個々の資金ニーズと書類を取りまとめて銀行へ融資を申請
  - ・リーダーが返済金を集めて銀行へ返済
  - ・借入人の状況を適宜銀行へ報告
  - ・但し、個々の借入人の借入金を返済しないことへの責任は無い
- (4) 本スキームのメリット
  - 1) グループメンバー
    - ・個人で申請する場合に要求される担保が不要である
  - 2) 銀行
    - ・借入人のための推薦状を銀行へ差し出すので銀行は素性が分かる
    - ・個別に返済を依頼しなくても返済金を取りまとめてくれる
    - ・グループリーダーから返済人に係る情報を得られる
- (5) Association の役割
  - ・メンバーのための推薦状の発行
  - ・必要に応じて、融資を受けたいメンバーへの経営指導
- (6) その他
  - ・銀行が貸すのはグループではなく部グループメンバー個人である (従って個別に融資審査を行う)
  - ・貸出限度額は 1 人 20 千 SDG 以下 (グループとして借りられる限度枠等はない)
  - ・金利は年率 12% 固定

### [2] Federation of Chamber of Small Industries in Sudan のスキーム

(現在、同連盟が中銀と交渉中)

<sup>32</sup> 2012 年の中銀方針では、第 2 の柱として資源配分が挙がっており、12% の資源配分を明言している。なお、工業省 SME 部門の話として、中銀は 2012 年度にマイクロファイナンスのための資金 700 百万 SDG を準備しようとしているが未だ実行されていない。

<sup>33</sup> その結果 Sudan Academy for Banking and Financial Sciences のマイクロファイナンス研修業務が活発になっている。なお、同 Academy の理事会議長は中銀総裁。(同 Academy 幹部の説明)

## ①Financing の概要

- ・期間：2年まで
- ・金額：i) 個人で借りる場合限度は20千SDG  
ii) 個人保証だけのグループ借入は20千SDG×人数分  
iii) 担保（土地、建物、機械、原料等）を提供するグループ借入は人数に関係なく1グループ5～200千SDGまで
- ・与信形態：Musharakah、Salam、Musawamah等  
目標はParticipation形式（銀行とJV事業を行って利益が出れば配分するという考え方）により表面金利ゼロの与信を推進  
従って、Murabahahは12%のチャージが掛り負担が大きすぎて採用しない。

## ②スキームの特徴

- ・地方の代表者からの推薦を受けて連盟が融資銀行宛に推薦状を書く
- ・借入人は融資額の2%をTrainingのために連盟に、2%を保険会社に払う
  - i) 連盟は借入人や従業員に必要な訓練を行うほか、支払い状況をフォローする
  - ii) 保険会社は借入人が払えないとき代位弁済する（保証額は100%）
- ・連盟は会費、外国からの支援金、中銀資金等でFund（1百万SDGを予定）を組成し、その一部を保険会社に支払って保険会社が2%では不足するかも知れない代位弁済費用の一部に充てる
- ・本スキームでは、銀行管理費500SDGが免除される。（借入金に対するVAT15%の免除は中銀と交渉中）

## 3) 課題

以下のような課題が当面常にあり、金融機関の的確な管理に加え、中銀や州政府をはじめとするマイクロファイナンス推進機関から金融機関への細心の配慮が無いと、資産の豊かな事業者親族を小企業者に見立てて融資するような単なる数字合わせの金融に墮落する危険も常に伴う。

- ・マイクロファイナンスは与信金額と比較して手間と手数料がかかり、銀行にとっては構造的にHigh Costである。
- ・Rural Areaで適切なサービスを行うのは容易でなく、電話連絡にさえ不自由する
- ・マイクロファイナンスの対象には小農家が多く、大半がRainfed地域にあり年の気候変動を受けやすく、期日とおりのRepaymentが困難になることがある。
- ・先ず借入人を教育することが必要な場合も多い。
  - i) 地方ではマイクロファイナンスのような小口融資は政府のGiftと理解している場合も多い。
  - ii) 啓蒙的な教育とフォローアップを実施しているが、基本的には銀行負担である。
  - iii) 国民のMentalityの転換は困難ではないが時間が掛る

## (2) 輸入代替、輸出振興製品生産分野

政府が計8品目を輸入代替、輸出振興製品生産分野として増産を進めることは、金融セクターにとっては成長の一要因となりうる。但し、食用油製造業界が指摘するように、多少の摩擦はあっても増産に必要な経営環境そのものも整えていく必要がある。

例：食用油製造業界が主張する、輸入増加やコスト高に繋がる商行為を助長する融資の制限

- ・Edible oilのSeed Traderは、食用油の原料である種の収穫期の11～1月にかけて銀行からの融資資金で農家からSeedを買い上げ、精製することなく少量を小売に廻す他は収穫の端境期で消費のピーク時期（4～5月）まで在庫として保管し、値上がり（ピーク時は約2倍になる）を待って、精製業者や消費者への供給として市場に出す。

- ・厳しい外貨事情の中、国内生産の不足分を輸入している現状では、上記は望ましい商行為とはいええない。
- ・油製造業者も Trader から買えば高く付き、消費者価格に跳ね返る。
- ・中銀は銀行の Seed Trader への融資を禁じる必要があるだろう。

### (3) 予算配分の計画性

上記の優先生産品目には 5 つの農産品が入っており、季節性が高く天候に左右されやすい品目もある。特に国営銀行等を通じて融資を行う場合には、中央政府の資金不足の問題はあるもののそれら金融機関を通じたタイムリーな資金供給が必要である。

しかし現状は、例えば、農業省や Agricultural Bank of Sudan は農民に対するタイムリーな資金供給や生産資材（種、肥料、除草剤、機材等）提供の計画が立てられず、農民が必要とする作付等の時期に必要な資金が供給できず、作付け時期が遅れたり必要な手入れの最適時期を逃しており、収穫が向上しない一因となっているとの批判がある。銀行等が的確な計画が作成できない最大の要因は、外貨等の資金手当（予算の実行資金手当）が計画ど通りできないことにある<sup>34</sup>としている。

<sup>34</sup> 以上は食糧油の製造会社で得た情報であるが、Industrial Development Bank でも政府からの融資資金の供給や増資が思うようにはいかず、工業セクターへの資金供給も他行とコンソーシアムを組むことを余儀なくされているケースが多いとのことである。

## 5.5 民間セクター動向 再委託調査結果の分析

### 5.5.1 企業アンケート調査結果概要

スーダンの企業が貿易事業をしていく上で直面している問題を把握するため、再委託による企業アンケート調査を実施した。質問票はあらかじめ調査団が作成し、質問内容は、大きく分けて企業概要、貿易取引の状況と障害（課題）、資金調達、事業運営および拡大の4項目とした（別添 i 民間企業アンケート調査票参照）。調査はハルツームの Newtech 社が4月下旬から6月中旬にかけて行い、67社からの回答を集めている。以下に調査結果を示す。なお、詳しくは後述するが、回答企業の条件を輸出を行っている製造業としたものの、実際に回答した企業のほとんどは現在輸出を行っていない。下記図表は、すべて調査結果を基に JICA 調査団が作成したもので、出所は JICA 調査団となる。

### 5.5.2 回答企業の概要

回答企業67社の企業形態は、個人事業者が62社（92.5%）で圧倒的に多く、3社（4.5%）がゼネラルパートナーシップによる企業、残り2社はそれぞれ株式会社、株式会社以外の有限会社であった。61社（91.0%）は100%国内資本の企業、4社（6.0%）は国内と外国資本の合弁で、残る2社は100%外資企業である。66社は100%民間資本の企業で残り1社は官民合弁の企業である。

回答企業には小規模、中規模の企業が多い。長期雇用従業員の数で見ると、9人以下の企業が34社で最も多く、25人以下の企業21社と合わせると全体の8割を超える（図5.5-1参照）。長期雇用従業員が100人を超える回答企業は5社（7.5%）であった。回答67社のうち、8社（11.9%）は短期の従業員も雇用しており、そのうち5社では短期雇用従業員が長期雇用従業員よりも多い。

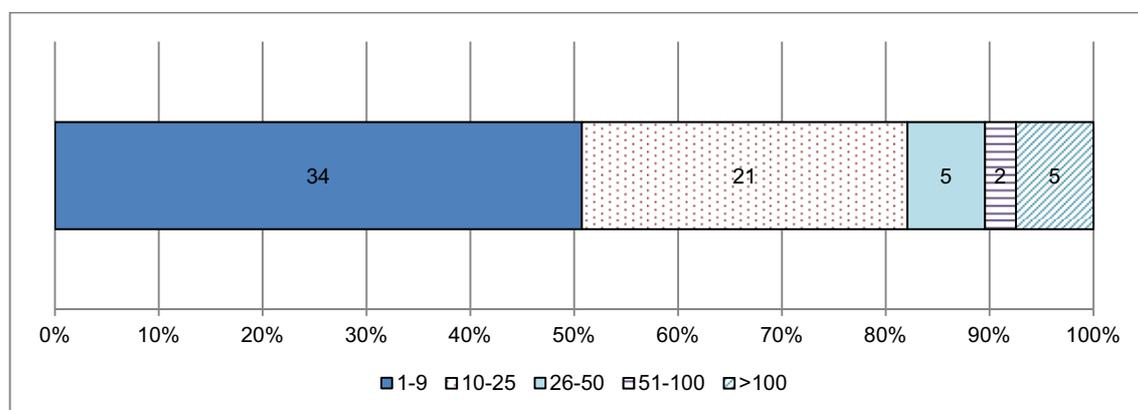


図 5.5-1 回答企業の従業員数

回答企業には比較的社歴が若い企業が多く 2001 年以降に設立された企業が全体の 52.2% を占めている（図 5.5-2 参照）。1991 年から 2000 年に設立された企業が 15 社、1981 年から 1990 年に設立された企業が 12 社と、年を遡るにつれて回答企業が減少する。

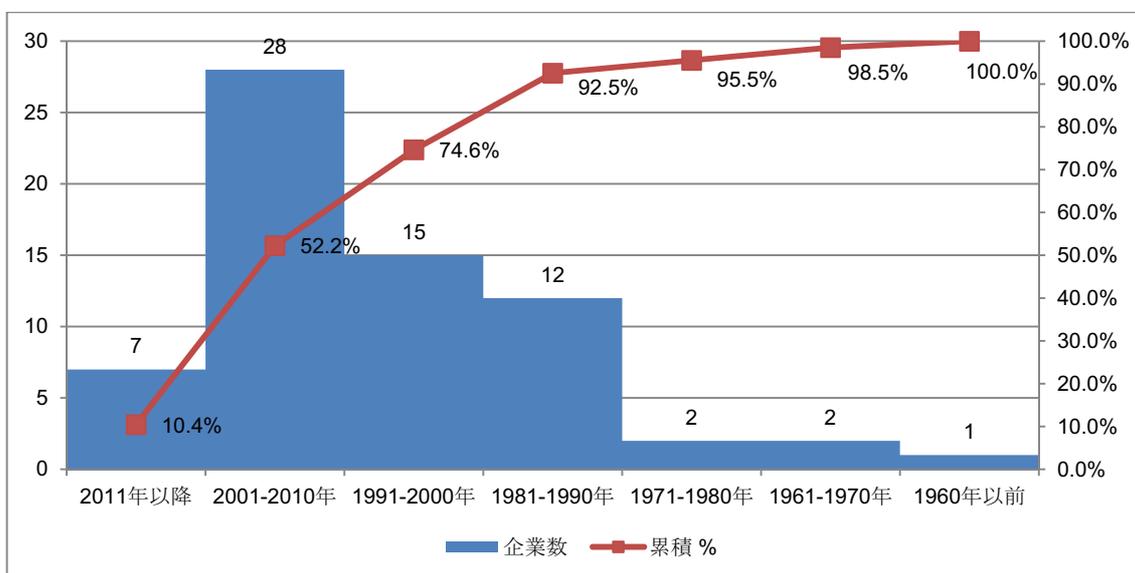


図 5.5-2 回答企業の設立年

図 5.5-3 は回答企業の商品ライン数を示している。回答企業の過半数が 3 つ以上の商品ラインを有している。37 社（55.2%）がビジネス活動に E メールを活用し、19 社（28.4%）がウェブサイトを開示している。

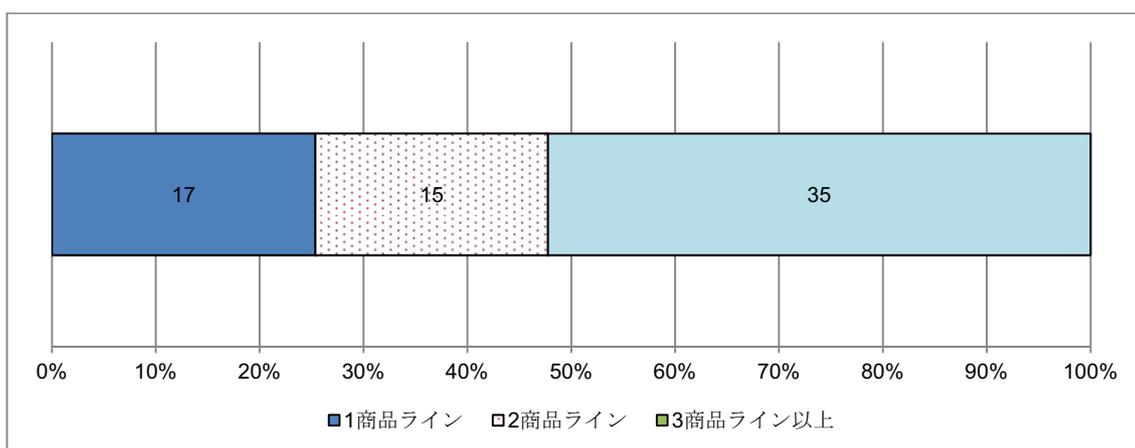


図 5.5-3 回答企業の商品ライン数

回答企業には、稼働率が 31～40%（13 社、全体の 19.4%）、41～50%（12 社、同 17.9%）、61～70%（13 社、同 19.4%）の企業が多い（図 5.5-4 参照）。回答企業の中には稼働率が 90%以上の企業が 4 社ある一方で、30%以下の企業も 10 社ある。また、5 社は稼働率を把握していない。具体的な数値を回答した企業の稼働率の平均は 52.8%、中央値は

50%である。

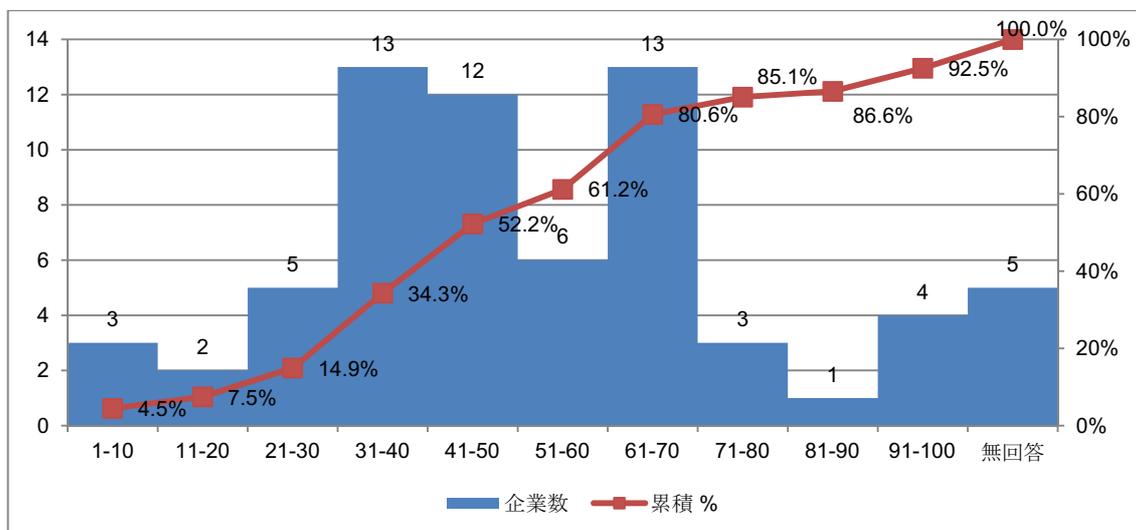


図 5.5-4 回答企業の稼働率

回答企業のうち 44 社（65.7%）は、工業会議所など何らかの業界団体に加盟している。回答自体が少ないものの、これらの団体が提供するサービスのうち、価値が高いと企業側が考えているのは、政府の規制に関する情報提供と製品の推奨である。5 社が前者を有益、あるいは非常に有益であると回答し、後者に対しては 4 社が有益、あるいは非常に有益であると回答している。これらの業界団体では国際市場に関する情報や海外企業の紹介はなされていないようである。所属する団体が国際市場に関する情報や海外企業の紹介を行っているとは回答した企業は 1 社のみで、その有用性に対する評価は「ふつう」であった。

### 5.5.3 外国貿易取引の状況

回答企業のうち、自社の製品を現在直接輸出している、あるいは間接的に輸出していると回答した企業は 4 社にすぎなかった。そのうち、1 社のみが直接輸出をしており、別の 1 社は製品の全量が間接的に輸出されている。1 社は 1 か国のみ輸出しており、2 社が 2 か国、残る 1 社は 3 か国に輸出している。輸出企業は全て国内資本 100%の企業である。4 社のうち 1 社のみが、連邦、州など政府から輸出に対する支援やインセンティブを利用していると回答している。輸出しているからと言って景気がよいわけではなく、これらの企業の稼働率は平均 50%弱で回答企業全体との平均稼働率と差異がない。63 社は国内市場のみに製品を販売しており、全量が間接輸出されている 1 社を除くと、彼らの製品は間接的に輸出もされていない。20 社はハルツーム州のみを市場としている。

原料に関しては、全体の 52.2%にあたる 35 社が全量を直接輸入により調達している。（図 5.5-5 参照）。一方、9 社（13.4%）は全てを国内から調達している。間接輸入も含め

ると 49 社（73.1%）が全ての原料を輸入に頼っている。

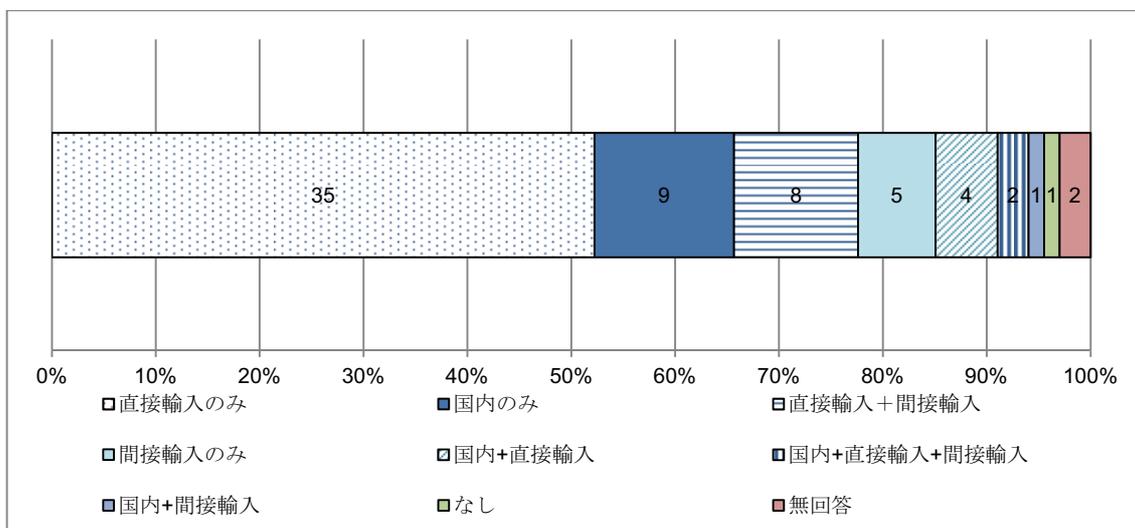


図 5.5-5 原料調達状況

図 5.5-6 は「初めて輸出入取引をした当時、どのように輸出入取引に必要な実務を学んだか」という質問に対する回答を示している（有効回答 57 社、複数回答）。選択肢として提示した「ビジネスをしている知人に尋ねた」（3 社）、「税関に問い合わせた」（1 社）、「有料のセミナーに参加した」（1 社）などを選んだ企業は非常に少なく、無料セミナーに参加したり、支援サービスを利用したりした企業は全くない。「その他」と回答した企業が 52 社（92.9%）で最も多く、中には「家族から学んだ」という回答もみられるが、「自らの経験により身に付けた」という回答が多い。多くの企業が試行錯誤をしながら輸出入業務に取り組んでいることが窺われる。

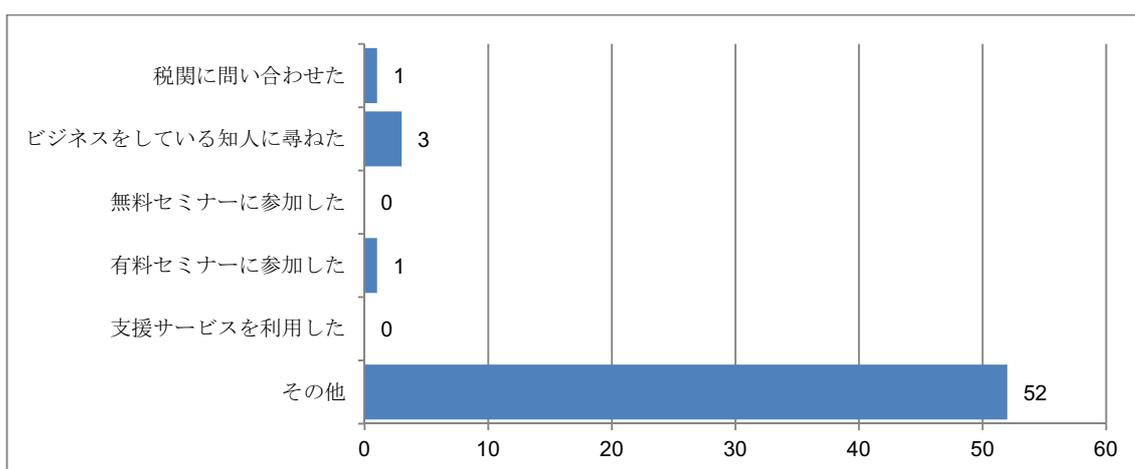


図 5.5-6 輸出入業務の習得方法

輸出入時の決済手段について回答した 56 社のうち、1 社が 3 種類、4 社が 2 種類の決済手段を利用していると回答している。L/C 決済が最も一般的で、41 社が使用している。電信送金を使用しているのは 2 社のみである（図 5.5-7 参照）。現金は、間接的な輸出入の際に使用されていると推察される。

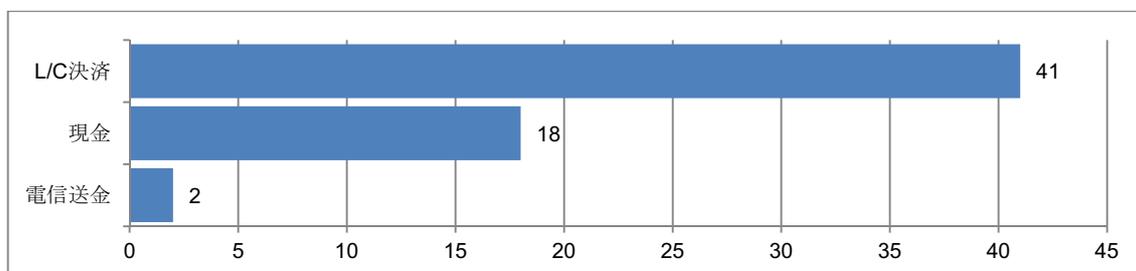


図 5.5-7 輸出入取引における決済方法

図 5.5-8 は輸出入時の決済通貨について回答を示している（複数回答）。回答した 59 社のうち、22 社が 2 通貨、2 社が 3 通貨、1 社が 4 通貨を使用している。US ドル（38 社、64.4%）とユーロ（23 社、39.0%）が一般的に使われているが、UAE ディルハム（8 社）、サウジリアル（4 社）も使用されている。

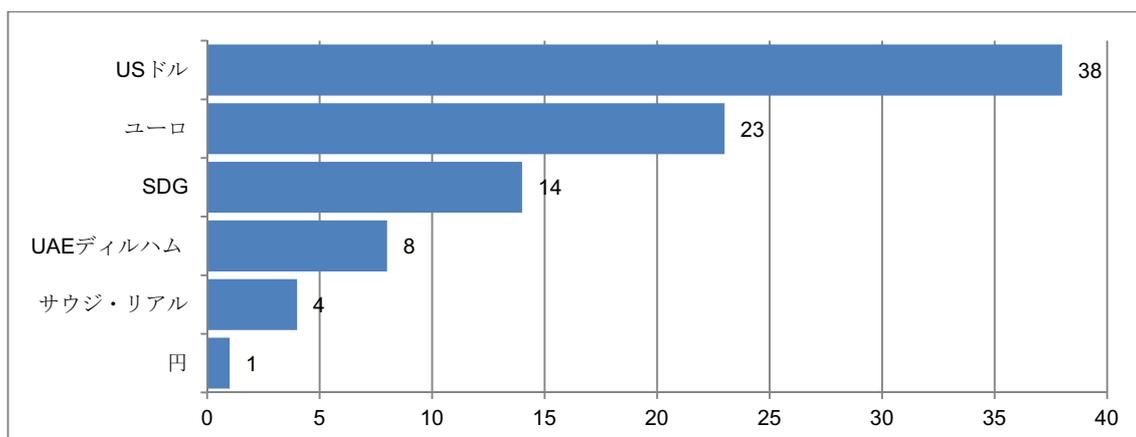


図 5.5-8 輸出入取引での決済通貨

企業には輸出入の際に直面する障害（課題）についても尋ね、表 5.5-1 にはその結果をまとめている。具体的には、輸送、通関、その他税金、決済、為替制限、取引先要求、その他、の 7 分野における障害（課題）の有無とその深刻度合いを尋ねた。同表右には、非常に深刻であると回答された場合には 4 点、深刻であると回答された場合には 3 点といった具合に深刻度合いの評価に応じて配点を変えた上で算出した合計ポイントを示している。図 5.5-9 は、各項目において輸出入時に障害（課題）を感じていると回答した企業の数を示している。全体の傾向として、輸入の際の障害（課題）について回答している企業が多い一方で、輸出時の障害（課題）について回答している企業は多くても 3 社である。これ

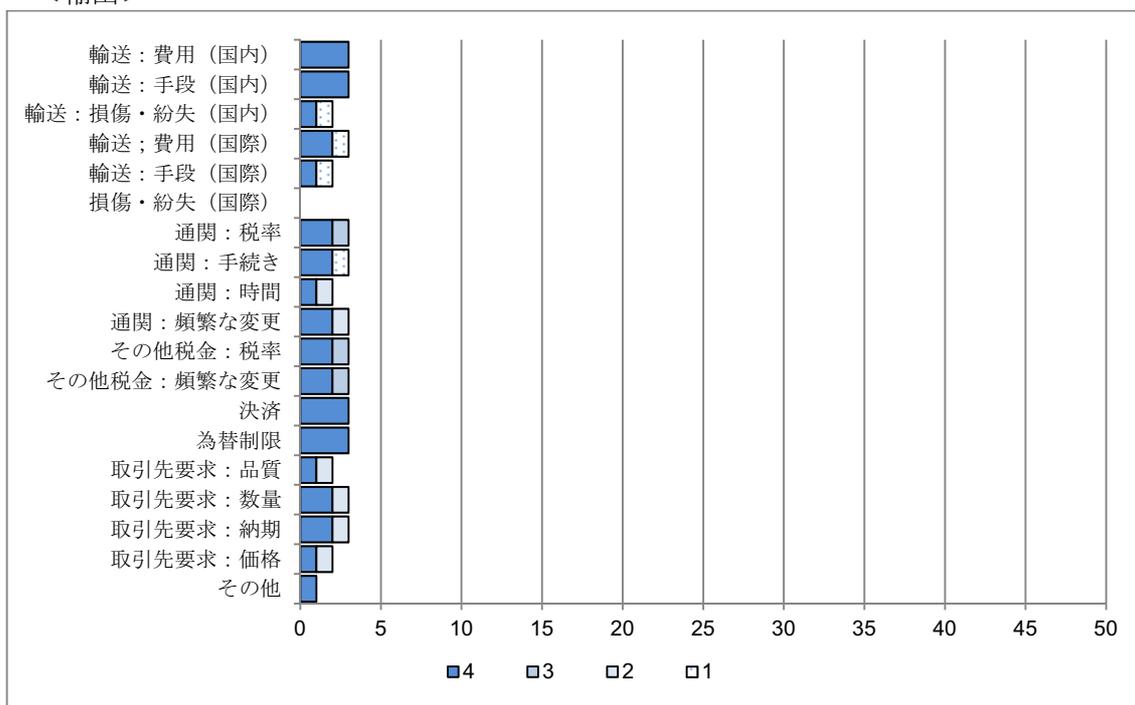
は輸出企業が少ないためと推測される。輸入時の障害（課題）については通関、決済、為替制限の3分野に障害があると感じている企業が多く、個別にみると多い順に為替制限（48社）、その他税金の頻繁な変更（47社）、その他税金の税率（43社）、通関での税率（40社）となっている。

図5.5-10は表5.5-1中のポイントをグラフ化して示している。輸出時の障害については分野によるポイントの偏りがそれほどみられないが、国内輸送価格、国内輸送手段、決済および為替制限が12点で最も高い。11点で通関での税率、その他税金の税率および頻繁な変更が続く。輸入時の障害については通関、その他税金、決済、為替制限の点数が高く、点数の高い項目から順に為替制限（185点）、その他税金の頻繁な変更（153点）、通関での税率（142点）となっている。他の分野と比較すれば高いものの、通関に関する項目の中では通関に要する時間の得点は相対的に低い。図5.5-11に示すように、輸出通関の平均日数は6.3日、最長日数の平均は12.3日、輸出通関の平均日数は12.7日、最長日数の平均は29.2日となっている。最長日数に関しては、輸出時、輸入時の双方において中央値はそれぞれ8日、15日となっているので、通関にかなりの日数を要するケースはそれほど多くないと推察される。

表 5.5-1 輸出入取引時の障害（課題）

		輸出						輸入					
		回答数	深刻度 大(4)→小(1)				ポイント	回答数	深刻度 大(4)→小(1)				ポイント
			4	3	2	1			4	3	2	1	
輸送	費用（国内）	3	3	0	0	0	12	20	4	3	9	4	47
	手段（国内）	3	3	0	0	0	12	15	3	3	7	2	37
	損傷・紛失（国内）	2	1	0	0	1	5	22	4	5	7	6	51
	費用（国際）	3	2	0	0	1	9	19	7	3	4	5	50
	手段（国際）	2	1	0	0	1	5	13	4	2	4	3	33
	損傷・紛失（国際）	0	0	0	0	0	0	16	5	3	7	1	44
通関手続き	税率	3	2	1	0	0	11	40	26	10	4	0	142
	手続き	3	2	0	0	1	9	31	20	4	3	4	102
	時間	2	1	0	1	0	6	27	15	4	5	3	85
	頻繁な変更	3	2	0	1	0	10	36	26	5	3	2	127
その他税金	税率	3	2	1	0	0	11	43	26	6	7	4	140
	頻繁な変更	3	2	1	0	0	11	47	27	9	7	4	153
決済		3	3	0	0	0	12	31	20	6	2	3	105
為替制限		3	3	0	0	0	12	48	42	5	1	0	185
取引先要求	品質	2	1	0	1	0	6	5	2	2	0	1	15
	数量	3	2	0	1	0	10	5	1	2	1	1	13
	納期	3	2	0	1	0	10	5	1	3	0	1	14
	価格	2	1	0	1	0	6	7	2	2	2	1	19
その他		1	1	0	0	0	4	5	4	1	0	0	19

<輸出>



<輸入>

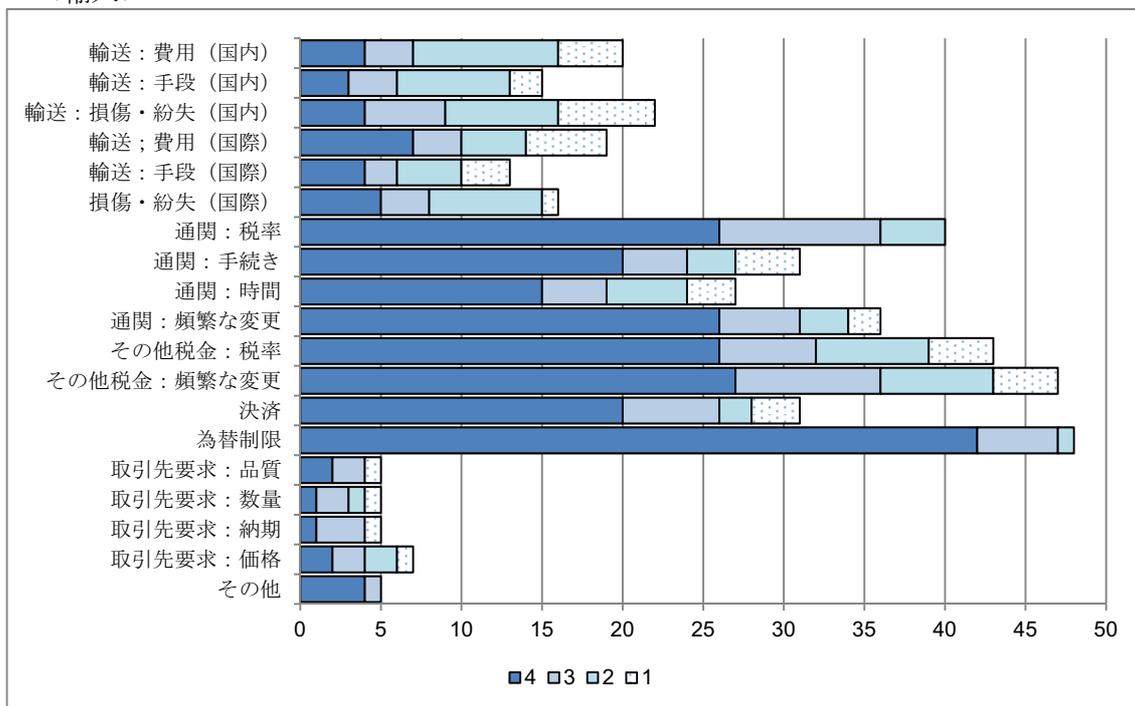
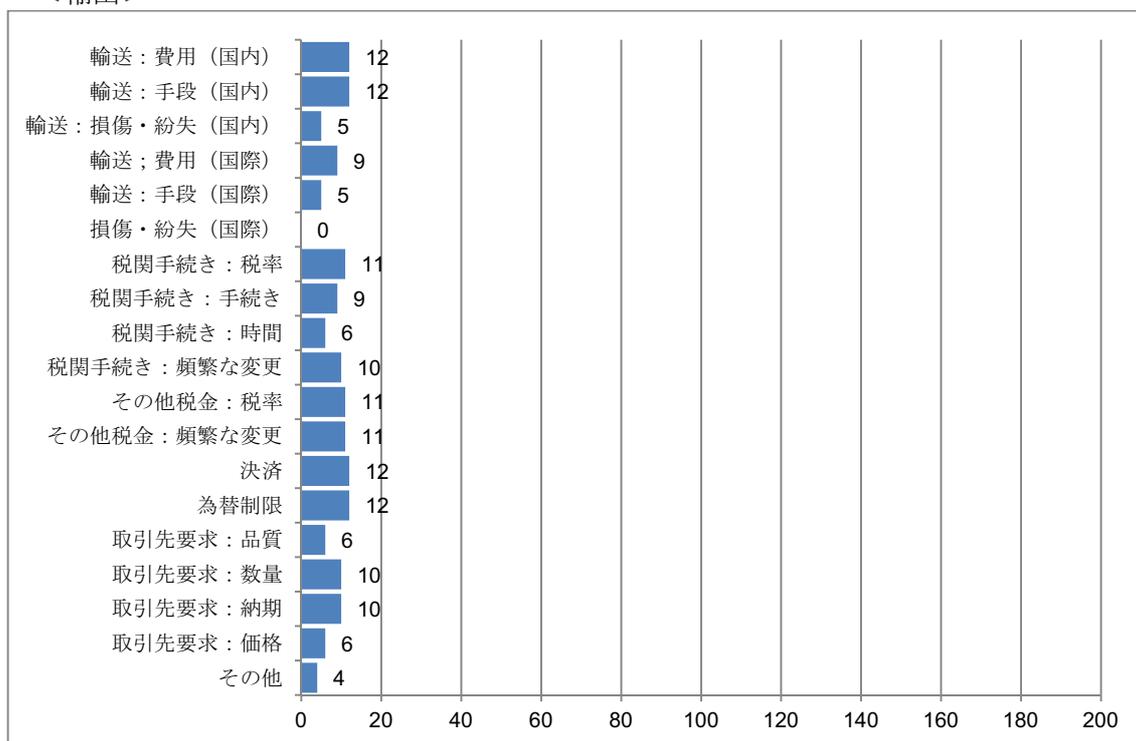


図 5.5-9 輸出入取引時の障害 (課題) (企業数)

<輸出>



<輸入>

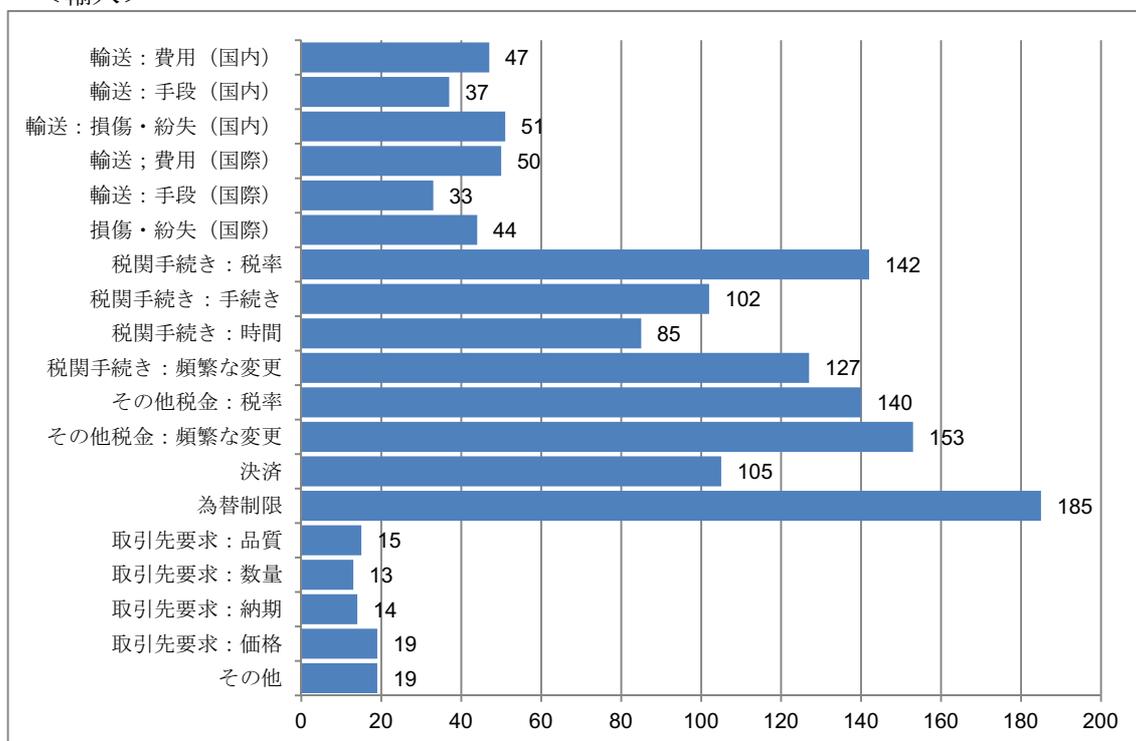
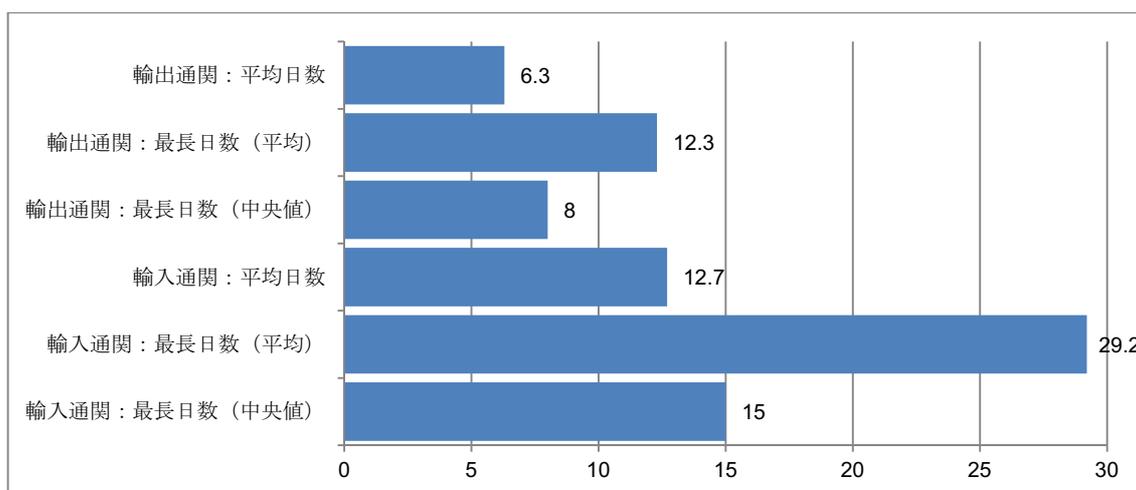


図 5.5-10 輸出入取引時の障害（課題）（ポイント）



注 輸出通関：4社回答、輸入通関：50社回答

図 5.5-11 輸出入通関に要する日数

#### 5.5.4 事業開始時の資金調達と活用した支援策

創業時の資金について複数回答で尋ねたところ、67社中63社が自己資金を挙げており（図 5.5-12 参照）、そのうちの55社（82.1%）は自己資金のみで事業を開始している。家族・友人からの借り入れのみ、および国内銀行からの借り入れのみで事業を開始した企業もそれぞれ1社ずつある。

最も間近に借り入れた融資について尋ねたところ、12社が間近に借り入れた年を回答した。1社は1979年の借り入れが最も間近の借り入れであると回答しているが、その他11社の借入れ年は全て2000年以降となっている。過去3年では2010年に2社、2011年に1社、2012年に4社が融資を受けている。融資期間については、6社が6か月以下、5社が12か月以下と回答し、それ以上の期間を回答したのは1社のみであった。サンプル数が少ないが、長期融資が受けられないという調査団が訪問先から聞き取った内容と符合している。金利は3%から30%で、借入期間による傾向は特にみられない。過去3年に借り入れた企業5社の借入期間は6か月あるいは12か月で、金利は1社（25%）を除いて10%以下となっている。12社のうち、7社は借り入れの際に担保を提供している。12社のうち、1社は借り入れの目的を開発資金のためと回答しているが、残り11社は運転資金として借り入れている。当座貸越、あるいはクレジットラインの有無については、そのいずれかを有しているのは回答した63社のうちの12社（19.0%）であった。

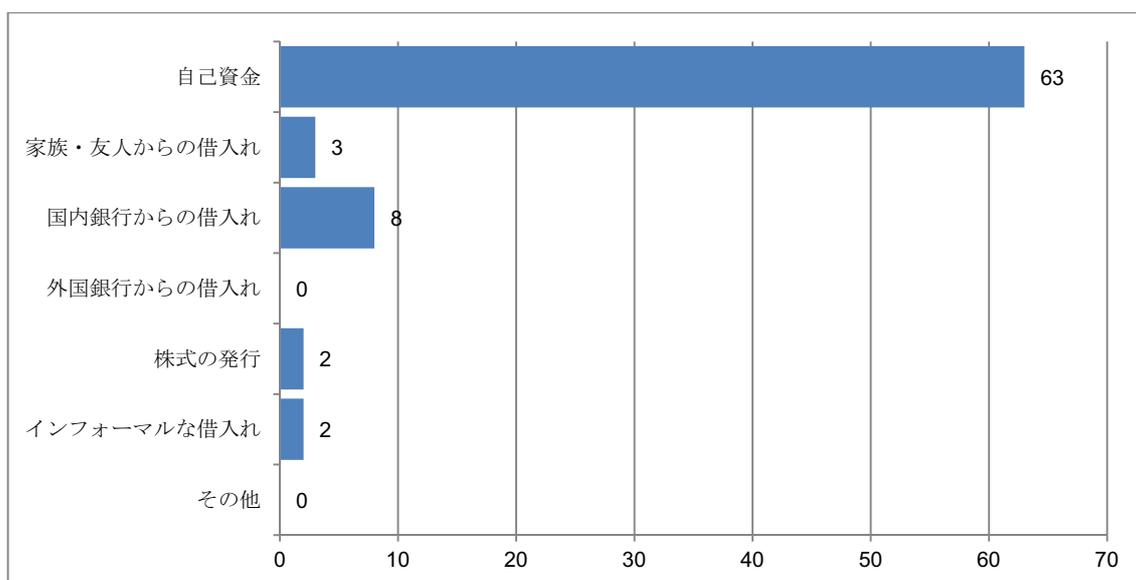


図 5.5-12 創業資金

事業開始時に受けられる支援に関しては回答企業全体の 9.0%にあたる 6 社が活用したと回答している。挙げられた支援の内容は、税の免除、土地（提供あるいは優遇価格）、関税の免除で、それぞれ 4 社、3 社、1 社が活用している。

### 5.5.5 企業の成長

表 5.5-2 は、どのような手段によって技術革新を進めるかについての回答をまとめている。回答企業には選択肢を提示し、順位づけをしたうえで 3 件まで選ばせた。自社開発により技術革新を進めるとした企業が 34 社（50.7%）と最も多く、基幹人員の採用（33 社、49.3%）、顧客と協力による開発（同）、新しい機材の購入（29 社、43.3%）が続く。輸出入の際に直面する障害（課題）に関する回答をまとめた表 5.5-3 と同様に回答企業の評価に基づいて項目ごとの回答を得点化しても、上位の順位に変動はみられない。

表 5.5-2 技術革新の手段

手段	企業数	重要度 大(3)→小(1)			ポイント
		3点	2点	1点	
自社開発により	34	19	12	3	84
基幹人員の採用により	33	10	14	9	67
顧客との協力による開発により	33	11	10	12	65
新しい機材の購入により	29	11	12	6	63
展示会・スタディツアーへの参加により	18	1	3	14	23
機材サプライヤーとの協力による開発により	13	3	4	6	23
親会社からの技術移転により	10	5	4	1	24

手段	企業数	重要度 大(3)→小(1)			ポイント
		3点	2点	1点	
外国企業からの技術ライセンス取得により	4	2	2	0	10
国内企業からのライセンス取得により	4	1	2	1	8
コンサルタントの活用により	3	0	1	2	4
大学・公的機関による支援の活用により	2	2	0	0	6
商工会議所から	1	0	1	0	2
その他	5	2	1	2	10

従業員のトレーニングについては、46社（68.7%）が実施していると回答している。14社（20.9%）は外部のトレーニングを活用していると答えており、そのうちの9社（13.4%）は社内でのトレーニングを行っていない。32社（47.8%）は社内トレーニングを実施していると回答しており、うち29社（43.3%）のトレーニングは社内においてのみである。ただし、31社は社内トレーニングの日数として1か月以上の日数を回答しており、そのうち9社は364日あるいは365日と回答している。OJTとして回答しているものと思われ、これらの31社の中には日常業務とは別の場での従業員教育が行われていない企業も少なくないと推察される。

表 5.5-3 は事業を運営する、あるいは拡大する上で阻害要因についての回答をまとめている。表 5.5-1 や表 5.5-2 と同様に、それぞれの項目を阻害要因として挙げた企業数、それぞれの項目の阻害要因としての深刻さに関する企業の評価と企業の評価に基づく項目別のポイントを示している。図 5.5-13 それぞれの項目を阻害要因として挙げた企業数を、図 5.5-14 はそれぞれの項目のポイントを示している。最も多くの企業が阻害要因として挙げたのは経済の不確実性（60社、89.6%）で、税率（46社、68.7%）、規制の不確実性・一貫性の欠如（44社、65.7%）、税金・手数料の頻繁な変更（42社、62.7%）が続く。阻害要因としての深刻度度合いの評価をもとにポイント化した場合にも、上位の項目に変動はない。

表 5.5-3 事業を運営・拡大する上での阻害要因

阻害要因		企業数	深刻度 大(4)→小(1)				ポイント
			4	3	2	1	
通信	サービスエリア	6	1	0	3	2	12
	通信のとぎれ	8	1	0	4	3	15
	費用	12	1	1	6	4	23
電気	停電およびサージ電圧	29	8	2	8	11	65
	費用	26	11	7	5	3	78
輸送	手段（国内）	15	3	5	4	3	38
	時間（国内）	20	5	5	6	4	51
	費用（国内）	26	5	6	9	6	62

障害要因		企業数	深刻度 大(4)→小(1)				ポイント
			4	3	2	1	
	破損・紛失 (国内)	20	3	6	5	6	46
	手段 (国際)	8	1	4	2	1	21
	時間 (国際)	5	2	1	1	1	14
	費用 (国際)	9	2	3	2	2	23
	破損・紛失 (国際)	11	3	3	3	2	29
土地の取得		36	23	11	2	0	129
税金・手数料	税率	46	25	14	5	2	154
	手続き	39	22	10	6	1	131
	頻繁な変更	42	24	9	6	3	138
通関	税率	37	26	4	5	2	128
	手続き	31	21	3	4	3	104
	時間	28	18	2	6	2	92
	頻繁な変更	31	22	3	5	1	108
労働規制		21	8	1	8	4	55
労働者の能力・教育		19	7	4	7	1	55
市場情報	アクセス (国内)	17	7	4	5	1	51
	アクセス (国際)	8	3	3	1	1	24
技術情報へのアクセス		14	6	2	3	3	39
事業許可の取得		23	10	2	5	6	62
資金調達	アクセス	32	21	5	4	2	109
	費用	36	25	5	5	1	126
経済の不確実性		60	48	9	3	0	225
規制の不確実性・一貫性の欠如		44	26	10	8	0	150
汚職・公正な競争を阻害する慣習		40	22	6	9	3	127
犯罪・窃盗・不法行為		27	9	8	6	4	76
法制度・紛争解決		17	9	1	5	2	51
その他		12	10	1	0	1	44

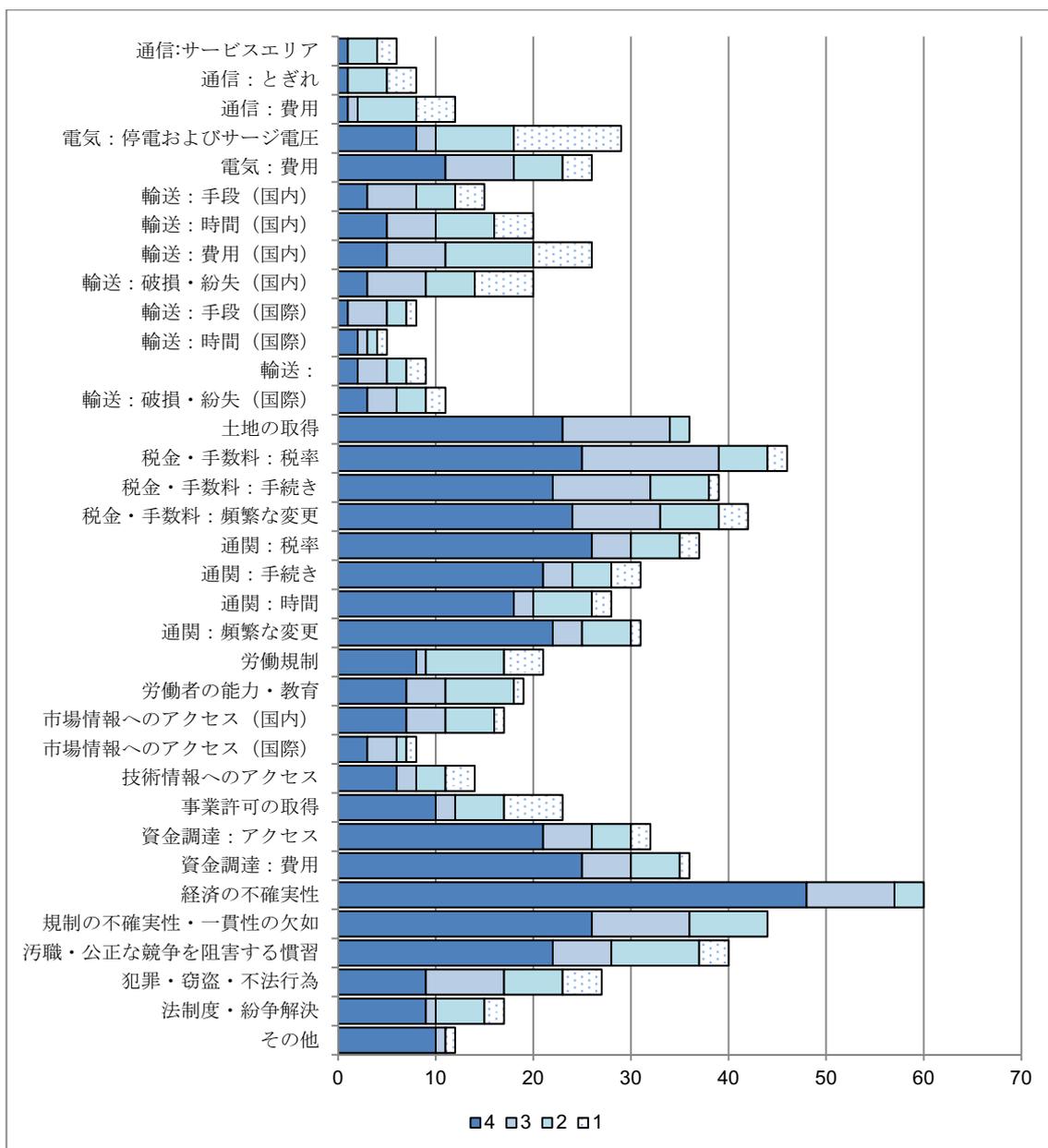


図 5.5-13 事業を運営・拡大する上での阻害要因（企業数）

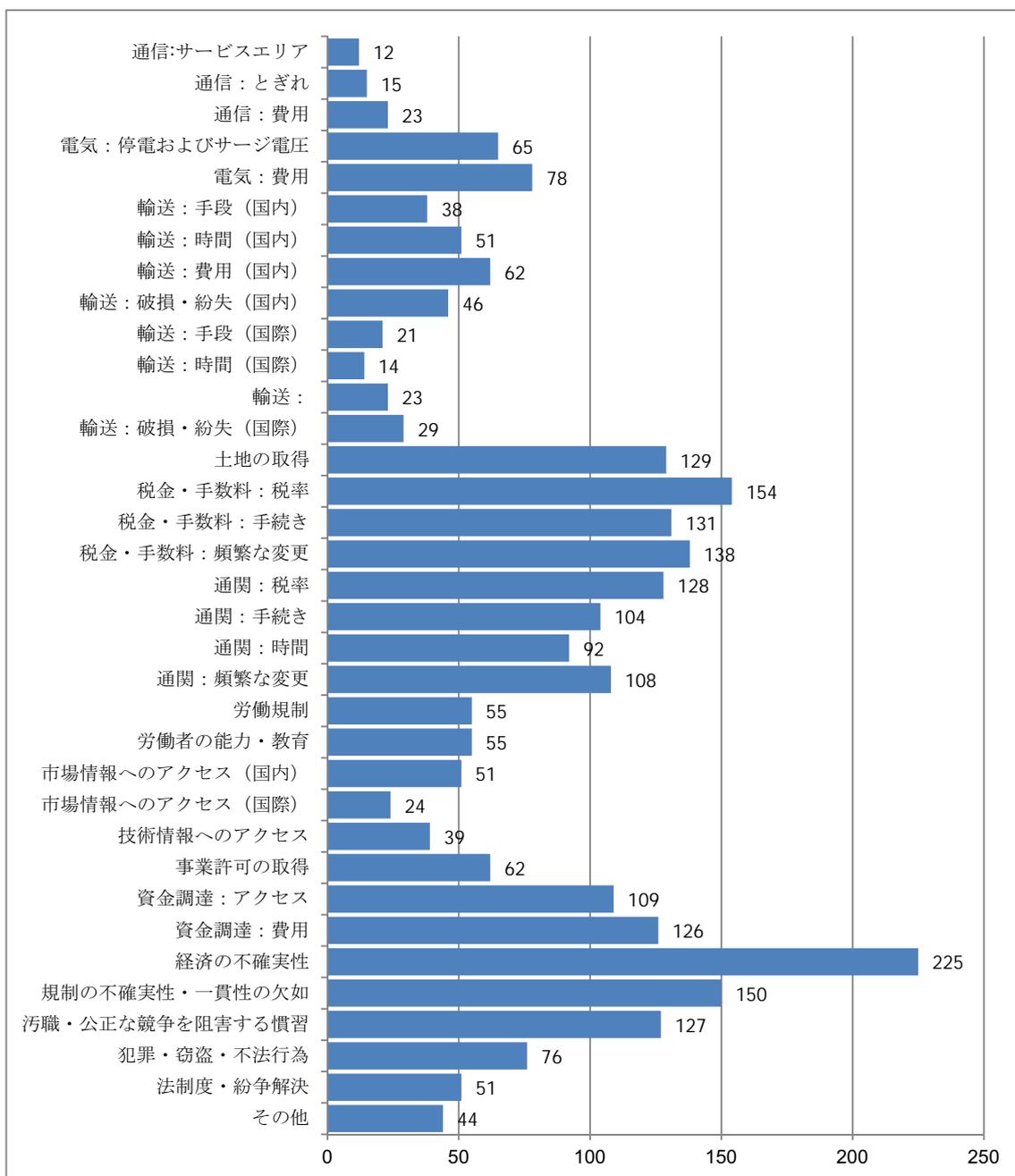


図 5.5-14 事業を運営・拡大する上での阻害要因（ポイント）

### 5.5.6 考察

#### (1) 企業の輸出入の状況

調査の結果からまず言えることは、スーダンにおいて製造業で輸出を行っている企業は非常に少ないということである。そもそも製造業自体の数が少ない。5.3 章の工業セクタ

一でも述べたように、スーダンの製造業は食品加工が全体の70%程度を占めており、しかも輸出企業は限定的と言う事実は、本再委託調査結果からも裏付けられたと言える。再委託先企業からは、「利用可能な情報およびネットワークを駆使してアンケート調査を実施したが、企業側、特に大企業から協力を得ることは難しかった」との報告を受けている。結果として、回答企業の多くは中小規模の企業となっている（ただし、全国的にみても企業の大部分は中小企業であり、回答企業の企業規模分布がスーダンにおける企業分布の実態から大きくかい離しているわけではない）。

5.3.2 で示したように、スーダンでは製造部門からの輸出品目は限られている。また、2001年の産業統計によれば当時小企業から輸出されていた製品は食用油のみであった。調査団は様々な業界の大手に属する企業を訪問したが、大手企業であっても輸出を行っていると回答した企業は皮革製革所を例外とすればごく一部であり、輸出をしている場合でも輸出が売上に占める割合はわずかであった。大手企業であってもこのような状況であることから、多くの中小企業が輸出しているという状況は考えにくい。再委託にあたっては輸出をしている製造業を対象とすることを条件としたが、輸出企業を対象を絞ったままでは、再委託先は十分な回答数を集められなかったと推察される。

一方で、多くの企業が原材料を輸入品に依存している。原料が全て国産品である企業は9社（13.4%）であり、49社（25.8%）は全ての原料を輸入に頼っている。スーダンにおける産業基盤の脆弱性を示していると言え、国内で調達可能な原料を増やすべく産業の育成を図ることが求められるが、輸入品を全く使用しなくなる状況はあり得ない。従って、輸入が円滑に行えるような環境の整備も必要であろう。

## (2) 企業の稼働率

回答企業の稼働率には、31～50%と61～70%に大きな山があり、稼働率を回答した62社中の38社（61.3%）がこれらの範囲で稼働している。4社が91%以上で稼働している一方で、10社は30%以下の稼働であり、稼働率の平均は52.8%であった。稼働していない企業は当然、調査の対象から外れているため、スーダン企業全体の稼働率はもっと低いと推察される。販売不振、運転資金不足などが原因として考えられ、スーダン企業の苦しい状況が窺われる。

## (3) 事業の運営・拡大における阻害要因

ハルツーム州に所在する企業のみを調査対象としたこともあり、他地域では全く状況の異なる回答となる可能性もあるが、今回の調査での回答企業は通信、電気、輸送などハードインフラを、事業の運営あるいは拡大における深刻な阻害要因として捉えていない。調査団が訪問した企業には高い電力コストを成長阻害要因として挙げる企業が少なくなく、通信や輸送と比較すれば、アンケート調査においても電力を事業運営の阻害要因として挙

げた企業は多い。しかし全体で見れば深刻度はそれほど大きくない。これは、近年の政府による電力網整備の成果と言える。一方、資金調達はアクセス、費用ともに 100 ポイント以上をあげており、ソフトインフラと言える銀行部門が産業セクターへの資金供給において円滑に機能していないことを示している。実際、回答企業の中で 2000 年以降に借り入れを行っているのは 11 社にすぎず、12 か月を超える借り入れはそのうちの 1 件のみである。回答企業の多くは主に自己資金のみによって事業を開始しているが、事業拡大時にも自己資金に頼らざるを得ないケースが多いことが窺われる。調査団が訪問した企業からも、長期の融資を受けられないこと、そしてそのことが事業を運営する上でのボトルネックになっているという声が聞かれた。金融仲介を通じた資金循環が求められる一方で、5.4.3.1 で述べたように融資を受けるためには企業側の変化も必要である。

しかしながら、企業が特に深刻な阻害要因として捉えている項目は、突出して高いポイントをあげた経済の不確実性を筆頭に、規則の不確実性・一貫性の欠如、税金（税率、手続き、頻繁な変更）、土地の取得、汚職・公正な競争を阻害する慣習、通関（税率、手続き、頻繁な変更）など、政治行政による関与の大きい項目ばかりである。高い税率に対する不満を抜きにすれば、企業は見通しの立たない経済状況一般と、事業を運営する上で必要となる手続きにおける不透明性が成長の阻害要因であると考えている。見方を変えれば、行政がビジネスに関わる制度の透明化を図り、手続き業務を効率化させれば、現在企業が感じている事業運営における阻害要因の多くは解消されるということである。

#### (4) 輸出入時の障害（課題）

輸出入時の障害のみに焦点を絞ると、多くの企業が様々な項目を輸入時の障害として挙げている一方で、輸出時の障害に対する企業からの問題提起は少ない。ただし、これは多くの企業は輸出をしたことがない、あるいは輸出を試みて断念した経験が無いために、これまでに障害を感じたことがないことを示しているに過ぎないと推察される。輸入時の障害（課題）についての回答をみると、現在の外貨準備不足を反映して外貨制限が最も深刻な障害としてとらえられている。企業は外貨を闇市場から調達しているが、そのこと自体がある意味では経営資源の浪費と言える。闇市場に流れている外貨が正規のルートを通じて活用されるようにすることを目的に、中央銀行は銀行及び公設の外貨両替所での米国ドル交換レートを 1US\$ に対し 5.0SDG 以下とすることを 2012 年 5 月 21 日に決定したが、現時点ではこの決定が企業の外貨調達にどの程度ポジティブな影響をもたらすかは未知数である。

外貨制限を除くと、上位は通関とその他税金に関する項目ばかりであり、双方において特に税率と頻繁な変更が輸出入の障害になっているようである。頻繁な変更に関しては、州政府の通商省も不満を抱いていること、不満を抱いている原因は変更が頻繁になされることだけでなく、その情報が迅速に伝わってこないことにもあることを調査団は確認して

いる。このことから、企業側が最寄りの窓口で事前に確認をした上で手続きの準備を進め、実際に手続きをする際には確認した内容とは異なることが要求されるというケースが度々発生しているであろうと推察される。まずは制度を頻繁に変更しないことが求められるが、仮に変更する場合には速やかに関係機関に通達し、誤った（古い）情報が企業側に伝わらないようにする必要がある。

一方、企業が初めて輸出入をする場合に、実務的な情報や知識を得ることのできる場や機会はほとんどないようである。試行錯誤を重ねながら経験により実務を身に付けたと回答した企業が多い。手続きのやり直しが必要となるケースを少なくすることは企業側、行政側の双方にとってプラスである。企業が輸出入に関する実務的な情報や知識に容易にアクセスできる場や機会を設ける必要があるだろう。

## 5.6 観光セクター

### 5.6.1 スーダン観光セクターの位置づけ

近年、スーダン GDP におけるサービス産業のシェアは約 50%程度で推移している。その中でも、1) 運輸・通信業、2) 金融・不動産業、3) 商業・ホテル・レストラン業が各々10%程度のシェアを占めており、サービス産業での主要業種と言える。残念ながらスーダン GDP 構成項目の中に観光業（Tourism）と言う単独での名称は見当たらない。この観光産業がエジプトやケニアと異なり外貨収入源、あるいは雇用創出源として確立されていない点はスーダンにとってマイナスであるが、逆に新たな産業として開発の期待は大きい。表 5.6-1 は、2009 年と 2010 年の外国人観光客の数と観光に費やした金額を示している。

表 5.6-1 外国人観光客数と消費額（2009-2010）

	2009	2010
観光客（数）	420,238	435,161
観光消費額（百万ドル）	521.7	616.6

出所：Ministry of Tourism, Antiquities and Wildlife

現在のスーダンで 43 万人の外国人観光客数は一見多いようにも思われるが、今回調査した紅海州やカッサラ州では、欧州を中心とする海外からハルツームを経由せず多くの観光客が来るとのことであり、それらを含めれば入国管理局での観光目的入国者数は年間 40 万人を超える。ただハルツーム市内では、一見して観光客と目される人に出会う機会は少ない。2011 年度の観光客数は 55 万人と報告されており、単純計算で 1 日あたり約 1,500 人となる。ちなみに日本からも毎年観光ツアー客が訪れている。

スーダンへの観光客は基本的に次の 3 つのパターン（観光目的）に分類できる。

- (1) 歴史的遺跡の見学ツアー：英国、オランダ、フランス、ドイツ、ポーランドなどからの観光客で、この中には日本人観光客も含まれる。
- (2) 東南部でのハンティングツアー：主に湾岸諸国からのツアー客である。
- (3) シーダイビングツアー：紅海州沿岸の島々であり、オランダ、イタリア、米国などからのツアー客である。

また観光客が宿泊、食事、移動などに費やした金額は 2010 年で 6.2 億ドルに上り。この額は 2010 年 GDP の 8%に相当する額である。スーダン観光省として欧州の 3 都市では毎年、国際旅行フェアに参加しており、そのほか国際博覧会や見本市の場を活用してスーダン観光を促進している。同様に日本でもほぼ毎年、日本旅行業協会（JATA）の主催

による旅行フェアに出展している<sup>1</sup>。

### 5.6.2 スーダン観光開発の可能性

スーダンの観光資源は豊富ではあるが、観光開発には過去 20 年を超える内戦の影響が色濃く残っており、開発を行う側、観光の対象いずれの点においても開発が不十分と言える。現在、国立公園は全国で 8 か所が指定されている。その中で、ハルツームから 400Km 北のジュベル・バルカル（世界遺産に登録された古代クシュ王国の遺跡）とナパタ地方のクッル遺跡、南東部のエチオピアとの国境に近いサッドの野生動物や鳥、石窟壁画は世界的に見ても優れており、さらに観光レジャーと言う点ではバユダ砂漠でのハンティングや紅海のダイビングスポットが国際的レベルにまで開発できる余地がある。文化資源、自然資源、ビーチリゾートなどスーダンが有する資源として観光産業の開発可能性は高い。

しかしながら現在のところこれらはいずれも地方にあり、アクセス道路、ホテル・レストラン、観光施設・アトラクション、さらには関連法規などの開発・整備は遅れている。外国人客を迎え入れるホテルや従業員、ハンディクラフトなどのお土産品の開発などもこれから開始されようとしているところである。このため北部の遺跡ツアーやサッドツアーは、宿泊施設の不備からコックが同行するなどの対応が取られている。3 か年緊急プログラムにおいても、観光産業開発が貧困削減と雇用創出に直接貢献するとして、次のような開発目標があげられているが、どちらかと言えば、多くの外国人観光客を大挙迎え入れ、外貨獲得を狙うと言うよりも、まずは観光産業としての基盤を作り、国内において観光産業としての機運を盛り上げようとの姿勢が強い。

- (1) 伝統的な民俗に基づく中小規模の観光産業開発
- (2) 海外における観光誘致の促進
- (3) Arkawit resort の再開発、JabalMarra の開発による国内観光客の誘致
- (4) 観光インフラ整備に必要とする予算の手当て

そもそも国としての観光開発マスタープランがこれまで全く作成されておらず、2004 年に UNWTO (World Tourism Organization) による調査が予定されていたが、諸般の事情でこの調査は実施されていない<sup>2</sup>。観光省としても、まずは全国観光開発マスタープラン作りに取り組む考えであり、資金と技術（人）の支援先を探している。

スーダン観光開発の課題としては、次のような点があげられる。

<sup>1</sup> 日本からは旅行会社 3 社が、毎年それぞれ 5 回程度のツアーを組んでいる。

<sup>2</sup> UNWTO は、国連組織であるため、スーダンの CPA 締結前の申請は受け付けられなかった。また、現在、サウジアラビアの Islamic Development Bank に資金提供を交渉中である。

- (1) 道路、電力など、特に地方部におけるインフラの不備
- (2) スーダン観光のイメージ形成の遅れ（観光戦略づくりの遅れとも言える）
- (3) 観光地、レジャースポットとしての開発不足（外国人向け案内板や周遊コースの整備など）
- (4) 外国人向けホテルやレストランなどの施設の不備
- (5) 観光ガイドやホテル従業員など接待技術の訓練不足
- (6) 外国人観光客（入国者）に対する手続き上の問題（外国人で一般旅券所持者に対しては、入国後、外国人登録が求められる。また、地方への移動（ハルツーム州から）においてもスーダン省庁から発行される移動許可証の取得が義務付けられている。これらには数日間の時間と費用がかかる。）

### 5.6.3 カッサラ州観光開発の可能性

#### (1) カッサラ州の概要

カッサラ州（Kassala State）は、紅海州（Red Sea State）、ゲダレフ州（Gedaref State）と共にスーダン東部地域に位置し、エチオピア及びエリトリアと国境を接している。州面積は、42,282km<sup>2</sup>、人口180万人で、11のlocalitiesから構成されている。7月～10月の時期しか雨は降らず、基本的には農業、牧畜が主要産業の州である。農業以外では金などの鉱物資源、セメント工場、ジャム工場はあるが、工業として見るべきものは少ない。以前、輸出用のタマネギ工場があり従業員2,000人を抱えるまでになっていたが、すでに操業を停止しており、州として産業開発が目下最大の課題となっている。

現在、JICAによるカッサラ州基本行政サービス向上による復興支援プロジェクト（Capacity Development Project for the Provision of Services for Basic Human Needs in Kassala）が2011年5月より約3年間に亘って実施されている。同プロジェクトは、州政府自体の行政能力向上のほか、給水、農業、母子保健、職業訓練などの分野においてサービス提供キャパシティの強化を目指すものであり、カッサラ州全体を対象として行われている。このほか別途行われている、東部復興支援プログラムでは中心部の町再開発や、社会資本の整備が進められているが、やはり開発のキーとなるのは、地元雇用を創出し、収入源を確保する産業の開発にあると言える。基本的にはこれまでの伝統及び自然環境を活かし農業・牧畜と言うことになるかもしれないが、カッサラ州における新たな分野として観光産業開発は非常に大きな開発可能性がある。

#### (2) カッサラ州の観光開発

カッサラ州はタカ山（Taka mountain）をはじめとして自然豊かな州である。スーダン国内では、新婚旅行地として知られおり、2010年のカッサラ州は48,000人の観光客を受け入れている（大半がスーダン人である）。また観光資源として、伝統的に牧畜が盛ん

なことから、ナイフ、剣、あるいは櫛などは男性装飾の一部であり、伝統工芸品として開発余地が高いものである。現在、州内には約 300 名の刀職人がいるとされている。このほか、野菜、バナナ、マンゴー、グレープフルーツ、レモンなども多く採れ、新鮮な空気の中で自然と健康をアピールするには絶好の地域となっている。さらには紅海州や隣国エリトリアの海岸リゾートとの連携も想定される。

現在、この豊かな自然資源を活用して観光産業開発を行う計画が既に地元にある。州政府（Ministry of International, Culture and Tourism）を中心に、民間セクター、女性起業家などが連携して取り組みを行おうとしている。州政府としては次のような事業に取り組む計画である。

- 1) Tourist Police (guide)の養成
- 2) ガッシュー渓谷、Khashm El-Gerba lake、Atabara river の開発（レストランなど）
- 3) ホテルの建設

このほか、ハンディクラフト展示のための公園建設、動物園の建設、タカ山観光の開発などの計画もある。一方、女性起業家グループは、インドネシアにおける民芸品開発や観光事業の中での取り込み方を学び、州内での観光開発に生かす考えである。

しかしこれらの開発計画は、これまでのところ期待感が先走りして感があることは否めない。例えばこれまで州を訪れた観光客の分析や、カッサラ州の観光地としての比較優位性、あるいは地域の視点でカッサラ州らしさの開発コンセプトなどが十分に検討されていない。また上記観光産業開発の方針と、州内投資促進活動や職業訓練との政策の協調も見られない。まずこれらの作業を専門家の意見を入れながら取り組むことが薦められる。その際留意しなければならない点は、次のような基本的考え方である。

- 1) 豊かな自然環境の保全と調和を図った開発（Green & Clean Resort をテーマとした開発）の推進
- 2) 地域の活性化と住民参加を尊重した開発の推進
- 3) 今ある資源を活用した開発の促進（自然環境、景観、遊歩道、市場、ラクダ、ロバなど）
- 4) 快適な滞在が出来るだけの施設の充実（ホテル、レストラン、休憩所、従業員のサービス）

また、観光産業開発をなすにあたっては、主たる観光客（国籍、年齢層など）を絞り込んでおくことも必要である。